昭25.11.30.

官報

主要目次

省令
○らつこ又はおつとせいの獣皮及びその製品の製造等の制限に関する省令の一部改正　四一三頁
告示
○連合国財産の返還命令　四一三
○株式会社大阪不動銀行の銀行業を営むことの免許等　四一五
○昭和二十五年政府第二回短期宝くじの発売條件等　四一五
○肥料取締法仮登録証交付　四一五
○木炭事務所設置の件廃止　四一五
○林業用施設林地荒廃防止に係る災害復旧事業計画概要書等の様式　四一五
○輸出品取締法に基く第四條輸出品の指定等に関する件の一部改正　四一七
○輸入に関する事項の公表（第三十六回）　四一七
○輸出品取締法に基く第三條輸出品の指定等に関する件の一部改正　四一七
○輸入に関する事項の公表（第三十三回）に関する件の一部改正　四一九
○車両規則による自動車指定　四一九
○外国あて小包郵便物の送達に関する條件の一部改正　四一九
官庁事項
○連合国最高司令官総司令部よりの「民事及び刑事裁判権の行使に関する覚書」　四二一

省令

◎農林省令第百二十六号

獣虎臙脂獣狐獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）第一條の規定に基き、らつこ又はおつとせいの獣皮及びその製品の製造等の制限に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

農林大臣　広川　弘禪

らつこ又はおつとせいの獣皮及びその製品の製造等の制限に関する省令の一部を改正する省令

らつこ又はおつとせいの獣皮及びその製品の製造等の制限に関する省令（昭和二十五年農林省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項を第六項とし、同則第四項中「前二項」を「前三項」に、「証票」を「証票並びに検査」に、「並びに第四條」を「、第四條並びに第五條第二項から第四項まで」に改め、同項を第五項として次に第四項として次の一項を加える。

4　第二項の規定により届出のあつたらつこ又はおつとせいの獣皮を製造し（じゆう製の場合を除く。）、又は加工した者は、遅滞なく前項の規定により当該獣皮に対し交付された証票を提示して住所地を管轄する都道府県知事の検査を受けなければならない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

◎総理府告示第三百三十一号

連合国財産の返還等に関する件（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、大村博（東京都世田谷区成城町七百九十五番地）に対し、その所有する左の財産を昭和二十五年十二月二十五日までにジエー・ケー・ゴルデイー（長野県上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百八十四番地の十八）に返還することを命じた。

昭和二十五年十一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

種類	数量	所在地
一　建物（家屋番号十八番）	二棟総坪五十三坪四合	長野県上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百八十四番地の十八及び十九
二　動産	百三十一点	同所同番地

◎電波監理委員会告示第二百三十一号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第七号）第四十五條の規定により、常時運用しない海岸局を次の通り指定し、昭和二十五年六月三十日から適用する。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　公衆通信業務を取り扱わない海岸局

海岸局の名称	指定運用時期及び指定運用義務時間
（い）那珂湊、勝浦（千葉県）、清水（静岡県）、御前崎、浜島、尾鷲、田辺、香住、下関、室戸、須崎、福岡、長崎、油津、枕崎、八戸、釜石、気仙沼、小名浜、余市、釧路及び稚内の各漁業用海岸局	なし
（ろ）横須賀、鹿山及び下関の各海上保安庁所属海岸局	なし

二　無線電話のみの海岸局

海岸局の名称	指定運用時期及び指定運用義務時間
（い）久慈、館山、銚子、大島、八丈島、小田原、伊東、豊浜、小浜、宮津、勝浦（和歌山県）、西郷、浜田、清水（高知県）、唐津、奈良尾、館浦、厳原、島之浦、土々呂、牛深、富江、鰺ケ沢、宮古、山田、塩釜、江名、浦河、函館、紋別、網走、室蘭及び留萌の各漁業用海岸局	なし
（ろ）宇野及び高松の各日本国有鉄道所属海岸局	なし
（は）太湖汽船株式会社所属海岸局	なし

◎電波監理委員会告示第二百三十二号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第七号）第四十六條の規定に基き、海岸局の通信圏を次のように定め、昭和二十五年六月三十日から適用する。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から二百キロメートル以内の水域とする。

海岸局	範囲
小樽	宗谷岬から奥尻島北端まで
函館	奥尻島北端から入道崎まで及び襟裳岬から八戸市まで
落石	紋別町から知床岬を経て襟裳岬まで
銚子	金華山沖から御前崎まで
潮岬	石室崎から足摺岬まで及び日ノ岬から神戸市まで
大分	室戸岬から都井岬まで及び関門港から広島市まで
長崎	佐多岬から平戸町まで
角島	平戸町から松江市まで及び関門港から岩国市まで
下津井	瀬戸内海
舞鶴	大社町から能登半島北端まで
新潟	海士岬から入道崎まで

二　次の一般海岸局の中波帯の通信圏は、それぞれ下欄に掲げる範囲内で、その局の所在地から二百キロメートル以内の水域とする。

海岸局	範囲
横浜	野島崎から大島南端を経て石室崎まで
名古屋	渥美半島西端から神ノ島まで

三　次の範囲内において海岸線から二百キロメートル以内の水域は、第一号の規定にかかわらず、それぞれ下欄に掲げる海岸局の通信圏とする。

海岸局	範囲
銚子、落石又は函館	宗谷岬から金華山沖まで
潮岬、長崎又は大分	都井岬から佐多岬まで

四　その他前各号の通信圏の詳細については、別表地図を参照すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

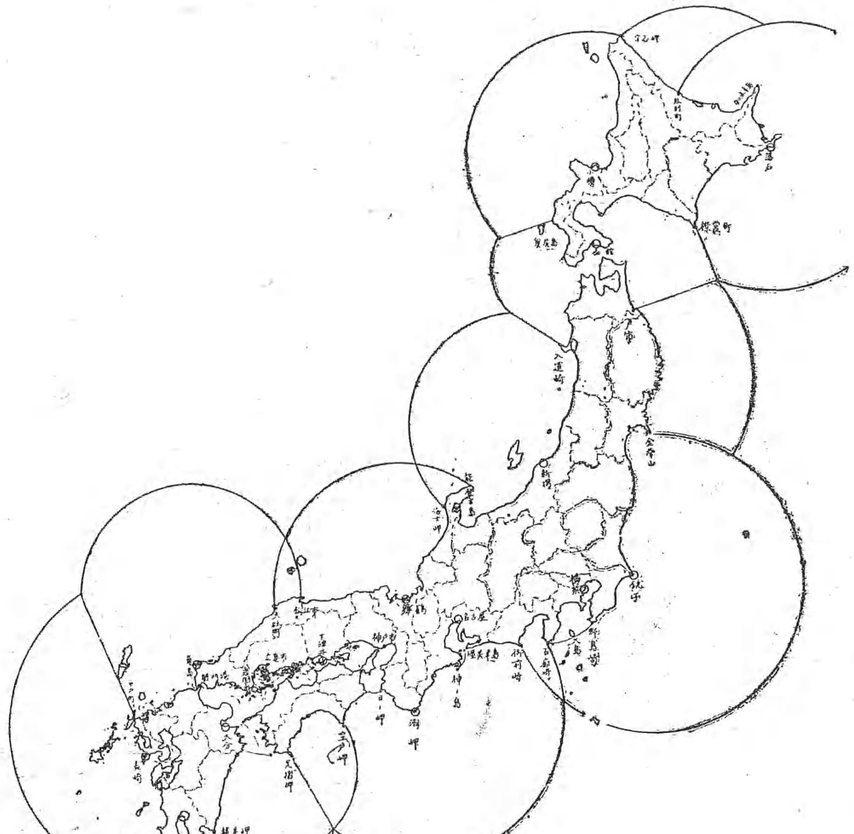

◉電波監理委員会告示第二百三十三号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第七号）第六十條の規定により、識別符号を次の通り定め、昭和二十五年六月三十日から適用する。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

一　次の区別により海上保安庁所属船舶局を一括して表示する符号は、それぞれ下段の通りとする。

区別	識別符号
第一管区海上保安本部所属局	タル
第二管区海上保安本部所属局	シオ
第三管区海上保安本部所属局	ハマ
（管船部所属局を除く。）	
第四管区海上保安本部所属局	ナコ
第五管区海上保安本部所属局	コウ
第六管区海上保安本部所属局	ヒロ
（航路啓開部所属局を除く。）	
第七管区海上保安本部所属局	モシ
（航路啓開部所属局を除く。）	
第八管区海上保安本部所属局	マイ
第九管区海上保安本部所属局	ニイ
第三管区海上保安本部管船部所属局	スカ
第六管区海上保安本部航路啓開部所属局	クレ
第七管区海上保安本部航路啓開部所属局	シモ

二　次の免許人所属の漁船の船舶局を一括して表示する符号は、それぞれ下段の通りとする。

免許人氏名又は名称	識別符号
大洋漁業株式会社	タイ
日東漁業株式会社	トウ
日魯漁業株式会社	ニロ
東亜海洋漁業株式会社	カイ

日本水産株式会社
川南工業株式会社
極洋捕鯨株式会社
徳島水産株式会社
山田吉太郎

◉大蔵省告示第千二百三十四号

昭和二十五年十一月二十七日付をもつて株式会社大阪不動銀行の銀行業を営むことを免許し、貯蓄銀行業務を兼営することを認可した。

昭和二十五年十一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

◉大蔵省告示第千二百三十五号

当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第七條第一項の規定により、昭和二十五年政府第二回短期宝くじの発売條件等を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称	昭和二十五年政府第二回短期宝くじ
二　受託銀行	日本勧業銀行
三　発売の数及び総額	四百万通（四十組） 一億二千万円
四　証票金額	三十円
五　発売期間	昭和二十五年十二月二日から同月十三日まで。
六　抽せん日	昭和二十五年十二月十三日
七　当せん金支拂開始日	昭和二十五年十二月十八日
八　当せん金	発売総額に対し次のとおりとする。

等級	奨金当せんの数	金額
一等	一本	一、〇〇〇、〇〇〇円
二等	四〇	一〇〇、〇〇〇
三等	四〇〇	一〇、〇〇〇
四等	二、〇〇〇	一、〇〇〇
五等	四〇、〇〇〇	一〇〇
六等	八〇、〇〇〇	五〇
七等	一一〇〇、〇〇〇	二〇
計	一、三三四、五六〇	

九　備考

(一)　受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他一般承継人以外の者は、当せん金を受領できない。

(二)　証票の転売はできない。

◉大蔵省告示第千二百三十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、京都酪農協第一回七福定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称	京都酪農協第一回七福定期貯金
二　條件	
(一)　契約期間	六月
(二)　預入金額	一口千円
(三)　利息	付けない。
三　取扱の時期	昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年一月二十日まで。
四　割増金	預入金額一日ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数	金額
一等	一本	一〇、〇〇〇円
二等	三	三、〇〇〇
三等	六	一、〇〇〇
四等	二〇	五〇〇
五等	五〇	二〇〇
六等	二、〇〇〇	一〇〇
七等	一二、〇〇〇	五〇
計	三、〇〇〇	

五　抽せん期日　昭和二十六年一月三十一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十六年二月七日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この貯金証書の印紙税を課さない。

◉文部省告示第七十二号

長崎県佐世保市大里町に設置してある九州女子専門学校を昭和二十五年四月一日から佐世保専門学校と改めた。

昭和二十五年十一月三十日

文部大臣　天野　貞祐

◉文部省告示第七十三号

兵庫県武庫郡良元村に設置してある小林聖心女子学院専門学校を昭和二十五年三月三十一日限り廃止することは、昭和二十五年十一月九日付で認可した。

昭和二十五年十一月三十日

文部大臣　天野　貞祐

◉農林省告示第三百六十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第八條第二項の規定により、昭和二十五年十一月三十日附をもつて左の肥料を仮登録し、仮登録証を交付した。

昭和二十五年十一月三十日

仮登録番号	肥料の名称	保証成分量(%)	
仮第一四号	日化コロイド配合肥料一号	窒素全量	六・〇
		内アンモニア性窒素	六・〇
		燐酸全量	一〇・〇
		内可溶性燐酸	一〇・〇
		内水溶性燐酸	一〇・〇
仮第一五号	日化コロイド配合肥料二号	窒素全量	六・〇
		内アンモニア性窒素	六・〇
		燐酸全量	九・五
		内可溶性燐酸	八・五
		内水溶性燐酸	二・〇
		加里全量	二・〇
		内水溶性加里	二・〇

農林大臣、広川　弘禅

◉農林省告示第三百六十五号

昭和十八年農商省告示第二号（木炭事務所設置の件）は廃止する。

昭和二十五年十一月三十日

農林大臣　広川　弘禅

◉農林省告示第三百六十六号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）第八條の規定に基き、林業用施設林地荒廃防止に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

農林大臣　広川　弘禅

一　災害復旧事業計画概要書

昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書

生産業者の氏名又は名称及び住所

農林大臣　広川　弘禅

(イ)　計画概要表

番号	流域名	施行箇所 郡（又は市）町村字	復旧計画 工種	数量	単価	金額	内原形復旧計画 数量	単価	金額	備考

注意　番号は箇所ごとに一連番号を附記すること。

(ロ)　設計書

1. 表紙
2. 設計説明書
3. 施業経費内訳書
4. 雑費明細書
5. 単価表
6. 数量計画表
7. 労務資材調書
8. 図面

注意

(一)　設計書には原形復旧工事費を併記すること。

(二)　設計書は箇所別の番号ごとに作成すること。

(三)　表紙には昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧工事設計書等と表題をつけること。

二　補助金交付申請書

番　号
昭和　年　月　日

農林大臣　殿

知事　氏　名　印

昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧事業費国庫補助金交付申請書

昭和　年　月発生災害復旧事業を施行するから農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基き、補助金を交付されたく別紙関係書類を添えて申請する。

三　災害復旧事業計画書

昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧事業計画書

種別	流域別	施行箇所 郡（又は市）	施行箇所 町村字	工種	数量	単価	経費	備考
		川	窒	積	堰	立方米		
				苗		米		
				張芝		米		
				水路				
				……				
				……				
				雑	費			
小計				計				

注意　備考欄には施行箇所ごとに保安林関係を記載すること。

四　収支予算書（又は収支決算書）

昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧事業収支予算書（又は収支決算書）

一　収入

区分	予算額（又は決算額）	算定基礎（残額）	備考
国庫補助金			
県（都道府）費			
計			

二　支出

区分	予算額（又は決算額）	算定基礎（残額）	備考
工事費			
○○費			
○○費			
○○費			
雑費			
計			

予算決議　昭和　年　月　日

五　事業成績書

昭和　年　月発生林地荒廃防止施設災害復旧事業成績書

種別	流域名	施行箇所 郡（又は市）	施行箇所 町村字	工種	数量 計画	数量 実績	経費 計画額	経費 所要額	備考

注意
(一)この成績書は事業計画書と対応するように作成すること。
(二)備考欄には施行箇所ごとに保安林関係を記載すること。

六　工事着手届（又は完了届）

番　号
昭和　年　月　日

農林大臣　殿　　知事　氏　名　印

工事着手届（又は完了届）

左記の通り林地荒廃防止施設災害復旧工事に着手（又は完了）したから御届する。

記

区分	事項	備考
一、災害名	昭和　年　月発生	
二、流域名		
三、事業施行箇所		
四、事業主体		
五、工事施行方法		
六、設計額		
七、実施額		
八、着手年月日		
（又は竣工年月日）		

注意　工事着手届（又は完了届）は工事施行箇所ごとに提出すること。

◎農林省・通商産業省告示第五号

厚生省・農林省・通商産業省告示第二号（輸出品取締法に基く第四條輸出品の指定等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年一月一日から施行する。

昭和二十五年十一月三十日

厚生大臣　広川　弘禅
農林大臣　横尾　龍
通商産業大臣　横尾　龍

E　農林水産物の項四の(3)の(1)の「乾燥度」中「水分量一八%以下のもの。」を「水分量一八%以下のもの。但し、するめいかするめの水分量は、九月一日より十月三十日までの間に輸出されるものについては二〇%以下、十一月一日より翌年三月三十一日までの間に輸出されるものについては二二%以下とする。」に改める。

◎通商産業省告示第二四三号

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）第一條の規定に基き、輸入に関する事項の公表を次の通り行う。

昭和二十五年十一月三十日

通商産業大臣　横尾　龍

◎通商産業省告示第二四三十五号

厚生省・農林省・通商産業省告示第二号（輸出品取締法に基く第三條輸出品の指定等に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年一月一日から施行する。

昭和二十五年十一月三十日

通商産業大臣　横尾　龍

「Aの五　繊維機械用品」を「Aの五　繊維機械部品及び用品」に改め、同項中(ロ)の次に次の二号を加える。

(ハ)ドロッパー　同右一七〇五とする。
(ニ)リング　同右一七〇七とする。

「(ホ)肩掛形ふんむ機　同右九一〇五とする。
(ヘ)円筒磨擦形精米機　同右九一〇六とする。
(ト)肥料用ホーク　日本輸出規格輸出五二とする。」

を

「(ホ)肩掛形ふんむ機　同右九一〇五とする。
(ヘ)自動背のう形ふんむ機　同右九一〇六とする。
(ト)円筒磨擦形精米機　同右九一〇七とする。
(チ)循環磨擦形精米機　日本輸出規格輸出五二とする。
(リ)肥料用ホーク　同右五三とする。」

に改める。

商品番号	品目	仕入地域	船積期	輸入限度	担保の共保金額およびその補充	外貨資金割当証明書	輸行予約開始日	輸行予約締切日	その他の要件
0002 0003 0004	米	ブラジル	不指定	600,000	1%	要	12月1日	12月27日	
0130	緑豆（もやし用）	香港	不指定	80,000	1%	要	12月1日	12月27日	
3521	大豆かす	香港	不指定	200,000	1%	要	12月1日	12月27日	
3523	菜種かす	香港	不指定	150,000	1%	要	12月1日	12月27日	
3560	とうもろこし（飼料用）	フランス連合	不指定	200,000	1%	要	12月1日	12月27日	
6601	塩	香港	不指定 1－3月51 4－6月51	600,000	1%	要	12月1日	1月31日	
0601 0602	糖蜜	香港、フィリッピン、台湾	不指定	100,000	1%	要	12月1日	12月27日	
0711	コーヒー豆	インドネシヤ	不指定	5,000	10%（現金）	不要	12月1日	12月27日	
0721	ココア豆	インドネシヤ	不指定	5,000	10%（現金）	不要	12月1日	12月27日	

備考　船積期の項中6月51は西暦1951年を示す。

Aの一一　非鉄金属の項中(20)復水器パッキング仰用紙目無黄銅管　日本金属規格金属六一三三二」を「(20)復水器パッキング仰用紙目無黄銅管　日本工業規格H三六三三に改める。

Bの六　ガラス製品の項を次のように改める。

(一)食料容器および食卓用器　日本工業規格Z五四〇七
(二)うでわ　同右Z六一〇五
(三)マーブル　同右Z六一〇六
(四)ボタン　同右Z六一〇八
(五)光り玉　同右Z六一〇九
(六)ガラスびん
(七)燈火用具
(八)照明器具
(九)マホウびん
(一〇)模造真珠

第7167号
昭25.11.30.

表Aに改める。

(ろ)　B　の　七　人造貴石及び合成貴石の項中「同右二三四とする。」を「日本工業規格Z六二〇四とする」に改める。

(は)　A　の　非鉄金属の項中

(4)(8)(2)(1)	ベネ脆脆印	同右三三一
(2)(1)	ベリリウム銅板	同右三三六〇四
(7)(6)(5)(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム展伸材	同右右右本工業規格H四一〇一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二二一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二一六一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二一八一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二一〇一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二一二一とする。
(4)(3)(2)(1)	アルミニユーム棒管線条板	同同同同右四二一四

◎議事日程　十一月二十九日の議事日程は次の通り。

議事日程　第五号
昭和二十五年十一月二十九日（水曜日）
午後一時開議
第一　特別委員会設置の件
第二　検査官任命につき事後承認の件
第三　商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後承認の件
第四　酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　行政書士法案（地方行政委員長提出）

○参議院

◎議事日程　十一月二十九日の議事日程は左の通り。

議事日程　第六号
昭和二十五年十一月二十九日（水曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

◎議案受領（予備審査）　十一月二十八日内閣から左の議案が送付された。

酒税法の一部を改正する法律案
所得税法臨時特例法案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
揮発油税法の一部を改正する法律案

◎議案付託（予備審査）　十一月二十八日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

酒税法の一部を改正する法律案（閣法第八号）
所得税法臨時特例法案（閣法第九号）
砂糖消費税法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
揮発油税法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

◎意見書受領　十一月二十八日内閣を経由して地方財政委員会設置法第十三條の規定による左の意見書を受領した。

昭和二十五年度における地方財源追加増額に関する意見書

◎報告書提出　十一月二十五日委員長から左の報告書を提出した。

国家公務員の給與問題に関する調査報告書

◎公聽会告示

昭和二十五年十一月二十七日
参議院予算委員長　波多野　鼎

参議院予算委員会は、昭和二十五年度予算補正について、左の要領で公聽会を開き、特に関心ある方の御意見を伺いたいと思いますから進んで御申し出下さい。

一、題　目　昭和二十五年度一般会計予算補正（第一号）
　　昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）
　　昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第二号）
一、日　時　昭和二十五年十一月三十日、同十二月一日午前十時
一、場　所　参議院内
一、申出の方法　東京都千代田区永田町参議院委員部内予算委員長宛に、意見を述べようとする理由及び本予算に対する賛否を附して文書で申し出ること。（氏名、住所、職業明記）
一、出席者の選定　申し出た方の中から、委員会で選定の上電報又は速達で通知する。
一、旅費日当　出席者には、旅費及び日当を支給する。
一、問合せ　参議院委員部（電話銀座(67)六一〇一―六）

参議院大蔵委員会は、所得税法臨時特例法案、酒税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案について、左の要領で公聽会を開き、特に関心ある方の御意見を伺いたいと思いますから進んで御申し出下さい。

一、題　目　所得税法臨時特例法案
　　酒税法の一部を改正する法律案
　　砂糖消費税法の一部を改正する法律案
　　揮発油税法の一部を改正する法律案
一、日　時　昭和二十五年十一月二十九日午後一時
一、場　所　参議院内
一、申出の方法　東京都千代田区永田町参議院委員部内大蔵委員長宛に、意見を述べようとする理由及び四法律案に対する賛否を附して文書で申し出ること。（氏名、住所、職業明記）
一、出席者の選定　申し出た方の中から、委員会で選定の上電報で通知する。
一、旅費日当　出席者には、旅費及び日当を支給する。
一、問合せ　参議院委員部（電話銀座(67)六一〇一―六）

叙任及び辞令

○内　閣

◎昭和二十五年一月十五日
勲五等　永田　忠

勲四等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十五年十一月四日
小倉　健蔵

勲六等に叙し瑞宝章を授ける

物価庁第一部長　渡辺喜久造（各通）
物価庁第二部長　長谷川　清
物価庁第三部長　川上　為治

第九回国会政府委員を命ずる（十一月二十八日）

○大　蔵　省

大蔵事務官　加治　益

願に依り本官を免ずる（十一月十五日）

通商産業事務官　小室　恒夫

関税率審議会幹事を命ずる

同　加藤　政一

関税率審議会幹事を免ずる（以上十一月十六日）

大蔵事務官　高柳　息夫

大臣官房勤務を命ずる（十一月二十一日）

同　松本　敏

願に依り本官を免ずる（十一月二十二日）

○文　部　省

◎昭和二十五年十月三十一日
松本　文雄
後藤　隆三

文部教官に任命する（各通）

◎昭和二十五年十一月二十日
宇川　勝美

文部教官に任命する

文部事務官　木村藤太郎

京都大学農学部事務長を命ずる（十月二十七日）

吉井　義次
山口　彌輔
伏屋養一郎
石原寅次郎

東北大学名誉教授の称号を授與する

文部教官　松本　文雄

広島大学広島高等師範学校教授に補する

同　後藤　隆三

鹿児島大学鹿児島青年師範学校教授に補する

兼ねて鹿児島大学教授鹿児島大学鹿児島師範学校教授に補する（以上十月三十一日）

同　福田　篤郎

兼ねて千葉大学講師に補する（十一月六日）

同　宇川　勝美

香川大学香川師範学校教授に補する（十一月二十日）

官庁事項

○法　務　府

（昭和二十五年十月十八日連合国最高司令官総司令部より左記覚書が発表された。）

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
APO 500

AG 015 (6 Oct. 50) LS-L　　18 October, 1950
SCAPIN 2127

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Exercise of Civil and Criminal Jurisdiction

1. Criminal Jurisdiction over Persons in Japan. Japanese courts will henceforth exercise criminal jurisdiction over all nationals of members of the United Nations, (hereinafter referred to as United Nations nationals), in Japan except for the following, designated as occupation personnel:

a. Members of the armed forces of any member of the United Nations;

b. United Nations nationals officially attached to or accompanying and in the service of the occupation forces;

c. United Nations nationals on official business in Japan;

d. Members of the immediate families and dependents accompanying the above.

2. Arrest. a. All persons in Japan not within the category of occupation personnel as designated in paragraph 1 (hereinafter referred to as nonoccupation personnel) are subject to arrest by the Japanese law-enforcement authorities.

b. Occupation personnel shall be subject to arrest by the Japanese law-enforcement authorities only if both of the following circumstances exist at the same time:

(1) Where the occupation police are not physically present to perform the arrest, and,

(2) Where the offense or threatened offense involves bodily harm or serious damage to property.

c. Occupation personnel arrested by the Japanese police under the circumstances set forth in paragraph 2 b. shall be turned over immediately to the nearest occupation authorities.

3. Pre-Trial Confinement. a. When any United Nations national is confined to prison, 15 awaiting trial, or is otherwise detained in custody by Japanese authorities, the Japanese Government will:

(1) Forward to the Supreme Commander for the Allied Powers immediately a brief statement of the circumstances involved for transmission to the Head of the Mission charged with the protection of the interests of said national;

(2) Give written advice to the United Nations national concerned, in a language he understands, of his right to inform the Mission charged with the protection of his interests of the circumstances of his detention. Said United Nations national will be given reasonable facilities to communicate with the interested Mission. Any such communication will be forwarded without delay;

(3) Upon due presentation of credentials, permit a representative of the Mission charged with the protection of the said United Nations nationals's interest, to visit without delay, to confer privately with, and to arrange legal representation for, the United Nations national concerned.

b. Nothing contained in this paragraph shall be construed to delay the orderly progress of the proceedings against the person detained, nor shall noncompliance therewith be deemed to affect the jurisdiction of the court.

4. Post-Trial Confinement. a. Where a United Nations national has been convicted by a Japanese court and is serving a sentence of imprisonment, a due presentation of the Mission charged with the protection of his interests, upon national in prison, upon notice, that need not exceed twenty-four hours, to the official in charge of the institution having custody of such national. There will be no limit to the number of such visits within reasonable hours and said representative will be allowed to converse privately with the United Nations national concerned.

b. Subject to the appropriate prison or institutional regulations, said representative may transmit written communications between the prisoner and other persons.

c. Any person heretofore or hereinafter sentenced to imprisonment by a military occupation court will be received for confinement by the Japanese authorities upon direction of the occupation court appointing authority exercising jurisdiction over the prisoner. Except on expiration of sentence, no prisoner will be released without approval of the said occupation authority.

5. Sentences. a. Any sentence imposed by a Japanese court on a United Nations national will be reported immediately to this headquarters for transmission to the Head of the Mission concerned. Said report will include a brief statement of the circumstances involved.

b. A sentence to death or life imprisonment imposed on a United Nations national by a Japanese court shall not be carried into execution until the same shall have been confirmed by the Supreme Commander for the Allied Powers. A complete and final record of such case shall be submitted to this headquarters for review and appropriate action.

6. Exclusive Occupation Court Offenses. a. It shall be unlawful for any person in Japan to:

(1) Commit an act prejudicial to the security of the occupation forces or occupation personnel;

(2) Kill or assault occupation personnel;

(3) Interfere with or hinder the arrest of any person sought, or assist in, or further the escape of any person detained by the occupation forces, or by others pursuant to the direction of the Supreme Commander for the Allied Powers, or his authorized subordinates;

(4) Interfere with, refuse information required by, make any false or misleading statement orally or in writing to, or defraud in any manner, any of the occupation personnel in a matter of official concern.

(5) Commit an act in behalf or in support of any organization dissolved or declared illegal by the Supreme Commander for the Allied Powers, or dissolved or declared illegal at the order of the Supreme Commander for the Allied Powers;

(6) Conspire to commit any of the foregoing offenses or commit any act which aids or abets the commission of such offenses.

P.420

第7167号
昭和25年11月30日 木曜日

b. Japanese courts will exercise no criminal jurisdiction over the offenses enumerated in paragraph 6 a.

c. It shall be unlawful for any person in Japan to commit any act prejudicial to the objectives of the occupation. Japanese courts will continue to exercise criminal jurisdiction over such acts in so far as they constitute violations of Japanese law.

7. Jurisdiction over Vessels. Japanese courts and government agencies may exercise jurisdiction over vessels within its territorial waters if, in the case in which the vessel is involved, said courts and agencies would be authorized to exercise jurisdiction over both the owner and the charterer or other authorized user or possessor of the vessel, and, also, would be authorized to exercise jurisdiction over the particular criminal or civil proceeding involving the vessel.

8. Civil Jurisdiction. Japanese courts will exercise no civil jurisdiction of any sort with respect to any case in which any of the parties is a person within the category designated as occupation personnel in paragraph 1.

9. Review of Decisions. All decisions of the Japanese courts with respect to United Nations nationals, may be reviewed by the Supreme Commander for the Allied Powers or his designated representatives, who may take such further action as is considered necessary in respect thereto.

10. Protection of United Nationals' Rights. The Supreme Commander for the Allied Powers, or his designated representatives, willl take such steps as are deemed necessary to insure that the rights of the United Nations nationals subject to Japanese jurisdiction are protected.

11. Military Occupation Courts. a. Military occupation courts may assume criminal jurisdiction, as authorized by the Supreme Commander for the Allied Powers, over any or all nonoccupation personnel in Japan for any and all offenses committed by them.

b. Military occupation courts are authorized to impose sentences which may include death, imprisonment, or revocation of privileges or licenses.

c. Any case pending in a military occupation court, which has been referred for trial, will be concluded by said court in accordance with the rules and regulations in effect at the time such case was first referred.

12. Expedite Trials. The Japanese Government is directed to take immediate action to expedite the trial of criminal and civil cases.

13. Definition. The term "United Nations national" as used herein includes, wherever applicable, organizations and corporations of present or future members of the United Nations as well as natural persons.

14. Dissemination. The Japanese people and all other persons concerned in Japan will be informed of this directive.

15. Prior Actions. Nothing contained herein shall be construed to invalidate or otherwise effect any action, pending or concluded, taken pursuant to any law, directive, order, or regulation hereby superseded.

16. Liaison. Direct communication between Legal Section, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, any Japanese Government agencies concerned, is authorized on matters within the scope of this memorandum.

17. Supersession. a. This memorandum shall supersede the following:

(1) SCAPIN 756, 19 Feb. '46, subject: Exercise of Criminal Jurisdiction;

(2) SCAPIN 777, 26 Feb. '46, subject: Exercise of Civil Jurisdiction;

(3) SCAPIN 853, 25 Mar. '46, subject: Exercise of Criminal Jurisdiction;

(4) SCAPIN 1218, 19 Sept. '46, subject: Amendment of Memorandums on Civil and Criminal Jurisdiction;

(5) SCAPIN 1740, 27 Jun. '47, subject: Amendment to Exercise of Criminal Jurisdiction, paragraph 1;

(6) SCAPIN 1758, 5 Aug. '47, subject: Exercise of Jurisdiction over Vessels;

(7) SCAPIN 1921, 17 Jul. '48, subject: Exercise of Criminal Jurisdiction;

(8) SCAPIN 1937, 9 Oct. '48, subject: Amendment to Exercise of Criminal Jurisdiction;

(9) SCAPIN 1941, 9 Nov. '48, subject: Exercise of Criminal Jurisdiction.

b. Any provision of law or regulation in conflict with the contents of this memorandum is hereby superseded, or shall be deemed amended to conform hereto.

18. Effective Date. This memorandum is effective 1 November 1950.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

K. B. BUSH
Brigadier General, USA
Adjutant General

（訳文）

民事及び刑事裁判権の行使に関する覚書

一、日本における者に対する刑事裁判権

日本裁判所は今後日本における連合国の国民（以下連合国人と称する。）にして占領軍要員として指定せられた左記の者を除き、その他のすべての者に対し刑事裁判権を行使するものとする。

A 連合国の軍事機関の構成員

B 連合国人軍属にして占領軍に公に附属する者、又はこれに関連して占領軍務に服する者

C 前二項に掲げる者に関連する連合国人の家族及び被扶養者

D 日本における連合国人の雇傭者

二、逮捕

A 日本に在る者で前記第一項に規定せられた占領軍要員と認しないすべての者（以下「非占領軍要員」と称する。）は左の二つの事情が合同時に存する場合に限り、日本の法律執行当局により逮捕されること。

(1)占領軍憲兵が逮捕の現場に現に居合せない場合であること

(2)身体に対する危害、又は財産に対する重大な損害を伴う犯行、或は犯行のおそれのある場合

C 第二項Bに掲げられた状況において日本の警察により逮捕せられた占領軍要員は、これを直ちに最寄の占領軍当局に引き渡さなければならない。

三、裁判前の拘禁

A 裁判前の拘禁

連合国人が逮捕に拘禁せられ、裁判を待つ、或はその他日本官憲により留置されている場合、日本政府は

(1)右の者の利益の擁護を担当する外交使節団の長に伝達するために、直ちに連合国最高司令官に関係者の簡単な記録書を提出し

(2)当該連合国人に対しその者の利益の擁護を担当する外交使節団に身体の拘束の事実を通知するとともにできる限り速やかに、告知し、更に右の通知をすべて遅滞なく送達し

(3)当該連合国人と通信する外交使節団と通信するに適当な便宜を供与すること

なお以上の通知をすべて遅滞なく送達し

(4)占領軍又は占領軍要員の公務に関して、これらの者に対し告訴、又はこれらの者による訴訟手続の開始を妨げ、或は右訴訟手続の開始を遅延させる行為

(5)連合国最高司令官により又は同司令官の命令に基いて解散され、又は非合法と宣言された団体の構成員たる者に対し、その団体の存続を援助し、又はその団体のために新たに構成員を募集する行為

(6)前各号の罪を犯すことを共謀し、教唆し、又は扇動する行為

(7)裁判前の拘禁に関する裁判権を行使する行為

(8)右連合国人の利益の擁護を担当する外交使節団の代表者は受刑者と他の者との間の通信文を各相当長官に対しては、当該刑務所の予告なしで会見し、立会人なしで会見すること。

四、裁判権の行使

A 裁判権の行使に関する法律上の規則は、この覚書によつて廃止され若しくはこの覚書と一致するように改正を受けるものと解さなければならない。

B この覚書の内容と相反する法律又は規則はすべて、この覚書によつて廃止され若しくはこの覚書と一致するように改正を受けるものと解さなければならない。

五、判決

A 判決は連合国人に対して日本の裁判所が言い渡した判決はすべて、当該使節団の長に伝達のため、遅滞なく本部に報告しなければならない。この報告には当該事件の事情や簡単に附記するものとする。

B 日本の裁判所が連合国人に対して言い渡した死刑又は無期刑の判決は、連合国最高司令官の承認により、日本官憲による執行を猶予する場合を除き、右占領軍当局の指示

昭25.11.30. 第7167号

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第二百七十八号

連絡運輸規則（昭和二十五年五月日本国有鉄道公示第百九号）の一部を次のように改正し、昭和二十五年十二月一日から施行する。

昭和二十五年十一月三十日

日本国有鉄道総裁　加賀山之雄

（内容省略。但し、昭和二十五年十一月三十日鉄道公報参照）

法務府公告

○鉱業財団

東京都港区麻布東町二十四番地油谷鉱業株式会社から北海道空知郡芦別町所在の同会社所有の既設鉱業財団に対し新に建物並に機械器具工作物等をその財団に属すべきものとして目録追加の登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若は仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出でられたい。

但し、財団に属すべきものの目録は当庁に備付てあるから関係者は閲覧せられたい。

昭和二十五年十一月二十日

札幌法務局芦別出張所

大蔵省公告

○収容貨物

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法（明治三十二年法律第六十一号）第五十條第一項の規定によつて公告する。

昭和二十五年十一月三十日

神戸税関

記

収容番号	種類	個数
五四六	綿製短くつ下	一ダース

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法（明治三十二年法律第六十一号）第五十條第一項の規定によつて公告する。

昭和二十五年十一月二十日

鹿児島税関支署

収容番号	種類	個数
一四	ゆり根	一〇箇

文部省公告

○著作権譲渡登録

登録番号	著作物の表示	著作の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第七三号の一	真実のソ連（全一冊）	昭和二二、二、一〇	直井　武夫	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年十月十七日譲渡があつた。			
譲渡人	東京都千代田区雪ヶ谷三〇九　直井　武夫			
第七三号の一	真実のソ連（全一冊）	昭和二二、二、一〇	直井　武夫	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年十月十七日譲渡があつた。			
譲渡人	東京都千代田区雪ヶ谷三〇九　直井　武夫			
第七三号の一	真実のソ連（全一冊）	昭和二二、二、一〇	直井　武夫	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年十月十七日譲渡があつた。			
譲渡人	アメリカ合衆国コネテカット州ニューブンヒエールス大学出版局			

文部省

農林省公告

○茨城県農地委員会の権限代行

茨城県農地委員会の解散にともない、農林大臣は、昭和二十五年十一月二十七日、自作農創設特別措置法第四十七條第三項の規定により農地調整法第十五條ノ十八において準用する公職選挙法第三十三條第二項の一般選挙が行われるまで自作農創設特別措置法第八條（同法第十五條第三項、第十八條第五項、第二十一條第三項、第二十八條第二項及び第四十條の四第五項において準用する場合を含む）及び同法第二十八條第四項、第二十九條第二項、第四十一條第二項において準用する同法第十八條第五項に規定する買収計画又は売渡計画の承認に関する事項の処理を茨城県知事に命じた。

昭和二十五年十一月三十日

農林省

裁判所公告（◉印は新料金）

○刑事補償決定要旨

本籍朝鮮慶尚北道栄州郡順興面内竹里二百二十八番地、住居埼玉県大里郡本郷村大字本郷　農業兼養豚業　南　定利

当三十年

本籍朝鮮全羅南道霊岩郡始終面月寺里四百三十一番地、住居埼玉県大里郡男衾村大字塚越　古物商　尹　仁鉉

当二十七年

右両名は昭和二十二年八月二十二日公務執行妨害罪で浦和地方裁判所熊谷支部に起訴された処、右南定利は同年八月十三日寄居警察署で逮捕され、同月十五日勾留状によつて熊谷刑務支所に勾留され、同年九月一日保釈出所する迄二十日間拘禁を受け、右尹仁鉉は同年八月二十二日勾留状によつて熊谷刑務支所に勾留され、同年九月九日保釈出所する迄十九日間拘禁を受けたものであるところ、右両名はいずれも右事件について、同年十月三十日右裁判所で無罪の判決を受け、検事から控訴し、当裁判所は昭和二十五年四月三日第一審と同様無罪の判決をなし、右判決は確定した。その後右両名は刑事補償の請求をなし、当裁判所は昭和二十五年九月二十日刑事補償法附則第九項、同法第一條、第四條によつて、一日二百円の割合によつて、右南定利に対し四千円、右尹仁鉉に対し、三千八百円の補償金を交付する旨の決定をした。

右南定利、尹仁鉉の請求により公告する。

昭和二十五年十一月十五日

東京高等裁判所第十三刑事部

裁判長判事　谷中　董

判事　真野英一

判事　野本　泰

○相続権主張の催告

栃木県上都賀郡西方村大字金崎三百二十七番地の二

最後の住所　栃木県上都賀郡西方村大字金崎四百十三番地

死亡の場所　右に同じ

出生の場所　同所三百三十一番地

無職

申立人　渡辺　小平

被相続人亡　渡辺　タカ　慶応三年十月十三日生

昭和十八年一月十八日死亡

右当事者間の昭和二十五年(家)ロ第四号相続人に対する公告請求事件について管理人長谷川光の請求ありたるに因り被相続人渡辺タカの相続人並相続債権者及遺贈者は昭和二十六年十二月三十一日迄に当裁判所宛その権利の主張を申出づべし。

もし前記期日迄に申出がない時は相続財産は国庫に帰属する。

民法第九百五十八條第二項により公告する。

昭和二十五年十一月十七日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

家事審判官　田中宗雄

○公示送達

昭和二十四年(を)第二九三三号

被告人　三枝　恒夫

右の者に対する強盗被告事件に付昭和二十六年一月三十一日午前十時公判を開廷するから当庁第一号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜないときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第一刑事部

裁判長判事　小中公毅

被告人　浦浪　四郎

右の者に対する銃砲等所持禁止令違反被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　清

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　李　興祚

右の者に対する詐欺被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　佐藤　常郎

和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　金　東一

右の者に対する僞造公文書行使詐欺被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　森　清

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　吉田徹こと　崔　相龍

右の者に対する恐喝被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　金城三郎こと　金　仁奉

右の者に対する傷害恐喝被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　島本　義秋

右の者に対する昭和二十二年政令第一六五号違反被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十二月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　張　泰玉こと　金　小守

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十二月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　金

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十二月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

○失踪に関する届出の催告

◉昭和二十五年(家)第自八〇八〇号至八〇八四号

住所東京都北多摩郡神代村入間四十番地　申立人　平井　恭子

本籍東京都新宿区大京町二番地五最後の住所朝鮮咸鏡北道清津府羅南本町陸軍官舎第七号　不在者　平井　玲子

昭和五年四月九日生

同　平井　晶子

昭和八年二月八日生

同　平井　律子

昭和七年一月十一日生

同　平井　桜子

昭和十年八月十九日生

昭和十三年二月四日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしていること、又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月九日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第自九〇五四号至九〇五七号

本籍大阪市城東区野江西之町三丁目七七番地、住所東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目七四五番地　申立人　山口　京子

本籍申立人に同じ、最後の住所朝鮮黄海道海州府上町一〇番地　不在者　山口　澄子

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしていること、又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第六六五号

住所東京都台東区御徒町一丁目三十一番地　申立人　木崎桂一郎

本籍東京都新宿区西大久保一丁目四百九十四番地、最後の住所同都同区柏木一丁目百二十九番地　不在者　木崎　脩吉

明治三十七年三月三十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月十七日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十四日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第五三五七号

住所東京都荒川区南千住六丁目百二十一番地　申立人　篠田幸之助

本籍東京都葛飾区堀切町五十七番地、最後の住所東京都墨田区東駒形四丁目一番地　不在者　篠田　サヱ

明治三十一年三月七日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月十二日午前十時までに、当裁判所に生存の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つて居る方も、右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十二日

東京家庭裁判所

同　山口　正子

同　山口　和子

右の不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから、不在者は昭和二十六年五月十二日午前十時までに、当審判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十四日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第五三五六号

住所東京都葛飾区柴又七丁目三百九十番地　申立人　木崎桂一郎

本籍東京都新宿区西大久保一丁目四百九十四番地、最後の住所同都同区柏木一丁目百二十九番地　不在者　木崎　脩吉

明治三十七年三月三十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月十七日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十四日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第六六五号

住所東京都台東区御徒町一丁目三十一番地　申立人　木崎桂一郎

本籍東京都新宿区西大久保一丁目四百九十四番地、最後の住所同都同区柏木一丁目百二十九番地　不在者　木崎　脩吉

明治三十七年三月三十日生

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月十七日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになります。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十四日

東京家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第二一〇六号

本籍東京都江戸川区小松川二丁目六十番地、最後の住所東京都江東区深川住吉町二丁目十二番地　不在者　森　秋蔵

大正十二年十一月十五日生

右不在者に対し失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年六月十四日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をしていること、又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十三日

千葉家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第八三〇号

本籍埼玉県所沢市大字所沢七〇一番地、最後の所在昭和二十年六月二十五日頃満州国旅順市満州第三二部隊　元の官等級身分等不明　今次戦争による　生死不明者　原島　秀夫

大正十一年十二月十日生

右の生死不明者に対し利害関係人原島百合子より失踪宣告の申立があつたから右の生死不明者は昭和二十六年六月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又右の生死不明者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月二十日

浦和家庭裁判所川越支部

◉昭和二十五年(家)第八三〇号

本籍及び最後の住所市原郡養老村山田百五十番地　不在者　森　秋蔵

安政三年八月二十三日生

右不在者に対して利害関係人森喜好より失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十六年六月十四日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若し其届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十三日

千葉家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第二一〇六号

本籍東京都江戸川区小松川二丁目六十番地、最後の住所東京都江東区深川住吉町二丁目十二番地　不在者　森　秋蔵

大正十二年十一月十五日生

右不在者に対して利害関係人平野政吉より失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十六年六月十四日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をしていること、又不在者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月十三日

千葉家庭裁判所

◉昭和二十五年(家)第五六一号

住所栃木県足利郡小俣町五三一番地　申立人　増田　キク

本籍及び最後の住所邑楽郡伊奈良村大字岩田二三六二番地　不在者　増田啓太郎

明治三年一月四日生

右不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年七月九日午前十時迄に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日までにその届出をして下さい。

昭和二十五年十一月二十日

前橋家庭裁判所太田支部

◉昭和二十五年(家)第五六一号

本籍栃木県上都賀郡西方村大字金崎三百二十七番地の二　申立人　渡辺　小平

最後の住所　栃木県上都賀郡西方村大字金崎四百十三番地

死亡の場所　右に同じ

出生の場所　同所三百三十一番地

無職

被相続人亡　渡辺　タカ　慶応三年十月十三日生

昭和十八年一月十八日死亡

右当事者間の昭和二十五年(家)ロ第四号相続人に対する公告請求事件について管理人長谷川光の請求ありたるに因り被相続人渡辺タカの相続人並相続債権者及遺贈者は昭和二十六年十二月三十一日迄に当裁判所宛その権利の主張を申出づべし。

もし前記期日迄に申出がない時は相続財産は国庫に帰属する。

民法第九百五十八條第二項により公告する。

昭和二十五年十一月十七日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

家事審判官　田中宗雄

○公示送達

昭和二十四年(を)第二九三三号

被告人　三枝　恒夫

右の者に対する強盗被告事件に付昭和二十六年一月三十一日午前十時公判を開廷するから当庁第一号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜないときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発する。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第一刑事部

裁判長判事　小中公毅

被告人　浦浪　四郎

右の者に対する銃砲等所持禁止令違反被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　李　興祚

右の者に対する詐欺被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　佐藤　常郎

和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　金　東一

右の者に対する僞造公文書行使詐欺被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

被告人　森　清

右の者に対する窃盗被告事件に付昭和二十六年一月十七日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第三号法廷に出頭されたい。

召喚に応ぜざるときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。

昭和二十五年十一月二十四日

東京高等裁判所第五刑事部

裁判長判事　中西要一

昭和二十五年(家)第三九六号
本籍並びに最後の住所　賀茂郡三坂村蜂ケ野二百五番地
不在者　岡村　四郎
明治十五年七月十五生
右の者に対し千葉市稲毛町五丁目五百十五番地海宝儀優の申立により当裁判所は昭和四年二月一日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月十三日
千葉家庭裁判所

昭和二十五年(家)第三三六号
本籍長野県北佐久郡五郎兵衛新田村千三百五十二番地、最後の住所満州国黒河省嫩江県八岔簗勇開拓団
不在者　掘　保次郎
大正九年一月十一日生
上諏訪字茶臼山掘崎の申立により当裁判所は不在者(従軍中の生死不明者)が昭和二十三年八月十六日死亡したものと看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十日
長野家庭裁判所岩村田支部

○破産宣告

大阪府南河内郡古市町大字古市百三十一番地
債務者　大西亥太郎
右に対する昭和二十五年(フ)第三号破産事件につき昭和二十五年十一月二十四日午後一時為した破産宣告に対し次のよう公告する。
一、破産管財人　堺市一條通二丁二十三番地弁護士　一木正光
一、債権届出期間　昭和二十五年十二月十四日迄
一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十五年十二月二十二日午後一時
一、債権調査の期日　昭和二十五年十二月二十二日午後一時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をなしぬ。尚破産者に対し債務を負担する者又は其の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有する旨債権届出期間迄に破産管財人に届出でよ。
昭和二十五年十一月二十四日
大阪地方裁判所堺支部

○債権者集会期日

福島県若松市栄町百二十七番地
破産者　会津保健食品加工株式会社
右会社に対する昭和二十五年(フ)第一号破産事件につき当裁判所は破産管財人の債権者集会招集の申立に因り左の通り債権者集会を当庁に於て招集する。
日時　昭和二十五年十二月十八日午前十時
会議の申立　破産債権者佐野忠治の債権(債権者より破産者に対し売渡した若松市栄町百二十七番の二地上家屋番号第一番の三、木造木羽葺平屋建工場一棟四十九坪四合の内三十二坪九合の売買代金残額十一万四千六百三十四円也)に関する和解についての決議
昭和二十五年十一月二十五日
福島地方裁判所若松支部

昭和二十五年(家)第四七四号
本籍愛媛県宇摩郡松柏村大字上柏三百六番地、住所愛媛県宇摩郡川之江町千百七十五番地
申立人　今村　ハル
本籍及び最後の住所愛媛県宇摩郡川之江町千百七十五番地
不在者　鹿田光太郎
明治八年九月二十二日生
右不在者に対して右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十六年五月二十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされ度い。もしその届出をしないときは失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生存を知つて居る方も右期日までにその届出をされ度い。
昭和二十五年十一月二十日
松山家庭裁判所西條支部
家事審判官　矢野伊吉

○失踪宣告

本籍並びに住所千葉市稲毛町五丁目五百十五番地
不在者　海宝金重郎
弘化三年七月九日生
右の者に対し千葉市稲毛町五丁目五百十五番地海宝儀優の申立により当裁判所は昭和四年二月一日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月十三日
千葉家庭裁判所

昭和二十五年(家)第三三六号
本籍長野県北佐久郡五郎兵衛新田村千三百五十二番地、最後の住所満州国黒河省嫩江県八岔簗勇開拓団
不在者　掘　保次郎
大正九年一月十一日生
上諏訪字茶臼山掘崎の申立により当裁判所は不在者(従軍中の生死不明者)が昭和二十三年八月十六日死亡したものと看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十日
長野家庭裁判所岩村田支部

○破産宣告

大阪府南河内郡古市町大字古市百三十一番地
債務者　大西亥太郎
右に対する昭和二十五年(フ)第三号破産事件につき昭和二十五年十一月二十四日午後一時為した破産宣告に対し次のよう公告する。
一、破産管財人　堺市一條通二丁二十三番地弁護士　一木正光
一、債権届出期間　昭和二十五年十二月十四日迄
一、第一回の債権者集会の期日　昭和二十五年十二月二十二日午後一時
一、債権調査の期日　昭和二十五年十二月二十二日午後一時
一、破産者の債務者及破産財団に属する財産の所持者は破産者に弁済をなしぬ。尚破産者に対し債務を負担する者又は其の財産を所持する者が別除権を有するときは其の債権を有する旨債権届出期間迄に破産管財人に届出でよ。
昭和二十五年十一月二十四日
大阪地方裁判所堺支部

○債権者集会期日

福島県若松市栄町百二十七番地
破産者　会津保健食品加工株式会社
右会社に対する昭和二十五年(フ)第一号破産事件につき当裁判所は破産管財人の債権者集会招集の申立に因り左の通り債権者集会を当庁に於て招集する。
日時　昭和二十五年十二月十八日午前十時
会議の申立　破産債権者佐野忠治の債権(債権者より破産者に対し売渡した若松市栄町百二十七番の二地上家屋番号第一番の三、木造木羽葺平屋建工場一棟四十九坪四合の内三十二坪九合の売買代金残額十一万四千六百三十四円也)に関する和解についての決議
昭和二十五年十一月二十五日
福島地方裁判所若松支部

会社その他の公告

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十五年十一月二十日株主総会の決議により解散す。当会社に債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨御申出下さい。右期間に御申出がないときは清算より除斥致します。
昭和二十五年十二月十日
広島県広島市宇品町四百五十四番地の四
清算人　**明治牛乳株式会社**
岡田　正次

資本減少公告
当会社は昭和二十五年十一月十五日社員総会の決議で資本金八十万円を金三十万円に減少を決議したので此の資本減少に異議のある債権者は昭和二十六年一月三十一日迄に申出下さい。
昭和二十五年十一月三十日
横浜市西区叢栩町二丁目二〇四番地
有限会社野沢工業所

解散公告(第一回)
当社は昭和二十五年十一月十五日株主総会の決議により解散致しました。当社に対する債権者でこの公告の日から二箇月以内に申出がないものは清算から除斥致します。
昭和二十五年十一月十五日
東京都中央区宝町二丁目一番地
関東建築工業株式会社
清算人　多湖　通雄

会社組織変更公告
今般有限会社北映商事社は昭和二十五年十一月二十五日社員総会に於て株式会社北映商事社に組織変更することの決議をしたから組織変更に異議のある債権者は本公告掲載の日から向う二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年十一月二十五日
東京都中央区京橋本町一の一
有限会社北映商事社

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により同日解散す。当会社に債権ある方は此公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。この期間に申出がない時は清算から除斥す。
昭和二十五年十一月三十日
大阪市西成区長橋通六丁目十一
大和パルプ工業株式会社
清算人　今田　米造

資本減少公告
当社は昭和二十五年十一月二十二日の株主総会で資本金二百万円を金百万円に減少する決議をした。此の資本の減少に異議ある者は本公告の日から二箇月以内に申出でられ度い。
昭和二十五年十一月二十二日
大阪市北区曾根崎新地二丁目二十八番地
株式会社新正堂

相続債権者の請求申出の催告
本籍福島県福島市舟場町三十四番地最後の住所福島県福島市堀河町八十六番地　被相続人　江口　一
明治三十六年十月三日生
右被相続人江口一は昭和二十二年五月三日死亡に付その相続債権者及び受遺者はこの公告の日から三箇月間以内に管理人に対しその請求の申出をされたい。もし右期間内に申出がないときの権利は除斥せられます。
昭和二十五年十月三日
福島県福島市大字北沢又字東馬除三番地
江口一相続財産管理人
矢吹　福松

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年九月二十日株主総会の決議に依り解散致しました。当社に債権を有せらるる方は官報掲載の翌日より二箇月の間に御申出下さい。此の期間内に申出の無き場合は清算より除斥せられます。
昭和二十五年十月四日
大阪市阿倍野区阪南町中一丁目十六番地
大洋遠商株式会社
清算人　井上　壽夫

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により解散しましたので当社に債権を有せらるる方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市西成区東入船町十一番地
大阪工業株式会社
清算人　井上　慶一

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月二十五日臨時株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は公告日より二箇月以内に申出なきときは清算より除斥します。
昭和二十五年十一月二十一日
大阪市生野区猪飼野西一丁目二十四番地
株式会社山田金物店
清算人　山田　重造

解散公告(第三回)
当社の決定察備計画は昭和二十五年八月十一日附で認可を受け同日新旧勘定を併合して昭和二十五年九月十一日解散しましたから当社に債権を有する方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。右期間中に申出のないときは清算から除斥します。
昭和二十五年十一月二十五日
松本市埋橋境一一七番地
日本絹化学株式会社
代表清算人　丸山　太郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十五年十月十八日開催の臨時株主総会の決議により同日解散致しました。当社に債権のある方は第一回公告掲載の日より二箇月以内にその旨御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十五年十一月二十五日
尼崎市三反田字アシハラ四四八番地
日本造機工業株式会社
代表清算人　上田　商人

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十五年十月十八日開催の臨時株主総会の決議により同日解散致しました。当社に債権のある方は第一回公告掲載の日より二箇月以内にその旨御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十五年十一月二十五日
松本市埋橋境一一七番地
日本絹化学株式会社
代表清算人　丸山　太郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により解散しましたので当社に債権を有せらるる方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市西成区東入船町十一番地
大阪工業株式会社
清算人　井上　慶一

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月二十一日株主総会の決議により解散したので当社に債権を有せらるる方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市生野区猪飼野西一丁目二十四番地
株式会社山田金物店
清算人　山田　重造

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市西成区東入船町十一番地
大阪工業株式会社
清算人　井上　慶一

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市西成区東入船町十一番地
大阪工業株式会社
清算人　井上　慶一

解散公告(第三回)
当社は昭和二十五年十月三十一日株主総会の決議により解散したので当社に債権を有する方は本公告日より二箇月以内に申出下さい。申出なきときは清算より除斥す。
昭和二十五年十一月一日
大阪市西成区東入船町十一番地
大阪工業株式会社
清算人　井上　慶一

昭和二十五年十一月二十五日
京都市中京区三條通河原町東入ル中島町七四
株式会社ゼーオーストアー
清算人高橋進治郎

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十五年三月一日解散したので当組合に対し債権を有する者はこの公告の翌日より二箇月以内に其の届出をされ度い。申出なきときは清算より除斥します。
昭和二十五年十一月一日
津島市大字津島字西市場百八十九番地
津島経編工業協同組合
清算人　伊藤新左衛門

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十月五日株主総会の決議で解散したから債権者は第一回公告の日から二箇月以内に申出ない時は清算から除斥されます。
昭和二十五年十月十日
神戸市東灘区本山町野寄六六一
福辻鉄工株式会社
清算人　三畑　凱夫

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十一月十一日社員総会の決議により解散した。当社に債権を有する向は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し此期間中に申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年十一月十一日
長崎市西浜町七二番地
新高水産物加工有限会社
代表清算人　許　丕岩

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十五年三月一日解散したので当組合に対し債権を有する者は第一回公告の翌日より二箇月以内に申出ない時は清算より除斥します。
昭和二十五年三月一日
津島市大字津島字西市場百八十九番地
津島経編工業協同組合
清算人　伊藤新左衛門

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十五年三月一日解散したので当組合に対し債権を有する者はこの公告の翌日より二箇月以内に其の届出下さい。申出なきときは清算より除斥します。
昭和二十五年十一月一日
津島市大字津島字西市場百八十九番地
伊藤新毛織工業協同組合
右清算人　伊藤新左衛門

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十五年三月一日解散したので当組合に対し債権を有する者はこの公告の翌日より二箇月以内に其の届出下さい。申出なきときは清算より除斥します。
昭和二十五年十一月一日
津島市大字津島字西市場百八十九番地
伊藤新毛織工業協同組合
右清算人　伊藤新左衛門

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十五年三月一日解散したので当組合に対し債権を有する者はこの公告の翌日より二箇月以内に其の届出下さい。申出なきときは清算より除斥します。
昭和二十五年十一月一日
津島市大字津島字西市場百八十九番地
津島経編工業協同組合
清算人　伊藤新左衛門

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十一月十一日社員総会の決議により解散した。当社に債権を有する向は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し此期間中に申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年十一月十一日
長崎市西浜町七二番地
新高水産物加工有限会社
代表清算人　許　丕岩

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十四年四月十八日組合員総会の決議に依り解散したから当組合に債権を有する方は此の公告掲載の翌日から二箇月以内に申出ない時は清算から除斥されます。
昭和二十五年十月十日
神戸市東灘区本山町野寄六六一
福辻鉄工株式会社
清算人　三畑　凱夫

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十一月十一日社員総会の決議により解散した。当社に債権を有する向は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し此期間中に申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年十一月十一日
長崎市西浜町七二番地
新高水産物加工有限会社
代表清算人　許　丕岩

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十月五日株主総会の決議で解散したから債権者は第一回公告の日から二箇月以内に申出ない時は清算から除斥されます。
昭和二十五年十月十日
神戸市東灘区本山町野寄六六一
福辻鉄工株式会社
清算人　三畑　凱夫

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十一月十一日社員総会の決議により解散した。当社に債権を有する向は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し此期間中に申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年十一月十一日
長崎市西浜町七二番地
新高水産物加工有限会社
代表清算人　許　丕岩

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十四年四月十八日組合員総会の決議に依り解散したから当組合に債権を有する方は此の公告掲載の翌日から二箇月以内に申出ない時は清算から除斥されます。
昭和二十五年十月十日
神戸市東灘区本山町野寄六六一
福辻鉄工株式会社
清算人　三畑　凱夫

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年十一月十一日社員総会の決議により解散した。当社に債権を有する向は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。若し此期間中に申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年十一月十一日
長崎市西浜町七二番地
新高水産物加工有限会社
代表清算人　許　丕岩

解散公告(第二回)
当組合は昭和二十四年四月十八日組合員総会の決議に依り解散したから当組合に債権を有する方は此の公告掲載の翌日から二箇月以内に申出ない時は清算から除斥されます。
昭和二十五年十月十日
神戸市東灘区本山町野寄六六一
福辻鉄工株式会社
清算人　三畑　凱夫

減資公告
当会社は昭和二十五年十一月二十一日臨時株主総会において資本金二百五十万円の内百万円を減少しこれを百五十万円になすことを決議しましたのでこれに対し異議ある債権者は本公告の日より二箇月以内にその旨を申出でられたくここに公告する。
昭和二十五年十一月二十八日
東京都江戸川区西船堀町七八三番地
江戸川味噌株式会社

減資公告
当会社は昭和二十五年十一月二十五日の株主総会で資本金三十万円を金十五万円に減資することを決議しましたから之に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年十一月二十六日
東京都千代田区丸ノ内二の二
三増不動産株式会社

会社合併公告
昭和二十五年十一月二十七日下記株主総会に於て日本スレート株式会社(同日同総会に於て聲誠スレート株式会社と社号変更)は在名古屋聲誠スレート株式会社を合併して其会社の権利義務一切を承継し在名古屋聲誠スレート株式会社は解散する決議を致しましたから右合併に異議ある債権者はこの公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。
昭和二十五年十一月二十七日
東京都中央区銀座七丁目三番地
旧所在東京都北区豊島七丁目十六番地
(旧)日本スレート株式会社
名古屋市中村区野田町字又部八番地
(新)聲誠スレート株式会社

訂正公告
昭和二十五年八月二十日官報掲載の当社減資公告中蔵谷区上通り二丁目一番地は「十一番地」の誤り。
株式会社正進堂書店

解散公告(第一回)
当会社は社員総会の決議により昭和二十五年十一月二十一日解散した。当社に債権を有せられる向は本公告第一回掲載の日の翌日より二箇月以内に申出でられ度く申出でなき債権は清算より除斥されます。
昭和二十五年十一月三十日
東京都荒川区日暮里町八丁目七十番地
有限会社上菱商会
代表清算人　今井與一郎

株式会社資本減少異議申述公告
当会社は昭和二十五年十一月一日の株主総会に於て資本金額金二百万円を金百八十万円に減少することを決議致し候につき之に異議ある債権者は本公告掲載の日より二箇月以内迄に当会社に其の申述相成度若し右期間内に異議を述べざるときは資本減少を承認したるものと看做さるべく候
右商法の規定により公告候也
昭和二十五年十一月三十日
東京都港区芝田村町十七番地
日進興業株式会社

解散公告(第一回)
当組合は商工協同組合法第七十五條第四項の規定により昭和二十二年三月一日解散しましたから当組合に債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出ないときは清算から除斥致します。
昭和二十五年十一月七日
広島市堺町二丁目五一の二
広島県炭団製造統制組合
清算人　山田　寅吉

約束手形無効公告
無番号二通昭和二十五年九月十四日振出各金二万円・振出人株式会社日本読書会片桐政雄・受取人社本場所大阪銀行白山支店・支拂期日昭和二十五年十一月三十日及昭和二十五年十二月三十一日右二通の約束手形は詐取手形に付支拂を拒絶する。
昭和二十五年十一月三十日
株式会社日本読書会　**片桐政雄**

臨時株主総会開催通知
来る十一月二十八日(火曜日)午後二時より新宿区北山伏町四十二番地に於て臨時株主総会を開催左記事項を附議致しますから御出席願ひます。
昭和二十五年十一月十日
東京都新宿区北山伏町四十二番地
牛込食糧販売株式会社
取締役社長　石田己之助

記
一、株主各位殿
一、会議の目的事項
一、役員退任報告之件
一、役員補充之件

減資公告
昭和二十五年九月三十日開催の臨時株主総会に於て当会社の資本金二百万円を金百五十万円に減少する決議をしたので異議ある債権者は本公告の日より二箇月以内に申出でられたい。株券を所有する者は本公告の日より三箇月以内に当会社へ提出せられたい。
昭和二十五年九月三十日
東京都中央区月島東仲通十丁目五番地
大青食品工業株式会社

第十期決算公告
昭和二十五年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

土地	建物
設備及什器	出金
預金及現金	収金
未収金	仮拂
受取手形	原材料及仕入品
器具	未経過保険料
未経過割引料	製品及仕掛品
計	

負債の部

本金	法定積立金
特別積立金	納税引当金
退職手当積立金	前期繰越金
当期利益金	借入金及拂手形
前受金	買掛及未拂金
割引手形	再評価積立金
当期利益金	計

右の通りであります。
昭和二十五年十一月
昭和紡織株式会社

第二十六期決算公告
昭和二十五年十月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

土地	勘定
納税準備預金	什器
銀行及現金勘定	仮拂金
当期損失金	合計

負債の部

資本金	法定積立金
別途積立金	別途積立金
前期繰越金	退職手当積立金
計	

東京都千代田区丸の内二の一
三増不動産株式会社

第7167号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◎号外　十一月二十七日附衆会第五号一六頁●同二十九日附参会第五号二四頁●同三十日附物価第五十六号四八頁

田辺製薬

結核には

ニッパス療法

ニッパスは内服で効く結核の化学療法剤として好評を博しておりますが、今回値下げを断行しましたので結核にはニッパス療法…と賞用の方が増えています

肺結核(滲出性)、腸結核
喉頭結核、咽頭結核

200錠 1,200円　500錠 2,900円　100瓦 2,200円　500瓦 10,000円

第五十二期決算公告

昭和二十五年九月三十日現在

貸借対照表

借方(資産の部)

土地	一、三四八、二九九、七八二、七八四、九〇
造林	一〇一、五八七、二九二、〇〇
建物	八、九三三、〇四〇、〇〇
構築物	一八四、五一五、三三一、〇〇
機械装置	三一、八八六、三九九、〇〇
鉄道車輛運搬具	四、一四六、〇一三、〇〇
工具器具備品	四、二四八、六七一、〇〇
家畜	一一二、六一七、〇〇
原料	八一四、五一七、二〇
材料品	一六九、二二七、五四四、八六
製品	三、八五八、六四八、五〇
副産物	三、四九八、一九二、九八
短期債権	一四、三八二、五七九、四四
前貸金	一四、二〇六、二一三、九八
売掛債権	五、六四五、三一五、〇七
耕作掛金	二六、九五九、九九二、六〇
受取手形	二、九三六、九七五、八〇
未収入金	一、七七七、九五二、五九
前拂費用	七五、五三二、九六〇、一〇
銀行	四八、一六二、三八
現金	一三、九一九、二四九、二九
仮拂金	一二、六〇〇、〇〇
仮拂保証金	一七、八三三、〇八七、五三
契約勘定	七九〇、〇〇〇、〇〇
建設仮勘定	七、四一一、六四二、四三
資本参加	七〇五、六三六、一三一、四三
未拂込資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
長期投資	一、九一〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	一、九八〇、〇四三、六三
別途積立金	三一九、六三三、二三七、九二
再評価積立金	四、二一七、〇九三、〇〇
退職手当基金	一六一、四七五、〇〇〇、〇〇
短期借入金	九二、四二三、四二一、五一
買掛債務	一〇、二六九、五七〇、八二
預り金	五五、四七六、八四四、五二
未拂法人税	一五九、九六四、九五
納税積立金	一、七〇八、八五八、七六
繰越利益金	二六、三八二、〇九六、三二
当期利益金	七〇五、六三六、一三一、四三
合計	

貸方(負債の部)

資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	一、九一〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	一、九八〇、〇四三、六三
再評価積立金	三一九、六三三、二三七、九二
退職手当積立金	四、二一七、〇九三、〇〇
短期借入金	一六一、四七五、〇〇〇、〇〇
買掛債務	九二、四二三、四二一、五一
預り金	一〇、二六九、五七〇、八二
未拂法人税	五五、四七六、八四四、五二
納税積立金	一五九、九六四、九五
繰越利益金	一、七〇八、八五八、七六
当期利益金	二六、三八二、〇九六、三二
合計	七〇五、六三六、一三一、四三

昭和二十五年十一月二十七日

日本甜菜製糖株式会社

貸借対照表

(昭和二十五年九月三十日現在)

貸方(負債の部)

資本金	一二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	八一三、〇〇〇、〇〇
再評価積立金	三四、四七六、八〇三、〇〇
納税引当金	四四一、八九九、九〇
借入金	五八、五九〇、〇〇〇、〇〇
仕入先、支拂手形	五八、九一四、一五五、四七
未拂金	一一、五二七、二八四、三九
仮受金	二、五九六、三九四、九七
貸倒準備金	三五、〇〇〇、〇〇
繰越金	三、八一六、〇三二、八二
当期利益金	四、九九六、三八五、七〇
合計	一八八、二〇六、九五六、二五

借方(資産の部)

土地、建物、機械装置	四〇、五五〇、八九二、〇〇
工具、什器、運搬具	三、六二四、〇九九、〇〇
材料、仕掛品、商品	九〇、〇八七、九〇七、一二
得意先、受取手形	二三、七九四、一九五、七九
有価証券	一、四〇〇、三二一、〇〇
預金現金	一九、六五八、六七三、一四
仮拂金	五、六九四、二一四、〇七
未収金	五二、五四六、四三
未達勘定	二、八三九、一〇七、七〇
貸倒準備金見返	三五、〇〇〇、〇〇
合計	一八八、二〇六、九五六、二五

第五十八回貸借対照表

昭和二十五年九月三十日現在

七番地八　**万有製薬株式会社**

借方

現金	四二六、七〇〇、三九
銀行勘定	五八一、六二〇、〇四
その他の預け金勘定	二、四七八、九一二、〇一
所有有価証券勘定	五、八四一、八四一、六〇
受託売買立替金勘定	七、二一〇、〇九五、三九
差入保証金	八八三、九二九、三八
東京証券業協会勘定	七三四、四五四、三〇
貸付金	二四六、一二九、八一
保管有価証券	二、九〇二、一〇〇、〇〇
事故商品支拂金	七六八、〇二八、〇〇
有価証券引渡票支拂金	三四、六〇〇、〇〇
雑勘定	六二、二八七、八〇
什器	六一二、八三〇、〇〇
会員信認金	二九四、三三一、〇〇
会員出資金	二〇〇、〇〇〇、〇〇
営業保証金	二九四、〇〇〇、〇〇
当期損失金	一、九七七、四四九、四〇〇
合計	二五、五四九、三〇九、一二

貸方

客よりの借残高勘定	四、一〇三、七二五、〇〇
預り金	九九六、八六八、〇五
借入金	五、九一二、二〇〇、〇〇
内入準備金	八八七、一六六、〇〇
預り有価証券	二、九〇二、一〇〇、〇〇

事故商品受入金
有価証券引渡票受入金　二〇〇、九五〇、〇〇
納税準備積立金　四六、三〇〇、〇〇
資本金　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金　三〇〇、〇〇〇、〇〇
合計　二五、五四九、三〇九、一二

昭和二十五年十一月三十日

東京都中央区日本橋兜町一丁目八

山文証券株式会社

解散団体財産売却公告(第二百十六回)

一、売却物件　(イ)乃至(レ)は各一口とします。)

(イ)建物(寄家)木造瓦葺二階建一棟延三四坪(ロ)同木造杉皮葺平家建一戸八坪一二五(ハ)同一戸八坪一二五(ニ)同一戸八坪一二五(ホ)同一戸八坪一二五(ヘ)同(事務所)一棟一八坪、同(工場)一棟一八坪、同棟三坪七五(ト)机他八種(チ)同一三種(リ)同七種(ヌ)同一五種(ル)片袖机他八種(ヲ)時計他五種(ワ)机他一七種(カ)同八種(ヨ)同一〇種(タ)書棚他一三種(レ)電話加入権(広田局二五番)一口

二、所在地　(イ)平市字十五町目五番地の三(ロ)乃至(ヘ)福島県西白河郡白坂村字三輪台白坂集団住宅(ト)郡山市虎丸町一三五安積地方事務所(チ)福島県耶麻郡喜多方町字惣座の宮瀬郡須賀川町西町岩瀬地方事務所(リ)同南会津郡田島町字根小屋南会津地方事務所(ヌ)白若松市栄町一五〇北会津郡(ル)福島県耶麻郡喜多方町字惣座の宮耶麻地方事務所(カ)、(ヲ)同南会津郡田島町字根小屋南会津地方事務所(ワ)白河市字道場小路九三西白河地方事務所(ヨ)福島県東白川郡棚倉町字城跡東所(タ)福島県東白川郡棚倉町字堂の前白川地方事務所(レ)平市字堂の前一八石城地方事務所

三、下見の日時　(イ)乃至(タ)十二月六日午前十時各物件所在地集合

四、入札(買受申込)期限　十二月十一日午後五時締切

五、入札(買受申込)場所　当理事会又は福島県総務部地方課

六、保証金　(イ)二万円(ロ)乃至(ヘ)各一円(ト)、(ワ)、(ヨ)各一百円(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)各二百円(ヲ)、(カ)各一百円(タ)、(レ)各五十円

七、買受人の決定は氏名を官報で公告し申込人に通知します。

八、入札(買受申込)心得は当理事会又は福島県総務部地方課に問合せ下さい。

東京都千代田区皇居内(旧枢密院)

解散団体財産売却理事会

定価　一ヶ月　百五十円　一部　六円　送料　実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰　百　円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)壹一壹弐　振替東京一九〇〇〇　官報課

昭25.11.30.

官報　号外（第百二十五号）

目次

法律
○酒税法の一部改正　一頁
政令
○酒税法施行規則の一部改正　二
省令
○酒類配給規則の一部改正　二

法律

酒税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第二百五十二号

酒税法の一部を改正する法律

酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第二号中「味淋、味淋粕」の下に「、命令ヲ以テ定ムル物品」を加える。

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

一　清酒		
特級	一石ニ付	三万五千円
第一級	一石ニ付	三万円
第二級	一石ニ付	二万二千三百円
二　合成清酒		
第一級	一石ニ付	二万円
第二級	一石ニ付	一万六千八百円
三　濁酒	一石ニ付	二万円
四　白酒	一石ニ付	七万千五百円
五　味淋		
甲類	一石ニ付	五万六千五百円
乙類	一石ニ付	二万二千五百円
六　焼酎		
甲類	一石ニ付	一万五千四百円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ六百十六円ヲ加フ
乙類	一石ニ付	一万三千九百円 アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ五百五十六円ヲ加フ
七　麦酒	一石ニ付	一万二千円
八　果実酒	一石ニ付	七千円
九　雑酒		
第一級	一石ニ付	十七万円
第二級	一石ニ付	四万五千円
第三級	一石ニ付	二万円 アルコール分十五度ヲ超ユルトキハアルコール分十五度ヲ超ユル一度毎ニ千三百五十円ヲ加フ
第四級	一石ニ付	一万四千円

同條第三項中「、類別及種別」を「及類別」に改める。

第二十七條第一項中「販売スル酒類ニシテ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類」を「製造場又ハ販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類ノ製造場又ハ指定販売場ニ戻入シタル場合ヲ除ク」に、「販売スル酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後」を「販売場ヨリ移出スル酒類ニシテ配給酒類トシテ移入シタル後」に、「販売シタルトキ」を「販売シ又ハ移出シタルトキ」に、「販売シタルモノ」を「移出シ又ハ移出シタルモノ」に改める。

第二十七條第二項中「酒類製造者ガ販売シタル酒類」を「酒類製造者ガ製造場ヨリ移出シタル酒類」に、「酒類販売業者ガ販売場ヨリ移出シタル酒類」を「酒類販売業者ガ販売シタル酒類」に改める。

第三十四條ノ二中「販売シタルモノ」を「製造場又ハ販売場ヨリ移出シタルモノ」に改め、同條第一号中「又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ製造場又ハ指定販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ」を「販売場ニ移入」に改め、同條第二号中「購入」を「販売場ニ移入」に改め、「又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ当該販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ」を削る。

第三十五條第一項中「、種別」を削る。

第三十五條ノ二第一項中「販売シタルトキ」を「製造場又ハ指定販売場ヨリ移出シタルトキ」に、「販売シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別」を「移出シタル酒類ノ種類、級別、類別」に、「販売シ又ハ販売シタルモノ」を「移出シ又ハ移出シタルモノ」に改め、同條第二項中「販売シタルトキ」を「販売場ヨリ移出シタルトキ」に、「販売シ又ハ販売シタルモノ」を「移出シ又ハ移出シタルモノ」に改める。

第三十七條第一項中「製造場ヨリ移出シ」を「製造場若ハ指定販売場ヨリ移出シ」に改め、同條第二項中「製造場」を「製造場（指定販売場ヨリリテハ指定販売場）」に、「製造者（指定販売場ヨリリテハ指定販売業者）」に改め、同條第三項中「製造者」を「製造者若クハ指定販売業者」に改める。

第三十八條に第一項として次の一項を加える。

酒類ノ製造場又ハ指定販売場ヨリ移出シタル酒類ヲ当該酒類ノ製造場又ハ指定販売場ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ戻入シタル時以降ニ納付スベキ酒税額ヨリ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ控除スル

同條第一項中「販売ノ為」を削り、「同一製造場若ハ指定販売場ニ戻入シ又ハ酒類ノ製造場若ハ指定販売場ニ移入シタル場合」を「当該酒類ノ製造者又ハ指定販売業者ノ酒類ノ製造場又ハ指定販売場ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ戻入シタル時以降ニ納付スベキ酒税額ヨリ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ控除スル」に改める。

第三十八條第二項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三十七條第一項又ハ第二項ノ酒類ヲ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該酒類ノ製造者又ハ指定販売業者ニ対シ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ還付スル

第三十八條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三十七條第一項又ハ第二項ノ酒類ヲ戻入シ又ハ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該酒類ノ製造者又ハ指定販売業者ニ対シ当該酒類ノ移出ノ際課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ還付スル

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

号外

昭25.11.30.

ハ移入シタル製造者又ハ指定販売業者ニ付其ノ製造業又ハ販売業ノ免許ノ取消其ノ他ノ事由ニ因リ当該酒類ヲ戻入シタル時又ハ移出シタル月分以降ニ納付スベキ税額無キ場合其ノ他第一項又ハ前二項ノ規定ニ依ル控除ヲ受クルコト困難ナル事由アル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戻入シ又ハ移入シタル酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ還付スルコトヲ得

第六十六條中「第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3　左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する酒類については、改正後の酒税法第三十八條の規定を適用する。この場合において、第一号の規定に該当するときは、この法律施行の日において当該酒類をもどし入れし、又は移入したものとみなす。

一　この法律施行の際、酒類の製造者又は指定販売業者（酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する指定販売業者をいう。以下同じ。）が、酒類の製造場又は指定販売場（同法第三十四條ノ二第一号に規定する指定販売場をいう。以下同じ。）においてこの法律施行前にもどし入れし、又は移入した酒類を所有するとき。

二　酒類の製造者又は指定販売業者が、この法律施行前に酒類の製造場又は指定販売場から移出した酒類をこの法律施行後酒類の製造場又は指定販売場にもどし入れし、又は移入したとき。

4　酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類及び第三項の適用を受ける酒類を除く。以下第五項において同じ。）を改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類以外の酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合において、当該酒類が、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額に満たないものであるときは、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

5　酒類の製造者又は販売業者が、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場に存する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたものを改正後の同法第二十七條ノ二に規定する酒類として酒類の製造場又は販売場から移出した場合においては、当該酒類に係る酒税については、左の各号の定めるところによる。

一　当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類であり、且つ、当該酒類につき改正後の同法第二十七條の規定により算出した税額が改正前の同條の規定により算出した税額をこえるものである場合においては、当該酒類を改正後の同法第二十七條ノ二第一項各号に掲げる酒類とみなし、且つ、これらの税額の差額を同條の規定による税額とみなして同條の規定を適用する。

二　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額をこえるものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

三　当該酒類が、改正後の酒税法第二十七條ノ二の規定による税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

四　当該酒類が、当該酒類につき改正後の酒税法第二十七條及び第二十七條ノ二の規定により算出した税額が改正前の同法第二十七條の規定により算出した税額に満たないものである場合においては、これらの税額の差額を当該酒類を移出した月分以後に納付すべき酒税額から控除する。

6　酒類の製造者又は販売業者は、この法律施行の際に酒類の製造場又は販売場において所有する酒類で改正前の酒税法第二十七條の規定による酒税のみを課せられたもの（改正前の同法第二十七條ノ二の規定による酒税を課せられない酒類を除く。）について、その種類、級別、類別、種別及びアルコール分の異なるごとに、その数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、所轄税務署に申告しなければならない。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

政令

酒税法施行規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十五年十一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第三百四十六号

酒税法施行規則の一部を改正する政令

内閣は、酒税法（昭和十五年法律第三十五号）に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

酒税法施行規則（昭和十五年勅令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條ノ二を第二條ノ三とし、第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二　酒税法第八條第一項第二号ノ規定ニ依ル味淋ノ原料ハ葡萄糖、水飴、有機酸又ハアミノ酸塩トス

第五條第一項但書を削る。

第十六條第一項中「類別及種別」を「及類別」に改める。

第二十一條ノ二第一項中「種別」を削る。

第二十二條第二項第二号中「及第三級」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　雑酒第三級ニ付テハアルコール分十五度

同條第四項中「此ノ場合ニ於テ雑酒第四級ニ付テハアルコール分十度ヲ超エザルモノ及アルコール分十度ヲ超ユルモノ毎ニ当該酒類ノ引取石数ヲ区分シテ記載スベシ」を削る。

第二十二條ノ二第二項中「雑酒第二級及第三級ニ付テハアルコール分二十度ヲ超エザルモノ及アルコール分二十度ヲ超ユルモノ毎ニ、雑酒第四級ニ付テハアルコール分十度ヲ超エザルモノ及アルコール分十度ヲ超ユルモノ毎ニ」を削り、「販売石数」を「移出石数」に改める。

第二十三條第一項中「製造場」を「製造場又ハ指定販売業者ノ販売場（指定販売場ト称ス以下同ジ）」に改め、「種別」を削り、同條第二項中「製造場ヨリ移出」を「製造場又ハ指定販売場ヨリ移出」に改める。

第二十四條第一項中「種別」を削る。

第二十五條第一項中「第三十八條第一項」を「第三十八條各項」に改め、「種別」を削り、「アルコール分毎（同法第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒種ニ付テハ第二十七條ノ二第二項ノ規定ニ依ルアルコール分毎）」を「第二十二條第二項（同法第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類ニ付テハ第二十二條ノ二第二項）ノ規定ニ依ルアルコール分毎」に改め、「石数」の下に「並ニ当該酒類ニ課セラレタル税額」を加え、同條第二項を削る。

第三十四條中「種別、」を削る。

第六十一條第一項第二号及ビ第五号中「類別及種別」を「及類別」に改め、同項第八号中「、種別」を削る。

第六十二條第一項第一号及ビ第三号中「類別及種別」を「及種別」に改める。

第六十二條ノ二第一項中「指定販売業者ノ販売場（指定販売場ト称ス以下同ジ）」を「指定販売場」に改め、同條中「種別」を削る。

附　則

この政令は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

大蔵大臣　池田　勇人
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◎大蔵省令第百九号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）第一條の規定に基き、酒類配給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

大蔵大臣　池田　勇人

酒類配給規則の一部を改正する省令

酒類配給規則（昭和二十四年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「味淋、焼酎、麦酒及び雑酒」を「焼酎及び麦酒」に改める。

第十三條中「、種別」を削る。

附　則

この省令は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

裁判所公告（◎印は新掲載）

○公示催告

昭和二十五年（ヘ）第九号

富山県東礪波郡大鋸屋村中尾九八五番地　申立人　中田　正信

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十六年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十五日

富山簡易裁判所

裁判官　小森武介

（別紙）　目　録

一北陸配電株式会社株式一百株六枚

(1)五十株券一枚

一枚株券額面　金二千五百円也

一株の拂込金　金五十円也

記号番号　い丁第五五三〇号

発行年月日　昭和十七年七月一日

最終株主　吉浦時康

(2)十株券五枚

一枚株券額面　金五百円也

一株の拂込金　金五十円也

記号番号　い丙第三五四一一号、再い丙第九六三五二号、再い丙第九六三五二号

発行年月日　昭和十七年七月一日

記号番号　と丙第二五六二三号、と丙第二五六四号

発行年月日　昭和二十三年九月一日

最終株主　島大証券株式会社取締役社長島谷宗平

◎昭和二十五年（ヘ）第九号

広島市古田町字田方

申立人　諏訪　好子

広島県安芸郡船越町七百四十二の一

右申立代理人　平野規短男

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年五月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十月二十八日

広島簡易裁判所

裁判官　瞿曇竦剣

（別紙）　目　録

一東洋工業株式会社株券二枚

株券番号　ら第一〇四六八号、第一〇四六九号

額面　金五千円

一株金額　金五十円

商号　東洋工業株式会社

資本総額　金一億五千万円

設立登記　大正九年二月十日

増資登記　昭和二十四年五月二十日

発行年月日　昭和二十四年六月二十五日

発行者　東洋工業株式会社取締役社長松田重次郎

当初株主　諏訪好子

最終株主住所氏名、最終所持人住所氏名　広島市古田町字田方諏訪好子

◎昭和二十五年（ヘ）第一〇号

大阪市東区北浜三丁目三十七番地

申立人　岡三証券株式会社

右代表取締役　加藤　清治

広島市仁保町日字那

右申立代理人　具田　克己

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年五月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月四日

広島簡易裁判所

裁判官　瞿曇竦剣

（別紙）　目　録

一中国配電株式会社株券一百株券二枚

株券記号番号　ネ戊第九二五五号、第九二五六号

額面　金五千円（全額拂込済）

一株金額　金五十円

商号　中国配電株式会社

資本総額　金三億円

会社成立　昭和十七年四月一日

発行年月日　昭和二十三年七月一日

発行者　中国配電株式会社社長島田兵蔵

当初株主　沢田重次

最終株主　沢田重次

最終所持人　加藤清治

◎昭和二十五年（ヘ）第一一号

広島市東拘町六の一

申立人　有限会社芸陽商会

右代表取締役　小原　照明

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年五月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月九日

広島簡易裁判所

裁判官　瞿曇竦剣

（別紙）　目　録

一小切手一通

金額　十万九千二百二十円也

受取人　大阪パイル織物株式会社

振出日　昭和二十五年十月二十一日

番号　三五六号

振出人　東京銀行広島支店

支拂人　東京銀行大阪支店

一小切手一通

金額　十万円也

受取人　大阪パイル織物株式会社

振出日　昭和二十五年十月二十一日

番号　三五六号

振出人　東京銀行広島支店

支拂人　東京銀行大阪支店

一小切手一通

金額　五十八万円也

受取人　大阪パイル織物株式会社

振出日　昭和二十五年十月二十一日

番号　七六号

振出人　日本勧業銀行広島支店

支拂人　日本勧業銀行大阪支店

◎昭和二十五年（ヘ）第一五号

京都市下京区室町綾小路下ル

申立人　奥田　岩男

別紙表示の為替手形に付申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十六年六月十一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に為替手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がないときは右手形は無効を宣言することがある。

昭和二十五年十月二十七日

長崎簡易裁判所

裁判官　植村武雄

（別紙）　目　録

一、種類　小切手

一、数量　一枚

一金額　四千二百九十五円

一記号番号　ヨI〇〇三八三三号

一振出人　長崎県陸運事務所資金前渡官吏山田治

一振出日　昭和二十五年十月二十日

一支拂地　長崎市日本銀行長崎支店

◎昭和二十五年（ヘ）第六号

長崎県島原市下川尻町八〇四一

申立人　石橋　茂七

右申立人より別紙目録小切手について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年六月三十日午前九時までに当裁判所に権利を届出且その小切手を提出せねばならない。もし右期日までに届出及提出をしないときは右小切手の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十月二十七日

長崎簡易裁判所

裁判官　植村武雄

◎昭和二十五年（ヘ）第七号

和歌山県田辺市湊千五百六十三番地

申立人　中野　仁吉

右申立人より別紙小切手について公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年六月三十日午前九時までに当裁判所に権利を届出且その小切手を提出せねばならない。もし右期日までに届出及び提出をしないときは右小切手の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月四日

長崎簡易裁判所

裁判官　植村武雄

◎昭和二十五年（ヘ）第一号

高知県幡多郡清水町松尾三百十九番地　申立人　山田徳次郎

別紙表示の小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年七月五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がないときは右小切手の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十一日

城辺簡易裁判所

裁判官　乗金精七

（別紙）　目　録

一、証書　第五号、送金小切手

一金額　金二十七万円也

一振出人　和歌山県田辺市栄町四十五番地株式会社三和銀行田辺支店支店長片山参三

一支拂人　長崎市西浜町株式会社東京銀行長崎支店

一受取人　和歌山県田辺市湊千五百六十三番地中野仁吉

一振出日　昭和二十五年十月十六日

一振出地　和歌山県田辺市

一支拂地　長崎市

一最終の所持人　中野仁吉

◎昭和二十五年（ヘ）第二号

千葉県君津郡湊町湊七六一

申立人　藺本　挙文

別紙目録に記載した株券について右の者から公示催告の申立があつたからその株券の所持人は昭和二十六年七月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出且株券を提出されたい。もし右期日迄に右の届出と提出をせねばその株券の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十日

新居浜簡易裁判所

裁判官職務代行

裁判官　矢野伊吉

（別紙）　目　録

四国機械工業株式会社株式二百株

一株の額面　金五十円也

一株の拂込額　金五十円也

一記号番号　ほ乙二三六〇八、ほ乙三六八〇

一発行者　四国機械工業株式会社

一最終株主　武田定

一最終所持人　藺本幸文

号外

昭25.11.30.

（別紙）　目　録
一　持参人捕獲金小切手　一通
番号　AJ第八五〇八号
額面　金二十二万八千六百円也
振出日　昭和二十五年十月十八日
振出地　高知県幡多郡清水町
支拂地　愛媛県南宇和郡御荘町
振出人　株式会社四国銀行清水支店
支店長熊谷泰吉
支拂人　株式会社四国銀行御荘支店
最後の所持人　山田徳次郎

○失踪宣告

昭和二十五年（家）第九〇〇号
本籍福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字戸草二百九十八番地、最後の住所元満州国三江省仏山観楽所官舎
不在者　太郷フヂ
大正九年六月十日生
右の者に対し東京都新宿区下落合四丁目千六百九十番地奥方本郷喜三郎申立により当家庭裁判所は昭和二十五年十月二十七日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十二日
東京家庭裁判所

昭和二十五年（家）第一七二二号
本籍東京都台東区浅草馬道二丁目十六番地二、最後の住所東京都豊島区巣鴨六丁目千四百六番地
不在者　森沢　美代
昭和二年三月二十六日生
右の者に対し茨城県真壁郡伊讃村字佐山二百二十一番地森沢きみの申立により当家庭裁判所は昭和二十五年十月二十日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十二日
東京家庭裁判所

昭和二十五年（家）第一六一〇号
本籍神戸市灘区中原道七丁目十番地、最後の住所東京都渋谷区松濤七番地
不在者　松井　カネ
明治十二年四月三十日生
右の者に対し千葉市稲毛一丁目八百八十三番地松井信文の申立により当家庭裁判所は昭和二十五年十一月十六日死亡と看做し失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十二日
東京家庭裁判所
本籍及び最後の住所東京都立川市富士見町三丁目三十四番地
不在者　井上　憲雄
明治四十二年一月二十日生

当裁判所は利害関係人久保田時郎の申立に因り右不在者井上憲雄が昭和四年九月十二日死亡せるものと看做して失踪の宣告をした。
昭和二十五年十一月十八日
東京家庭裁判所新六王子支部

昭和二十五年（家）第一四七号
本籍及び最後の住所横浜市金沢区釜利谷町三五九五番地
不在者　石井　宣吉
明治十九年六月四日生
右不在者に対し横浜市金沢区釜利谷町三五九五番地利害関係人石井稔より失踪宣告の申立があったので当裁判所は昭和二十四年四月七日死亡したものとみなし失踪の宣告をした。
昭和二十五年十月三日
横浜家庭裁判所

昭和二十五年（家）第自一一号至一三号
本籍並びに最後の住所福島県若松市栄町三百四十八番地
不在者　大井　ミチ
大正五年十月八日生
本籍並びに最後の住所右同所
同　大井　教
昭和十二年一月十八日生
本籍並びに最後の住所右同所
同　大井　瑞子
昭和十四年二月二十六日生
右の者等に対して利害関係人大井喜八の申立により当裁判所は右不在者等は昭和二十三年九月三十日死亡したものと看做して、昭和二十五年十月二十五日失踪宣告をした。
昭和二十五年十一月二十一日
福島家庭裁判所若松支部

昭和二十四年（家）第六六四号
本籍新潟県佐渡郡畑野村大字河内二〇八番地、最後の住所函館市大纽町八〇番地
不在者　猪股　延吉
明治三十一年二月八日生
右の者に対し猪股よしよりの申立により当裁判所は昭和十六年九月十九日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月二十一日
函館家庭裁判所

昭和二十五年（家）第一三九五号
本籍大阪市西区九條北通二丁目六百八十八番地、最後の住所同市同区九條南通二丁目百六十七番地
不在者　近藤ふさと江
大正三年二月十三日生
同　近藤　淳子
昭和十三年九月十八日生
同　近藤　道代
昭和十四年一月一日生
同　近藤　昌子
昭和十六年十二月二十七日生
右に対し近藤淳道から申立があったので当裁判所は右の者が昭和二十三年三月十四日死亡したものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十五年十一月七日
大阪家庭裁判所

昭和二十四年（家）第三九五八号
本籍並びに最後の住所金沢市北間町ハ三十二番地
不在者　高田　セヲ
明治三十年四月十五日生
右の者に対し金沢市北間町ハ二十六番地従兄高田政野の申立により当裁判所は大正五年六月頃以来生死不分明と認め、昭和二十五年十一月二日失踪の宣告を為した。
昭和二十五年十一月二十日
金沢家庭裁判所

○除権判決

昭和二十五年（ヘ）第一五四号
東京都中野区野方町二の一、二三
申立人　小林　敏郎
同都中央区日本橋蛎殻町一の六
右代理人弁護士　谷川　宣市
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為し昭和二十五年十一月三日午前十時の期日迄に権利を届出でた処昭和二十五年十一月三日午前十時の期日迄に権利の届出がなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月二十日
金沢家庭裁判所

昭和二十四年（家）第一三六九号
本籍並びに最後の住所金沢市北間町ハ三十二番地
不在者　高田　セヲ
明治三十年四月十五日生
右の者に対し金沢市北間町ハ二十六番地従兄高田政野の申立により当裁判所は大正五年六月頃以来生死不分明と認め、昭和二十五年十一月二日失踪の宣告を為した。
昭和二十五年十一月二十日
金沢家庭裁判所

昭和二十五年（ヘ）第一五四号
東京都中野区野方町二の一、二三
申立人　小林　敏郎
同都中央区日本橋蛎殻町一の六
右代理人弁護士　谷川　宣市
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為し昭和二十五年十一月三日午前十時の期日迄に権利を届出でた処昭和二十五年十一月三日午前十時の期日迄に権利の届出がなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月二十日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一株券額面　金五十円全額拂込済
一株券番号　昭和十六年八月一日発行第　号
一株券発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　草ヶ谷英之助
一最終所持人　草ヶ谷英之助

昭和二十五年（ヘ）第二〇一号
東京都台東区上野池の端仲町十一番地松村方　申立人　小野　スミ
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十五年十一月二日午前十時の期日迄に権利を届出でた且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一株券額面　金五十円全額拂込済
一株券番号　昭和十六年八月一日発行第　号
一株券発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　草ヶ谷英之助
一最終所持人　草ヶ谷英之助

昭和二十五年（ヘ）第一九四号
岐阜市西野町五丁目二十五番地
申立人　草ヶ谷英之助
右代理人　安田喜三雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十五年十一月三日午前十時の期日迄に権利を届出でた且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
一発行年月日　㈠は昭和十七年十二月八日㈡は昭和十八年五月二十日
一株券発行者　大同石油株式会社取締役社長篠塚宗吉
一発行当時の株主　南田佐吉
一最終所持人　小林敏郎
一株券の額面　金五千円但一株五十円
一株券の記号番号　増甲第一七三一号
一発行年月日　昭和二十三年六月二十八日
一株券発行者　日活株式会社取締役社長堀久作
一発行当時の株主　小林敏郎
一最終の所持人　小林敏郎

昭和二十五年（ヘ）第二三八号
徳島県美馬郡脇町蒜久保
申立人　大塚　実
代理人弁護士　山田　嘉穂
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によって公示催告を為した処昭和二十五年十一月四日午前十時の期日迄に権利を届出でた且右株券を提出するものがなかったから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録
㈠帝国石油株式会社発行株式五十株券一枚
記号番号　㈠は号外丙第六一一五号
額面　金二千五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十七年九月一日
最終株主名義人　小野スミ
㈡昭和興業株式会社発行
㈠株式五十株券一枚
記号番号　加合い乙三七号
額面　金二千五百円
㈡株式十株券五枚
記号番号　昭合甲自一二三〇号至一二三四号
額面　金五百円（一枚に付）
㈠、㈡共拂込金額　全額
最終株主名義人　小野さわ
最終所持人　小野スミ

昭和二十五年（ヘ）第二三八号
日本郵船株式会社株券十株券三十枚
一額面金額　金五百円也
一株の金額　金五十円也（全額拂込済）
（別紙）　目　録
一記号番号　㋐第二八一六九九番、㋑第二八一七〇〇番、㋒第二八一七一番、㋓第二八一七二番、㋔第二八一七三番、㋕第二八一七四番、㋖第二八一七五番、㋗第二八一七六番、㋘第二八一七七番、㋙第二八一七八番、㋚第二八一七九番、㋛第二八一八〇番
一発行者　日本郵船株式会社
最終株主名義人　大塚栄

官報

目次

規則
○電波法施行規則改正　一
○無線局免許手続規則改正　九
○無線従事者国家試験及び免許規則改正　一八
○無線局運用規則改正　二三
○無線設備規則改正　四九
○無線機器型式検定規則改正　五四

規則

◎電波監理委員会規則第十四号
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四條（無線局の開設）、第九條（工事設計の変更）、第十三條（免許の有効期間）、第十七條（変更等の許可）、第二十五條（無線局の公示）、第三十一條（安全施設）、第三十二條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十三條（計器及び予備品の備えつけ）、第三十四條（船舶の義務無線電信の條件）、第三十五條（船舶の義務無線電信の條件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十九條（無線設備の操作）、第四十條（無線従事者の従事範囲）、第五十條（通信長の配置等）、第五十二條（目的外使用の禁止等）、第六十條（報告）、第百條（高周波利用設備）及び附則第十項（この法律の施行前になした処分等）の規定の委任に基き、且つ電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により電波法施行規則の全部を改正する規則を次のように定める。
昭和二十五年十一月三十日
電波監理委員会委員長　富安　謙次

電波法施行規則の全部を改正する規則
電波法施行規則（電波監理委員会規則第三号）の全部を次のように改正する。
電波法施行規則
目次
第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　無線局
第一節　通則（第五條―第十五條）
第二節　周波数の公開（第十六條―第二十一條）
第三節　安全施設（第二十二條―第二十七條）
第四節　船舶局の特則（第二十八條―第三十一條）
第五節　無線従事者（第三十二條―第三十六條）
第六節　目的外通信等（第三十七條）
第七節　業務書類等（第三十八條―第四十三條）
第三章　高周波利用設備
第一節　通則（第四十四條―第四十六條）
第二節　安全施設（第四十七條―第五十條）
第四章　雑則
第一節　無線方位測定装置の保護（第五十一條）
第二節　書類の提出（第五十二條）
第五章　経過規定（第五十三條・第五十四條）
附則

第一章　総則

（目的）
第一條　この規則は、別に命令で規定せられるもの外、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定を施行するために必要とする事項及び電波法の委任に基く事項を定めることを目的とする。
（定義）
第二條　電波法に基く命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもの外、左の定義に従うものとする。
一　「通信條約」とは、国際電気通信條約をいう。
二　「附属規則」とは、国際電気通信條約附属無線通信規則をいう。
三　「追加規則」とは、国際電気通信條約追加無線通信規則をいう。
四　「法」とは、電波法をいう。
五　「手数料令」とは、電波関係手数料令をいう。
六　「施行規則」とは、電波施行規則をいう。
七　「免許規則」とは、無線局免許手続規則をいう。
八　「無線局根本基準」とは、無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準をいう。
九　「放送局根本基準」とは、放送局の開設の根本的基準をいう。
十　「設備規則」とは、無線設備規則をいう。
十一　「運用規則」とは、無線局運用規則をいう。
十二　「従事者規則」とは、無線従事者国家試験及び免許規則をいう。
十三　「検定規則」とは、無線機器型式検定規則をいう。
十四　「聴聞規則」とは、電波監理委員会聴聞規則をいう。
十五　「無線通信」とは、電波を使用して行うすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報の送信、発射又は受信をいう。
十六　「テレビジョン」とは、電波を利用して、静止又は移動する事物の瞬間的影像を送り又は受けるための通信設備をいう。
十七　「ファクシミリ」とは、電波を利用して、永久的な形に受信するための静止影像を送り又は受けるための通信設備をいう。
十八　「標準放送」とは、五三五kcから一、六〇五kcまでの周波数を使用する放送をいう。
十九　「無線測位」とは、電波の定速度性又は直線的に伝わる性質による位置又は方向の決定をいう。
二十　「無線航行」とは、航行中の位置若しくは方向の決定又は障害物の探知のための無線測位をいう。
二十一　「レーダー」とは、発信及び受信を同一の場所で行い、且つ、位置を決定するために事物の反射性又は再発射性を利用する無線測位の設備をいう。
二十二　「無線方向探知」とは、無線局の電波の発射によって、その無線局の方向のみを決定する無線測位をいう。
二十三　「通報」とは、無線局によって送信されるための文書をいう。
二十四　「遭信」とは、他の無線局の正常の業務の運行を妨害する電波の発射又は誘導をいう。
二十五　「局」とは、無線局をいう。
二十六　「送信設備」とは、送信装置と送信空中線系とから成る電波を送る設備をいう。
二十七　「送信装置」とは、無線通信の送信のための高周波エネルギーを発生する装置をいう。
二十八　「送信空中線系」とは、送信装置の発生する高周波エネルギーを空間へふく射する設備をいう。
二十九　「局に指定せられた周波数」とは、局が動作することを許された周波数帯の中央に一致する周波数をいう。この周波数は、必ずしも発射の周波数のいずれにも相当しないことがある。
三十　「発射の占有する周波数帯幅」とは、全発射電力の九九パーセントを含む周波数帯幅をいう。但し、この周波数帯から隔つた或る周波数であって、その発射電力が全発射電力の少くとも〇・二五パーセントに相当するものがあるときは、その周波数をも含む周波数帯の幅とする。
三十一　「周波数の許容偏差」とは、百分率又は一秒間ごとのサイクルの数で表わされ、参照周波数（注）に対して、これに対応する発射の特性周波数に許容される最大限の偏差をいう。参照周波数は、局に割当てられた周波数との間に一定の特定量の差異を認められる。
注　参照周波数は、単個波帯及び多重通信等新たに使用するようになった多数の発射種別を含めるために必要である。右は、単に便宜上選定された周波数である。実際の発射は、単なる数とみなすことのできる割当周波数及び参照周波数とは区別される物理的発射の特性をもつ周波数（例へば搬送周波数自体又は側波帯の特殊周波数）を包含する。機器の物理的特性に応じて、これらの特性周波数の一が常に参照周波数に一致することを目的とする。すなわち、この特性周波数は、参照周波数に対応するものとみなすことができる。周波数の許容偏差は、この二周波数、すなわち単なる数である参照周波数と、これに対応する発射の物理的属性を示す特性周波数との間に許容される最大限の偏差である。
三十二　「空中線電力」とは、平均電力又は尖頭電力若しくは規格電力をいう。
三十三　「平均電力」とは、通常の動作中に空中線に供給される電力であって、実際の変調における最低周波数に対応する時間に比較して十分長い時間（一般には、平均の電力が最大である約十分の一秒間とするo）において平均されるものをいう。
三十四　「尖頭電力」とは、通常の動作状態において変調包絡線（被変調波の変調波形の包絡線）の最高

号外（第百二十六号）　昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
毎日文庫
印刷庁

号外

昭25.11.30.

尖頭における高周波一サイクルの間に空中線に供給される平均の電力をいう。

三十五　「規格電力」とは、終段に使用する真空管の電力規格の値をいう。

三十六　「終段陽極入力」とは、無変調時における終段の真空管に供給される直流陽極電圧と直流陽極電流との積の値をいう。

三十七　「無線着陸方式」とは、航空機の着陸を容易にするために、最適の着陸地点までの距離の指示を含む側面及び垂直の指導を与える無線航行方式をいう。

三十八　「レーコン」とは、自動的に又はあらかじめ定められた受信信号に応じて一定の特性をもつ擬撃的無線信号を発射する無線航行の設備をいう。

三十九　「符号受動反射器」とは、レーダー受信機に指示を表わすために電波を反射することを目的とし、且つ、あらかじめ定められた符号に応ずる可変的反射性を有する装置をいう。

四十　「ラジオゾンデ」とは、航空機、自由気球、たこ又は落下さんに通常装置する気象援助業務の自動電波発射機で気象資料を発射するものをいう。

四十一　「レーウイン」とは、ラジオゾンデの一種であつて、風向又は風速を測定するものをいう。

四十二　kc とは、電波又は高周波電流の周波数の単位であつて、一秒間におけるキロサイクルをいう。

四十三　Mc とは、電波又は高周波電流の周波数の単位であつて、一秒間におけるメガサイクルをいう。

（業務の分類及び定義）

第三條　無線局の行う業務を左の通り分類し、それぞれ下記の通り定義する。

一　固定業務　一定の固定地点の間の無線通信業務をいう。

二　航空固定業務　航空、航空の準備及び航空の安全に関する情報を送信するための固定業務をいう。

三　放送業務　一般公衆によつて直接受信されるための無線電話、テレビジョン又はファクシミリによる無線通信業務をいう。

四　放送中継業務　一般公衆に直接受信させることを目的とせず放送番組の中継及びこれに附帯する事務のための無線通信業務をいう。

五　移動業務　移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

六　海上移動業務　船舶局と海岸局との間又は船舶局相互間の無線通信業務をいう。

七　航空移動業務　航空機局と航空局との間又は航空機局相互間の無線通信業務をいう。

八　陸上移動業務　基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務をいう。

九　無線測位業務　電波の定速度性又は直線的に伝わる性質によつて位置又は方向を決定又は決定するための無線通信業務をいう。

十　無線航行業務　航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向の決定又は航行の障害物の探知のための無線測位業務をいう。

十一　海上無線航行業務　船舶のための無線航行業務をいう。

十二　航空無線航行業務　航空機のための無線航行業務をいう。

十三　無線方向探知業務　他の無線局の発射する電波によつて、その無線局の方向を決定するための無線測位業務をいう。

十四　無線標識業務　移動局に対して電波を発射し、その電波発射の位置からの方向又は方位をその移動局に決定させることができるための無線航行業務をいう。

十五　非常通信業務　地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信業務をいう。

十六　アマチュア業務　金銭上の利益のためでなく、もつぱら個人的な無線技術の興味によつて行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務をいう。

十七　簡易無線業務　簡易な無線通信業務のをいう。

十八　気象援助業務　特別の無線信号を発射して、水理学を含む気象上の観測及び調査を行う業務をいう。

十九　標準周波数業務　一般的に受信されることを目的として、できる限り高い確度の特定の標準周波数の発射を行う無線通信業務をいう。

二十　特別業務　前各号に規定する業務及び公衆通信業務を除いた業務であつて、一定の公共の利益のために行われる無線通信業務をいう。

2　前項各号に規定するものの外、無線局の行う業務の分類を別に定めることがある。

（無線局の種類及び定義）

第四條　無線局の種類を左の通り定め、それぞれ下記の通り定義する。

一　固定局　固定業務を行う無線局をいう。

二　航空固定局　航空固定業務を行う無線局をいう。

三　放送局　放送業務を行う無線局をいう。

四　放送中継局　放送中継業務を行う無線局をいう。

五　陸上移動局　移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

六　海岸局　船舶局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

七　基地局　陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

八　航空局　航空機局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。（例外として船舶に開設するものを含む。）

九　移動局　船舶、航空機又は陸上の移動体の無線局であつて、移動中又は特定しない地点に停止している間中運用するものをいう。

十　船舶局　船舶の移動局をいう。

十一　航空機局　航空機の移動局をいう。

十二　陸上移動局　陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の移動体の移動局をいう。

十三　無線測位局　無線測位業務を行う無線局をいう。

十四　無線航行局　無線航行業務の無線局をいう。

十五　無線航行陸上局　移動しない無線航行局をいう。

十六　無線航行移動局　移動体の無線航行局をいう。

十七　無線方向探知業務　無線方向探知業務を行う陸上局をいう。

十八　無線標識局　無線標識業務を行う無線局をいう。

十九　非常局　非常通信業務のみを行うことを目的として開設する無線局をいう。

二十　実験局　科学又は技術の発達のための実験を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないものをいう。

二十一　実用化試験局　当該無線通信業務を実用に移す目的で試験的に開設する無線局をいう。

二十二　アマチュア局　アマチュア業務を行う無線局をいう。

二十三　簡易無線局　簡易無線業務を行う無線局をいう。

二十四　気象援助局　気象援助業務を行う無線局をいう。

二十五　標準周波数局　標準周波数業務を行う無線局をいう。

二十六　特別業務局　特別業務を行う無線局をいう。

2　前項各号に規定するもの外、無線局の種別を定めることがある。

第二章　無線局

第一節　通信

（無線局の限界）

第五條　無線局とは、法第二條第五号に定義するように、無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体であつて、受信のみを目的とするものを含まない。但し、中央集中式又は二重通信方式により設置する受信設備等自己の使用する送信設備に機能上直結している受信設備を含むものとする。

（免許を要しない無線局）

第六條　法第四條第一項但書に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を左の通り定める。

一　ワイアレス・レコード・プレアー（1/2πの距離において、その電界強度が毎メートル一五マイクロボルト以下のものに限る。）

二　標準電界発生器、ヘテロダイン周波数計その他の小型発振器

（免許の有効期間）

第七條　法第十三條第一項に規定する免許の有効期間は、左に掲げるものを除き五年とする。

一　放送局	三年
二　放送中継局	三年
三　アマチュア局	三年
四　基地局	三年
五　陸上移動局	三年
六　簡易無線局	三年
七　実験局	二年
八　実用化試験局	一年

第八條　免許の有効期間は、同一の種別に属する無線局については同時に満了させるものとし、このために種別ごとの満了にいたるまでの中途に興える当該種別の局の免許の有効期間は、当該種別ごとの満了の日までの期間とする。この場合において、第五十三條の無線局と同一の種別の無線局については、同條の期間の満了する日、及びその翌日から起算して前條各号の期間が経過した日ごとをもつて種別ごとの満了の日とする。

2　前項の規定は、左の各号に掲げる無線局には適用しない。

一　船舶局
二　アマチュア局
三　実験局
四　実用化試験局

第九條　電波監理委員会は、免許の申請者の申請により前二條の期間に満たない一定の期間を免許の有効期間とすることができる。

（許可を要しない工事設計の変更）

第十條　法第九條第一項但書（法第十七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する工事設計の軽微な事項を左の通り定める。

一　受信設備の取替、変更及び増設並びに基本設備（別に規定があるものを除き、当該無線局の目的を遂行するために必要最小限の受信可能周波数範囲をもつ受信設備をいう。）の性能に変更を及ぼさない撤去

二　送信設備のうち次に掲げるものの取替又は変更

(1)　同等以上の性能を有する空中線の引込線及びき電線

(2)　同等以上の性能を有する電源設備

(3)　同等以上の性能を有する真空管その他の部品

(4)　電気的特性を低下させない範囲における回路定数及び回路方式（発振又は変調の方式を除く。）並びに機器配置

(5)　周波数の変更の指定を受け単に水晶片の摩去のみを行う場合

(6)　その他発振方法、空中線電力又は空中線の型式及び特性に変更を及ぼさないもの。

2　無線局の廃止、承継及び免許の取消があつたときその他前項の規定により公示した事項に変更があつたときは、その旨公示する。

3　前二項の公示は、告示によつて行う。

（具備すべき電波等）

第十二條　左の表の上欄に掲げる無線局は、その電波のうちにそれぞれ下欄に掲げる型式及び周波数の電波を備えているものとする。

無線局	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数
無線電信の非常局	A一電波四、二〇〇kc	A一電波四、二〇〇kc
船舶無線電信局	A一及びA二電波一〇〇kcから一六〇kcまでの周波数帯の電波及び三六五kcから五〇〇kcまでの周波数帯の電波を発射できる送信装置を有するもの	A一及びA二電波九〇〇kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）
	A二電波 同 同	A一及びA二電波九〇(4)kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）(1)
	三六五kcから五五〇kcまでの周波数帯の電波を発射できる送信装置を有するもの	A一及びA二電波九〇(4)kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）(1)
	A二電波 同 同	A一及びA二電波九〇(4)kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）(1)
	三六五kcから五五〇kcまでの周波数帯の電波及び一、〇〇〇kcから二、〇〇〇kcまでの周波数帯の電波を発射できる送信装置を有するもの	A一及びA二電波九〇(4)kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）(1)
	A二電波 同 同	A一及びA二電波九〇(4)kcから三、〇〇〇kcまで（五〇〇kcから一、五〇〇kcまでを除く。）(1)
	一、五〇〇kcから二、〇〇〇kcまでの周波数帯の電波を発射できる送信装置を有するもの	A一及びA二電波又は三、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでを除く。
	A二電波 同	A一及びA二電波又は三、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでを除く。

注　(1)　義務無線電信の局以外の局については、最少周波数を三〇五kcとすることができる。

(2)　漁船の船舶局については、これを省略することができる。但し、総トン数一〇〇トン以上の漁船の船舶局については、電波監理委員会が特に指定した場合に限る。

(3)　運用規則第百一條の通信系に属する無線局は、通信系別に同條に掲げる周波数をもつてこれに代えることができる。

(4)　なるべく一四kcからのものであること。

第十三條　簡易無線局の周波数及びその空中線電力をそれぞれ左の通り定める。

一　四六三Mc及び四六七Mcの周波数　空中線電力三ワット以下

二　簡易無線業務用の周波数帯に属する周波数であつて、別に公開する前号以外の周波数　空中線電力三〇ワット以下

号外

昭25.11.30.

（周波数測定装置の備えつけ）

第十四條　法第三十一條の送信設備は、左の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

一　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用するもの。

二　空中線電力一〇ワット以下のもの。

三　法第三十一條の周波数測定装置を備えつけている相手方の無線局によつてその使用周波数が測定されることとなつている左に掲げるもの。

(1)　空中線電力五〇ワット以下の陸上移動局の送信設備

(2)　空中線電力一〇〇ワット以下の船舶局（漁船の船舶局を除く。）の送信設備

(3)　空中線電力二五〇ワット未満の漁船の船舶局の送信設備

四　放送局の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下のもの。

（無線方位測定機の指定）

第十五條　法第三十七條に規定する無線方位測定機は、船舶に航行の安全を目的として設置するものであつて、二八五kcから五三五kcまでの周波数を使用する無線方位測定機とする。

第二節　周波数の公開

（周波数の表示）

第十六條　周波数は、三〇、〇〇〇kcまではキロサイクル（kc）、三〇、〇〇〇kcを超えるものはメガサイクル（Mc）で表示する。

2　周波数は、その範囲に応じ左の表の通り表示する。

周波数の区分	メートルの区分	周波数の範囲
V L F	ミリアメートル波	三〇kc以下
L F	キロメートル波	三〇kcから三〇〇kcまで
M F	ヘクトメートル波	三〇〇kcから三、〇〇〇kcまで
H F	デカメートル波	三、〇〇〇kcから三〇、〇〇〇kcまで
V H F	メートル波	三〇、〇〇〇kcから三〇〇Mcまで
U H F	デシメートル波	三〇〇Mcから三、〇〇〇Mcまで
S H F	センチメートル波	三、〇〇〇Mcから三〇、〇〇〇Mcまで
E H F	ミリメートル波	三〇、〇〇〇Mcから三〇〇、〇〇〇Mcまで

（周波数の公開）

第十七條　法第二十六條の規定による周波数の公開は、第十八條から第二十一條までに規定するところによつて行うものとする。

（周波数表の形式）

第十八條　周波数表は左の各号に分割し、それぞれ下記の周波数を記載する。

一　第一分冊　標準放送用周波数

二　第二分冊　標準放送用以外の四、〇〇〇kc未満の周波数

三　第三分冊　四、〇〇〇kc以上三〇、〇〇〇kc未満の周波数

四　第四分冊　三〇、〇〇〇kc以上の周波数

（周波数表の内容）

第十九條　周波数表には、左の各号に掲げる事項を記載する。

一　附属規則に規定する周波数分配表のうち、全世界及び第三地域に分配せられた業務別周波数帯

二　附属規則において及び通信條約に基く国際会議において日本に分配せられた周波数及びこれらの周波数以外の周波数のうち日本が利用することができるもの。

三　前号の周波数のうち、割り当てた周波数及びその発射の場所

四　第二号の周波数のうち、前号の周波数及び発射の場所以外において割り当てることが可能であるもの。

五　その他必要と認める事項

（周波数の現状）

第二十　電波監理委員会に備える周波数原簿は、周波数の毎日の現状を表示するものとする。

2　電波監理委員会は、毎旬数月の一日現在における周波数の状況を表示する周波数表を作成するものとする。

（閲覧の場所）

第二十一　周波数表は、左の場所において公衆の閲覧に供する。

一　電波監理総局

二　地方電波監理局

第三節　安全施設

（高圧電気に対する安全施設）

第二十二　高圧電気（高周波若しくは交流の電圧三〇〇ボルト又は直流の電圧七五〇ボルトをこえる電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

第二十三　送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であつて高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しやへい体の内に収容しなければならない。但し、取扱者のほか出入できないような設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

第二十四　送信設備の調整綴又は外箱から露出する電線に高圧電気を通ずる場合においては、その電線が絶縁されているときであつても、電気工作物規程（昭和二十四年通商産業省令第七十六号）の規定するところに準じて保護しなければならない。

第二十五　送信設備の空中線、き電線若しくはカウンターポイズであつて高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から二・五メートル以上のものでなければならない。但し、左の各号の場合は、この限りでない。

一　二・五メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合

二　移動局であつて、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

（空中線等の保安施設）

第二十六　無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、又カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。但し、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局の無線設備の空中線については、この限りでない。

（航空保安施設）

第二十七　電波監理委員会の指定する無線設備の送信空中線系及び受信空中線系は、赤色燈その他航空保安のための標識を備えていなければならない。

第四節　船舶局の特則

（有効通達距離の特例）

第二十八　法第三十四條第二項の規定による義務無線電信の主装置の有効通達距離は、一〇〇キロメートル以上一九〇キロメートル未満の範囲内において、航行区域その他の事情に応じ指定するものとする。

（補助装置の免除）

第二十九　法第三十五條第一項但書の無線電信は、総トン数三〇〇トン未満の漁船に開設する無線局の無線電信とする。

（計器）

第三十　法第三十二條の計器は、送信設備について、左の各号に掲げるものとする。この場合において、電圧及び電流について相互に切換測定することができる計器を共通使用することを妨げない。

一　電源の電圧計及び電流計

二　蓄電池の充放電電流計（空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。）

三　終段電力増幅管の陽極電圧計及び陽極電流計（空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。）

四　真空管及び整流管の陰極電圧計又は陰極電流計（空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。但し、変成器一次側電圧の測定によつて陰極電圧を推定することができる場合は、省略することができる。）

五　空中線電流計（空中線電力一〇ワット以下の送信設備及び四、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備については、電波の発射を表示することができるものでさしつかえない。）

六　回路試験器

七　比重計（空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。）

八　温度計（空中線電力一〇ワットをこえる送信設備に限る。）

2　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備、レーダーその他の漁船の船舶局の送信設備

(3)　空中線電力二五〇ワット未満

（予備品）

第三十一條　法第三十二條の予備品を左の通り定める。

一　義務無線電信

(1)　送信用の真空管及び整流管　一組

(2)　受信用の真空管及び整流管　一組

(3)　水晶発振子　各種一箇

(4)　固定蓄電器及び固定抵抗器　現用数の五分の一

(5)　可変高低抗器　使用定数に応ずる各種一個

(6)　受信用低周波寒流線輪　各種一個

(7)　受信用低周波変成器　各種一個

(8)　送話器（コード及びプラグを含む。）　一個（但し、無線電話を有する場合に限る。）

(9)　ブレークインリレー　現用数と同数

(10)　受信用電池　一組

(11)　空中線用線條　現用の最長のものと同じ長さ

(12)　空中線用がい子　現用数の五分の一

(13)　電動発電機の刷子及び軸承金物　現用数と同数

(14)　蒸りゆう水　五リットル

(15)　稀硫酸　一リットル

(16)　修繕用器具及び材料　一式

(17)　可溶片　現用数と同数

二　義務無線電信でない船舶局の無線電信無線電話（空中線電力五ワット以下のものを除く。）

(1)　送信用の真空管及び整流管　一組

(2)　受信用真空管　各種一箇

(3)　水晶発振子　一個

(4)　送話器（コード及びプラグを含む。）　現用数と同数

(5)　ブレークインリレー　一組

(6)　受信用電池　現用の最長のものと同じ長さ

(7)　空中線用線條　現用数の五分の一

(8)　空中線用がい子　現用数と同数

(9)　電動発電機の刷子及び軸承金物　五リットル

(10)　蒸りゆう水　一リットル

(11)　修繕用器具及び材料　一式

(12)　可溶片　現用数と同数

第五節　無線従事者

（特殊無線技士の従事範囲）

第三十二條　法第四十條の規定による特殊無線技士は、左の表の上欄の区別に従い、それぞれ下欄に掲げる無線設備の操作を行うことができるものとする。

区別 / レーダー	行うことができる無線設備の操作
超短波移動無線電話	三〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力三〇ワット以下の移動業務の局の無線電話であつて外箱の調整部分及び電源の操作
超短波多重無線電話	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する局の多重無線電話の操作
簡易無線電話	簡易無線局の無線電話であつて検定規則による型式検定に合格したものの操作
有無線連絡装置	一、無線電信の場合を含む有無線連絡装置の操作
中短波固定無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務の無線電話であつて外箱の外部の調整部分
中短波移動無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数及び電源の操作
中短波固定無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務
中短波移動無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務の局の無線電信であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作
国際無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務の局の無線電信であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作
国内無線電信	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務の局の無線電信であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作

2　電波監理委員会は、特に必要があると認める場合は、前項に規定する以外の特殊無線技士の区別及びその行うことができる無線設備の操作について指定することができる。

（無線設備の操作の特例）

第三十三　法第三十九條但書の規定により、無線従事者の資格を要しない場合を左の通り定める。

附属規則第二十四條の規定による外国政府の証明書を有する者　無線従事者

第一級無線電信士証明書を有する者　第一級無線通信士

第二級無線電信士証明書を有する者　第二級無線通信士

無線電信通信士特別証明書を有する者　第三級無線通信士

一　外国各地間のみを航行する船舶その他外国にある船舶の船舶局において、無線従事者を得ることができない場合、その船舶が日本国内の目的港に到着するまでの間、左の表の上欄に掲げる外国政府の交付した証明書を有する者が、それぞれ下欄に掲げる無線従事者の従事範囲内の無線設備の操作を行うこと。

附属規則第二十四條の規定による外国政府の証明書を有する者	無線従事者
第一級無線電信士証明書を有する者	第一級無線通信士
第二級無線電信士証明書を有する者	第二級無線通信士
無線電信通信士特別証明書を有する者	第三級無線通信士

二　陸上に開設した無線局（海岸局及び航空局を除く。）の無線電話及びファクシミリの通信操作を行う場合

三　一つの搬送周波数を共通使用して、無線電信及び無線電話による複合通信を行う固定局の無線電信の通信操作を行う場合

四　気象援助局、ラジオ、ブイ（三ワット以下の無線設備であつて、無線測位業務に使用するため浮標に取りつけたもの。）その他これに類するものの無線設備の操作を行う場合

五　放送局の無線設備のうちミクサー（音声混合器をいう。）の操作業を行う場合

六　第六條各号に掲げる無線局の免許を要しないものの無線設備の操作を行う場合

第六節　目的外通信等

（目的外通信等）

第三十四　法第三十九條但書の規定により、船舶が航行中であるため無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行う場合においては、その操作は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合に限る。この場合において、その船舶が日本国内の目的港に到着したときは、すみやかに一定の無線従事者を補充しなければならない。

（無線従事者の配置）

第三十五　法第五十條第二項の規定による無線局に配置すべき無線従事者の最低限の資格別員数は、別表第一号の通りとする。

（選任及び解任の届出）

第三十六　法第五十一條の規定による無線従事者の選任又は解任をしたときの届出は、別表第二号の様式によつて行うものとする。

第六節　目的外通信等

（目的外通信等）

第三十七　左に掲げる通信は、法第五十二條第六号の通信とする。この場合において、船舶局については、第一号の通信を除く外、その船舶の航行中に限る。

一　無線機器の試験又は調整をするために行う通信

二　気象又は時刻を照合するために行う海岸局又は船舶局の通信

三　電波の規正に関する通信

四　医事通報（航行中の船舶内における傷病者の医療手当に関する通報をいう。以下同じ。）に関する通信

五　方位を測定するために行う海岸局又は船舶局の通信

六　非常通信の訓練のための通信

七　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十條第二項又は消防組織法（昭和二十二年法律第二

号外

昭25.11.30.

百二十六号）第二十三條の規定による通信

八　船舶局において、その免許人のための電報を一般海岸局（公衆通信業務を行う海岸局をいう、以下同じ。）又は公衆通信業務を行う船舶局に対して、依頼し又はこれから受領するために行う通信

九　一般海岸局又は公衆通信業務を行う船舶局と船舶局との間に行う公衆通信の疎通に関する通信

十　国又は地方公共団体の港務用の無線局と船舶局との間に行う港内における船舶の交通、港内の整理その他港内の取締及び海港検疫の事務に関する通信

十一　漁業用無線局相互間又は国若しくは地方公共団体の水産事業指導監督用無線局と漁業用無線局との間に行う国又は地方公共団体の漁獲の指導監督に関する通信

十二　海上保安庁の無線局とその他の海上移動業務の無線局との間に行う海上保安業務に関し急を要する通信

第七節　業務書類等

（備えつけを要する業務書類）

第三十八條　法第六十條の規定により無線局に備えつけておかなければならない書類は、この條において定める通りとする。但し、電波監理委員会がその無線局の行う業務上特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

一　無線局（海岸局及び船舶無線電信局を除く。）

(1)　無線局の免許状

(2)　電波法及びこれに基く命令

(3)　無線局の免許の申請書及びその添付書類並びに免許規則第十二條（同規則第二十五條において準用する場合を含む。）の変更の申請書及びその添付書類の写であつて当該申請につき免許又は許可を與えられたもの。

(4)　法第九條第二項の規定による届書の写

(5)　無線従事者選解任届の写（移動局に限る。）

二　海岸局及び船舶無線電信局（次号の局を除く。）

(1)　前号の書類

(2)　アルファベット順の呼出符号表（附属規則附録第八号に掲げるもの又は電波監理委員会の認定を受けたもの。）

(3)　海岸局及び船舶局の局名録（附属規則附録第八号に掲げるもの又は電波監理委員会の認定を受けたもの。）

(4)　通信條約、附属規則及び追加規則（一般海岸局に限る。）

(5)　各国の電信料金表（一般海岸局に限る。）

三　義務無線電信の局（総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局を除く。）

(1)　前号の書類（前号の(2)及び(3)の書類については、附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

(2)　無線測位局の局名録（附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

(3)　特別業務の局の局名録（附属規則附録第八号に掲げるものとする。）

2　前項第一号の免許状は、送信装置のある場所船舶局については通信室内）の見易い箇所に掲げておかなければならない。この場合において、送信所、受信所、通信所等、無線設備の装置場所を異にするものについては、主たる送信装置のある場所に免許状を、その他の場所にはそれぞれ免許状の写であつて電波監理委員会の交付するものを掲げておくものとする。

3　無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。

（無線検査簿）

第三十九條　法第六十條に規定する無線検査簿の様式は、別表第三号に定める。

2　免許人は、検査の結果について電波監理委員会から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿に記載するとともに電波監理委員会に報告しなければならない。

3　免許人は、使用を終つた無線検査簿を免許の有効期間満了後一年間保存しなければならない。但し、免許の有効期間が無期限である無線局については、使用を終つた後一年間保存するものとする。

（無線業務日誌）

第四十條　法第六十條に規定する無線業務日誌には、毎日左に掲げる事項を記載しなければならない。但し、電波監理委員会において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一　放送局以外の無線局

(1)　無線従事者の氏名、資格及び服務方法（変更のあつたときに限る。）

(2)　通信のたびごとに左の事項

(一)(一)　通信の開始及び終了の時刻

相手局の呼出符号又は呼出名称（国籍、無線局の名称又は機器の装置場所等をあわせて記載することができる。）

(三)　自局及び相手局の使用電波の型式及び周波数

(四)　使用した空中線電力（正確な電力の測定が困難なときは、推定の電力を記載すること。）

(五)　通信事項の区別及び通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数をあわせて記載すること。）

(六)　相手局から通知をうけた事項の概要

(七)　法第五十二條第一号から第四号までの通信の概要（遭難通信については、その全文）及びこれに対する措置の内容

(八)　空電、混信、受信、感度の減退等の通信状態

(3)　通信事項別通信時間の日計（通数のあるものについては、その通数をあわせて記載すること。）

(4)　法第五十二條各号の目的外通信の通信時間の日計（通数のあるものについては、その通数をあわせて記載すること。）

(5)　発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差をこえる偏差があるときは、その措置の内容

(6)　機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容

(7)　電波の規正について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容

(8)　法第八十條第二号及び第三号の場合は、その事実

(9)　その他参考となる事項

二　放送局

(1)　前号の(1)、(2)の(一)、(三)、(四)及び(七)並びに(4)から(7)までに掲げる事項

(2)　放送事項の区別及び放送事項別放送時間

(3)　運用許容時間中において放送を任意に休止した時間

(4)　放送が中断された時間

(5)　スタジオ外中継放送を実施したときは、その時間、放送事項の区別、放送場所及び中継種別（有線中継又は無線中継の別。有線中継の場合は、專用線又は臨時專用線の別をあわせて記載すること。）

(6)　その他参考となる事項

2　左の各号の無線局の無線業務日誌には、前項第一号に掲げる事項（同項但書の規定により省略せられた同事項を除く。）の外、それぞれ各号に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一　海岸局

(1)　沈黙時間聽守のたびごとにその状況

(2)　時計を標準時に合せたときは、その事実及び時計の遅速

(3)　船舶の位置、方向その他船舶の安全に関する事項の通信であつて船舶局から受信したものの概要

二　船舶局

(1)　沈黙時間聽守のたびごとにその状況

(2)　前号の(2)に掲げる事項

(3)　船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要

三　陸上移動局

自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立寄先の時刻及び地名等を記載すること。）

(4)　自局の船舶の移動の概要（発着等の時刻及び地名等を記載すること。）

四　実験局

実験の方法、経過及び結果

五　実用化試験局

実用化試験の方法、経過及び結果

3　前各項に規定する時刻は、左に掲げる区別によるものとする。

一　船舶局以外の無線局においては、中央標準時

二　船舶局においては、グリニッジ標準時（船舶安全法第四條第一項

第一号及び第二号の船舶局以外の船舶局であつて、グリニッジ標準時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとし、その旨を表示すること。）

4　使用を終つた無線業務日誌は、使用を終つた日から二年間保存しなければならない。

（抄録の提出）

第四十一條　免許人は、無線業務日誌及び無線検査簿によつて、毎年一月から各三箇月の期間（船舶局であつてその船舶の一航海が三箇月をこえるものについては、当該航海期間）ごとにその期間中における左に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、すみやかに電波監理委員会に提出しなければならない。

一　放送局以外の無線局

(1)　無線従事者の資格別員数（資格別員数に異動があつたときは、その事実をあわせて記載すること。）

(2)　通信事項別通信時間（百分率を附記すること。）

(3)　法第五十二條各号の通信（通信事項となつている場合を除く。）の通信時間（通信事項の通信時間に対する百分率を附記すること。）

(4)　法第五十二條第一号から第四号までの通信及びこれに対する措置の概要

(5)　機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要

(6)　空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要

(7)　電波監理委員会の行う検査の際に受けた指示及びこれに対する措置の概要

(8)　電波の規正について受けた指示及びこれに対する措置の概要

(9)　その他参考となる事項

二　放送局

(1)　前号の(1)、(3)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる事項

(2)　放送事項別放送時間（百分率を附記すること。）

(3)　運用許容時間中において放送を任意に休止した時間（百分率を附記すること。）

(4)　放送が中断された時間

(5)　スタジオ外中継放送を実施した時間、放送事項の区別、放送場所及び中継種別（有線中継又は無線中継の別。有線中継の場合は、專用線又は臨時專用線の別をあわせて記載すること。）

(6)　その他参考となる事項

2　前項第一号に掲げる事項の外、左の各号の無線局の免許人が提出する抄録には、それぞれ同号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　海岸局

(1)　無線従事者の氏名、資格及び服務方法

(2)　船舶の位置、方向その他航行の安全に関する事項の通信であつて船舶局から受信したものの概要

(3)　自局の通信圏内にある毎月中の一日平均の船舶局数

(4)　毎月中の一日平均の通信回数、通信時間及び相手局数

二　船舶局

(1)　前号の(1)に掲げる事項

(2)　船舶の位置、方向、気象状況その他航行の安全に関する事項の通信の概要

(3)　自局の船舶の航程の概要

三　陸上移動局

自局の移動体の移動の概要

四　実験局

(1)　第一号の(4)に掲げる事項

(2)　実験の方法、経過及び結果の概要

五　実用化試験局

(1)　第一号の(4)に掲げる事項

(2)　実用化試験の方法、経過及び結果の概要

六　海岸局、移動局及び前二号の局以外の無線局

第一号の(4)に掲げる事項

3　電波監理委員会は、第一項の抄録の提出又は前各項各号に掲げる記載事項の一部を免除することがある。

（報告）

第四十二條　免許人は、法第八十條各号の場合は、できる限りすみやかに、文書によつて、電波監理委員会に報告しなければならない。

第四十三條　船舶局の免許人は、法第六條第三項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかに電波監理委員会に届け出なければならない。

第三章　高周波利用設備

第一節　通　則

（通信設備）

第四十四條　法第百條第一項第一号の通信設備を左の通り定める。

一　大地帰路方式電力線搬送電信電話設備及びこれに類する通信設備（電力線搬送という。以下同じ。）

二　誘導式無線電信無線電話であつて、当該設備から五〇メートル離れたその線路から$\lambda/2\pi$の距離における電界強度が毎メートル一五マイクロボルトをこえるもの（誘導式通信設備という。以下同じ。）

2　電力線搬送は、その設備から発射される周波数及び使用する出力は、左の各号に適合するものでなければならない。

一　一〇kc以上四五〇kcまでの範囲内の周波数

二　送信設備の高周波出力が一〇ワット以下のもの。但し、特殊な装置のものを除く。

3　誘導式通信設備は、その設備から発射される周波数が一〇kcから二五〇kcまでのものでなければならない。

（通信設備以外の許可を要する設備）

第四十五條　法第百條第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を左の通り定める。

一　医療用設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるもので、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

二　工業用加熱設備（高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。）

三　各種設備（前各号に該当しない設備であつて、高周波のエネルギーを直接負荷に與え又は加熱若しくは電離等の目的に用いるものであつて、五〇ワットをこえる高周波出力を使用するのをいう。以下同じ。）

（届出で足りる変更）

第四十六條　第十條の規定は、法第百條第三項において法第十七條の規定を準用する場合に準用する。

第二節　安全施設

（通信設備の安全施設）

第四十七條　法第百條第三項の規定により、第二章第三節（安全施設）の規定は、第四十四條第一項の設備に準用する。

（医療用設備の安全施設）

第四十八條　医療用設備は、その設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を與えることがないようにしなければならない。

一　高圧電気により充電される器具及び電線は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しやへい体又は接地された金属しやへい体の内に収容すること。

二　医療電極に加わる高周波電力は、発振器出力回路から誘導結合によつて出力を取り出すものであつて、医療電極及びその導線と発振器出力回路電力線等との間の絶縁抵抗は、五〇ボルト絶縁抵抗試験器によつて測定し、少くとも五〇メグオーム以上あること。

三　医療電極及びその導線は、直接人体に触れることのないように良好な絶縁体で被覆すること。但し、ラジオメス等であつて、電極を直接露出して人体に触れて使用する部分については、この限りでない。

四　高圧電気及び高周波電力に対し人体を保護するために、動作の良好なドアースイッチ、充電の表示燈、タイムスイッチ及び接地した屈曲性導線を附した放電棒を裝置すること。

（工業用加熱設備の安全施設）

第四十九條　工業用加熱設備は、設備の操作に伴つて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を與えることのないように、左の條件に適合しなければならない。

一　前條第一号の事項（高周波癈接裝置、真空管電極加熱用裝置等のように電極を直接露出しなければ使用の目的を達することができないものを除く。）

二　設備の操作によつて、設備に近接する人体及び電気的良導体に高周波電力を誘発するおそれのあるときは、その危險を防止するために、必要と認められる設備をすること。

（各種設備の安全施設）

第五十條　前條の規定は、第四十五條第三号の各種設備に準用する。

第四章　雜　則

第一節　無線方位測定裝置の保護

号外

昭25.11.30.

（届出を要する建造物等）

第五十一條　法第百二條の規定によつて電波監理委員会に届出を要する建造物又は工作物は、左の通りとする。

一　無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に建設しようとする左に掲げるもの。

(1)　送信空中線及び受信空中線（放送受信用の小型のもの及びこれに準ずるものを除く。）

(2)　架空線及び架空ケーブル（電力用、通信用、電気鉄道用その他これらに準ずるものを含む。）

(3)　建物（木造、石造、コンクリート造その他の構造のものを含む。）但し、高さが無線方位測定装置の設置場所における仰角二度未満のものを除く。

(4)　左に掲げるもの。但し、高さが前(3)の但書の範囲のものを除く。

(一)　鉄造、石造及び木造の塔及び柱並びにこれらの支持物件

(二)　煙突

(三)　避雷針

(5)　鉄道、軌道及び索道

二　無線方位測定装置の設置場所から五〇〇メートル以内の地域に相当の距離にわたつて埋設する水道管、ガス管、電力用ケーブル、通信用ケーブルその他これらに準ずる埋設物件

第二節　書類の提出

（書類の提出先）

第五十二條　法及びこれに基く命令の規定により電波監理委員会に提出する左に掲げる書類は、地方電波監理局を経由しなければならない。

一　船舶局に関する申請書、届書及び報告書

二　特殊無線技士の国家試験及び免許に関する申請書及び届書

三　電波の発射の臨時停止の処分を受けた者が提出する書

四　無線設備の工事落成の届書並びに無線局の業務日誌及び無線検査簿の抄録

五　その他無線局の運用、検査及び電波の監視に関する届書及び報告書

2　前項の地方電波監理局とは、船舶局については、その船舶の主たる停泊港を、特殊無線技士の国家試験及び免許については、受験地を、船舶局以外の無線局については、その無線局の開設地を管轄する地方電波監理局をいう。

第五章　経過規定

（旧法による局の免許の有効期間）

第五十三條　法附則第十項に規定する無線局の免許の有効期間は、左の各号に掲げる無線局の種別ごとに、法施行の日から起算してそれぞれ下記に掲げる期間とする。

一　放送局　三年

二　放送中継局　三年

三　船舶局　三年

四　海岸局　一年六箇月

五　基地局　二年

六　陸上移動局　二年

七　簡易無線局　二年

八　実験局（実用化試験局を含む。）　一年

九　その他の局　二年六箇月

2　旧法（これに基く命令を含む。）の規定に基いて免許（施設の許可をいう。）を與えられた無線局であつて免許の有効期間が前項の期間に満たないものは、前項の規定に拘わらず有効期間はその経過によつて満了するものとする。

（規定の施行の延期等）

第五十四條　第十四條（周波数測定装置の備えつけ）の規定は、この規則の施行の日から一年六箇月は、施行しないものとする。

2　第十五條中「船舶」とあるは、同條の規定にかかわらず、この規則施行の日から左に掲げる期間中は「総トン数五、〇〇〇トン以上の旅客船」と読みかえるものとする。

一　この規則施行の際現に無線方位測定機を施設している船舶については、二年六箇月

二　その他の船舶については、一年

3　陸上に開設する無線電話局（漁業用海岸局を除く。）の無線設備であつて電波監理委員会の指定する窄中線電力五〇ワット以下のものの操作は、この規則施行の日から六箇月は、旧法の規定に基く電話級無線通信士によつて行わせることができる。

（規則の効力）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

3　電波法及び放送法の施行に関する暫定規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第二号）は、廃止する。

別表第一号（第三十五條参照）

通信操作について無線局に配置すべき無線従事者の最低限の資格別員数

無線局	無線従事者 第一級無線通信士	第二級無線通信士	第三級無線通信士	電話級無線通信士
1　公衆通信業務を主たる目的として開設した無線電信の海岸局 左に掲げるそれぞれの聽守について				
(一)　五〇〇kcの周波数による常時聽守			二	
(二)(一)　五〇〇kc以外の周波数による聽守				
(1)　通算して一日十六時間をこえるもの		二	二	
(2)　通算して一日十六時間以下八時間をこえるもの		一	二	
(3)　通算して一日八時間以下のもの		一	一	
2　漁業用の海岸局				
(一)　公衆通信業務を取り扱う無線電信の局				
(二)(一)　二五〇ワットをこえる空中線電力の無線電信の局であつて公衆通信業務を取り扱わないもの	一(1)	一	一	
(二)　二五〇ワット以下の空中線電力の無線電信の局であつて公衆通信業務を取り扱わないもの				
(三)　二五〇ワット以下の空中線電力の無線電信の局であつて公衆通信業務を取り扱うもの		一	一	
(四)　五〇ワット以下の無線電信の局				
3　海上保安庁所属の無線電信の海岸局				
(一)　五〇〇kcの周波数によつて聽守するもの		二	二	一
(二)(一)　五〇〇kcの周波数によつて聽守しないもの				一(2)
4　日本国有鉄道所属の無線電信の海岸局				
5　無線方向探知局（無線標識業務を併せ行うものを含む。）及び無線標識局（標識符号の発射のみを行う局を除く。）				
(一)　通算して一日十六時間をこえる聽守をするもの		二	二	
(二)　通算して一日十六時間以下八時間をこえる聽守をするもの		一	二	

注

(1)　この規則施行の日から一年間は、この規則施行の際、現にその無線電信の操作に従事している第二級無線通信士をもつて代えることができる。

(2)　電話級無線通信士をもつて代えることができる。

別表第二号（第三十六條参照）

無線従事者選（解）任届の様式

右届け出ます。

年　月　日

住所

氏名（又は名称）　㊞

電波監理委員会委員長殿

選任又は解任の別	同上年月日	資格	免許証の番号	無線従事者の免許の年月日	氏名（ふりがな）	無線設備の操作に関する業務経歴の概要	従事する無線局の免許番号、名称及び無線設備の設置場所

◉電波監理委員会規則第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十五條（再免許の手続）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線局免許手続規則の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線局免許手続規則の全部を改正する規則

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第四号）の全部を次のように改正する。

無線局免許手続規則

目次

第一章　総則（第一條）
第二章　無線局の免許手続
第一節　免許の附與までの手続（第二條―第十四條）
第二節　再免許の手続（第十五條―第二十條）
第三節　免許状（第二十一條―第二十三條）
第三章　無線局の免許後の手続（第二十四條・第二十五條）
第四章　高周波利用設備の許可手続（第二十六條―第二十九條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この規則は、電波法に基く無線局の免許（承認を含む。以下同じ。）及び高周波利用設備の許可（承認を含む。以下同じ。）その他の許可又は承認の手続に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　無線局の免許手続

第一節　免許の附與までの手続

（免許申請の単位）

第二條　無線局の免許の申請は、無線局の種別ごとに、且つ、無線設備の設置場所ごとに行わなければならない。この場合において、左の各号の場合は、単一の申請によるものとする。

一　無線測位業務をあわせ行うことを目的とする海岸局、船舶局又は航空局を開設しようとするとき。

二　放送局を開設しようとするとき。

三　非常通信業務をあわせ行うことを目的とする無線局を開設しようとするとき。

四　その他同一の無線設備を使用して二以上の業務を行うことを目的とする無線局を開設しようとするとき。

（申請書）

第三條　法第六條に規定する申請書の様式は、別表第一号で定める。

（添附書類）

第四條　前項の申請書に添附する書類の様式は、無線設備の工事設計を除く外、別表第二号で定める

（工事設計の範囲等）

第五條　法第六條の無線設備の工事設計の範囲及び様式は、別表第三号の通り定める。この場合において、申請者は、なるべく当該工事設計の参考となる資料を添附しなければならない。

2　水晶発振子を使用しない発振方式については、その回路及び部品が外囲の温度及び湿度の変化、衝撃又は電源電圧の変化等に対してその周波数が安定であることを証明する資料を電波監理委員会に提出しなければならない。但し、五五〇kc以下又は五〇〇Mc以上の周波数を使用するもの及び空中線電力一ワット以下のものについては、この限りでない。

（放送局の事業計画）

第六條　法第六條第二項の放送局の事業計画のうちには、左に掲げる事項が含まれていなければならない。

一　経営形態

二　資本の額（株式の区別及びその総額又は出資）

三　主たる出資者及びその出資の額

四　経営方針（放送の主たる目標、放送が主たる事業であるか又は従たる事業であるかの区別、放送事項のうち重点を置く事項、対象とする受信者層、将来の事業予定その他経営に関する方針）

五　経営に対する支配力の構成

六　全放送時間のうちに放送事項のそれぞれが占める割合

七　ニュースの入手方法及びその入手先

八　一週間以上の代表番組について

(一)　広告番組とそれ以外のものとの時間の割合

(二)　スポット・アナウンスの回数及び時間数

(三)　他の放送局よりの中継時間数

(四)　附帯業務と直接に関連する番組の時間数

九　附帯業務

（放送区域）

第七條　法第六條第二項第四号の放送区域は、行政区域により、且つ、その区域内の総世帯の概数（申請時現在による。）を示すものとする。この場合において、申請者は、図面により、且つ、これに世帯の密度を表示し、及び放送の受信見込者の概数を記載しなければならない。

（申請書等の提出部数）

第八條　免許の申請書及び添附書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。但し、電波監理委員会において副本の減免を認めたときは、この限りでない。

2　電波監理委員会は、前項の副本の

号外

昭25.11.30.

うち一通について提出書類の写であることを証明して申請者に返すものとする。

3　前二項の規定は、法及び規則の規定に基いて行う許可及び承認の申請の場合に準用する。

（不適法な申請書等）

第九條　免許の申請書又は添附書類が不適法（違式な記載を含む。）なものであると認めるときは申請者に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2　前項の規定は、法及び規則の規定に基いて行う免許以外の申請の場合に準用する。

（予備免許の附與の通知）

第十條　法第八條第一項の規定により無線局の予備免許を與えたときは、申請者に対しその旨を文書をもつて通知する。

（工事落成期限の延長）

第十一條　法第八條第二項の規定により工事落成の期限の延長を求めようとするときは、延長の期限及び理由を記載した申請書を提出して行うものとする。

（工事設計変更の申請等）

第十二條　法第九條第一項の工事設計変更の許可を受け又は届出をしようとするときは、申請書に変更を必要とする理由及び変更しようとする部分（新旧対照を含む。）を記載した書類を添え電波監理委員会に提出して行うものとする。

（工事の落成届）

第十三條　法第十條の規定による工事の落成の届出は、文書により電波監理委員会に提出するものとする。但し、急を要する場合は、副本を同時に管轄地方電波監理局に提出することができる。

2　船舶局の予備免許を受けた者が前項の届出をする場合においては、前項及び施行規則第五十二條の規定にかかわらず、便宜の地方電波監理局へ提出することができる。

（免許の拒否の通知）

第十四條　申請を審査した結果により又は工事の落成の届出がないことにより若しくは落成後の検査を行つた結果により免許の申請を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもつて通知する。

第二節　再免許の手続

（目的）

第十五條　この節の規定は、法第十五條の規定に基いて、無線局の再免許の簡易な手続を定めることを目的とする。

（再免許の申請）

第十六條　再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に左に掲げる事項を記載した書類を添え電波監理委員会に提出して行わなければならない。

一　免許の番号

二　免許の年月日及び有効期間満了の期日

三　無線局の名称及び種別

四　継続開設を必要とする理由

五　希望する周波数の範囲及び空中線電力

六　希望する運用許容時間

七　無線局の運用費の支弁方法（船舶局を除く。）

八　免許の期間における業務の概要（放送局及び船舶局を除く。）

2　前項の場合において、放送局であるときは、前項第一号から第七号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項をあわせて記載しなければならない。

一　放送区域（第七條に規定するところによる。）

二　事業計画（第六條に規定するところによる。）及び事業収支見積

三　免許の期間における事業の概要及び収支概況

（申請の期間）

第十七條　再免許の申請は、免許の有効期間満了前三箇月以上六箇月をこえない期間において行わなければならない。但し、免許の有効期間が一年以内である無線局については、その有効期間満了前一箇月までに行うことができる。

（申請書等）

第十八條　再免許申請書及び添附書類の様式は、別表第四号で定める。この場合において、第三條及び第四條の規定は、その適用がない。

（審査及び免許の附與）

第十九條　電波監理委員会は、法第七條の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の免許を與える。

一　周波数

二　呼出符号又は呼出名称

三　空中線電力

四　運用許容時間

（省略する手続）

第二十條　法第八條に規定する予備免許、法第九條に規定する工事設計の変更、法第十條に規定する落成後の検査及び法第十二條に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用がない。

2　前項の規定により省略する手続について定める第一節の規定は、再免許については、その適用がない。

第三節　免許状

（様式）

第二十一條　法第十四條の免許状の様式は、別表第五号で定める。

（訂正）

第二十二條　免許人は、法第二十一條の免許状の訂正を受けようとするときは、電波監理委員会に対しその旨及び免許証明書（別表第六号の様式によるもの）の交付を求める旨の申請をするものとする。

2　前項の申請があつた場合において、電波監理委員会が適当と認めるときは、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3　電波監理委員会は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4　免許状の提出は、免許証明書の交付を受けた後に行わなければならない。

5　訂正をした免許状の交付を受けたときは、遅滞なく免許証明書（職権による訂正であつて新たな免許状の交付を受けたときは、旧免許状）を返さなければならない。

（免許状の再交付）

第二十三條　免許人は、免許状を破損し、よごし、失つた等のために免許状の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を電波監理委員会に提出しなければならない。

第三章　無線局の免許後の手続

（免許後の変更の手続）

第二十四條　法第十七條の許可の申請、法第十九條の指定の変更の申請及び法第二十二條の届出をしようとする場合は、それぞれ理由を記載した文書により行うものとする。

第二十五條　第十二條の規定は、法第十七條第一項の無線設備の変更の工事の許可を申請しようとする場合に準用する。

第四章　高周波利用設備の許可手続

（設置の許可の申請）

第二十六條　法第百條第一項の許可を申請しようとする者は、別表第七号で定める様式の申請書及び添附書類を電波監理委員会に提出しなければならない。

（許可状等）

第二十七條　法第百條第二項の許可を與えたときは、別表第八号で定める様式の許可状を交付する。

2　前項の許可があつた場合において、電波監理委員会が適当と認めるときは、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

3　電波監理委員会は、第一項の申請による場合の外、職権により免許状の訂正を行うことがある。

4　免許状の提出は、免許証明書の交付を受けた後に行わなければならない。

5　訂正をした免許状の交付を受けたときは、遅滞なく免許証明書（職権による訂正であつて新たな免許状の交付を受けたときは、旧免許状）を返さなければならない。

（免許状の再交付）

第二十八條　免許人は、免許状を破損し、よごし、失つた等のために免許状の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を電波監理委員会に提出しなければならない。

（変更の申請）

第二十九條　第十二條の規定は、法第百條第二項の許可に係る設備の変更を申請する場合に準用する。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

別表第一号（第三條参照）

収入印紙

無線局免許申請書

無線局を開設いたしたいので、電波法第六條により別紙の書類を添えて、申請します。

年　月　日

申請者　住所

（ふりがな）

氏　名（又は名称）㊞

電波監理委員会委員長殿

別表第二号（第四條参照）

1　陸上に開設する無線局（放送局を除く。）

無線局事項書

一　目的

「何事業に使用するため、何

業務を行うことを目的とする。」

二　開設を必要とする理由（できる限り詳しく記載すること。実験局の場合は、実験の種類及び方法をあわせて記載すること。）

三　通信の相手方及び通信事項

(1)　通信の相手方（注1）

(一)　名称

(二)　呼出符号又は呼出名称

(2)　通信事項

（公衆電報、物資の輸送手配に関する事項、気象上の資料等通信内容を列記すること。）

四　無線設備の設置場所（注2及び注3）

（ふりがな）

(1)　何県何市何区何町番地　何構内

(2)　送信空中線の位置（五万分の一以上の精密度を有する地図によつて求めること。）

東径　度　分　秒

北緯　度　分　秒

(3)　受信空中線の位置

（無線方向探知局の場合に限る。五万分の一以上の精密度を有する地図によつて求めること。）

東径　度　分　秒

北緯　度　分　秒

五　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

(1)　電波の型式（設備規則第四條の記号によつて記載すること。）

(2)　希望する周波数

(3)　希望する空中線電力

六　希望する運用許容時間

何時から何時まで

（運用許容時間の全時間を継続して使用しない場合は、継続して使用する時間の内訳をあわせて記載すること。）

七　無線設備の工事落成の予定期日

年　月　日

（予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。）

八　無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

(1)　無線設備の工事費（設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　送信設備　円

(二)　受信設備　円

(三)　その他　円

(2)　無線局の運用費（年額を記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　人件費　円

(二)　無線設備の維持費　円

(三)　その他。　円

(3)　支弁方法（自己資金、借入金、社債、業務収入等の別）

九　運用開始の予定期日

年　月　日

十　参考事項

(1)　申請者が電波法第五條に規定する欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。

(2)　その他

注1　海岸局、基地局等の無線局であつて、通信の相手方を個個に記載することが困難な場合は、包括的に記載すること。

2　陸上移動局の場合は、その移動体の名称及び番号、常置場所及び移動範囲の概略を記載すること。

3　二重通信方式又は中央集中式等の無線局であるときは、送信所、受信所、通信所及び中継所等の位置を記載すること。

2　船舶局

無線局事項書

一　目的

「何事業に使用するため、何業務を行うことを目的とする。」

二　開設を必要とする理由（できる限り詳しく記載すること。）

三　通信の相手方及び通信事項

(1)　通信の相手方（個々に記載することが困難な場合は、包括的に記載すること。）

(一)　名称

(二)　呼出符号又は呼出名称

(2)　通信事項

（公衆電報、物資の輸送手配に関する事項、船舶の運行に関する事項等通信内容を列記すること。）

四　無線設備の設置場所（ふりがなをあわせて記載すること。）

五　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

(1)　電波の型式（設備規則第四條の記号によつて記載すること。）

(2)　希望する周波数

(3)　希望する空中線電力

六　希望する運用許容時間

何時から何時まで

七　無線設備の工事落成の予定期日

年　月　日

（予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。）

八　無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

(1)　無線設備の工事費（設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　送信設備　円

(二)　受信設備　円

(三)　その他　円

(2)　無線局の運用費（年額を記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　人件費　円

(二)　無線設備の維持費　円

(三)　その他　円

(3)　支弁方法（自己資金、借入金、社債、業務収入等の別）

九　運用開始の予定期日

年　月　日

十　参考事項

(1)　無線設備の工事費（設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　送信設備　円

(二)　受信設備　円

(三)　その他　円

(2)　無線局の運用費（年額を記載すること。）

総額　円

内訳

(一)　人件費　円

(二)　無線設備の維持費　円

(三)　その他　円

(3)　支弁方法（自己資金、借入金、社債、業務収入等の別）

九　運用開始の予定期日

年　月　日

十　参考事項

(1)　船舶局の所有者

(2)　用途（旅客船、貨物船、漁船等の別をあわせて記載すること。）

(3)　総トン数（船体の長さ及び幅をあわせて記載すること。）

(4)　旅客船であるときは、旅客定員

(5)　航行区域（就航方面をあわせて記載すること。）

(6)　主たる停泊港

(7)　信号符号

十一　参考事項

(1)　（申請者が、電波法第五條に規定する欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。）

(2)　その他

3　放送事項

（ニュース、広告、音楽、演劇、講演等放送内容を列記すること。）

四　放送区域

(1)　放送区域（何県何市何町村）

(2)　区域内の総世帯の概数及び世帯密度

総世帯の概数

世帯密度（一平方キロメートル当り何世帯）

(3)　区域内の放送の受信見込者の概数（世帯によつて表示してもよい。）

五　無線設備の設置場所（移動体に設置する場合は、その移動体の名称、常置場所及び移動範囲を記載すること。）

(1)　送信所

（ふりがな）

(一)　何県何市何区何町何番地

何構内

(二)　発射空中線の位置（五万分の一以上の精密度を有する地図によつて求めること。）

東径　度　分　秒

北緯　度　分　秒

(2)　受信所

（ふりがな）

何県何市何区何町何番地

何構内

(3)　受信所

（ふりがな）

何県何市何区何町何番地

何構内

六　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

(1)　電波の型式（設備規則第四條の記号によつて記載すること。）

(2)　希望する周波数の範囲

(3)　希望する空中線電力

七　希望する運用許容時間（放送する時間をいう。以

昭25.11.30.

下同じ。）をあわせて記載すること。）

(1) 運用許容時間
何時から何時まで
(2) 放送時間（注1及び注2）
開始時刻　何時何分
終了時刻　何時何分
八　無線設備の工事落成の予定期日（予備免許を受けた日から起算した工事落成までの予定期間をあわせて記載すること。）
年　月　日
九　無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
(1) 無線設備の工事費（設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。）
総額　円
内訳
何費　円
何費　円
何費　円
何費　円
(2) 無線局の運用費
総額　円
内訳
何費　円
何費　円
何費　円
何費　円
(3) 支弁方法（自己資金、借入金、社債、業務収入等の別）
十　事業計画
(1) 経営形態
(2) 資本の額（株式の区別及びその総額又は出資）
(3) 主たる出資者及びその出資の額
(4) 経営方針（放送の主たる目標、放送が主たる事業であるか又は従たる事業であるかの区別、放送事項のうち重点を置く事項、対象とする受信者層、将来の事業予定其の他経営に対する方針）
(5) 経営に対する支配力の構成
(6) 全放送時間中に放送事項のそれぞれが占める割合
(7) 一週間以上の代表番組について
(一) 広告番組とそれ以外のものとの時間の割合
(二) スポットアナウンスの回数及び時間数
(三) 他の放送局よりの中継時間数
(四) 附帯業務と直接に関連する番組の時間数
(8) ニュースの入手方法及びその入手先
(9) 附帯業務
(10) その他参考となるべき事項
十一　事業収支見積（適宜説明を附すること。）
(1) 収入
総額　円
内訳
(2) 支出
総額　円
内訳
(3) 利益（又は剰余金）処分内訳
十二　運用開始の予定期日
年　月　日
十三　参考事項
(1) 申請者が、電波法第五條に規定する欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。
(2) 事務所の所在地
(3) 申請者が法人であるときは、定款並びに役員の氏名、住所及び経歴を記載すること。
(4) その他
注　1　放送時間が一年を通じて一定しない場合は、季別又は期間別に記載すること。
2　放送の開始時刻から終了時刻までの間で放送を行わない時間があるときは、その時間をあわせて記載すること。

別表第三号（第五條参照）
第一　無線設備の工事設計の範囲
1　送信設備
一　通則
(1) 発射の可能な電波の型式及び周波数の範囲
(2) 通信方式
(3) 有効通達距離
二　送信装置
(1) 送信機の定格出力（代表する周波数により、且つ、キロワット以上はKwで示すこと。）
(2) 電源設備　区別、交流直流の別、個数、容量、電圧、電流、相数及び周波数並びに回転数。
(3) 発振の方式及び周波数
(4) 変調の方式及び最大変調度（最大変調度は、電波の型式A二のものに限る。）
(5) 整流装置　整流管（名称及び個数による。）又はその他の整流機器（名称及び個数による。）
(6) 真空管　発振部、中間部、変調部、終段部における真空管（名称及び個数による。この場合において終段部の真空管については陽極の入力、電圧及び電流を含む。）
(7) 調整装置の種類及び個数
(8) 冷却装置の種類並びにその馬力及び方式
三　送信空中線系
(1) 空中線
(一) 空中線の型式、構成、長さ及び周波数
(二) 空中線柱の種類、型式及び高さ
(2) き電線
(一) き電線の線種、型式、長さ、整合方式及び周波数
(二) き電線柱の種類、型式及び高さ
(3) 接地方式のあるものは、その方式
2　受信設備
一　通則
(1) 受信の可能な周波数の範囲
(2) 受信方式
二　受信装置
高周波部、中間周波部及び低周波部の真空管並びに整流部の真空管（名称及び個数による。）
三　受信空中線系　送信空中線系に準ずる。
3　誘導式無線電信無線電話
一　結合方式
二　線路の名称、種類、区間及び長さ
4　特殊な設備
一　周波数測定装置　型式又は名称及び検定番号又は確度
二　無線方位測定機　型式又は名称及び検定番号
三　警急自動受信機　型式又は名称及び検定番号
四　レーダー
(1) 型式又は名称、周波数帯、送信出力、パルス幅及び繰返周波数
(2) 最小及び最大の測定距離並びに測定距離の確度
(3) 空中線の回転速度、水平面の主ふく射の角度の幅及び方位の測定確度
(4) 真空管（名称及び個数による。）
五　連絡線　区間、距離及び伝送方式
5　法第三章（無線設備）に規定するその他の事項
第二　無線設備の工事設計の様式
甲　放送局（国際放送を行うものを除く。）以外の局の無線設備の工事設計書の様式

1　送信設備
一　通則事項

| | | |

昭25.11.30.

区分	種類	型式	高さ(m)	柱数	備考
空中線柱	(記載例) 鉄塔、木柱等	（ステーの取方を含む。）			
き電線柱					

(4) 接地方式

2 受信設備

一 通則事項

(1) 受信の可能な周波数の範囲　　kc (Mc) から　　kc (Mc) まで

(2) 受信方式（記載例　オートダイン方式、スーパーヘテロダイン方式等）

二 受信装置

	種類	容量	個数	備考
(5) 擬似空中線				

	真空管（整流部については整流管）			備考
(記載例) 高周波部 中間周波部 低周波部 整流部等	個数			

三 受信空中線系（送信空中線系に準ずる。）

3 誘導式無線電信無線電話

(1) 結合方式

五 計器及び予備品（電波法施行規則第二十九條及び第三十條に規定する計器及び予備品を備えつけた旨を記載し、個々の名称及び数量の記載を要しない。）

六 電波法第三十三條第一項の非常燈何しよく光何燈

七 電波法第三十三條第二項の連絡設備（送話管、電話等の種別を記載すること。）

5 その他の事項について、その工事設計が、電波法第三章（無線設備）に規定する条件に合致している旨を記載すること。

6 添附図面

一 敷地平面図（空中線局舎附近）

二 機器配置図（局舎平面図）、艙舶にあつては、空中線、通信室、機械室、電池室等の位置を示す艙体の平面図及び断面図

三 電源系統図

四 送信装置系統図

五 受信装置系統図

六 空中線の形状及び大きさを示す図

七 誘導式無線電信無線電話の線路の位置を示す略図

八 誘導式無線電信無線電話の線路に接近して他の電線路の存在するときは、相互間の距離及び関係位置を示す略図

九 見透図（三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する場合）

十 電源接続図

十一 送信機の接続図

十二 受信機の接続図

十三 無線方位測定機の接続図

注 十以下の図面は、予備免許を受けた後落成後の検査までに提出することを妨げない。

乙 放送局（国際放送を行うものを除く。）の無線設備の工事設計書の様式

工事設計書

1 送信設備

一 発射の可能な電波の型式及び周波数の範囲

二 送信装置

(1) 可能な出力（甲の様式に同じ。）

(2) 電源設備（甲の様式に同じ。）

注 1 購入電力については、契約の條件の概要、電力供給の系統数及び供給者をあわせて記載すること。

2 主変圧器及び電圧調整器の個数は、常用及び予備のものを記載すること。

型式又は名称	周波数帯	定格出力	パルス幅	繰返周波数	製造者	備考

注 無線方位測定機は、検定規則の検定を受けないものであるときは、受信設備に準ずること。

三 レーダー

(1)

型式又は名称	検定番号	検定年月日	製造者	測定可能周波数範囲	誤差(確度)	個数	備考

注 検定番号及び検定年月日は、検定規則による。次の二についても同様とする。

二 無線方位測定機、警急自動受信機等

型式又は名称	検定番号	検定年月日	製造者	個数	備考

注 無線方位測定機は、検定規則の検定を受けないものであるときは、受信設備に準ずること。

(2) 最小及び最大測定距離並びに測定距離の確度

(3) 空中線の回転速度、水平面の主ふく射の角度幅及び方位の測定確度

(4) 真空管（送信装置及び受信装置に準じて記載すること。）

四 連絡線

区間	距離	回線数	伝達方式	備考

4 特殊な設備

一 周波数の測定装置

型式又は名称	検定番号	検定年月日	製造者	測定可能周波数範囲	誤差(確度)	個数	備考

(2) 線路

名称	種類	区間	長さ	備考

(3) 発振の方式及び周波数（甲の様式に同じ。）

注 発振器の個数（常用及び予備のもの）を記載すること。

(4) 変調の方式（甲の様式に同じ。）

(5) 整流装置（甲の様式に同じ。）

注 主陽極整流器については、相数及び組数（常用及び予備のもの）並びに真空管の個数（常用及び予備のもの）を記載すること。

(6) (7) 調整装置

(一) 増幅器　種類　個数（常用及び予備）

(二) 音量調整器　個数（常用及び予備）

(三) 音量指示器　個数（常用及び予備）

注 1 局外中継用の装置を除く。

2 二以上の演奏室のある放送局については、主調整及び演奏室ごとの副調整に区別して記載すること。

(8) 冷却装置（甲の様式に同じ。）

三 送信空中線系（甲の様式に同じ。）

注 1 二重き電装置を有するものは、その方式及び回路素子を記載すること。

2 空中線については、水平部及び垂直部の長さを、空中線柱については、柱間距離をあわせて記載すること。

3 接地方式については、長さ及び條数又は面積及び枚数をあわせて記載すること。

別表第四号（第十八條参照）

第一 申請書

収入印紙

無線局再免許申請書

無線局の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第十六條により別紙書類を添えて、申請します。

年　月　日

申請者　住所

（ふりがな）

氏名（又は名称）㊞

電波監理委員会委員長殿

第二 添附書類

1 陸上に開設する無線局（放送局を除く。）

一 免許の番号

二 免許の年月日

三 免許の有効期間満了の期日

四 無線局の名称

五 無線局の種別

六 継続開設を必要とする理由（できる限り詳しく記載すること。実験局の場合は、実験の種類及び方法をあわせて記載すること。）

七 無線局の運用費の支弁方法

(1) 運用費

総額　　円

内訳 (一) 人件費　　円

(二) 無線設備の維持費　　円

(三) その他　　円

(2) 支弁方法（自己資金、借入金、社債等の別）

八 免許の期間における業務の概要

(1) 通信事項別の通信時間及び通数のあるものについては、その通数（申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。）

(2) 通信の相手方別による通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数）（申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。）

(3) 免許の期間中における実験の種類、方法及び結果の概要（実験局に限る。）

(4) 免許の期間中における試験の種類、方法及び結果の概要（実用化試験局に限る。）

2 放送局

一 免許の番号

二 免許の年月日

三 免許の有効期間満了の期日

四 無線局の名称

五 無線局の種別

六 継続開設を必要とする理由（できる限り詳しく記載すること。）

七 無線局の運用費の支弁方法

八 放送区域（行政区域により記載すること。）

九 事業計画

(1) 経営形態

(2) 資本の額（株式の区別及びその総額又は出資）

(3) 主たる出資者及びその出資額

(4) 経営方針（放送の主たる目標、放送が主たる事業であるか又は従たる事業であるかの区別、放送事項のうち重点を置く事項、対象とする受信者層、将来の事業予定その他経営に関する方針）

(5) 経営に対する支配力の構成

(6) 全放送時間中に放送事項のそれぞれが占める割合（百分率によつて記載すること。）

(7) 一週間以上の代表番組について

(一) 広告番組とそれ以外のものとの時間の割合

(二) スーポットアナウンスの回数及び時間数

(三) 他の放送局よりの中継時間数

(四) 附帯業務と直接に関連する番組の時間数

(8) ニュースの入手方法及びその入手先

(9) 附帯業務

(10) その他参考事項

十 事業収支見積

十一 免許の期間における事業の概要及び収支概況

(1) 申請前三箇月間の放送事項について一日平均の次の事項（百分率により記載すること。）

(一) 放送事項別の放送時間

(二) (一) 広告番組とそれ以外のものとの時間の割合

(三) 他の放送局よりの中継時間とそれ以外の放送時間との割合

(四) その他参考となる事業の概要

(2) 収支概況

船舶局

3

一 免許の番号

二 免許の年月日

三 免許の有効期間満了の期日

四 無線局の名称

五 無線局の種別

六 継続開設を必要とする理由

七 船舶の所有者

八 船舶の用途

九 旅客船であるときは旅客定員

十 航行区域

十一 主たる停泊港

十二 信号符字

十三 参考事項

(1) 通信事項別の通信時間及び通数のあるものについては、その通数（申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。）

(2) 通信の相手方別による通信事項別通信時間（通数のあるものについては、その通数）（申請前六箇月中における一日平均のものを記載し、百分率を附記すること。）

号外

別表第五号（第二十一條參照）

1 陸上に開設する無線局（放送局を除く。）に交付するもの。

第　号　無線局免許状

免許人	
無線局の種別	
無線局の目的	
通信の相手方	
通信事項	
無線設備の設置場所	東経　度　分 北緯　度　分
免許の有効期間	
登録番号	
呼出符号	
呼出名称	
電波の型式及び周波数	
発振方式	
変調方式	
空中線電力	
空中線の型式及び構成	
運用許容時間	
その他	

この無線局は、法律に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

2 放送局に交付するもの。

第　号　無線局免許状

免許人	
無線局の種別	
無線局の目的	
放送事項	
放送区域	
無線設備の設置場所	東経　度　分 北緯　度　分

この無線局は、法律に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

3 船舶局に交付するもの。

第　号　無線局免許状

免許人	
無線局の種別	
無線局の目的	
通信の相手方	
通信事項	
無線設備の設置場所	
免許の有効期間	
登録番号	
呼出符号	呼出名称
主設備	電波の型式及び周波数
	発振方式
	変調方式
	空中線電力
補助設備	電波の型式及び周波数
	発振方式
	変調方式
	空中線電力
空中線の型式及び構成	
運用許容時間	
その他	
免許の有効期間	
登録番号	
呼出符号	呼出名称
電波の型式及び周波数	
発振方式	
変調方式	
空中線電力	
空中線の型式及び構成	
運用許容時間	
その他	

別表第六号（第二十二條參照）

1 無線局に交付するもの。

第　号　無線局免許証明書

免許年月日及び免許番号	
免許人	
無線局の種別	
無線設備の設置場所	
呼出符号	呼出名称
登録番号	

この無線局は、法律に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

2 高周波利用設備に交付するもの。

第　号　高周波利用設備許可証明書

許可年月日及び許可番号	
設置者	
設備の種別	
設備の設置場所	

この高周波利用設備は、電波法第百條の規定により許可を受けたものであることを証明する。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

別表第七号（第二十六條參照）

第一　申請書の様式

高周波利用設備許可申請書

高周波利用設備を設置いたしたいので、電波法第百條により別紙の書類を添えて、申請します。

年　月　日

申請者住所

氏（ふりがな）名（又は名称）㊞

電波監理委員会委員長殿

第二　添附書類

1 法第百條第一項第一号の設備を設置しようとする場合

一　設置する目的

二　装置の設置場所（端局及び中継局装置場所）

（例）第一装置（端局）（何県何市何町何番地　何構内）

第二装置（中継局）（何県何市何町何番地　何構内）

第三装置（端局）（何県何市何町何番地　何構内）

三　高周波電流を通ずる送電線路

送電線名	区間	主要線種	周波数	電圧	線路の長さ

四　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び送信出力

五　工事設計（装置の設置場所別に記入すること。）

(1) 概要

(2) 結合部

(三)(二)(一) 通信方式

(三)(二)(一) 送信装置の出力（送信装置の規格電力）

送信及び受信可能周波数範囲

(2) 結合部

(三)(二)(一) 結合方式

接地方式

保安装置

(3) 電源装置（概略を記載すること。）

(4) 送信装置（概略を記載すること。）

(5) 受信装置（概略を記載すること。）

(6) その他の装置（高周波搬送装置、高周波漏洩線輪装置及び音声中継装置を含む。）（各装置の設置場所及びその装置の設置場所を記載すること。）

六　工事落成の予定期日

七　使用開始の予定期日

八　添附資料

(1) 端局装置の場所附近における他の送電線の施設状況図（構内及び構外）

(2) 送電線の系統図（各支線もすべて記入し、高周波電流に通ずる部分を朱記すること。）

(3) 送電線の経路図（五万分の一以上の精密度を有する地図に記入すること。）

号外

昭25.11.30.

(4) 各機器装置の回路図

2 法第百條第一項第二号の設備を設置しようとする場合

一 設置する目的

二 設置場所（移動するものについては、その常置場所）

三 電波の型式並びに希望する周波数及び規格電力

四 希望する使用時間

五 工事設計

(1) 高周波発生部

(一) 高周波出力（規格電力）

(二) 発振可能周波数範囲

	材料	形状	寸法	備考
高周波発生部				
き電線				
電極				
その他				

六 使用目的物の状況

(1) 種類

(2) 誘電率及び導電率

(3) 形状及び寸法

(4) 一工程の個数及び所要時間

七 工事落成の予定期日

八 使用開始の予定期日

九 添附図面

(1) 設備各部（高周波発生部、電源部、電極及びしやへい体）の接続図及び外形図

(2) 電源引込図及び接地図

(3) 電源部高周波ろ波器の特性

(4) 設置場所附近の図（構内及び構外）

別表第八号（第二十七條参照）

第号	
設置者	高周波利用設備許可状
設置の目的	
設備の種別	
設備の設置場所	
電波の型式及び周波数	

発振方式	(三) 回路方式
	(四) 使用真空管の名称及び個数
送信機の出力又は規格電力	(2) 電源部
	(一) 電源（一般交流その他の別）
	(二) 一次電圧及び最大消費電力
	(三) 高周波ろ波器の型式
	(3) 電極
	(一) き電方式
	(二) 電極の材料、形状及び寸法
	(4) しやへい体

年　月　日

電波監理委員会 ㊞

◉電波監理委員会規則第十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十條（無線従事者の従事範囲）及び第四十九條（命令への委任）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三條）第十七條の規定により、無線従事者国家試験及び免許規則の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線従事者国家試験及び免許規則の全部を改正する規則

無線従事者国家試験及び免許規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第六号）の全部を次のように改正する。

無線従事者国家試験及び免許規則

目次

第一章　総則（第一條―第二條）
第二章　国家試験（第三條―第十五條）
第三章　免許（第十六條―第二十三條）
附則

第一章　総則

（目的）

第一條　この規則は、無線従事者国家試験（以下「国家試験」という。）の施行方法及び受験手続並びに無線従事者の免許（以下「免許」という。）に関する手続を定めることを目的とする。

（無線従事者原簿）

第二條　法第四十三條の無線従事者原簿に記載する事項は、左の通りとする。

一　資格の区別

二　免許の年月日及び免許証の番号

三　本籍の都道府県名（日本の国の国籍を有しない者であるときは、その国籍。以下同じ。）、氏名、生年月日及び性別

四　国家試験合格の年月

五　業務の経歴

六　免許を取り消し又は業務に従事することを停止した者であるときは、その旨並びに理由及び年月日

七　免許を更新した者であるときは、無試験又は試験の別及び更新の年月日

八　免許証を再交付した者であるときは、その旨並びに理由及び年月日

九　その他電波監理委員会が必要と認める事項

第二章　国家試験

（試験の種類）

第三條　国家試験は、一次試験及び二次試験とする。但し、特殊無線技士を除く。

（一次試験の科目）

第四條　一次試験は、左の科目について行う。その場合において、無線実験は筆記試験により、電気通信術は実地試験により、それぞれ行うものとする。

一　第一級無線通信士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の知識

電気通信術

電信　一分間和文八十五字、欧文暗語百字及び欧文普通語百二十五字の速度による五分間の送信及び音響受信

電話　一分間の送信及び音響受信一分間五十字の速度により運用規則第十四條別表第五号の和文通話表による通話表によるそれぞれ三分間の送話及び受話

口頭試問　無線通信士として必要な一般常識

二　第二級無線通信士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の知識

電気通信術

電信　一分間和文七十五字及び欧文暗語八十字の速度による五分間の送信及び音響受信

電話　一分間五十字の速度により運用規則第十四條別表第五号の和文通話表による通話表によるそれぞれ三分間の送話及び受話

口頭試問　無線電信士として必要な一般常識

三　第三級無線通信士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の知識の初歩

電気通信術

電信　一分間和文七十字及び欧文暗語八十字の速度による五分間の送信及び音響受信

電話　一分間五十字の速度により運用規則第十四條別表第五号の和文通話表による通話表によるそれぞれ三分間の送話及び受話

口頭試問　無線通信士として必要な一般常識

四　電話級無線通信士

無線実験　無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

電気通信術

電話　一分間五十字の速度により運用規則第十四條別表第五号の和文通話表による三分間の送話及び受話

五　聴守員級無線通信士

無線実験　無線電信受信機の操作方法の初歩

電気通信術

電信　一分間和文七十字及び欧文暗語八十字の速度による五分間の音響受信

六　第一級無線技術士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の詳細な知識

口頭試問　無線技術士として必要な一般常識

七　第二級無線技術士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び故障の修理に必要な実地の知識

八　第一級アマチュア無線技士

無線実験　無線電信及び無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識

電気通信術

電信　一分間和文五十字及び欧文普通語六十字の速度による五分間の送信及び音響受信

九　第二級アマチュア無線技士

無線実験　小電力の無線電話の機器（電源関係を含む。）その他計器の操作及び簡単な故障の修理に必要な実地の知識の初歩

（二次試験）

第五條　二次試験は、一次試験に合格した者について行う。

（二次試験の科目）

第六條　二次試験は、左の科目について筆記試験により行う。

一　第一級電線通信士

内国電波法規　電波法、船舶安全法のうち無線に関する規定及びこれらに基く命令その他内国公衆無線電報及び内国公衆無線電話通話の取扱に関する規定

外国電波法規　国際電気通信條約及び海上人命安全條約（海上における人命の安全のための国際條約をいう。以下同じ。）のうち無線に関する規定及び国際電気通信條約附属無線通信規則（追加無線通信規則を含む。以下同じ。）その他外国公衆無線電報及び国際公衆無線電話通話の取扱に関する規定

真空管　真空管及び真空管回路の理論並びにその取扱方法の大要

測定及び電波の伝わり方　無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理論並びにその取扱方法の大要

無線機器　無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）及び電源に関する理論並びにその取扱方法の大要

英語　新制高等学校卒業程度（日頭及び文書により適当に意志を表明できる程度）

地理　一般世界地理（特に、主要な航路、航空路及び電気通信路に関する知識）

二　第二級無線通信士

内国電波法規　電波法、船舶安全法のうち無線に関する規定及びこれらに基く命令の大要その他内国公衆無線電報及び内国公衆無線電話通話の取扱に関する規定の大要

外国電波法規　国際電気通信條約及び海上人命安全條約のうち無線に関する規定の大要、国際電気通信條約附属無線通信規則の大要その他外国公衆無線電報及び国際公衆無線電話通話の取扱に関する規定の大要

無線学　真空管、電波の伝わり方、空中線、無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）無線測定機器、測定及び電源に関する理論並びにその取扱方法の大要

英語　新制高等学校三年修了程度（日頭及び文書により適当に意志を表明できる程度）

地理　一般世界地理（特に、主要な航路、航空路及び電気通信路に関する知識）

三　第三級無線通信士

電波法規　電波法、船舶安全法のうち無線に関する規定及びこれらに基く命令、国際電気通信條約及び海上人命安全條約のうち無線に関する規定の大要、国際電気通信條約附属無線通信規則のうち遭難通信、航行上の危険警戒その他海上における生命財産の保全のため必要な通信及び無線測位業務に関する規定の大要その他内国公衆無線電報の取扱に関する規定の大要

無線学　真空管、電波の伝わり方、空中線、無線電信及び無線電話の機器（無線測位業務のために使用するものを含む。）、無線測定機器、測定及び電源に関する理論並びにその取扱方法の初歩

英語

号外

昭25.11.30.

四　電話級無線通信士
　電波法規　電波法、船舶安全法のうち無線に関する規定及びこれらに基く命令、国際電気通信條約及び海上人命安全條約のうち無線に関する規定の大要並びに海上人命安全條約のうち無線電話の機器及び電源に関する規定の大要
　無線電話学　無線電話の一般原理の初歩並びに無線電話の機器及び電源に関する理論並びにその取扱方法
五　聽守員級無線通信士
　電波法規　電波法、船舶安全法のうち無線に関する規定及びこれらに基く命令、国際電気通信條約及び国際電気通信條約附属無線通信規則のうち遭難通信、航行上の危険警戒その他海上における生命財産の保全のため必要な通信に関する規定並びに海上人命安全條約のうち無線に関する規定の大要
六　第一級無線技術士
　内国電波法規　電波法及びこれに基く命令の大要
　真空管　真空管及び真空管回路の理論並びにその取扱方法
　測定及び電波の伝わり方　無線測定機器、測定、電波の伝わり方及び空中線に関する理論並びにその取扱方法

（特殊無線技士の試験）
第七條　特殊無線技士の国家試験は、電波法施行規則第三十二條の区別に従い、それぞれ左の各号に掲げる知識及び技能について行う。
一　レーダー
　レーダーであつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
二　超短波移動無線電話
　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力三〇ワット以下の移動業務の局の無線電話であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
三　超短波多重無線電話
　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する局の多重無線電話の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
四　簡易無線電話
　簡易無線局の無線電話であつて、無線機器型式検定規則による型式検定に合格したもの操作に必要な国内法令の実際上の知識
五　有無線連絡装置
　有無線連絡装置の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
六　中短波固定無線電話
　一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務の局の無線電話であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
七　中短波移動無線電話
　一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の移動業務の局の無線電話であつて外箱の外部の調整部分及び電源の操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
八　中短波固定無線電信
　一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務の局の無線電信の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
九　中短波移動無線電信
　一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の移動業務の局の無線電信の技術操作に必要な国内法令及び技術に関する実際上の知識
十　国際無線電信
(1)　内国電波法規（電波法及びこれに基く命令。但し、海上移動業務及び航空移動業務に関する規定を除く。）
(2)　外国電波法規（国際電気通信條約、国際電気通信條約附属無線通信規則。但し、海上移動業務及び航空移動業務に関する規定を除く。）
(3)　英語筆記（新制高等学校卒業程度）
(4)　電気通信術（一分間和文八十五字及び欧文暗語百字の速度による五分間の送信及び普聽受信）
十一　国内無線電信
(1)　内国電波法規（電波法及びこれに基く命令。但し、海上移動業務及び航空移動業務に関する規定を除く。）
(2)　電気通信術（一分間和文七十五字及び欧文暗語八十字の速度による五分間の送信及び普聽受信）
十二　電波監理委員会が特に指定する無線設備
　電波監理委員会が特に指定する無線設備の操作に必要な実際上の知識又は技能

（試験の一部免除）
第八條　第一級、第二級若しくは第三級無線通信士又は第一級若しくは第二級無線技術士の資格の国家試験については、左の各号によつて試験の一部を免除する。
一　一定の資格（第二級無線技術士を除く。）の国家試験の一次試験の科目のうち合格点を得た科目がある者が、次回に行われる当該資格の国家試験を受ける場合に限り、合格点を得た科目の試験を免除する。但し、次回の試験において、当該一次試験に合格しないときは、更に次回の当該資格の国家試験を受ける場合は、その二回の国家試験において合格点を得た科目があつても、その科目の試験の免除は行わない。
二　一定の資格の国家試験の一次試験に合格した者が、その国家試験の行われた月の始めから一年以内に当該資格の国家試験を受ける場合に限り、一次試験及び合格点を得た二次試験の科目があるときはその科目の試験を免除する。
（他の資格を受験する者に対する試験の免除）
第九條　国家試験に合格して一定の資格を有する無線従事者が、当該試験の行われた月の始めから一年以内に他の資格の国家試験を受ける場合は、別表第一号の区別に従つて科目の試験を免除する。
2　前項の現に有する資格の国家試験において免除せられた科目があつたときは、前項の規定にかかわらず、その科目の試験は免除しない。但し、免除せられた科目が前項に定める他の資格の国家試験の行われる月以前一年以内に行われた国家試験において試験を受けて合格した事由により免除せられたものであるときは、当該科目の試験を免除する。

（試験の施行）
第十條　無線通信士の国家試験の一次試験は、毎年四月、八月及び十二月に、無線技術士及びアマチュア無線技士の一次試験は、毎年二月、六月及び十月に地方電波監理局の所在地において行う。
2　電波監理委員会は、必要と認めるときは、前項の試験の期日及び施行地を変更することがある。
3　前二項の試験の期日及び場所は、その都度告示する。

（無線設備の操作に必要な実際上の知識又は技能）
第十一條　国家試験は、随時行う。この場合において、試験の期日及び場所は、申請者に通知する。

（受験の申請）
第十二條　電波監理委員会は、国家試験に合格した者には、一次試験合格通知書を、試験の科目に合格点を得た者には、科目合格通知書を交付する。
2　一次試験に合格した者に対し、合格証書を交付する。

（免許を更新する者の試験科目免除）
第十三條　法第四十五條第三項の規定による試験の免除は、左の各号によつて行う。
一　申請前一年以上引き続いて当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者については、試験の全部を免除する。
二　免許の有効期間中通算して三年以上別に定める業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者については、試験の全部を免除する。
三　免許の有効期間中通算して二年以上であつて申請前一年以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者については、試験の全部を免除する。
四　免許の有効期間中通算して二年以上、免許の有効期間中通算して一年六箇月以上であつて申請前一年以内に四箇月以上又は申請前一年六箇月以内に一年以上当該免許に係る業務若しくは別に定める業務に従事した者のうち第一級又は第二級無線技術士については、無線機器以外の科目、その他の資格の者については、電波法規以外の科目の試験を免除する。
五　免許の有効期間中通算して一年以上であつて申請前一年以内に四箇月以上当該免許に係る業務又は別に定める業務に従事した者のうち第一級又は第二級無線技術士については、電波法規及び無線機器以外の科目の試験を免除する。
六　電波監理委員会は、前各号に掲げる期間に満たない期間当該免許に係る業務又は別に定める業務に従事した無線従事者について、その経歴及び成績により適当と認めるときは、前各号の免除科目のうち一部の科目の試験を免除することがある。
2　前項の別に定める業務は、告示する。

第十四條　無線従事者が前條第一項の各号に掲げる期間無線設備の操作に従事した場合であつても、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反した場合又は当該期間中その成績が不良である場合は、これらの規定にかかわらず、試験を免除しないことがある。（免許の更新に際して行う試験科目等の通知）

第十五條　電波監理委員会は、第十三條の規定による免除を受けない科目の試験又は前條の規定により試験を行うときは、その申請者に試験の科目、日時及び場所を通知する。
2　免許の更新に際して行う国家試験に合格しなかつた者には、その旨を通知する。

第三章　免許

（免許の申請）
第十六條　免許を受けようとする者は、申請書（別表第三号様式）に、左に掲げる書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。
一　身分証明書（市区町村長の発行したもの。以下同じ。）
二　医師の診断書（精神病者、耳のきこえない者、口のきけない者、目の見えない者又はその他の心身異状者であるかないかについて医師が証明したものをいう。以下同じ。）
三　写真一枚（但し、第十一條の規定により申請書に添附したものと異るものであるときは二枚）

（免許を更新する者の試験科目免除）
第十七條　免許の更新を申請しようとする者は、申請書（別表第四号様式）に、左に掲げる書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。
一　身分証明書
二　医師の診断書
三　経歴証明書（無線設備の操作に関する業務に従事した期間及び勤務成績を無線局の免許人又はこれに準ずる者が証明したものをいう。以下同じ。）
四　写真二枚
五　免許証の写
2　前項の申請は、免許の有効期間満了前三箇月を経過しない期間において行わなければならない。

（免許の附與）
第十八條　電波監理委員会は、前二條の規定により申請があつたときは、左の各号に該当しない者に対し免許を與える。但し、国家試験を必要とする場合は、その試験に合格した者に限る。
一　法第四十二條第一号及び第二号の規定に該当する者
二　精神病者又は耳のきこえない者、口のきけない者、又は目の見えない者
三　その他身心に著しい欠陥があつて無線従事者に適しない者

（免許証の交付）
第十九條　電波監理委員会は免許を與え、又はその更新をしたときは、免許証（別表第五号様式）を交付する。

（免許の更新を行わない場合）
第二十條　第十七條第二項に規定する期間内に免許の更新を申請しないときは、その免許の更新は、行わない。但し、電波監理委員会が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

（免許証を失つた場合の手続）
第二十一條　無線従事者が、免許証を失つたときは、別表第六号様式により十日以内に電波監理委員会に届け出なければならない。但し、船舶に勤務する者がその船舶の航行中に免許証を失つた場合は、その航行において最初に当該船舶が日本国内の港に入港した日から十日以内とする。
2　前項の期間内にその届出ができなかつた者は、その届書に遅れた理由を記載した理由書を添えなければならない。

（免許証の再交付）
第二十二條　無線従事者は、免許証を破り、よごし、失い又は本籍の都道府県名若しくは氏名を変更したためには、申請書（別表第七号様式）に左に掲げる書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。
一　免許証（免許証を失つた場合を除く。）
二　写真二枚
三　戸籍抄本（本籍又は氏名を変更した場合に限る。）
2　前項の申請があつたときは、電波監理委員会は、免許証を再交付する。

（免許証の返納）
第二十三條　無線従事者は、免許証の有効期間が満了し又は免許の取消しの処分を受けたときは、その有効期間が満了し又はその処分を受けた日から十日以内にその免許証を電波監理委員会に返さなければならない。免許証の再交付を受けた後失つた免許証を発見したときも同様とする。
2　無線従事者が死亡し又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失そうの届出義務者は、一箇月以内にその免許証を電波監理委員会に返さなければならない。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。
2　法附則第七項の規定により免許証を受けようとする者は、申請書（別表第八号様式）に、左に掲げる書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。
一　写真二枚
二　無線通信士資格検定合格証書若しくは無線通信士資格証明書又は旧電気通信技術者資格検定合格証書若しくは旧電気通信技術者資格

昭25.11.30.

検定合格証明書の写（旧電気通信技術者資格検定規則によつて旧電気通信技術者の資格を認められた学校の卒業者であるときは、その卒業証明書）

3　法附則第五項の規定により免許を受けたものとみなされた者の有する無線通信士資格検定合格証書又は無線通信士資格証明書は、法附則第七項の規定による申請に基いて免許証の交付を受けるまでこの規則の規定による免許証とみなす。

4　法附則第六項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、法附則第七項の規定による申請に基いて免許証の交付を受けるまで、この規則の規定による免許証の交付を受けたものとみなす。

5　この規則施行の際までに従前の規則の規定により特殊無線技士甲の資格の国家試験に合格した者は、この規則施行の日に第七條第二号から第四号まで、第六号及び第七号の資格の区別の国家試験に合格したものとみなす。

6　前項の規定により国家試験に合格したものとみなされた者は、この規則施行の日から三箇月以内に電波監理委員会の免許を受けなければならない。

7　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

別表第一号（第九條参照）

資格の国家試験を受ける場合	免除科目
第一級、第二級又は第三級無線通信士が第一級無線技術士の国家試験を受ける場合	口頭試問（第三級無線通信士を除く。） 内国電波法規
第一級無線通信士が第二級無線技術士の国家試験を受ける場合	全科目
第一級又は第二級無線通信士が第一級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合	全科目
第二級無線通信士が第一級無線技術士の国家試験を受ける場合	内国電波法規
第二級無線通信士が第一級無線技士の国家試験を受ける場合	電気通信術のうち電話 口頭試問 地理
第三級無線通信士が第一級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合	電気通信術のうち電信
第三級無線通信士が第二級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合	無線実験
電話級無線通信士が第二級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合	無線実験
電話級無線通信士が第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	電気通信術のうち電話 無線実験 口頭試問（第一級無線技術士に限る。） 真空管測定及び電波の伝わり方 無線機器
第一級又は第二級無線技術士が第一級無線通信士の国家試験を受ける場合	内国電波法規
第一級又は第二級無線技術士が第二級又は第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験 口頭試問（第一級無線技術士に限る。） 真空管測定及び電波の伝わり方 無線機器
第一級又は第二級無線技術士が電話級無線通信士又は第一級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合	無線実験（電話級無線通信士の国家試験を受ける場合は、無線電話学）
第一級アマチュア無線技士が第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験
第一級アマチュア無線技士が電話級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験 無線電話学
第二級無線技術士が第一級無線技術士の国家試験を受ける場合	内国電波法規
第一級又は第二級無線技術士が第二級又は第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験 口頭試問（第一級無線技術士に限る。） 真空管測定及び電波の伝わり方 無線機器
第一級又は第二級無線技術士が第二級又は第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験学（電話級無線通信士の国家試験を受ける場合は、無線電話学）
第一級アマチュア無線技士が第三級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験
第一級アマチュア無線技士が電話級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験 無線電話学
第二級アマチュア無線技士が電話級無線通信士の国家試験を受ける場合	無線実験

別表第二号様式（第十一條参照）

収入印紙　無線従事者国家試験申請書

本籍の都道府県名
（ふりがな）
申請者　氏　名
年　月　日生

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

私は、前記資格の試験を受けたいから、無線従事者国家試験及び免許規則第十一條による書類を添えて、申請します。

別表第三号様式（第十六條参照）

無線従事者免許申請書

本籍の都道府県名
（ふりがな）
申請者　氏　名
年　月　日生

資格別　（何）（第（何）級無線通信士等の資格別を記載すること）

合格年月日　年　月　日（第十六條第二項により申請するときは、記載を要しない。）

私は、無線従事者国家試験により前記の通り合格したので免許を受けたいから、無線従事者国家試験及び免許規則第十七條による書類を添えて、申請します。

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

別表第四号様式（第十七條参照）

収入印紙　無線従事者免許更新申請書

本籍の都道府県名
（ふりがな）
申請者　氏　名
年　月　日生

資格別　（何）（第（何）級無線通信士等の資格別を記載すること。）

免許証番号　第　号

免許証有効期間　年　月　日から　年　月　日まで

私は、右の無線従事者免許の更新をしたいから、無線従事者国家試験及び免許規則第十七條による書類を添えて、申請します。

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

別表第五号様式（第十九條参照）

（150 mm）

第　号

（割印）→押出スタンプ

写真

無線従事者免許証

本籍の都道府県名
氏　名
年　月　日生

資格別
有効期間　年　月　日から　年　月　日まで（第何級無線通信士等）

……（折目）……

右の者は無線従事者国家試験及び免許規則により前記資格の免許を與えたものであることを証明する

（この免許証は国際電気通信條約附属無線通信規則に規定する第一級（第二級）無線電信通信士証明書に該当することを証明する（注3））

年　月　日

電波監理委員会㊞

（105mm）　（105mm）

注
1　この免許証は、手帳型とする。
2　この免許証の裏面には、外国語の訳文を附する。
3　無線通信士に限る。但し、第三級無線通信士、電話級無線通信士及び聽守員級無線通信士については、左に掲げる通りとする。
一　第三級無線通信士
この免許証は国際電気通信條約附属無線通信規則に規定する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書並びに海上人命安全條約に規定する聽守員証明書に該当することを証明する
二　電話級無線通信士
この免許証は国際電気通信條約附属無線通信規則に規定する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する
三　聽守員級無線通信士
この免許証は海上人命安全條約に規定する聽守員証明書に該当することを証明する

別表第六号様式（第二十一條参照）

無線従事者免許証亡失届

（ふりがな）
氏　名
資格別（何）
免許証番号
免許証有効期間
亡失日時及び事由
私は、無線従事者免許証を失いましたから、無線従事者国家試験及び免許規則第二十一條の規定により届け出ます。

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

別表第七号様式（第二十二條参照）

収入印紙　無線従事者免許証再交付申請書

本籍の都道府県名
（ふりがな）
申請者　氏　名
年　月　日生

資格別　（何）（第（何）級通信士等の資格別を記載すること。）

免許証番号　第　号

免許証有効期間　年　月　日から　年　月　日まで

私は、左の事由により右の無線従事者免許証の再交付を受けたいから、無線従事者国家試験及び免許規則第二十二條による書類を添えて、申請します。

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

注
1　書換の場合は、その事由に「（何）を（何）に書き換える」と附記すること。
2　失つた場合は、その事由に失つた日時を附記すること。

別表第八号様式（附則第二項参照）

収入印紙　無線従事者免許証交付申請書

本籍の都道府県名
（ふりがな）
申請者　氏　名
年　月　日生

資格別　（何）（第（何）級無線通信士等の資格別を記載すること。）

私は、無線従事者の免許証の交付を受けたいから、無線従事者国家試験及び免許規則附則第二項による書類を添えて、申請します。

年　月　日
住所
氏　名㊞
電波監理委員会委員長殿

◉**電波監理委員会規則第十七号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十一條（通信方法等）、第六十二條（船舶局の運用）、第六十三條（運用しなければならない時間）、第六十四條（沈黙時間）及び第七十條（通信圏入出の通知）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線局運用規則の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線局運用規則の全部を改正する規則

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第七号）の全部を次のように改正する。

無線局運用規則

目次

第一章　総則（第一條、第二條）
第二章　無線設備の機能の維持等（第三條―第九條）
第三章　一般通信方法
第一節　通則（第十條―第十八條）
第二節　無線電信通信の方法（第十九條―第三十九條）
第三章　海上移動業務の局の運用
第一節　通則（第四十條―第五十五條）
第二節　海上移動業務の局の通信方法（第五十六條―第七十條）
第三節　遭難通信、緊急通信及び安全通信（第七十一條―第九十九條）
第一款　通則
第二款　遭難通信
第三款　緊急通信
第四款　安全通信
第四章　漁業通信（第百條―第百六條）
第五節　海上無線測位業務（第百七條―第百二十四條）
第一款　通則
第二款　無線方向探知業務
第三款　無線標識業務
第四章　固定局の運用
第一節　通信方法（第百二十五條―第百二十八條）
第二節　非常通信（第百二十九條―第百三十七條）
第五章　放送局の運用（第百三十八條―第百三十九條）
第六章　特別業務の局等の運用（第百四十條）
附則

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一條　無線局の運用については、別に規定するものの外、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二條　この規則の規定の解釈に関しては、左の定義に従うものとする。

一「一般海岸局」とは、公衆通信業務を取り扱う海岸局をいう。

二「漁業局」とは、漁業用の海岸局及び漁船の船舶局であつて、漁業通信を行うことを目的として開設するものをいう。

三「持続長波帯」とは、九〇kcから一六〇kcまでの周波数帯をいう。

四（中波帯）とは、二八五kcから五三五kcまでの周波数帯をいう。

号外

昭25.11.30.

五　「中短波帯」とは、一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数帯をいう。

六　「短波帯」とは、四、〇〇〇kcから二三、〇〇〇kcまでの周波数帯をいう。

七　「通常通信電波」とは、通報の送信に通常用いる電波をいう。

第二節　無線設備の機能の維持等

（時計）

第三條　法第六十條の時計は、その時刻を毎日一回以上中央標準時又はグリニッジ標準時に照合しておかなければならない。

2　海岸局及び船舶局に備えつけることを要する時計は、秒針のあるものとする。

（周波数の測定）

第四條　法第三十一條の規定により周波数測定装置を備えつけた無線局は、できる限りしばしば自局の発射する電波の周波数（施行規則第十四條第三号に該当する送信設備の使用周波数を測定することとなつている無線局であるときは、それらの周波数を含む。）を測定しなければならない。

2　前項の測定の結果、その偏差が許容値をこえるときは、直ちに調整して許容値内に保たなければならない。

3　第一項の無線局は、その周波数測定装置を常時法第三十一條に規定する確度を保つように較正しておかなければならない。

（補助装置の機能試験）

第五條　法第三十五條第一項の補助装置については、その船舶の航行中毎日一回以上、なるべく擬似空中線回路を用いて、直ちに全能力で使用できる状態にあるかどうかを確かめ、且つ、毎月一回以上この装置によつて通信連絡を行い（予備空中線のあるものは、その空中線を使用する。）その有効通達距離を確かめておかなければならない。

（警急自動受信機の機能試験）

第六條　警急自動受信機によつて聴守する船舶局は、左の各号の事項を行わなければならない。

一　その船舶の航行中、毎日一回警急自動受信機の機能を確かめること。

二　警急自動受信機によつて聴守しようとするときは、これを空中線に接続してその機能を試験し、動作できる状態にあるかどうかを確かめること。

（救命艇の無線電信の機能試験）

第七條　法第三十六條の救命艇の無線電信については、その船舶の航行中一週間に一回以上、なるべく擬似空中線回路を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

（機能試験の通知）

第八條　前三條の事項については、そのたびごとに船舶の責任者に通知しなければならない。

（非常局の無線設備の機能試験）

第九條　非常局は、一週間に一回以上通信連絡を行い、その設備の機能を確かめておかなければならない。但し、電波監理委員会においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第二章　一般通信方法

第一節　通則

（無線電信の原則）

第十條　必要のない無線通信を行つてはならない。

2　無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

3　無線通信を行うときは、自局の呼出符号、呼出名称又は標識符号を附して、その出所を明らかにしなければならない。

（B電波使用の禁止）

第十一條　B電波は、法第三十五條の補助装置及び法第三十六條の無線電信によつて遭難通信を行う場合、第五條及び第七條の機能試験を行う場合並びに電波監理委員会が行う検査の場合を除く外、使用してはならない。

（モールス符号の使用）

第十二條　無線電信による通信（無線電信通信という。以下同じ。）には、別表第一号に掲げるモールス符号を用いなければならない。但し、特殊の方式による通信については、この限りでない。

（業務用略符号）

第十三條　無線電信通信には、別表第二号に定める略語又は符号（略符号という。以下同じ。）を使用するもの とし、略符号と同意義の他の語辞を使用してはならない。

2　固定業務においては、前項の規定にかかわらず別表第二号の略符号を使用することができる。

（無線電話用語）

第十四條　無線電話による通信（無線電話通信という。以下同じ。）には、別表第四号に定める用語を使用するものとし、この用語と同意義の他の語辞を使用してはならない。

2　前項の通信には、別表第五号の通話表を使用することができる。

（発信速度）

第十五條　無線電信通信の手送による送信速度の標準は、一分間について左の通りとする。

和文	八十五字
欧文暗語	二十語
欧文普通語	二十五語

2　前項の送信速度は、空間の状態及び受信者の技倆その他相手局の受信状態に応じて調節しなければならない。

3　遭難通信、緊急通信又は安全通信の送信速度は、第一項の規定にかかわらず原則として、一分間について和文七十字、欧文十六語をこえてはならない。

（アマチュア局の通報）

第十六條　アマチュア局の送信する通報は、他人の依頼によるものであつてはならない。

（書間及び夜間を区別する時間）

第十七條　周波数の使用に関し書間及び夜間を区別する時間は、告示する。

（無線電話通信に対する準用）

第十八條　無線電話通信の方法については、特に規定があるもの又は特に指定するものを除く外、この規則の無線電信通信の方法に関する規定を準用する。

第二節　無線電信通信の方法

（発射前の措置）

第十九條　無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数と認める周波数によつて聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。但し、法第五十二條第一号から第四号までの通信を行う場合及び海上移動業務以外の通信を行うときであつて、周波数の割当及び電波の伝わり方等よりして他の通信に混信を与えないことが確実である場合は、この限りでない。

2　前項の場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出をしてはならない。

3　前二項の規定は、第五十九條第一項及び第六十條第一項の通信を行う場合に適用する。

（呼出）

第二十條　呼出は、順次送信する左に掲げる事項（呼出事項という。以下同じ。）によつて行うものとする。但し、固定業務及び短波帯を使用する移動業務において、連絡の認定が困難であつて必要と認めるときは、呼出符号は、八回まで送信することができる。

一　相手局の呼出符号　三回以下

二　DE

三　自局の呼出符号　三回以下

（応答のないときの呼出）

第二十一條　海上移動業務においては、前條による呼出を行つても相手局の応答がないときは、二分間以上の間隔をおいて更に二回呼出を行い、なお応答がないときは、十五分以上経過した後でなければ再び呼出を行つてはならない。但し、他の通信に混信を与える虞がないと認める場合は、この限りでない。

2　海上移動業務以外の業務においても、できる限り前項の規定に準じて呼出を行うものとする。

（呼出の中止）

第二十二條　無線局は、自局の呼出が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出を中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

2　前項の通知をする無線局は、分で表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

（応答）

第二十三條　呼出に対する応答は、順次送信する左に掲げる事項（応答事項という。以下同じ。）によつて行うものとする。

一　相手局の呼出符号　一回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　一回

2　応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「K」を送信するものとする。但し、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「K」の代りに「AS」及び分で表わす概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が十分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

3　前二項の場合において、受信上特に必要があるときは、自局の呼出符号の次に「QSA」及び強度を表わす数字又は「QRK」及び明瞭度を表わす数字を送信するものとする。

（通報の有無の通知）

第二十四條　呼出又は応答に際して相手局に通信すべき通報の有無を知らせる必要があるときは、呼出事項又は応答事項の次に「QTC」又は「QRU」を送信するものとする。

2　前項の場合において、送信すべき通報の通数を知らせようとするときは、その通数を表わす数字を「QTC」の次に送信するものとする。

（通報の連続送信）

第二十五條　通報を連続して送信しようとするときは、相手局の同意を求めなければならない。この場合は、「QSG?」を送信して行うものとする。

2　前項の連続送信に同意するときは、「QSG（必要と認めるときは、一連続として受信しようとする通報の通数を示す数字を附する。）」を、拒絶するときは「QSN」を送信するものとする。

（不確実な呼出に対する応答）

第二十六條　無線局は、自局に対する呼出であることが確実でない呼出を受信したときは、その呼出が反覆され、且つ、自局に対する呼出であることが確実に判明するまで応答してはならない。

2　自局に対する呼出を受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「相手局の呼出符号」の代りに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

（電波の変更）

第二十七條　混信の防止その他の事情によつて通常通信電波以外の電波を用いようとするときは、呼出又は応答の際に呼出事項又は応答事項の次に左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　QSX

二　K（直ちに通報を受信しようとする場合に限る。）

2　前項の場合において、相手局の用いようとする電波の周波数（又は型式）によつては受信ができないか又は困難であるときは、「QSX」の代りに「QSU」を、その電波の周波数又は型式）の代りに他の受信できる電波の周波数（又は型式及び周波数）を送信し、相手局の同意を得た後「K」を送信するものとする。

（通報の送信）

第二十八條　呼出に対し応答を受けたときは、相手局が「AS」を送信した場合及び呼出に使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

2　通報の送信方法は、左の通りとする。

一　相手局の呼出符号　一回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　一回

四　通報

五　自局の呼出符号　一回

六　K

3　通報は、和文の場合は「ヲタ」、欧文の場合は「AR」をもつて終るものとする。

4　送信すべき通報が簡単なときは、第二項第五号の自局の呼出符号の送信を省略することができる。

5　固定業務において交互に通報を送信する場合（最初の送信を除く。）は、第二項第一号から第三号までの事項に代え「HR」を送信することができる。

（長時間の送信）

第三十條　無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、三十分ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。

（誤送の訂正）

第三十一條　送信中において誤つた送信をしたことを知つたときは、左に掲げる略符号を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。

一　手送による和文の送信の場合は、ヲタ

二　自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。以下同じ。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、HH

（通報の反覆）

第三十二條　相手局に対し通報の反覆を求めようとするときは、「RPT」の次に反覆する箇所を示すものとする。

第三十三條　送信した通報を反覆して送信するときは、一字宛くは一語ごとに反覆する場合又は略符号を反覆する場合を除いて、その通報の各通ごと又は一連続ごとに「RPT」を前置するものとする。

（通信中の周波数の変更）

第三十四條　通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

一　QSU又はQSW若しくはQSY　一回

二　変更によつて使用しようとする周波数（又は型式及び周波数）　一回

三　？（QSWを送信したときに限る。）　一回

第三十五條　前條の要求に応じようとするときは、「R」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「QSW」及び前條第一号の事項を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は型式）を変更しなければならない。

（送信の終了）

第三十六條　送信を終了し他に送信すべき通報がないときは、送信した通報に続いて左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　NIL　一回

二　自局の呼出符号　一回

三　K　一回

（受信証）

第三十七條　通報を確実に受信したときは、左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　相手局の呼出符号　一回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　一回

四　R　一回

五　最後に受信した通報の通過番号（通過番号を使用しない場合においては、通数を示す数字）　一回

（通信の終了）

第三十八條　通信が終了したときは、「VA」及び自局の呼出符号各一回を送信するものとする。

（試験電波の発射）

第三十九條　無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に一分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続は十秒間をこえてはならない。

一　EX　三回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　三回

2　前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

第三章　海上移動業務の局の運用

第一節　通則

（入港中の船舶の船舶局の運用）

第四十條　法第六十二條第一項但書の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合を左の通り定める。

一　無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であつて、急を要する通報を海岸局に送信する場合

二　電波監理委員会が空中線電力、電波の型式及び周波数並びに通信の相手方及び通信事項を指定してその運用を認めた場合

三　電波監理委員会が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合

（第二種局の運用義務時間）

第四十一條　法第六十三條第一項の第二種局の運用義務時間の時間割は、別表第六号に定める。

2　法第六十三條第一項但書の場合は、その船舶が臨時に航行区域を変更した場合その他前項の時間割の時間運用することが著しく不適当な場合であつて、電波監理委員会が法第

「AS」及び分で表わす概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が十分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

3　前二項の場合において、受信上特に必要があるときは、自局の呼出符号の次に「QSA」及び強度を表わす数字又は「QRK」及び明瞭度を表わす数字を送信するものとする。

（通報の有無の通知）

第二十四條　呼出又は応答に際して相手局に通信すべき通報の有無を知らせる必要があるときは、呼出事項又は応答事項の次に「QTC」又は「QRU」を送信するものとする。

2　前項の場合において、送信すべき通報の通数を知らせようとするときは、その通数を表わす数字を「QTC」の次に送信するものとする。

（通報の連続送信）

第二十五條　通報を連続して送信しようとするときは、相手局の同意を求めなければならない。この場合は、「QSG?」を送信して行うものとする。

2　前項の連続送信に同意するときは、「QSG（必要と認めるときは、一連続として受信しようとする通報の通数を示す数字を附する。）」を、拒絶するときは「QSN」を送信するものとする。

（不確実な呼出に対する応答）

第二十六條　無線局は、自局に対する呼出であることが確実でない呼出を受信したときは、その呼出が反覆され、且つ、自局に対する呼出であることが確実に判明するまで応答してはならない。

2　自局に対する呼出を受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「相手局の呼出符号」の代りに「QRZ?」を使用して、直ちに応答しなければならない。

（電波の変更）

第二十七條　混信の防止その他の事情によつて通常通信電波以外の電波を用いようとするときは、呼出又は応答の際に呼出事項又は応答事項の次に左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　QSX

二　K（直ちに通報を受信しようとする場合に限る。）

2　前項の場合において、相手局の用いようとする電波の周波数（又は型式）によつては受信ができないか又は困難であるときは、「QSX」の代りに「QSU」を、その電波の周波数又は型式）の代りに他の受信できる電波の周波数（又は型式及び周波数）を送信し、相手局の同意を得た後「K」を送信するものとする。

（通報の送信）

第二十八條　呼出に対し応答を受けたときは、相手局が「AS」を送信した場合及び呼出に使用した電波以外の電波に変更する場合を除き、直ちに通報の送信を開始するものとする。

2　通報の送信方法は、左の通りとする。

一　相手局の呼出符号　一回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　一回

四　通報

五　自局の呼出符号　一回

六　K

3　通報は、和文の場合は「ヲタ」、欧文の場合は「AR」をもつて終るものとする。

4　送信すべき通報が簡単なときは、第二項第五号の自局の呼出符号の送信を省略することができる。

5　固定業務において交互に通報を送信する場合（最初の送信を除く。）は、第二項第一号から第三号までの事項に代え「HR」を送信することができる。

（長時間の送信）

第三十條　無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、三十分ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。

（誤送の訂正）

第三十一條　送信中において誤つた送信をしたことを知つたときは、左に掲げる略符号を前置して正しく送信した適当の語字から更に送信しなければならない。

一　手送による和文の送信の場合は、ヲタ

二　自動機（自動的にモールス符号を送信又は受信するものをいう。以下同じ。）による送信及び手送による欧文の送信の場合は、HH

（通報の反覆）

第三十二條　相手局に対し通報の反覆を求めようとするときは、「RPT」の次に反覆する箇所を示すものとする。

第三十三條　送信した通報を反覆して送信するときは、一字宛くは一語ごとに反覆する場合又は略符号を反覆する場合を除いて、その通報の各通ごと又は一連続ごとに「RPT」を前置するものとする。

（通信中の周波数の変更）

第三十四條　通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

一　QSU又はQSW若しくはQSY　一回

二　変更によつて使用しようとする周波数（又は型式及び周波数）　一回

三　？（QSWを送信したときに限る。）　一回

第三十五條　前條の要求に応じようとするときは、「R」を送信し（通信状態等により必要と認めるときは、「QSW」及び前條第一号の事項を続いて送信する。）、直ちに周波数（又は型式）を変更しなければならない。

（送信の終了）

第三十六條　送信を終了し他に送信すべき通報がないときは、送信した通報に続いて左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　NIL　一回

二　自局の呼出符号　一回

三　K　一回

（受信証）

第三十七條　通報を確実に受信したときは、左に掲げる事項を順次送信するものとする。

一　相手局の呼出符号　一回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　一回

四　R　一回

五　最後に受信した通報の通過番号（通過番号を使用しない場合においては、通数を示す数字）　一回

（通信の終了）

第三十八條　通信が終了したときは、「VA」及び自局の呼出符号各一回を送信するものとする。

（試験電波の発射）

第三十九條　無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に一分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続は十秒間をこえてはならない。

一　EX　三回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　三回

2　前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

第三章　海上移動業務の局の運用

第一節　通則

（入港中の船舶の船舶局の運用）

第四十條　法第六十二條第一項但書の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合を左の通り定める。

一　無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であつて、急を要する通報を海岸局に送信する場合

二　電波監理委員会が空中線電力、電波の型式及び周波数並びに通信の相手方及び通信事項を指定してその運用を認めた場合

三　電波監理委員会が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合

（第二種局の運用義務時間）

第四十一條　法第六十三條第一項の第二種局の運用義務時間の時間割は、別表第六号に定める。

2　法第六十三條第一項但書の場合は、その船舶が臨時に航行区域を変更した場合その他前項の時間割の時間運用することが著しく不適当な場合であつて、電波監理委員会が法第

号外

昭25.11.30.

六十三條第二項の時間をこえない範囲で運用義務時間を指定した場合とする。

（船舶局の開局の制限）

第四十二條　常時運用しない船舶局は、左に掲げる通信の終了前に開局してはならない。

一　法第五十二條第一号から第四号までの通信（これらの通信が遠方で行われている場合等であつて自局に関係がないと認めるものを除く。）

二　通信可能の範囲内にある海岸局及び船舶局から受信し又はこれに送信するすべての通報の送受のための通信（空間の状態その他の事情によつてその通信を維続することができない場合のものを除く。）

2　前項の船舶局は、その船舶の入港及び出港後それぞれ三時間以上開局し、他の無線局との連絡設定を容易にしなければならない。

（運用義務時間のない船舶局の聴守）

第四十三條　運用義務時間のない船舶局は、その船舶の航行中毎日なるべく左に掲げる聴守を行い、他の無線局との連絡設定を容易にしなければならない。

一　船舶無線電信局であるときは、A二電波五００kcによる中央標準時の午前九時及び午後五時からそれぞれ三十分間の聴守

二　船舶無線電話局であるときは、A三電波一、六五０kcによる中央標準時の午前九時及び午後五時からそれぞれ十五分間の聴守

（持続長波帯の聴守）

第四十四條　持続長波帯で運用する一般海岸局及び船舶無線電信局は、運用している時間中の左に掲げる時間には、一四三kcによる聴守を行つて、その通信の連絡設定を容易にしなければならない。

一　一般海岸局であるときは、別表第七号に定める時間

二　船舶無線電信局であるときは、他の周波数で通信中である場合を除く外、中央標準時による毎時の三十五分過ぎから五分間

（常時運用しない海岸局）

第四十五條　法第六十三條第三項但書の海岸局は、左の各号の一に該当するものであつて、電波監理委員会がその運用の時期及び限定した運用義務時間を指定した海岸局とする。

一　公衆通信業務を取り扱わない海岸局

二　無線電話のみの海岸局

三　閉局中は隣接海岸局によつてその業務が代行されることとなつている海岸局

四　季節的に運用する海岸局

2　前項の海岸局には、第四十二條第一項の規定を準用する。

3　第一項の海岸局の名称及び運用義務時間並びにその業務を代行する海岸局の名称は、告示する。

（海岸局の通信圏）

第四十六條　法第七十條第二項の通信圏は、告示する。

（一般海岸局相互間の通信）

第四十七條　一般海岸局は、急を要すると認める船舶あての通報その他船舶に関する通報を他の一般海岸局に送信することができる。この場合の一般海岸局相互間の通信は、これらの海岸局が船舶局との通信に使用する電波によつて行うものとする。

（海岸局に対する通知等）

第四十八條　船舶無線電信局は、左に掲げる場合には、自局の所在する第四十六條の通信圏の海岸局にその旨を通知しなければならない。

一　通信圏に入つたとき又は通信圏を去ろうとするとき。

二　入港によつて閉局しようとするとき又は出港によつて開局したとき。

一、八二０kc、一、九０五kc、二、六五０kc及び二、七八五kcの電波を発射しては、ならない。

（聴守義務）

第五十四條　前條の周波数を二以上指定されている無線局は、法第六十五條第二項の規定による聴守を行うときは、それらの周波数のうち最も適当と認める周波数のみによつて聴守することができる。

（通信の優先順位）

第五十五條　海上移動業務における通信の優先順位は、左の通りとする。

一　遭難通信

二　緊急通信

三　安全通信

四　無線測位に関する通信

五　航空機の航空及び安全運航に関する通信

六　船舶の航海、運航及び必需品に関する通信並びに国の気象業務の機関にあてる気象観測通報

七　その他の通信

2　海上移動業務において取り扱う非常通信は、緊急の度に応じ、緊急通信に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

第二節　海上移動業務の局の通信方法

（周波数等の使用区別）

第五十六條　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、特に指定する場合を除く外、別表第八号によるものとする。

第五十七條　海上移動業務においては、呼出、応答又は通報の送信は、前條の区別によるものであつて左に掲げる電波によつて行わなければならない。但し、法第五十二條第一号から第四号までの通信については、この限りでない。

一　呼出には、相手局の聴守する電波

二　応答には、呼出に使用された周波数の電波。但し、左の場合は、その電波による。

（五００kcの電波の使用制限）

第五十八條　五００kcの電波の使用は、左に掲げる場合に限る。

一　遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合

二　呼出事項、応答事項及び準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合

三　五００kcの電波を発射しなければ、無線設備の機器の試験又は調整ができない場合

2　前項第二号及び第三号の場合において五００kcの電波の使用は、できる限り短時間とし、且つ、五分以上にわたつてはならない。

（各局あて同報）

第五十九條　通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときは、第二十九條第二項の規定にかかわらず左に

掲げる送信方法によるものとする。

一　CQ　三回
　DE　一回
二　自局の呼出符号　三回以下
三　通報の種類　一回
四　通報　二回以下
五　通報

2　前項第五号の事項を呼出に使用した電波以外の電波に変更して送信する場合には、第六十三條第二項第二号の規定を準用する。

3　第十五條第三項の規定は、第一項の通報の送信速度に適用する。

（特定局あて同報）

第六十條　通信可能の範囲内にある二以上の特定の無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときは、第二十九條第二項の規定にかかわらず左に掲げる送信方法によるものとする。

一　CP　三回
　それぞれ一回以下
二　相手局の呼出符号又は識別符号（特定の無線局を一括して表示する符号をいう。以下同じ。）　二回以下
三　DE　一回
四　自局の呼出符号　三回以下
五　通報　一回

2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項第二号の識別符号は、告示する。

（入出圏通知の方法）

第六十一條　船舶局は、海岸局に対してその通信圏への入出の通知をしようとするときは、「ＴＲ」を前置し左に掲げる事項を送信して行うものとする。

一　通信圏に入つたとき
　(1)　出港によつて通信圏に入つたとき
　(一)　ＱＴＯ
　(二)　出港地名
　(三)　次の入港地名
　(四)　入港又は出圏の予定日時（必要があると認める場合に限る。）
　(2)　出港による以外の場合であつて、通信圏に入つたとき
　(一)(一)　出港地名
　(二)(一)　次の入港地名
　(三)(二)　入港又は出圏の予定日時（必要があると認める場合に限る。）
　(四)　位置（附近の地名又は経度及び緯度等によつて簡単に表わすこと。）
二　通信圏を去ろうとするとき
　(1)　入港によつて通信圏を去ろうとするとき
　(一)　ＱＴＰ
　(二)　入港地名
　(2)　入港による以外の場合であつて、通信圏を去ろうとするときアト何（入圏しようとする海岸局の呼出符号等）

（通信順序の決定）

第六十二條　一般海岸局は、前條の通知に基いて、自局の通信圏内にある船舶局との通信の順序を決定しなければならない。

2　前項の通信順序は、左に掲げる順序を標準として決定しなければならない。但し、法第五十二條第一号から第四号までの通信については、この限りでない。

一　入港時の切迫している船舶局との通信

二　自局の通信圏を去ろうとしている船舶局との通信

三　通信上比較的近距離にある船舶局との通信

四　通信上比較的遠距離にある船舶局との通信

（海岸局の一括呼出）

第六十三條　一般海岸局は、別表第九号に掲げる時刻及び電波により通報の送信を必要とするすべての船舶局を一括して呼び出さなければならない。

2　前項の一括呼出は、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一　持続長波帯、中短波帯又は短波帯の周波数を使用する場合

(1)　ＱＴＣ
(2)　各船舶局の呼出符号（アルファベット順による。）　それぞれ一回
(3)　ＤＥ　一回
(4)　自局の呼出符号　三回以下

二　中波帯の周波数を使用する場合　A二電波五００kcにより

(1)　ＣＱ　三回
(2)　ＤＥ　一回
(3)　自局の呼出符号　三回以下
(4)　ＱＳＷ　一回
(5)　一括呼出に使用する周波数　一回

（適当に自局の呼出符号をその間に送信するものとする。）

(6)　ＶＶＶ　数回
(7)　ＱＴＣ　二回
(8)　各船舶局の呼出符号（アルファベット順による。）　それぞれ二回
(9)　ＤＥ　一回
(10)　自局の呼出符号　三回以下

3　一般海岸局は、第一項の時刻において送信すべき通報がないときは、同項の電波（中波帯においては、A二電波五００kc）により、左に掲げる事項を順次送信してその旨を各船舶局に通知しなければならない。

一　ＣＱ　三回
　ＤＥ　一回
二　自局の呼出符号　三回以下
三　自局の呼出符号　一回
四　ＱＲＵ　二回以下
五　ＶＡ　一回

（一括呼出に対する応答等）

第六十四條　前條の呼出を受けた船舶局は、直ちに呼び出された順序で応答しなければならない。但し、応答しない船舶局があるときは、順次繰り上げるものとする。

2　前項以外の船舶局であつて、前條の海岸局と通信を必要とする船舶局は、前項の応答が終了した後、その海岸局に対し呼出事項及び「ＱＲＹ？」を送信して自局の通信順位を問い合せることができる。

（順序通信）

第六十五條　一般海岸局が前條の規定による応答又は問合を受信したときは、各船舶局との通信順位を決定し、左の事項を順次送信して各船舶局にその通信順位を通知しなければならない。海岸局がほとんど同時に多数の船舶局から呼出を受けたときも同様とする。

一　ＱＲＹ　二回
二　各船舶局の呼出符号　通信順序に従いそれぞれ一回
三　ＤＥ　一回
四　自局の呼出符号　二回

2　前項の規定による通知を受けた船舶局は、その海岸局から順次呼び出されるまで聴守しなければならない。

3　第一項の海岸局は、通知した順序に従い、直ちに各船舶局との通信を開始するものとする。

4　第六十二條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

（順序通信の終了又は中止の通知）

第六十六條　一般海岸局は、前條の順序通信を終了したときは、第六十三條第三項の送信方法により、その旨を各船舶局に通知しなければならない。

2　一般海岸局は、前條の順序通信を一時中止しようとするときは、前項の規定に準じてその旨を関係の船舶局に通知しなければならない。但し、「ＱＲＵ」の代りに「ＱＲＸ」（必要なときは、概略の待つべき時間を附する。）を送信するものとする。

（医事通信）

第六十七條　船舶局は、医師の乗り組んでいる船舶の船舶局（外国の船舶局を除く。）を呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信して行うものとする。

一　ＭＤＣ　三回
二　ＤＥ　一回
三　自局呼出符号　三回以下
四　Ｋ　一回

2　第二十三條の規定は、前項の呼出に対する応答に準用する。

3　医事通報を送信しようとするときは、「ＭＤＣ」を前置して行うものとする。

（船名による呼出）

第六十八條　海岸局は、呼出符号が不明な船舶局を呼び出す必要があるときは、呼出符号の代りにその船名を送信することができる。

（連絡維持の方法）

第六十九條　第百二十六條の規定は、海岸局において短波帯を使用する場合に準用する。

（通過番号）

第七十條　船舶局は、海岸局に通報を送信するときは、特に必要がないと認める場合を除く外、海岸局別に、毎日更新する通過番号を附するものとする。

号外

昭25.11.30.

第三節　遭難通信、緊急通信及び安全通信

第一款　通則

（遭難通信等の発信）

第七十一條　船舶局が遭難呼出及び遭難通報又は緊急呼出をしようとするときは、その船舶の船舶責任者の命令によらなければならない。

（他船の遭難通報の発信）

第七十二條　他の船舶が遭難していることを知つた船舶局は、左の場合に限り、遭難通報を発信することができる。

一　遭難している船舶の船舶局（遭難船舶局という。以下同じ。）が自ら遭難通報を送信することができないとき。

二　遭難船舶の救助に介入した船舶の責任者が救助につき更に遭難通報を発信する必要があると認めたとき。

（航空機等に対する準用）

第七十三條　この章の規定は、航空機その他の運輸機に関する遭難通信、緊急通信及び安全通信に準用する。

第二款　遭難通信

（使用電波）

第七十四條　遭難通信は、A二若しくはB電波五〇〇kc又はA三電波一、六二〇kc若しくは一、六五〇kcにより行うものとし、これらの電波を使用することができないときは、その通常使用する周波数帯の呼出電波により行うものとする。

2　漁業局の行う遭難通信は、前項の規定による外、第百一條の規定による通信系別の電波によつても行うものとする。

3　前二項の電波によることができないか又は不適当であるときは、他の如何なる型式及び周波数の電波によつても行うことができる。

（電波発射の抑制）

第七十五條　法第六十六條第二項の「遭難信号を受信したとき」には、警急信号を受信したときを含むものとする。

（遭難呼出）

第七十六條　遭難呼出は、左の事項を順次送信して行うものとする。

一　SOS	三回
二　DE	一回
三　自局の呼出符号	三回

2　船舶無線電信局は、五〇〇kcの電波で遭難呼出をするときは、特に必要がないと認める場合又はそのいとまのない場合を除く外、その遭難呼出の前に、警急信号を送信しなければならない。この警急信号は、事情が許すときは、遭難呼出との間に二分間の間隔を置くものとする。

3　遭難呼出は、特定の無線局にあてではならない。

第七十七條　船舶無線電話局は、遭難呼出を送話しようとするときは、なるべくその遭難呼出の前に、「・・・――――・・・」の信号を汽笛又はその他の方法により送信しなければならない。

（遭難通報）

第七十八條　遭難呼出を行つた船舶局は、できる限りすみやかにその遭難呼出に続いて、左の事項（遭難通報という。以下同じ。）を順次送信しなければならない。

一　遭難呼出	
二　遭難した船舶の名称	
三　遭難した船舶の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項	

2　前項第三号の位置は、原則として経度及び緯度をもつて表わすものとする。但し、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によつて表わすことができる。

（他船の遭難通報の再送信）

第七十九條　遭難通報を受信した無線局は、遭難船舶局の位置の測定ができない場合であつて、且つ、その遭難通報に対し、他のいずれの無線局も応答しないときは、その無線局の責任者が必要と認めるときに限り、受信した遭難通報を原文の通りに更に送信することができる。この場合においては、遭難通報の後に、「DE」及び三回送信する自局の呼出符号を附するものとする。

（遭難信号の前置）

第八十條　遭難呼出及び遭難通報以外の遭難通信における呼出及び通報の送信についても、「SOS」を前置しなければならない。

（遭難通報の反復）

第八十一條　遭難通報は、次條の応答があるまで、必要な間隔を置いて反覆して送信しなければならない。

（遭難通報に対する応答）

第八十二條　遭難呼出を認めた無線局は、直ちにその遭難呼出に続く遭難通報を受信した上、遭難している船舶が自局の附近にあることが明らかであるときは、左の事項を順次送信して応答しなければならない。

一　遭難船舶局の呼出符号	三回
二　DE	一回
三　自局の呼出符号	三回
四　R	一回
五　SOS	一回

2　前項の規定により応答した船舶局は、その船舶の責任者の指示を受け、できる限りすみやかに、左の事項を順次送信しなければならない。

一　自局の名称	
二　自局の位置（位置の表示については、第七十八條第二項の規定による。）	
三　遭難している船舶に向つて進航する速度	
四　その他救助に必要な事項	

3　前二項の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶の救助について自局の船舶よりも一層便利な位置にある他の船舶局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

（遭難通信の宰領）

第八十三條　遭難通信の宰領は、遭難船舶局、第七十二條の船舶局又はこれらの船舶局から遭難通信の宰領を依頼された無線局が行うものとする。

（遭難通報を受信した無線局のとるべき処置）

第八十四條　遭難通報を受信した海岸局は、海上保安庁その他の救助機関に通報するため、直ちに必要な処置をとらなければならない。

2　遭難通報を受信した船舶局は、直ちにその船舶の責任者にその通報を通知しなければならない。

（通信停止の要求）

第八十五條　遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は第五十九條第一項第一号から第三号までの事項（各局あて呼出事項という。以下同じ。）の次に「QRT」及び「SOS」を送信して行うものとする。

2　遭難している船舶の附近にある海岸局又は船舶局は、必要と認めるときは、他の無線局に対し通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は各局あて呼出事項の次に「QRT」、「DISTRESS」の語及び自局の呼出符号を送信して行うものとする。

3　「QRT」の使用は、原則として前各項の場合に限る。

（遭難船舶の位置の測定）

第八十六條　遭難船舶局は、無線方位測定装置を有する無線局に対し自局の位置を測定させるため、遭難通報に引き続いて各約十秒間の二線及び自局の呼出符号を送信することができる。この二線及び呼出符号の送信は、必要があると認めるときは、間隔を置いて反覆するものとする。

第八十七條　無線方向探知局又は無線方位測定装置を有する船舶局は、前條の発信を認めたときは、直ちに方位を測定し、その結果を船舶の責任者（船舶局に限る。）及び救助について最も便利な位置にある他の無線局に通知（船舶局であるときは、自局の位置を附する。）しなければならない。

（電波の継続発射）

第八十八條　遭難船舶局は、その船体を放棄しようとするときは、事情の許す限り、その送信設備を継続して電波を発射する状態に置かなければならない。

（一般通信の再開）

第八十九條　遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは、遭難通信の行われた電波により、左の事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一　SOS	一回
二　CQ	三回
三　DE	一回
四　自局の呼出符号	一回
五　遭難通信の終了時刻、遭難した船舶の名称、遭難船舶局の呼出符号	一回
六　QUM	一回
七　VA	一回

（遭難通信に対する協力）

第九十條　遭難通報を受信したすべての無線局は、この節に規定するものの外、応答、傍受その他遭難通信のため最善の措置をしなければならない。

（緊急呼出等）

第九十一條　緊急呼出は、呼出事項の前に「XXX」を三回送信して行うものとする。

2　船舶局の行う緊急通信は、原則として特定の無線局に対して行うものとする。

3　緊急通報には、医事通報を除く外、原則として普通語を使用しなければならない。

4　海岸局における緊急通報の送信は、国又は地方公共団体等責任ある機関の要求による場合又はそれらの承認を得た場合に限り行うことができる。但し、船舶から受信した緊急通報に関して緊急通報を送信する場合は、この限りでない。

（各局あて緊急呼出）

第九十二條　緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を呼び出そうとするときは、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一　XXX	
二　CQ	三回
三　DE	三回以下
四　自局の呼出符号	一回
五　K	三回以下一回

2　前項の場合において、その緊急通報が医事通報であるときは、前項の「CQ」に代えて「MDC」を送信するものとする。

3　通信可能の範囲内にある各無線局に対し同時に緊急通報を送信しようとするときは、第五十九條第一項の事項の前に、「XXX」を三回送信して行うものとする。

（緊急信号を受信した場合の措置）

第九十三條　海岸局又は船舶局は、「XXX」を受信したときは、遭難通信を行う場合を除く外、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。この場合において、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

2　前項の緊急通信が自局に対して行われたものでないときは、海岸局又は船舶局は、前項の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数により通信を行うことができる。

3　海岸局又は船舶局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

（緊急通信の取消）

第九十四條　第九十二條第三項の緊急通報であつて、受信した無線局がその通報によつて措置を必要とするものを送信した無線局は、その措置の必要がなくなつたときは、直ちにその旨を関係の無線局に通知しなければならない。

2　第五十九條の規定は、前項の場合に準用する。

第四款　安全通信

（使用周波数）

第九十五條　安全通信は、A二電波五〇〇kcにより行うものとし、五〇〇kcの電波を使用することができない無線局は、その通常使用する周波数帯の呼出電波を使用するものとする。

2　前項の規定によることができない場合においては、指定を受けた周波数のうち、なるべく多数の船舶局が受信できると認められる周波数の電波を使用しなければならない。

（安全通信の送信方法）

第九十六條　安全通信は、第二十九條第二項の規定にかかわらずその通報を入手した直後（沈黙時間中であるときは、その沈黙時間の最後の二十秒以内から、及び次の沈黙時間の最後の二十秒以内から、左の事項を順次送信して行うものとする。

一　TTT	三回
二　DE	一回
三　自局の呼出符号	三回
四　通報の種類	一回
五　通報	二回

2　前項第五号の通報には、通報の出所及び日時を附さなければならない。

3　第一項の通報及びその種類の例は、別表第十号に掲げる。

（安全通信の再送信等）

第九十七條　海岸局は、船舶局が送信する安全通信の通報（安全通報という。以下同じ。）を受信した場合であつて、必要があると認めるときは、自局の通信圏にある船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。

2　海岸局は、運用義務時間のない船舶局に対して、中央標準時による午前九時十八分及び午後五時十八分（それぞれの二十秒前までさかのぼることができる。）から前項の安全通報を更に送信しなければならない。但し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第九十八條　安全通信を送信した船舶局は、前條第一項の規定により海岸局がその安全通報を更に送信したことを認めたときは、その後の送信は省略しなければならない。

第九十九條　船舶局において「TTT」を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除く外、これに混信を與える一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信し、必要に応じてその要旨を船舶の責任者に通知しなければならない。

第四節　漁業通信

（定義）

第百條　この節の規定の解釈については、左の定義に従うものとする。

一　「漁業通信」とは、漁業用の海岸局と漁船の船舶局との間及び漁船の船舶局相互間の漁業に関する通信であつて別表第十一号に掲げるものをいう。

二　「かつお、まぐろ通信系」とは、遠洋かつお、まぐろ漁業及び太平洋岸方面のさんま、さば漁業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用の海岸局によつて構成される通信系をいう。

三　「トロール機船底びき通信系」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二條第二項の以西トロール漁業及び以西機船底びき網漁業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用海岸局によつて構成される通信系をいう。

四　「近海捕鯨通信系」とは、近海で捕鯨業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用の海岸局によつて構成される通信系をいう。

五　「北海道漁業通信系」とは、北海道を根拠地として漁業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用の海岸局によつて構成される通信系をいう。

六　「日本海漁業通信系」とは、日本海で漁業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用の海岸局（第四号から前号までの通信系に属するものを除く。）によつて構成される通信系をいう。

七　「沿岸漁業通信系」とは、沿岸の漁業に従事する漁船の船舶局及びこれらを相手とする漁業用の海岸局（第三号から前号までの通信系に属するものを除く。）によつて構成される通信系をいう。

（漁業局の聴守義務）

第百一條　漁業局は、第五十四條の規定にかかわらず、左の区別による周波数で聴守しなければならない。

一　かつお、まぐろ通信系　一、五七〇kc（一、五七〇kcの周波数の指定を受けていないものは、一、九〇五kc）

二　トロール機船底びき通信系　一、五八〇kc

三　近海捕鯨通信系　一、八二〇kc

四　北海道漁業通信系及び日本海漁業通信系　一、六一〇kc（一、六一〇kcの周波数の指定を受けていないものは、二、六五〇kc）

五　沿岸漁業通信系　二、七八五kc

（漁業局の通信時間）

第百二條　漁業局が漁業通信及び漁業通信以外の通信を行う時間の時間割は、告示する。

2　漁業局は、第四十二條第一項第二号の規定にかかわらず、その通信が終了しない場合であつても前項の時間割による自局の通信時間をこえて通信してはならない。

（当番局）

第百三條　同一の通信系に属する出漁船の漁業局相互間の漁業通信は、それらの漁業局のうちからあらかじめ選定された漁業局（当番局という。）がある場合は、その指示に従つて行われなければならない。

（漁船に対する周知事項の通信）

第百四條　漁業局及び国の無線局は、魚群の発見等に関し周知を要する緊急な通報を各漁船の船舶局に対して同時に送信しようとするときは、漁業局の聴守する電波により、第二沈黙時間の直後に、第五十九條第一項の送信方法によつて行うものとする。

第百五條　漁業用の海岸局は、海況又は漁況等に関し周知を要する通報を自局の属する通信系の漁船の船舶局に対して同時に送信しようとするときは、第百二條第一項の時間割に従い第五十九條第一項の送信方法によつて行うものとする。

第百六條　前二條の規定による通報に使用する略符号は、告示する。

号外

昭25.11.30.

第五節　海上無線測位業務

第一款　通則

（使用電波の型式及び周波数）

第百七條　無線方向探知業務及び無線標識業務においては、原則として左の表の上欄に掲げる区別に従い、同表の下欄に掲げる電波を使用するものとする。但し、遭難通信又は緊急通信に関するものについては、この限りでない。

区別	使用する電波
船舶局において無線方向探知局に対する呼出又は方位測定の請求に使用する電波	A二電波三七五kc（この電波を使用することができないときは、A二電波五〇〇kc）
船舶局において、方位測定に供する符号の送信に使用する電波（測定電波という。以下同じ。）及びその他の送信に使用する電波	A二電波三七五kc（この電波を使用することができないときは、五〇〇kc以外の電波）
無線方向探知局において船舶からの呼出又は方位測定の請求に対する応答に使用する電波	当該船舶局が呼出に使用した電波
無線方向探知局において方位測定の結果の通知その他の通信に使用する電波（方位通知電波という。以下同じ。）	A二電波三七五kc
船舶局において無線標識局又は海岸局に対する呼出又は標識符号の送信の請求に使用する電波	無線標識局に対しては、A二電波三七五kc（この電波を使用することができないときは、A二電波五〇〇kc） 海岸局に対しては、当該海岸局の聴守電波
無線標識局又は海岸局において呼出又は標識符号の送信の請求に対する応答に使用する電波	無線標識局においては、A一又はA二電波二八五kcから三一五kcまでの周波数帯内の指定された電波（五〇〇kcの呼出に対する応答には五〇〇kc） 海岸局においては、通常通信電波
無線標識局又は海岸局において標識符号の送信その他の通信に使用する電波	無線標識局においては、A一又はA二電波二八五kcから三一五kcまでの周波数帯内の指定された電波 海岸局においては、通常通信電波

（告示事項）

第百八條　無線方向探知局に関する左に掲げる事項は、告示する。

一　名称

二　呼出符号

三　位置（受信空中線の地理的位置を経度及び緯度をもつて表わす。）

四　聴守電波の型式及び周波数

五　測定電波の型式及び周波数

六　方位通知電波の型式及び周波数

七　通常方位を測定することができる海上の区域を方位及び距離をもつて表わすものをいう。以下同じ。）

八　聴守を行う時間その他必要と認める事項

（方位測定区域）

第百九條　無線標識局及び無線標識業務を取り扱う海岸局に関する左に掲げる事項は、告示する。

区別	使用する電波
航空機局において無線方向探知局に対する呼出又は方位測定の請求に使用する電波	当該無線方向探知局の聴守電波
航空機局の測定電波	A一又はA二電波三三三kc
無線方向探知局の方位通知電波	当該無線方向探知局に指定された電波
航空機局において無線標識局又は航空局に対する呼出又は標識符号の送信の請求に使用する電波	当該無線標識局又は航空局の聴守電波
無線標識局又は航空局において呼出又は標識符号の送信の請求に対する応答に使用する電波	無線標識局においては、A一又はA二電波三三三kcから三六五kcまでの周波数帯内の指定された電波 航空局においては、通常通信電波
無線標識局において標識符号の送信に使用する電波	A一又はA二電波一九四kcから三六五kcまでの周波数帯内の指定された電波

第二款　無線方向探知業務

（船舶局の方位測定請求の方法）

第百十一條　船舶無線電信局は、無線方向探知局に対し方位測定を請求しようとするときは、その無線方向探知局の通常方位測定区域に入つた後、その無線方向探知局に対する呼出事項に引き続き「QTE?」又は「QTF?」を送信しなければならない。但し、無線方向探知局が船舶無線電信局であるときは、「QTE?」又は「QTF?」の次に「QTH?」を送信するものとする。

2　前項の場合において、船舶無線電信局は、その無線方向探知局の測定電波以外の電波により方位測定に供する符号を送信しようとするときは、前項の略符号の次にその使用電波の周波数（又は型式及び周波数）を

（測定電波の発射の方法）

第百十二條　船舶無線電信局は、無線方向探知局に対し方位測定に供する符号を送信しようとするときは、測定電波により、各約十秒間の二線の次に自局の呼出符号を送信するものとする。送信の回数を指示されたときは、その回数反覆して送信しなければならない。

（測定の結果の通知）

第百十三條　副無線方向探知局は、方位を測定したときは、その結果を直ちに主無線方向探知局に通知しなければならない。

第百十四條　無線方向探知局は、方位測定の結果を船舶無線電信局に通知しようとするときは、左に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

一　「GTE」又は「GTF」

二　「ooo」から「三五九」までの三位の数字で表わす真方位又は緯度及び経度をもつて表わす地理的位置

三　方位又は位置の等級

(1)　方位の場合

(一)　A級（方位の測定が二度以内に正確であると認められるとき）は、A

(二)　B級（方位の測定が五度以内に正確であると認められるとき）は、B

(三)　C級（方位の測定が十度以内に正確であると認められるとき）は、C

(四)　測定した方位が疑わしいときは、DO

(2)　位置の場合

(一)　A級（位置の測定が五海里以内に正確であると認められるとき）は、A

(二)　B級（位置の測定が二十海里以内に正確であると認められるとき）は、B

(三)　C級（位置の測定が五十海里以内に正確であると認められるとき）は、C

(四)　測定した位置が疑わしいときは、DO

四　「ooo」から「二四ooo」までの四位の数字で表わす方位又は位置の測定時刻

五　無線方向探知局が船舶無線電信局であるときは、「QTH」を前置した経度及び緯度をもつて表わす自局の位置

第百十五條　主無線方向探知局は、自局若しくは副無線方向探知局におけるそれぞれの方位測定の結果又はこれらの測定を取りまとめた結果を船舶無線電信局に通知しようとするときは、前條の方法による外、同條第二号の事項の前に、これを測定した無線方向探知局の呼出符号を送信しなければならない。

（主及び副無線方向探知局間の連絡）

第百十六條　主無線方向探知局と副無線方向探知局との間の連絡は、有線通信を利用できない場合に限り、無線通信によることができる。

第三款　無線標識業務

（標識符号の請求）

第百十七條　無線方位測定装置を有する船舶無線電信局は、標識符号の送信を請求しようとするときは、無線標識局の通信圏に入つた後、これらの無線局に対し、その呼出事項及び「QTG（標識符号の送信回数を示す数字を附する。）?」を送信して行うものとする。

第百十八條　第百十六條の規定は、前條の請求により標識符号を送信する場合に準用する。

（濃霧等における標識符号の送信）

第百十九條　無線標識局は、濃霧等に際して、その附近にある船舶無線電信局に対し継続して標識符号を送信しようとするときは、一分間の間隔を置いて第百十六條の送信を反覆するものとする。

（衝突の予防）

第百二十條　船舶無線電信局は、濃霧等に際して衝突を予防するため、その附近の船舶無線電信局に対し自己の所在を知らせようとするときは、附近の船舶無線電信局において方位を測定するため必要な最少限度の電力によつて「QTH」、自己の呼出符号、位置、針路、速力その他必要と認める事項を送信することができる。

2　前項の場合において必要があると認めるときは、前項の送信事項に引続き「QTG」、各約十秒間の二線及び自己の呼出符号を送信することができる。

第四章　固定局の運用

第一節　通信方法

（自動機通信における呼出）

第百二十五條　自動機による通信における呼出事項の送信は、相手局が容易に聴取することができる速度によつて行うものとする。

2　前項の送信は、応答を受けるまで繰り返すことができる。

（自動機通信における連絡維持の方法）

第百二十六條　自動機による通信において連絡を維持するため必要があるときは、左の事項を繰り返し送信することができる。

一　V又はE　適宜の回数

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　三回以下

2　前項の場合においては、自局の呼出符号に引き続き必要と認める略符号を送信することができる。

（一括呼出の応答順位）

第百二十七條　免許状に記載された通信の相手方である無線局を一括して呼び出そうとするときは、左の事項を順次送信するものとする。

一　CQ　三回

二　DE　一回

三　自局の呼出符号　三回以下

四　K　一回

2　前項の一括呼出に対する各無線局の応答順位は、関係の免許人においてあらかじめ定めておかなければならない。

3　第一項の呼出を受けた無線局は、前項の順序に従つて応答しなければならない。

（特定局あて同報）

第百二十八條　第六十條第一項の規定は、固定局が特定の無線局に対して同時に通報を送信する場合に準用する。

2　二以上の周波数を使用して同一事項を同時に送信するときは、それらの周波数ごとに指定された自局の呼出符号は、斜線をもつて区別しなければならない。

第二節　非常通信

（送信順位）

第百二十九條　非常通信における通報の送信の優先順位は、原則として左の通りとする。同順位の内容のものであるときは、受付順又は受信順に従つて送信しなければならない。

一　人命の救助に関する通報

二　天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）

三　秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報

四　遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）

五　電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報

六　鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報

七　非常災害地の救援に関し、左の機関相互間に発受する緊急な通報

中央災害救助対策協議会長及び同事務局長

地方災害救助対策協議会長及び同事務局長

都道府県災害救助対策協議会長及び同事務局長

八　電力設備の修理復旧に関する通報

九　その他の通報

2　通信の内容により前項の送信順位を決定することが困難な場合又は特に前項の送信順位によることが不適当である場合は、免許人において緊急の度に応じた順位に従つて送信することができる。

（非常通信に使用する周波数）

第百三十條　A一電波四、二〇〇kcは、連絡を設定する場合に使用するものとし、連絡設定後の通信は、通常使用する電波によるものとする。但し、通常使用する電波によつて通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

（非常通信を表示する符号）

第百三十一條　非常通信において連絡を設定するための呼出又は応答は、呼出事項又は応答事項に「OSO」三回を前置して行うものとする。

（「OSO」を受信した場合の措置）

第百三十二條　「OSO」を前置して呼出を受信した無線局は、応答する場合を除く外、これに混信を與える虞のある電波の発射を停止して傍受しなければならない。

（一括呼出等）

第百三十三條　非常通信において各局あて一括呼出又は特定局あて同時送信を行う場合は、「CQ」又は「CP」の前に「OSO」を送信することができる。

（非常用電波の聴守）

第百三十四條　非常の事態が発生したことを知つたその附近の無線電信局は、なるべく毎時の零分過ぎ及び三十分過ぎから各十分間A一電波四、二〇〇kcによつて聴守しなければならない。

号外

P. 30

昭25.11.30.

（通報の送信方法）

第百三十五條　非常通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「EXZ」）を前置して行うものとする。

（取扱の停止）

第百三十六條　非常通信の取扱を開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、すみやかにその取扱を停止しなければならない。

（この節の規定の準用）

第百三十七條　この節の規定は、海上移動業務の局の行う非常通信及び法第七十四條の通信に準用する。但し、法第七十四條の通信については、前條の規定を除いたものとする。

第五章　放送局の運用

（呼出符号等の放送）

第百三十八條　放送局は、放送の開始及び終了に際しては、自局の呼出符号及び呼出名称（国際放送を行う放送局は、周波数及び送信方向をあわせて）を放送しなければならない。

2　放送局は、放送している時間中は、三十分ごとを標準として自局の呼出符号又は呼出名称（国際放送を行う放送局は、周波数及び送信方向をあわせて）を放送しなければならない。但し、放送の効果を妨げる虞がある場合は、この限りでない。

3　前項の場合において放送局は、国際放送を行う場合を除く外、あらかじめ電波監理委員会に申し出て指定を受けた識別の方法をもつて自局の呼出符号又は呼出名称に代えることができる。

（試験電波の発射）

第百三十九條　放送局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によつて聴守し、他の無線局の通信に混信を與えないことを確かめた後でなければその電波を発射してはならない。

2　放送局は、前項の電波を発射したときは、その電波の発射の直後及びその発射中十分ごとを標準として、試験電波である旨及び「こちらは（外国語を使用する場合は、これに相当する語）」を前置した自局の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならない。

3　前項の場合においては、第十四條第一項の規定にかかわらずレコード又は低周波発振器による音声出力によつてその電波を変調することができる。

第六章　特別業務の局等の運用

（特別業務の局等の運用）

第百四十條　特別業務の局（時報、気象通報及び航行警報等の業務の局）及び標準周波数局の運用に関する左の事項は、告示する。

一　電波の発射又は通報の送信を行う時刻

二　電波の発射又は通報の送信の方法

三　その他当該業務について必要と認める事項

附　則

この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

別表第一号（第十二條参照）

1　和文通信に使用するもの

一文字

ヤ ク オ ノ キ ウ ム ラ ナ ネ ツ ソ レ タ ヨ カ ワ ヲ ル ヌ リ チ ト ヘ ホ ニ ハ ロ イ

二数字

ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー

マ ケ フ コ エ テ ア サ キ ユ メ シ ミ ヒ モ セ ス ン

〝　濁点
○　半濁点

一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇

三記号

, 小読点
: 重点
? 間符
' 略符
— 連続線又は横線
( ) 括弧
／斜線
一 一字下線
二 二重線
帯分数（整数と真分数との間）並びに数字と文字との集合（数字の集合と文字の集合との間）の区別

2　欧文通信に使用するもの

一文字

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

二数字

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

三記号

— 長音
、区切点
」段落
（ ）括弧

・終点

3　和文通信及び欧文通信に使用する数字の略体

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

注　符号の線及び間隔

1　一線の長さは、三点に等しい。

2　一符号を作る各線又は点の間隔は、一点に等しい。

3　二符号の間隔は、三点に等しい。

4　二語の間隔は、七点に等しい。

別表第二号（第十三條参照）

1　Q略語

一　アルファベット順の略語表

略語	問	答又は通知
QRA	貴局名は、何ですか。	当局名は、、、、、です。
QRB	貴局は、当局からおよそいくらの距離にありますか。	貴局と当局との間の距離は、およそ、、、海里（又はキロメートル）です。
QRC	何私企業（又は主管庁）が貴局の料金計算を精算しますか。	当局の料金計算は、、、、、私企業（又は主管庁）が精算します。
QRD	貴方は、どこへ行き、どこから来ましたか。	当方は、、、、、へ行き、、、、、から来ました。
QRE	何時に貴方は、、、、、（場所）に到着の見込みですか。	当方は、、、、、（場所）に、、、、時に到着の見込みです。
QRF	貴方は、、、、、（場所）へ戻りますか。	当方は、、、、、（場所）へ戻ります。

号外

昭25.11.30.

QRG	当方の正確な周波数（又は、、、、、の正確な周波数）を示してくれませんか。	又は、、、、、（場所）へ戻られたい。 貴方の正確な周波数（又は、、、の正確な周波数）は、、、、、、ke（又はMc）です。
QRH	当方の周波数は、変化しますか。	貴方の周波数は、変化します。
QRI	当方の発射の音調は、どうですか。	貴方の発射の音調は、、、、、、。 1 良いです。 2 変化します。 3 悪いです。
QRK	当方の符号（又は、、、の符号）の明りよう度は、どうですか。	貴方の符号（又は、、、、、の符号）の明りよう度は、、、、、、語） 1 読めません。 2 時時読めます。 3 読めますが困難です。 4 読めます。 5 完全に読めます。
QRL	貴方は、通信中ですか。	当方は、通信中です。（又は当方は、、、と通信中です。）妨害しないで下さい。
QRM	貴方は、混信を受けていますか。	当方は、混信を受けています。
QRN	貴方は、空電に妨げられますか。	当方は、空電に妨げられます。
QRO	当方は、電力を増加しましょうか。	電力を増加して下さい。
QRP	当方は、電力を減少しましょうか。	電力を減少して下さい。
QRQ	当方は、もっと速く送信しましょうか。	もっと速く送信して下さい。（一分時について、、、、語）
QRR	貴方は、自動機使用の用意ができましたか。	当方は、自動機使用の用意ができました。一分時について、、、、、語の速度で速信して下さい。
QRS	当方は、もっとおそく送信しましょうか。	もっとおそく送信して下さい。（一分時について、、、、語）
QRT	当方は、中止しましょうか。	当方は、貴方に送信するものがありません。
QRU	貴方は、当方に送信するものがありますか。	当方は、用意ができました。
QRV	貴方は、用意ができましたか。	当方が、、、、、に、貴方が、、、、ke（又はMc）で彼を喚呼していることを通知して下さい。
QRW	当方は、、、、、、に、貴方が、、、、ke（又はMc）で彼を喚呼していることを通知しましょうか。	当方は、、、、、、時に（、、、、、、ke（又はMc）で）再び貴方を喚呼します。
QRX	貴方は、何時に再び当方を喚呼しますか。	
QRY	当方の順位は、何番ですか（通信連絡に関して）。	貴方の順位は、、、、、番です（又は他の指示による）（通信連絡に関して）。
QRZ	誰が当方を喚呼していますか。	貴方は、、、、、から（、、、、、ke（又はMc）で）喚呼されています。
QSA	当方の符号（又は、、、、、の符号）の強度はどうですか。	貴方の符号（又は、、、、、の符号）の強度は、、、、、、 1 ほとんど感じません。 2 弱いです。 3 かなり良いです。 4 良いです。 5 甚だ良いです。
QSB	当方の符号には、フェーデイングがありますか。	貴方の符号には、フェーデイングがあります。
QSC	貴方は、貨物船ですか。	当方は、貨物船です。
QSD	当方の電鍵操作は、不正確ですか。	貴方は、電鍵操作は、不正確です。
QSG	当方は、電報を一度に、、、、、通送信しましょうか。	電報は、一度に、、、、、通送信して下さい。
QSI		当方は、貴方の送信を中断することができませんでした。
QSJ	、、、、、あての一語の徴収料金は、貴方の国内電信料を合わせていくらですか。	又は 貴方は、、、、、、（呼出符号）に、当方が〔、、、、、ke（又はMc）の〕彼の送信を中断することができなかつたことを通知して下さい。
QSK	貴方は、貴方の信号の間に、当方を聴くことができますか。	、、、、、あての一語の徴収料金は、当方の国内電信料を合わせて、、、、、フランです。
QSL	貴方は、受信証を送ることができますか。	当方は、当方の信号の間に、貴方を聴くことができます。
QSM	当方は、貴方に送信した最後の電報（又は以前の電報）を反覆しましょうか。	当方は、受信証を送ります。
QSN	貴方は、当方〔又は、、、、、（呼出符号）〕を、、、、、ke（又はMc）で聴きましたか。	貴方が当方に送信した最後の電報（又は第、、、、、号電報）を反覆して下さい。
QSO	貴方は、、、、、と直接又は中継で通信することができますか。	当方は、貴方〔又は、、、、、（呼出符号）〕を、、、、、ke（又はMc）で聴きました。 当方は、、、、、と直接（又は、、、、の中継で）通信することができます。

QSP	貴方は、無料で、、、、、へ中断してくれませんか。	当方は、無料で、、、、、へ中継します。
QSQ	貴方には、医師〔又は、、、、、（人名）〕がいますか。	当方には、医師〔又は、、、、、（人名）〕がいます。
QSU	当方は、この周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信又は応答しましょうか。	その周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信又は応答して下さい。
QSV	当方は、この周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）でVの連続を送信しましょうか。	その周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）でVの連続を送信して下さい。
QSW	貴方は、この周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信してくれませんか。	当方は、この周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）で（種別、、、、、発射で）送信しましょう。
QSX	貴方は、、、、、、（呼出符号）を、、、、、ke（又はMc）で聴取してくれませんか。	当方は、、、、、、（呼出符号）を、、、、、ke（又はMc）で聴取しています。
QSY	当方は、他の周波数に変更して送信しましょうか。	その周波数〔又は、、、、、ke（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信しましょう。
QSZ	当方は、各語又は各集合を数回送信しましょうか。	当方は、各語又は各集合を二回（又は、、、、回）送信して下さい。
QTA	当方は、第、、、、、号電報を送信しなかつたものとして取り消しましょうか。	第、、、、、号電報を送信しなかつたものとして取り消して下さい。
QTB	貴方は、当方の語数計算に同意しますか。	当方は、貴方の語数計算に同意しません。当方は、各語又は各集合の最初の文字又は数字を反覆します。
QTC	貴方には、送信する電報が何通ありますか。	当方には、貴方への（又は、、、、、への）電報が、、、、、通あります。
QTE	貴方からの当方の真方位は、何度ですか。 又は 、、、、、（呼出符号）からの当方の真方位は、何度ですか。 又は 、、、、、（呼出符号）からの、、、、、、（呼出符号）の真方位は、何度ですか。	当方からの貴方の真方位は、、、、、（度）、、、、、（時）です。 又は 、、、、、（呼出符号）からの貴方の真方位は、、、、、（度）、、、、、（時）でした。 又は 当分は、着水（又は着陸）することです。
QTF	貴局の操縦する無線方向探知局が測定した当局の位置を示してくれませんか。	貴局は、国際通信書によつて当局と通信することができますか。
QTG	貴方は、一線各十秒間の二線に続く貴方の呼出符号を（、、、回反覆して）〔、、、、、ke（又はMc）で〕送信してくれませんか。 又は 貴方は、、、、、に対して、一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を（、、、回反覆して）、、、、、ke（又はMc）で送信することを請求してくれませんか。	当方は、一線各十秒間の二線に続く当方の呼出符号を（、、、、、回反覆して）〔、、、、、ke（又はMc）で〕送信しましょう。 又は 当方は、、、、、に対して、一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を（、、、回反覆して）、、、、、ke（又はMc）で送信することを請求しました。
QTH	貴方の真針路は、何度ですか。 貴方の速力は、いくらですか（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を請求する）。	当方の真針路は、、、、、度です。 当方の速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を指示する）。
QTK	貴航空機の地表面に対する速力は、いくらですか。	当航空機の地表面に対する速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です。
QTL	貴方の真針路（無風における真針路）は、何度ですか。	当方の真針路は、、、、、度です。
QTN	貴方は、何時に、、、、、（場所）を出発しましたか。	当方は、、、、、（場所）を、、、、時に出発しました。
QTO	貴方は、岸壁（又は港）を離れましたか。 又は 貴方は、離陸しましたか。	当方は、岸壁（又は港）を離れました。 又は 当方は、離陸しました。
QTP	貴方は、岸壁（又は港）に着くところですか。 又は 貴方は、着水（又は着陸）することですか。	当方は、岸壁（又は港）に着くところです。 又は 当分は、着水（又は着陸）することです。
QTQ	貴局は、国際通信書によつて当局と通信することができますか。	当局は、国際通信書によつて貴局と通信しましょう。
QTR	正確な時刻は、何時ですか。	正確な時刻は、、、、、です。
QTS	貴方の周波数を測定するために、今（又は、、、、、、、、時）から、、、、分間〔、、、、、、、ke（又はMc）で〕貴方の呼出符号を送信してくれまし	当方の周波数を測定するために、今（又は、、、、、時）から、、、、、分間〔、、、、、ke（又はMc）で〕当方の呼出符号を送信しましょう。

号外

昭25.11.30.

Q T U	貴局の執務時間は、何ですか。
Q T V	当方は、周波数、、、、、kc（又はMc）で（、、、、時から、、、、、時まで）貴方に代つて聴守しましようか。
Q T X	貴方は、更に通知するまで（又は、、、時まで）当方との通信のために執務してくれませんか。
Q U A	貴方は、、、、、（呼出符号）の消息を知つていますか。
Q U B	貴方は、、、、、（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項をこの順序で当方に通知できますか。
Q U C	貴方が当方（又は、、、、、（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、何ですか。
Q U D	貴方は、、、、、（移動局の呼出符号）が送信した緊急信号を受信しましたか。
Q U F	貴方は、、、、、（移動局の呼出符号）が送信した遭難信号を受信しましたか。
Q U G	貴方は、不時着水（又は着陸）しますか。
Q U H	海面の現在の気圧を当方に示してくれませんか。
Q U I	貴方の航行燈は、ついていますか。
Q U J	貴方は、当方が貴方（又は、、、、、）に向うために無風において従うべき真針路を示してくれませんか。
Q U K	貴方は、、、、、（場所又は経緯度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。
Q U L	貴方は、、、、、（場所又は経緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。
Q U M	遭難通信は、終了しましたか。
Q U N	当方のすぐ附近〔又は緯度、、、、、経度、、、、、（若しくは、、、、、）の附近〕にある船舶は、その位置、真針路及び速力を示してくれませんか。
Q U O	当方は、、、、、を、1 航空機 2 船舶 3 救命艇、救命いかだ又は救命浮機を緯度、、、、、経度、、、、、の附近（又は他の指示による）で捜査しましようか。
Q U P	貴方の所在を、、、、、で示してくれませんか。1 探照燈 2 黒煙 3 のろし
Q U Q	貴方の着水（又は着陸）を容易にするために、当方は、当方の探照燈をなるべく点滅して雲に約垂直に向け、次に貴航空機が見え、又は聞こえたときに、風上の方の水上（又は地上）に向けましようか。
Q U R	生存者は、、、、、、1 救命具を受け取りましたか。2 救助船に収容されましたか。3 地上の救助隊に救われましたか。
Q U S	貴方は、生存者又は難破船を認めましたか。どの位置で認めましたか。
Q U T	遭難の位置は、表示されていますか。
Q U U	当方は、船舶又は航空機を当方の位置へ導きましようか。

二　問、答又は通知の種類別略語表

略語	問	答又は通知
Q R A	貴局の名は、何ですか。	当局の名は、、、、、です。
Q R D	貴方は、どこへ行き、どこから来ましたか。	当方は、、、、、へ行き、、、、、から来ました。
Q R B	貴局は、当局からおよそいくらの距離にありますか。	貴局と当局との間の距離は、およそ、、、、海里（又はキロメートル）です。
Q T H	緯度及び経度で示す（又は他の指示による）貴方の位置は、何度ですか。	当方の位置は、緯度、、、、、経度、、、、、（又は他の指示による）です。
Q T N	貴方は、何時に、、、、、（場所）を出発しましたか。	当方は、、、、、時に出発しました。
Q R I	当方の発射の音調は、どうですか。	貴方の発射の音調は、、、、、、1 良いです。2 変化します。3 悪いです。
Q R K	当方の符号（又は、、、、、の符号）の明りよう度は、どうですか。	貴方の符号（又は、、、、、の符号）の明りよう度は、、、、、、5 4 3 2 1 読めません。時時読めます。読めますが困難です。読めません。完全に読めます。

Q R O	当方は、電力を増加しましようか。	電力を増加して下さい。
Q R P	当方は、電力を減少しましようか。	電力を減少して下さい。
Q S A	当方の符号（又は、、、、、の符号）の強度は、どうですか。	貴方の符号（又は、、、、、の符号）の強度は、1 ほとんど感じません。2 弱いです。3 かなり良いです。4 良いです。5 甚だ良いです。
Q S B	当方の符号には、フェーデイングがありますか。	貴方の符号には、フェーデイングがあります。
	電鍵の操作	
Q R Q	当方は、もつと速く送信しましようか。	もつと速く送信して下さい（一分間に、、、、語）。
Q R R	貴方は、自動機使用の用意ができましたか。	当方は、自動機使用の用意ができました。一分間について、、、、、語の速度で送信して下さい。
Q R S	当方は、もつと遅く送信しましようか。	もつと遅く送信して下さい（一分間について、、、、、語）。
Q S D	当方の電鍵操作は、不正確ですか。	貴方の電鍵操作は、不正確です。
	混信	
Q R M	貴方は、混信を受けていますか。	当方は、混信を受けています。
Q R N	貴方は、空電に妨げられますか。	当方は、空電に妨げられます。
	周波数の調整	
Q R G	当方の正確な周波数（又は、、、、、の正確な周波数）を示してくれませんか。	貴方の正確な周波数（又は、、、、、、kc（又はMc）です。
Q R H	当方の周波数は、変化しますか。	貴方の周波数は、変化します。
Q T S	貴方の周波数を測定するために、今（又は、、、、、時）から、、、、、分間「、、、、、kc（又はMc）で」貴方の呼出符号を送信してくれませんか。	当方の周波数を測定するために、今（又は、、、、、時）から、、、、、分間（、、、、、kc（又はMc）で）当方の呼出符号を送信しましよう。
	周波数及び発射種別の選択	
Q S N	貴方は、当方（又は、、、、、（呼出符号）を、、、、、kc（又はMc）で聴きましたか。	当方は、貴方（又は、、、、、（呼出符号）を、、、、、kc（又はMc）で聴きました。

号外

昭25.11.30.

QSU	当方は、この周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）発信又は応答しましょうか。	その周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）発信又は応答して下さい。
QSV	当方は、この周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）でVの連続を送信しましょうか。	その周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）でVの連続を送信して下さい。
QSW	貴方は、その周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信してくれませんか。	当方は、この周波数（又は、、、、、Kc（若しくはMc）で（種別、、、、、の発射で）送信しましょう。
QSX	貴方は、、、、、（呼出符号）を、、、kc（又はMc）で聴取してくれませんか。	当方は、、、、、（呼出符号）を、、、kc（又はMc）で聴取しています。
	周波数の変更	
QSY	当方は、他の周波数に変更して送信しましょうか。	他の周波数（又は、、、、、kc（若しくはMc）に変更して送信して下さい。
	通信連絡の設定	
QRL	貴方は、通信中ですか。	当方は、通信中です（又は当方は、、、、と通信中です。妨害しないで下さい。
QRV	貴方は、用意ができましたか。	当方は、用意ができました。
QRX	貴方は、何時に再び当方を喚呼しますか。	当方は、、、、、、時に（、、、、、kc（又は、、、、、Mc）で再び貴方を喚呼します。
QRY	当方の順位は、何番ですか（通信連絡に関して）。	貴方の順位は、、、、、番です。（又は他の表示による）（通信連絡に関して）。
QRZ	誰が当方を喚呼していますか。	貴方は、、、、、から（、、、、、kc（又はMc）で）、喚呼されています。
QSC	貴女は、貨物船ですか。	当方は、貨物船です。
QTQ	貴局は、国際通信書によって当局と通信することができますか。	当局は、国際通信書によって貴局と通信しましょう。
	時間	
QTR	正確な時刻は、何時ですか。	正確な時刻は、、、、、です。
QTU	貴局の執務時間は、何ですか。	当局は、、、、、時から、、、、、時まで執務します。
	料金	
QRC	何私企業（又は主管庁）が貴局の料金計算を精算しますか。	当局の料金計算は、、、、、私企業（又は、、、、、主管庁）が精算します。
QSJ	、、、、、あての一語の徴収料金は、貴方の国内電信料を合わせていくらですか。	、、、、、あての一語の徴収料金は、当方の国内電信料を合わせて、、、、、フランです。
	仲介	
QRW	当方は、、、、、に貴方が、、、、、kc（又はMc）で彼を喚呼していることを通知しましょうか。	、、、、、に当方が、、、、、kc（又はMc）で彼を喚呼していることを通知して下さい。
QSO	貴方は、、、、、と直接又は中継で通信することができますか。	当方は、、、、、と直接（又は、、、、、の中継で）通信することができます。
QSP	貴方は、無料で、、、、、へ中継してくれませんか。	当方は、無料で、、、、、へ中継します。
QSQ	貴方には、医師（又は、、、、、（人名））がいますか。	当方には、医師（又は、、、、、（人名））がいます。
QUA	貴方は、、、、、（呼出符号）の消息を知っていますか。	当方が、貴方（又は、、、、、（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、何ですか。
QUC	貴方が、当方（又は、、、、、（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、何ですか。	当方が、貴方（又は、、、、、（呼出符号））から受信した最後の電報の番号（又は他の指示）は、、、、、です。
	通信の交換	
QRU	貴方は、当方に送信するものがありますか。	当方は、貴方に送信するものはありません。
QSG	当局は、電報を一度に、、、、、送信しましょうか。	電報は、一度に、、、、、通送信して下さい。
QSI		当方は、貴方の送信を中断することができませんでした。
		又は
QSK		貴方は、、、、、（呼出符号）に当方が（、、、、、kc（又はMc）の）彼の送信を中断することができなかったことを通知して下さい。
QSL	貴方は、受信証を送ることができますか。	当方は、当方の信号の間に貴方を聴くことができます。
QSM	当方は、貴方に送信した最後の電報（又は以前の電報）を反覆しましょうか。	当方は、受信証を送ります。
		貴方が当方に送信した最後の電報（又は第、、、、、号電報）を反覆して下さい。

QSZ	当方は、各語又は各集合を数回送信しましょうか。	各語又は名集合を二回（又は、、、、、回）送信して下さい。
QTA	当方は、第、、、、、号電報を送信しなかつたものとして取り消しましょうか。	第、、、、、号電報を送信しなかつたものとして取り消して下さい。
QTB	貴方は、当方の語数計算に同意しますか。	当方は、貴方の語数計算に同意しません。当方は、各語又は各集合の最初の文字又は数字を反覆します。
QTC	貴方には、送信する電報が何通ありますか。	当方には、貴方への（又は、、、、、への）電報が、、、、、通あります。
QTV	当方は、周波数、、、、、kc（又はMc）で（、、、、、時から、、、、、時まで）貴方に代つて聴守しましょうか。	周波数、、、、、時から、、、、、時まで）当方に代つて聴守して下さい。
QTX	貴局は、更に通知するまで（又は、、、、、時まで）当局との通信のために執務してくれませんか。	当局は、更に通知があるまで（又は、、、、、時まで）貴局との通信のために執務します。
	動静	
QRE	何時に、貴方は、、、、、（場所）に到着の見込みですか。	当方は、、、、、（場所）に、、、、、時に到着の見込みです。
QRF	貴方は、、、、、（場所）へ戻りますか。	当方は、、、、、（場所）へ戻ります。
		又は
QTI	貴方の真針路は、何度ですか。	、、、、、（場所）へ戻られたい。
QTJ	貴方の速力は、いくらですか（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を請求する）。	当方の真針路は、、、、、度です。
QRF	貴方は、、、、、（場所）へ戻りますか。	当方の速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を指示する）。
QTK	貴航空機の地表面に対する速力は、いくらですか。	当航空機の地表面に対する速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です。
QTL	貴方の真針路（無風における真針路）は、何度ですか。	当方の真針路は、、、、、度です。
QTN	貴方は、何時に、、、、、（場所）を出発しましたか。	当方は、、、、、（場所）を、、、時に出発しました。
QTO	貴方は、岸壁（又は港）を離れましたか。	当方は、岸壁（又は港）を離れました。
	又は	又は
	貴方は、離陸しましたか。	当方は、離陸しました。
QTP	貴方は、岸壁（又は港）に着くところですか。	当方は、岸壁（又は港）に着くところです。
QSS		貴方は、、、、、（場所）に、、、、、時に到着の見込みです。
QTS		当方は、、、、、（場所）へ戻ります。
		又は
		、、、、、（場所）へ戻られたい。
QTH	貴方の速力は、いくらですか（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を請求する）。	当方の速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です（船舶又は航空機の水上又は空中の速力を指示する）。
QUB	貴航空機の地表面に対する速力は、いくらですか。	当航空機の地表面に対する速力は、、、、、ノット（又は毎時、、、、、キロメートル）です。
QUH	貴方の真針路（無風における真針路）は、何度ですか。	当方の真針路は、、、、、度です。
QUK	貴方は、、、、、（場所又は緯度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。	当方は、、、、、（場所又は緯度）の海は、、、、、です。
QUL	貴方は、、、、、（場所又は緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。	、、、、、（場所又は緯度）のうねりは、、、、、です。
	無線方向探知	
QTE	貴方からの当方の真方位は、何度ですか。	当方からの貴方の真方位は、、、、、
QUX	貴方は、当方が貴方（又は、、、、、）に向うために無風において従うべき磁針路を当方に示してくれませんか。	貴方が、当方（又は、、、、、）に向うために無風において従うべき磁針路は、、、、、度、、、、、時でした。
	（一般に、この略語は、海上移動業務では、使用しない）。	（一般に、この略語は、海上移動業務では、使用しない）。
	気象	
QUB	貴方は、、、、、（観測地）の視界、雲の高さ、地上の風の方向及び速度に関する事項を、この順序で当方に通知できますか。	請求された事項は、次のとおりです。、、、、、
QUH	海面の現在の気圧を当方に示してくれませんか。	海面の現在の気圧は、、、、、（単位）です。
QUK	貴方は、、、、、（場所又は緯度）で観測した海の状態を当方に示すことができますか。	、、、、、（場所又は緯度）の海は、、、、、です。
QUL	貴方は、、、、、（場所又は緯度）で観測したうねりを当方に示すことができますか。	、、、、、（場所又は緯度）のうねりは、、、、、です。
QUJ	貴方は、当方か貴方（又は、、、、、）に向うために無風において従うべき真針路を示してくれませんか。	
QUN	当方のすぐ附近（又は緯度、、、、、経度、、、、、（若しくは、、、、、この附近）にある船舶は、その位置、真針路及び速力を示してくれませんか。	
QUX	貴方は、当方が貴方（又は、、、、、）に向うために無風において従うべき磁針路を当方に示してくれませんか。	
	（一般に、この略語は、海上移動業務では、使用しない）。	
QUG	貴方は、着水（又は着陸）するところですか。	当方は、着水（又は着陸）するところです。
	又は	当方は、直ちに不時着水（又は着陸）します。
	貴方は、不時着水（又は着陸）しますか。	又は
		当方は、、、、、（位置又は場所）に不時着水（又は着陸）しようとしています。

号外

昭25.11.30.

	か。	
QUF	又は 、、、、、（呼出符号）からの当方の真方位は、何度ですか。	当方は、、、、、（移動局の呼出符号）からの貴方の真方位は、、、、、（度）、、、、、（時）でした。
QTF	又は 、、、、、（呼出符号）の、、、、、（呼出符号）から真の方位は、何度ですか。 貴局の操縦する無線方向探知局が測定した当局の位置を示してくれませんか。	又は 、、、、、（呼出符号）からの、、、、、（呼出符号）の真方位は、、、、、（度）、、、、、（時）でした。 当局の操縦する無線方向探知局が測定した貴局の位置は、緯度、、、、、、、、、経度、、、、、、、、、級、、、、時でした。
QTG	貴方は、一線各十秒間の二線に続く貴方の呼出符号を（、、、、、回反覆して）〔、、、、、kc（又はMc）で送信してくれませんか。 又は 貴方は、、、、、に対して一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を（、、、、、回反覆して）、、、、、kc（又はMc）で送信することを請求してくれませんか。 貴方から（又は、、、、、から）の当方の磁針方位は、何度ですか。 （一般に、この略語は、海上移動業務では、使用しない。）	当方は、一線各十秒間の二線に続く当方の呼出符号を（、、、、、回反覆して）〔、、、、、kc（又はMc）で送信しましょう。 又は 当方は、、、、、に対して一線各十秒間の二線に続くその呼出符号を（、、、、、回反覆して）、、、、、kc（又はMc）で送信することを請求しました。 当方から（又は、、、、、から）の貴方の磁針方位は、、、、、度、、、、時でした。 （一般に、この略語は、海上移動業務では、使用しない。）
	通信の中止	
QRT	当方は、送信を中止しましょうか。	送信を中止して下さい。
	緊急	
QUD	貴方は、、、、、（移動局の呼出符号）が送信した緊急信号を受信しましたか。	当方は、、、、、（移動局の呼出符号）が、、、、、時に送信した緊急信号を受信しました。
QUG	貴方は、不時着水（又は着陸）しますか。	当方は、直ちに不時着水（又は着陸）します。 又は 当方は、、、、、（位置又は場所）に不時着水（又は着陸）しようとしています。

2　諸種の略語及び符号

略語又は符号	意義	
QUT	遭難の位置は、表示されていますか。	（又は他の指示による）で認めました。 遭難の位置は、（、、、、、で）表示されています。
QUU	当法は、船舶又は航空機を当方の位置に導きましょうか。	船舶又は航空機を導いて下さい。 1　、、、、、（呼出符号）を、貴方の呼出符号及び長線を、、、、、kc（又はMc）で送信して貴方の位置に、 2　、、、、、（呼出符号）が貴方に到着するためにとる針路を、、、、、kc（又はMc）で送信して、
AA	、、、、、、、、、、、、の後全部（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
AB	、、、、、、、、、、、、の前全部（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
ABV	略体で数字を反覆して下さい。（又は当方は、略体で数字を反覆します。）	
ADS	名あて（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
AR	送信の終了（・－・－・一符号として送信する。）	
AS	待って下さい（・－・・・一符号として送信する。）	
AK	継続中の送信を中断するために使用する符号	
BN	、、、、、と、、、、、との間全部（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
BQ	RQに対する答	
C	肯定	
CFM	確認して下さい。（又は当方は、確認します。）	
CL	当方は、閉局します。	
COL	照校して下さい。（又は当方は、照校します。）	
CP	特定の二局以上あて一般呼出	
CQ	各局あて一般呼出	
CS	呼出符号（呼出符号を請求するために使用する。）	
DB	当局は、貴局に方位を示すことができません。貴局は、当局の目盛したセクター内にありません。	
DC	貴方の符号の最低限は、方位の測定に適します。	
DF	、、、、、（時刻）の貴局の方位は、当局の疑わしいセクター内で、、、、、度でしたが、、、、、度の誤差があるかも知れません。通知した方位に誤差があつたら通報して下さい。	
DG	貴方の符号不良なために、方位は、疑わしいです。	
DI	混信のために、方位は、疑わしいです。	
DJ	方位は、疑わしいから、後刻（又は、、、、、時刻に）再び測定を請求して下さい。	
DO	方位の誤差は、、、、、、度に達するかも知れません。	
DP	貴方の送信機を調整して下さい。貴方の符号の最低限は、幅が広すぎます。	
DS	当方は、貴方に方位を示すことができません。貴方の符号の最低限は、幅が広すぎます。	
DT	当局は、方位を決定することができません。当局に対する貴局の概略の方向は、何度ですか。	
DY	貴局の測定した方位は、逆です。（方向探知局群の縦従局が同一群の局と通信するときにのみ使用する。）	
DZ	被呼局の呼出符号呼出局の呼出符号とを分離するために使用する。	
DER	当方、、、、、	
ETA	到着見込時刻	
ITP	句読点算入	
JM	当方が送信してよければ、線の連続を送つて下さい。当方の送信をとめるためには、点の連続を送つて下さい。（遭難の場合を除いて、五〇〇kcでは、使用しない。）	
KMN	送信して下さい。	
MSG	分	
N	船舶の運用又は航行に関して船長の発受する電報を表示する前置符号	
NIL	否定	
NW	当方は、貴方に送信するものはありません。	
OK	今	
P	当方は、同意します。（又はよろしい。）	
PBL	無線私報を表示する前置符号	
PTR	類表（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
R	海岸局が移動局の位置取び次の立寄地を請求するために使用する。	
REF	受信しました。	
RPT	、、、、、に関して。（又は、、、、、を参照して下さい。）	
RQ	反覆して下さい。（又は当方は、反覆します。）（又は、、、、、を反覆して下さい。）	
SIG	請求の表示	
SOS	署名（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
SS	遭難信号（・・・－－－・・・一符号として送信する。）	
SVC	船舶局名の前に附する表示	
SYS	局報を表示する前置符号	
TFC	貴局報を参照して下さい。	
TR	通報	
TTT	PTRに対する答を示す前置符号として使用する。	
TU	この集合が三回送信されると安全信号となる。	
TXT	ありがとう。	
VA	本文（反覆を請求するために問符の次に使用する。）	
	通信完了（・・・－－－・・・一符号として送信する。）	

号外
P.40

昭25.11.30.

42　昭和25年11月30日　木曜日　官　報　（号　外）　第126号

W	語（又は集合）
WA	、、、、の次の語（反覆を請求するために問符の次に使用する。）
WB	、、、、の前の語（反覆を請求するために問符の次に使用する。）
XXX	この集合が三回送信されると緊急信号となる。
EX	機器の調整又は実験のため調整符号を発射するときに使用する。
A1	A一電波
A2	A二電波
A3	A三電波
B	B電波
VVV	調整符号
HH	欧文通信及び自動機通信の訂正符号
十二線	緊急信号（各線の長さは四秒間、二線の間隔は一秒間とする。）
二重線	欧文電報の指定、名宛、本文及び署名の前置符号として使用する。
AR	欧文通報終了

3　国内通信にのみ使用する略符号

略符号	意義
キ	貴局
ト	当局
ツ	通過番号
ガク	額表
チヤク	着信局名
ルイ	種類
ヤ	字（語）数
ハツ	発信局名
タナ	発信番号
トキ	受付時刻
ウヘ	名宛
ウヘナ	受信人名
ホホ	指定
ウウ	記事
ホレ	本文
ヱ	欧文通報
ツツ	和欧文切替符号
ラタ	和文通報の終了又は訂正
ダツ	貴局通過番号、、、、は、脱号です。
センソウ	通過番号の順位にかかわらず特に先送する通報
メ	「何」字（語）目を送信して下さい。
ヨワ	、、、、と訂正して下さい。
イヤ	何処から送信しませうか。

サラ	始から更に送信して下さい。
ス	、、、、以下少し送信して下さい。
ケシ	取り消して下さい。
カシラ	欧文通報の語数照合のため、名宛以下各語の頭字を送信して下さい。
ラスト	本文の終りの方を少し送信して下さい。
コヌ	当局着信又は中継信ではありません。
カミ	当局は、受信用紙がありませんからこのまましばらく待つて下さい。
ヌケル	短点が脱落気味です。
キエル	字号が消え気味です。
ネバル	字号が密着気味です。
OSO	非常符号
EXZ	非常通信において欧文通報を送信しようとするときに使用する。
MDC	医療符号
HR	通報を送信します。
KEEP	機上に留保して下さい。

注　略語の右側に線を付したものは、その全部を一符号として送信するものとする。

別表第三号（第十三條参照）

1　Z略語

ZAL	貴女の波長を変更して下さい。
ZAN	当方は、全く感度がありません。
ZAP	受信証を送つて下さい。
ZBE	エコーのため受信状態不良です。
ZBN	新しいスリップを掛けかえて下さい。
ZBS	貴方の符号は、はつきりしません。
ZBY	一ヤード（メートル）戻して下さい。
ZCC	暗語を照校して下さい。
ZCD	貴方の照校は、違つています。
ZCO	貴方は、照校しておりません。
ZCP	当方の受信状態が悪いから、電力をできるだけ増加して下さい。
ZCS	送信を中止して下さい。
ZCT	暗語を二度送信して下さい。
ZCW	貴方は、、、、、、と直接通信中ですか。
ZDH	貴方の点は、あまり重い（長い）。もつと軽く（短かく）調整して下さい。
ZDL	貴方の点は、あまりに軽い（短かい）。もつと重く（長く）調整して下さい。
ZDM	貴方の点は、脱けます。
ZDV	貴方の点は、不規則ですからなおして下さい。
ZFA	自動機が不良です。
ZFB	甚だしいフエーデイングがあります。
ZFF	、、、、（呼出符号及び周波数）kcを聴守し、フレームコードで通知して下さい。

43　昭和25年11月30日　木曜日　官　報　（号　外）　第126号

ZFO	貴方の符号は、消えます。
ZFS	少しフエーデイングがあります。
ZGF	、、、、の符号は、毎分、、、語までは、良好です。
ZGS	貴方の符号は、弱くなつてきます。
ZGW	貴方の符号は、強くなつてきます。
ZHA	貴方の自動機による受信の状態はどうですか。
ZHG	貴方の受信状態は、どうですか。
ZHS	自動機で毎分、、、語の速度で送信して下さい。
ZHY	貴方は、、、、、で入感しています。
ZIP	電力を増加して下さい。
ZIR	貴方の送信機は、強い不必要なふく射があります。
ZKQ	再開の用意ができたら知らせて下さい。
ZLB	暫らく送信を中止して下さい。
ZLD	貴方の符号は、押え切りです。
ZLS	当方は、雷のために受信を妨害されています。
ZMO	ちよつと待つていて下さい。
ZMP	さん孔の間違いか又はさん孔機が不良です。
ZMQ	、、、、まで待つていて下さい。
ZNB	当方は、貴方の中断の要求がわからないから、二回反覆で送信します。
ZNG	暗語を受信するには、状態が不良です。
ZNN	通信完了
ZNR	受信しません。
ZNS	新らしいスリップを掛けます。
ZOA	当方の送信機を調べました。符号は良く出ています。
ZOH	貴方にどんな電報がありますか。
ZOK	当方は、よく受信しています。
ZOR	点だけを送信して下さい。
ZPE	全部さん孔して下さい。
ZPO	普通語を反覆しないで送信して下さい。
ZPP	普通語だけをさん孔して下さい。
ZPR	今のところのスリップを再びかけて下さい。
ZPT	普通語二回反覆して送信して下さい。
ZRA	自動機のスリップが裏返しです。
ZRC	貴方は、暗語を受信することができますか。
ZRL	今の一つ前のスリップを再びかけて下さい。
ZRO	貴方は、よく受信していますか。
ZRR	裏返してかかつています。
ZSF	もつと速く送信して下さい。
ZSH	当方には、甚しい空電があります。
ZSO	スリップを一回だけ掛けて送信して下さい。
ZSR	貴方の符号は、強くて良く読めます。
ZSS	より遅く送信して下さい。
ZST	スリップを二回掛けて送信して下さい。
ZSU	貴方の符号は、読めません。
ZSV	貴方の速度は、変化します。
ZTA	自動機で送信して下さい。
ZTH	手送して下さい。
ZTI	貴方の発射は時時中断します。
ZUA	当方の状態は、現波受信又は自動機受信には適しません。
ZUB	貴方を中断させることができませんでした。
ZVB	バイアスが変化します。
ZVF	周波数が変化します。
ZVP	Vの連続を送信して下さい。
ZVS	当方には、雑音があります。
ZWO	各語を反覆しないで送信して下さい。
ZWR	貴方の符号は、弱いけれども読めます。
ZWT	各語を二回反覆して送信して下さい。
ZYS	貴方の送信の速度は、いくらですか。

2　その他の略語

略語	意義
CMG	引き続いて送信する電波があるからこのまましばらく待つて下さい。
インキ	インキがなくなりましたからしばらく待つて下さい。
タイプライター	タイプライターを取り替え又は調整しますからしばらく待つて下さい。
リボン	タイプライターのリボンを取り替え又は調整しますからしばらく待つて下さい。
テイデン	停電ですからしばらく待つて下さい。
トラレシバ	自動送信機
ガリバケ	自動受信機
ウラカイサン	貴方のさん孔紙は送信機の正当な位置にかかつていません。
キレタテスト	貴方のさん孔に変化が多いから調べて下さい。
タイム	貴方のさん孔終は裏面です。
	改さんして下さい。
	当方送信中のさん孔紙が切れました。
	テストを開始して下さい。
	当局の割当時間がきました。

注　「CMG」以外は、国内通信に使用するものとする。

別表第四号（第十四條参照）

諸種の略語

号外

昭25.11.30.

無線電話通信に用いる略語	上欄の略語に相当する無線電信通信の略符号
「メーデー」	SOS
「遭難」	SOS又はDISTRESS
「パン」	XXX
「緊急」	XXX
「セキュリテ」	TTT
「警報」	TTT
「非常」	OSO
各局	CQ
こちらは	DE
どうぞ	K
「医療」	MDC
OK	R
了解	R
しばらくお待ち下さい。	AS
訂正	HH又はラタ
反覆	RPT
明りょう度	QRK
誰かこちらを呼びましたか。	QRZ
感度	QSA
そちら何（周波数）に変えて下さい。	QSU
こちら何（周波数）に変更します。	QSW
こちら何（周波数）を聴取します。	QSX
通報（何）通	QTC
通信停止	QRT
遭難通信終了	QUM
只今試験中	EX
本日は晴天なりさようならおわり	VVV
	VA
	AR又はラタ

別表第五号（第十四條參照）

1　和文通話表

文字					
ア	初日のカ為替のサ桜のタ標草のナ名古屋のニ日本の	イ	いろはのキ切手のシ新聞のチ千鳥のヒ鶴亀のヌ沼津の	ウ	上野のク車のス雀のツ鶴亀のテ手紙のネ鼠の
エ	英語のケ景色のセ世界のテ手紙のネ鼠の	オ	才のコ子供のソ算盤のト富山のノ野原の		

文字					
カ	Amsterdam のA	キ	Baltimore のB	ク	Casablanca のC
ケ	Danemark のD	コ	Edison のE	サ	Florida のF
シ	Gallipoli のG	ス	Havana のH	セ	Italia のI
ソ	Jerusalem のJ	タ	Kilogrammeの K	チ	Liverpool のL
ツ	Madagascar のM	テ	New York のN	ト	Oslo のO
ナ	Paris のP	ニ	Quebec のQ	ヌ	Roma のR
ネ	Santiago のS	ノ	Tripoli のT	ハ	Upsala のU
ヒ	Valencia のV	フ	Washington のW	ヘ	Xantippe のX
ホ	Yokohama のY	マ	Zurich のZ		

数字			
1	数字のヒト	2	数字のフタ
3	数字のサン	4	数字のヨン
5	数字のゴ	6	数字のロク
7	数字のナナ	8	数字のハチ
9	数字のキウ	0	数字のマル
・	終点	、	読点
（）	括弧	／	斜線

「使用例」

一　「A」は、「Amsterdam のA」と送る。

二　「1」は、「数字のヒト」と送る。

三　「（」は、「右向括弧」、「）」は、左向括弧と送る。

四　語と語の中間は、「スペース」と送る。

「使用例」

一　「ア」は、「朝日のア」と送る。

二　「パ」又は「ハ」は、「葉書のハに濁点」又は「葉書のハに半濁点」と送る。

三　「ー」は、「数字の一」と送る。

2　欧文通話表

記号	教字	字			
ー長音	一数字のひと 六数字のろく	ハ葉書のハ マ煙すのマ ヤ大和のヤ ララジオのラ ワ歳のワ ン終いのン	ヒ飛行機のヒ ミ密柑のミ ー リ林檎のリ ル留守居のル レ蓮華のレ ロローマのロ	フ富士山のフ ム無線のム ユ弓矢のユ ー レ蓮華のレ ロローマのロ	ヘ平和のヘ メ明治のメ モ紅葉のモ ヨ吉野のヨ ヲ尾張のヲ
、区切点	二数字のふた 七数字のなな	ワ井戸のキー ン濁点	ー	ー	ホ保険のホ
」段落	三数字のさん 八数字のはち	ヰ 。半濁点	ヱ鈎のあるエ		
（下向括弧	四数字のよん 九数字のきう				
（上向括弧	五数字のご 〇数字のまる				

別表第六号（第四十一條參照）

地帯	西端	東端	執務時間（グリニッヂ標準時）	
			第二種局　甲	第二種局　乙
A 東部大西洋、地中海、北海、バルチック海	西経三十度の子午線、グリーンランドの海岸	アフリカ海岸の南方東経三〇度の子午線、地中海、黒海及びバルチック海の東端、ノルウエーの北方東経三〇度の子午線	〇時から八時まで	一二時から二〇時まで
B 西部インド洋、東部北氷洋	A地帯の東端	東経八〇度の子午線、アダムス・ブリッヂに至るセイロンの西海岸、アダムス・ブリッヂからインドの海岸に沿つて西方	〇時四〇時 一一時一二時 二一時二四時	二時八時 一一時一四時 二一時二四時
C 東部インド洋、支那海、西部太平洋	B地帯の東端	東経一六〇度の子午線	〇時四〇時 一一時一二時 一六時二四時	二時八時 一一時一四時 一六時二四時
D 中部太平洋	C地帯の東端	西経一四〇度の子午線	〇時四〇時 一二時一六時 二〇時二四時	二時八時 一一時一四時 一六時二四時
E 東部太平洋	D地帯の東端	中央アメリカの海岸に至る西経九〇度の子午線、中央アメリカ及び北アメリカの西海岸	〇時四時 一一時一二時 一六時二四時	二時八時 一一時一四時 一六時二四時
F 西部大西洋及びメキシコ湾	西経九〇度の子午線、メキシコ湾、北アメリカの東海岸	西経三〇度の子午線、グリーン、ランドの海岸	〇時四時 一一時一二時 一二時一六時	二時八時 一一時一四時 一六時二四時

別表第七号（第四十四條參照）

海岸局名	聽守時刻（中央標準時による。）
函館、銚子、舞鶴、角島、大分	毎奇數時の三十分過ぎから五分間
落石、新潟、潮岬、下津井、長崎、小樽	毎偶数時の三十分過ぎから五分間

別表第八号（第五十六條參照）

1　船舶局の使用する電波

通信の区別	呼出、応答及び準備信号の送信	電波の型式及び周波数（kc）			
		A一	A二	A三	その他
一般海岸局と通信を行うとき	A	一四三	五〇〇	五、四二〇(2) 五、五七〇(3) 八、二八〇 八、四三五(2) 八、五〇〇(3) 三、四二〇 六、五六〇	一二五(1) 一五四 一五六 四〇〇 四二五(1) 四六〇
漁船の船舶局と一般海岸局との間に通信を行うとき	A	一、五七〇(5) 一、六二〇(5) 一、九〇五 三、七〇〇 五、五二〇	一、六二〇(5)		
国又は地方公共団体の港務局との間に通信を行うとき	A	四〇〇 五〇〇(6)	五〇〇(6)		
漁船の船舶局と国又は地方公共団体の港務用の無線局との間に通信を行うとき	A	五〇〇(6)			
海上保安庁の無線局との間に通信を行うとき	（船舶局相互間における通信及び漁業通信に使用するもの）				

号外

昭25.11.30.

（漁業通信に使用するもの）

	国又は地方公共団体の漁業用の無線局との間に漁業の指導監督に関する通信を行うとき	海上保安庁の無線局相互間において通信を行うとき	日本国有鉄道の無線局との間に通信を行うとき	船舶局相互間において通信を行うとき	水産庁所属船舶局相互間において通信を行うとき
漁業通信		四六八 六、六五〇	一四七 四七八	一四三	一、八二〇
		四六八	四七八	四〇〇 五〇〇	一、八二〇
				四、四四〇(8) 六、六五〇	
				一、六五〇	
		四六八 六、六五〇	一四七 四七八	一五二 一五四 一五六 四〇〇 四六〇	一、八二〇
				四、四四〇(8) 六、六五〇	
		四六八	四七八	四〇〇 四六〇	一、八二〇
				一、六五〇	

	かつお、まぐろ通信系の無線局相互間において漁業通信を行うとき	トロール機船底びき通信系の無線
漁業通信	一、五七〇(5) 一、六二〇(5) 一、九〇五 一、九五五 三、七〇〇 五、五二〇 八、三二五(4)	一、五八〇(5) 一、六一〇(5) 一、九三〇
	一、五七〇(5) 一、六二〇(5) 一、九〇五 一、九五五 三、七〇〇 五、五二〇 八、三二五(4)	一、五八〇(5) 一、六一〇(5) 一、九三〇
	一、五七〇(5) 一、六二〇(5) 一、九〇五 一、九五五 三、七〇〇 五、五二〇 八、三二五(4)	一、五八〇(5) 一、六一〇(5) 一、九三〇
	一、五七〇(5) 一、六二〇(5) 一、九〇五 一、九五五 三、七〇〇 五、五二〇 八、三二五(4)	一、五八〇(5) 一、六一〇(5) 一、九三〇

注
(1) 公衆通信業務の通常通信電波とする。
(2) 銚子無線電報局との通信に限る。
(3) 長崎無線電報局との通信に限る。
(4) 書間の使用に限る。
(5) 伊豆大崎を中心とする五〇海里以外の水域に限り使用することができる。
(6) 四〇〇kcの周波数を有しないものに限る。
(7) 漁業通信を妨害しないときに限る。
(8) 北緯四〇度以北の水域に限り使用することができる。

2 一般海岸局の使用する電波

海岸局名＼区別	特続長波帯	中波帯		中短波帯		短波帯	
	呼出	その他	呼出及び応答	その他	呼出及び応答	その他	呼出	その他
落石	一四三	一〇五	五〇〇	四〇八				
小樽	一四三	一三三	五〇〇	三九四				
函館	一四三	一三七	五〇〇	四四二				
石巻					一、五七〇 一、六二〇 三、七〇〇	一、五七〇 一、六二〇 三、七〇〇	五、五二〇	五、五二〇

局相互間に漁業通信を行うとき	近海捕鯨通信系の無線局相互間において漁業通信を行うとき	北海道漁業通信系及び日本海漁業通信系の無線相互間において漁業通信を行うとき	沿岸漁業通信系の無線局相互間において漁業通信を行うとき
二、〇一〇 五、五二〇 八、三二五(4)	一、八二〇	一、五八〇(5) 一、六一〇(5)	二、四四〇 二、四五〇 二、五四五 二、六五〇 二、七八五
	一、八二〇	一、六一〇(5)	二、四四〇 二、四五〇 二、五四五 二、六五〇 二、七八五
二、〇一〇 五、五二〇 八、三二五(5)	一、八二〇	一、五八〇(5) 一、六一〇(5)	
	一、八二〇		
		一、六一〇(5)	二、四四〇 二、四五〇 二、五四五 二、六五〇 二、七八五

注
(1) 呼出に限る。
(2) 掃海及び管船事務に関する通信に限る。

別表第九号（第六十三條参照）

区別＼海岸局名	日本国有鉄道所属の海岸局	漁業用の海岸局	国又は地方公共団体所属の水産事業指導用の海岸局
使用電波	一四七 四七八		
型式		その属する通信系に従つて船舶局と同一の電波	漁業通信に使用する電波
周波数kc			
一括呼出時刻（中央標準時による。）			

海岸局名＼区別	落石		小樽		函館		石巻			銚子			横浜
使用する電波の型式及び周波数 呼出及び応答	A二		A二		A二		A二			A一			A二
その他	A一		A一		A一		A一	A一又はA三		A一	A二		A二
	一〇五		一三三		一三七		一〇九	一、六二〇		一三二	一八		四四二
	四〇八		三九四		四四二		五、五二〇	三、七〇〇		午前 十時 午後 九時	午前 七時 午後 四時		毎偶数時十八分
	毎偶数時四十八分		毎奇数時四十八分		毎偶数時十八分		午前 十時三分	午前 八時三十分 午後 零時三十分 午後 六時三十分		午前 九時三十分 午後 零時三十分 午後 六時三十分 午後 九時三十分	午前 八時三十分 午後 零時三十分 午後 六時三十分		毎奇数時十八分
午前 八時三十分 午前 十一時三十分 午後 三時三十分 午後 五時三十分 午後 十一時三十分													

注
(1) 電波の型式は、持続長波帯、中短波帯及び短波帯においては、A一又はA二とする。但し、一六二〇kcは、A一又はA三とする。
(2) 持続長波帯及び中波帯においては、一四三kc及び五〇〇kcの電波を除く電波を通常通信電波とする。
(3) 横浜局及び名古屋局の五〇〇kcの電波の使用は、呼出に限る。
3 前号以外の海岸局の使用する電波

区別＼海岸局の種別	使用する電波の型式及び周波数 呼出及び応答		その他		
	A一	A二	A三	A一	A二	A三
港務用の海岸局	四四二 五〇〇(1)	四四二 五〇〇(1)		四四二	四四二	
海上保安庁所属海岸局	四六八 五〇〇(2)	四六八 五〇〇		四六八	四六八	
	六、三七五(2)			六、三七五(2)	六、三七五(2)	

	銚子	横浜	三崎	新潟	焼津	名古屋	舞鶴	潮岬	下津井	角島	大分	長崎	戸畑
漁業通信	一四三			一四三			一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	
	一三二			一三五			一三八	一二九	一〇九	一三一	一三五	一三九	
	五〇〇	五〇〇		五〇〇		五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	
	四一八	四四二		四六二		四四二	四〇八	四六〇	四一八	三九四	四〇八	四三八	
			一、九〇五 三、七〇〇	一、九〇五 三、七〇〇	一、九〇五 三、七〇〇								
	五、四二〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五 二、六一〇		五、五七〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五	五、五二〇	五、五二〇							五、五七〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五 二、六一〇	五、五二〇
	五、四二〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五 二、六一〇	五、五二〇	五、五七〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五	五、五二〇	五、五二〇							五、五七〇 八、二八〇 一、四三五 一、一四五 二、六一〇	五、五二〇

号外

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

電鍵操作又は変調したパルスの電鍵操作による電信（特別の場合は、電鍵操作をしない変調したパルス）		
電話		
複合した伝送及び前各型式に該当しない場合	パルスの振幅を変調する一又は二以上の可聴周波数	P一d
	パルスの振幅を変調する一又は二以上の可聴周波数	P一e
	パルスの位相（又は位置）を変調する一又は二以上の可聴周波数	P一f
	振幅変調	P三d
	位相（又は位置）変調	P三e
		P三f
		P九

（周波数の許容偏差）

第五條　送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差を左の通り定める。

	周波数帯	許容偏差（%）
一　一〇kcから五五〇kcまで		
(1)　固定局	一〇kcから五〇kcまで	〇・一
(2)　陸上局	五〇kcから五五〇kcまで	〇・一
(イ)　海岸局		
二〇〇ワットをこえるもの		〇・一
二〇〇ワット以下のもの		〇・一
(ロ)　航空局		〇・一
(ハ)　その他の陸上局		
二〇〇ワットをこえるもの		〇・一
二〇〇ワット以下のもの		〇・一
(3)　船舶局		〇・一
(4)　無線航行局		〇・一
二　五五〇kcから一、六〇〇kcまで		〇・一
(1)　放送局		〇・一
(2)　海岸局		〇・一
三　一、六〇〇kcから四、〇〇〇kcまで		〇・一
(1)　固定局		〇・一
一〇〇ワットをこえるもの		〇・一
一〇〇ワット以下のもの		〇・一
(2)　陸上局		〇・一
一〇〇ワットをこえるもの		〇・一
一〇〇ワット以下のもの		〇・一
(3)　移動局		〇・一
(4)　放送局		〇・一
標準周波数局		〇・一
四　四、〇〇〇kcから三〇、〇〇〇kcまで		〇・〇一
(1)　固定局		〇・〇一
五〇〇ワットをこえるもの		〇・〇一
五〇〇ワット以下のもの		〇・〇一
(2)　陸上局		〇・〇一
五〇〇ワットをこえるもの		〇・〇一
五〇〇ワット以下のもの		〇・〇一
(3)　移動局		〇・〇一
(4)　放送局		〇・〇一
標準周波数局		〇・〇一
(5)　標準周波数局		〇・〇一
(6)　無線航行局		〇・〇一
(7)　簡易無線局		〇・〇一
五　三〇、〇〇〇kcから一〇〇Mcまで		〇・〇一
(1)　固定局		〇・〇一
(2)　陸上局		〇・〇一
(3)　移動局		〇・〇一
(4)　放送局		〇・〇一
標準周波数局		〇・〇一
(5)　標準周波数局		〇・〇一
(6)　無線航行局		〇・〇一
(7)　簡易無線局		〇・〇一
六　一〇〇Mcから五〇〇Mcまで		〇・〇一
(1)　固定局		〇・〇一
(2)　陸上局		〇・〇一
(3)　移動局		〇・〇一
(4)　放送局		〇・〇一
標準周波数局		〇・〇一
(5)　標準周波数局		〇・〇一
(6)　無線航行局		〇・〇一
(7)　簡易無線局		〇・〇一
簡易無線局四六三Mc及び四六七Mc		〇・四

2　前項の場合において、同一送信装置にて同一周波数を二つ以上の業務に使用する場合は、許容偏差の厳重なものによる。

3　第一項の場合において、実験局の許容偏差は、目的とする業務による。

（周波数帯幅の許容値）

第六條　発射電波に許容される周波数帯幅の値を左の表の通り定める。

電波の型式	周波数帯幅の許容値（kc）	備考
A一	〇・二五	一〇〇kcまで
A一	〇・五	一〇〇kcから五五〇kcまで
A一	一・五	五五〇kcから四、〇〇〇kcまで
A一	二・〇	四、〇〇〇kcより高い周波数
A二	二・五	
A三	八	放送局及び放送中継局以外の無線局であつて単一通信路の場合。但し、多重通話路を使用する場合は、指定する。

（高調波等の強度の許容値）

第七條　発射電波の高調波、低調波又は寄生発射の強度の許容値は、空中線電力一ワット以下の送信設備及び三〇、〇〇〇以下の周波数を使用する移動局の送信設備を除く外、左の各号に掲げるところによる。

一　高調波、低調波又は寄生発射の周波数が三、〇〇〇kc以下のものについては、これらによつて生ずる電界強度は、発射空中線より五キロメートルの距離において毎メートル三〇〇マイクロボルト未満であること。

二　高調波、低調波又は寄生発射の周波数が三、〇〇〇kcをこえるものについては、それぞれ空中線における平均の電力は、基本周波数の平均電力より四〇デシベル以上低いものであつて、且つ、二〇〇ミリワットをこえないものであること。

2　空中線電力一ワット以下の送信設備及び三〇、〇〇〇kcの周波数を使用する移動局の送信設備は、その発射電波について、できる限り前項各号の規定に従わなければならない。

電波の型式	空中線電力
A〇	平均電力
A一	尖頭電力
A二	電鍵を押えたとき平均電力

第三節　保護装置

（電源回路のしや断等）

第八條　真空管に使用する水冷装置には、冷却水の異状に対する警報装置又は電源回路の自動しや断器を装置しなければならない。

2　一キロワット以上の真空管に使用する強制空冷装置には、送風の異状に対する警報装置又は電源回路の自動しや断器を装置しなければならない。

第九條　前條に規定するものの外、無線設備の電源回路には、可溶片又は自動しや断器を装置しなければならない。但し、負荷電力一〇ワット以下のものについては、この限りでない。

第二章　送信設備

第一節　通則

（空中線電力の表示）

第十條　空中線電力は、左の表の上欄に掲げる電波の型式を使用する送信設備について、それぞれ同表下欄に掲げる電力をもつて表示する。

| A | A | A |

昭25.11.30.

数を使用する送信設備の空中線電力は、左の各号の方法により測定して算出する。

一　抵抗変化法、置換法又はインピーダンスブリッジ法によつて空中線抵抗を測定し、これと空中線電流の二乗との積により算出する。

二　空中線回路に電力を供給して測定することが困難な場合は、次の方法により算出する。

一　空冷式又は水冷式の真空管を使用する場合においては、陽極損失をふく射計又は温度差により測定して算出する。

二　非同調型のき電線を有する空中線を使用する場合においては、特性インピーダンスを算出し、これとき電線に流れる高周波電流の最大値と最小値との積により算出する。

三　三、〇〇〇kc以上の周波数を使用する場合であつて、且つ、前二号による算出が困難な場合においては、終段陽極入力の値に左の能率を乗じて算出する。無線電話の送信装置を同じ状態で無線電信の送信に使用する場合は、無線電話の能率を準用する。

(1)　終段C級無線電信　六〇パーセント
(2)　終段C級終段陽極変調方式の無線電話　六〇パーセント
(3)　終段B級低電力変調方式の無線電話　三〇パーセント
(4)　終段C級制御格子変調方式の無線電話　三五パーセント
(5)　終段C級抑制格子変調方式の無線電話　三〇パーセント

（空中線電力の許容偏差）

第十四條　空中線電力の許容偏差は、左の通り定める。

一　放送局
　上限　五パーセント
　下限　一〇パーセント
二　放送局以外の無線局
　上限　一〇パーセント
　下限　二〇パーセント

第二節　送信装置

（周波数の安定のための條件）

第十五條　周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によつて発振周波数に影響を與えないものでなければならない。

2　周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度若しくは温度の変化によつて影響を受けないものでなければならない。

3　移動局の送信装置は実際上起り得る振動又は衝撃によつても周波数とその許容偏差内に維持するものでなければならない。

第十六條　水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、左の條件に適合するものでなければならない。

一　発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の條件の回路によりあらかじめ試験を行つて決定されているものであること。但し、周波数の許容偏差が一万分の一をこえるものについては、この限りでない。

二　恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

（通信速度）

第十七條　手送電鍵操作による送信装置は、その操作の通信速度が二五ボーにおいて安定に動作するものでなければならない。

2　前項の送信装置以外の送信装置は、その最高運用通信速度の一〇パーセント増の通信速度において安定に動作するものでなければならない。

（変調）

第十八條　送信装置は、音声その他の周波数によつて搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において（十二）一〇〇パーセントをこえない範囲に維持されるものでなければならない。

（通信方式の條件）

第十九條　船舶局及び海岸局の無線電信であつてその通信方式が単信方式のものであるときは、ブレークインリレーに取り替えて使用することができるように設備しなければならない。

2　無線電話局の無線設備であつてその通信方式が単信方式のものであるときは、一挙動切換式又はこれと同等以上の性能のものでなければならない。

3　公衆通信業務を目的とする無線電話局の無線設備であつてその通信方式が同時送受話方式のものであるときは、ボーダス式又はこれと同等以上の性能のものでなければならない。但し、近距離通信を行うものであつて簡易なものについては、この限りでない。

第三節　送信空中線

（送信空中線の型式及び構成等）

第二十條　送信空中線の型式及び構成は、左の各号に適合するものでなければならない。

一　空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

二　整合が十分であること。

三　満足な指向特性が得られること。

第二十一條　左の各号の業務を目的とする無線局を開設しようとする者については、空中線の利得指向特性等に関する資料の提出を求めることがある。

一　放送区域の特定する放送業務
二　国際通信の業務
三　無線標識業務及び無線航行業務
四　その他通信の相手方を特定する無線通信の業務

第二十二條　空中線の指向特性は、左に掲げる事項によつて定める。

一　主ふく射方向及び副ふく射方向
二　水平面の主ふく射の角度の幅
三　空中線を設置する位置の近傍にあるもので電波の伝わる方向を乱すもの
四　き電線よりのふく射

（指向特性の指示装置）

第二十三條　航空無線標識局（全方向式のものを除く。）には、空中線の指向特性を指示する装置を設備しなければならない。

2　前項の装置には、なるべく一キロメートル以上の距離におけるその指示値を該当局内において読むことができる装置を有していなければならない。

第三章　受信設備

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四條　法第二十九條に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を與えない限度を左の通り定める。

一　受信空中線からふく射される電波の強さがふく射する位置から一・八キロメートルの距離において毎メートル〇・三マイクロボルト以下であること。

二　受信空中線と電気的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合は、その回路の電力が四、〇〇〇マイクロマイクロワット以下であること。

（その他の條件）

第二十五條　受信設備は、なるべく左の各号に適合するものでなければならない。

一　内部雑音が小さいこと。
二　感度が十分であること。
三　選択度が適正であること。
四　了解度が十分であること。

（受信空中線）

第二十六條　送信空中線に関する規定は、受信空中線に準用する。

第四章　業務の種別による無線設備の條件

第一節　通則

（目的）

第二十七條　この章においては、前各章に規定するもの外、左の各号に掲げる無線局の無線設備について特に規律する事項を定めることを目的とする。

一　放送局の無線設備
二　船舶局及び海岸局の無線設備
三　無線方位測定設備
四　非常局の無線設備
五　国際通信用の無線設備（放送を除く。）
六　気象援助業務及び簡易無線業務の無線設備
七　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線設備

第二節　放送局の無線設備

（適用の範囲）

第二十八條　この節の規定は、マイクロホン（録音再生装置を含む。）出力端子から送信空中線までの範囲（但し、中継線及び連絡線を除く。）の無線設備の送信装置に適用があるものとする。

（変調度）

第二十九條　送信装置は、少くとも九五パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

（総合わい率）

第三十條　送信装置の総合わい率は、

二〇〇サイクル、一、〇〇〇サイクル及び五、〇〇〇サイクルの変調周波数によつて八〇パーセントの変調をしたとき五パーセント以下でなければならない。

（搬送波の振幅変動率）

第三十一條　一、〇〇〇サイクルの変調周波数による搬送周波数の電流の振幅の変動率は、五パーセント以下でなければならない。

（信号対雑音比）

第三十二條　送信装置の総合雑音比は、変調周波数一、〇〇〇サイクルで八〇パーセントの変調をしたとき（一）五〇デシベル以下でなければならない。

（温度上昇）

第三十三條　送信装置は、その空中線電力において、一、〇〇〇サイクルの変調周波数で四〇パーセントの変調又は通常使用状態での変調を行い、十時間連続運転をしたとき、真空管等の発熱体を除く各部の温度上昇は、室温より摂氏五〇度をこえてはならない。但し、構造及び動作上差し支えがないと認められる部分については、この限りでない。

（擬似空中線の・ふく射）

第三十四條　送信装置の擬似空中線は、送信装置の空中線電力と同じ電力でその装置の調整試験をするのに適したものであつて、これからふく射する電波の電界強度は、その装置から五キロメートルの距離において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

（国際放送の送信装置の変調度等）

第三十五條　国際放送を行うことを目的とする放送局の送信装置は、一、〇〇〇サイクルの変調周波数において、少くとも八五パーセントまで直線的に変調することができるものでなければならない。

2　前項の送信装置の総合わい率は、一、〇〇〇サイクルで八〇パーセントの変調をしたとき五パーセント以下でなければならない。

3　第一項の送信装置における搬送波振幅の変動率は、一、〇〇〇サイクルの変調周波数に対し一〇パーセント以下でなければならない。

（総合周波数特性）

第三十六條　放送法に基く日本放送協会（以下「協会」という。）の標準放送用の送信装置においては、その総合周波数特性は、変調周波数一〇〇サイクルから七、五〇〇サイクルまでの間で一、〇〇〇サイクルにより五〇パーセントの変調をした場合を基準としてその偏差が（十　一）二デシベルをこえてはならない。

（予備電源装置）

第三十七條　協会の放送無線設備には、なるべく予備電源装置を設備しなければならない。但し、空中線電力五〇ワット以下のものについては、この限りでない。

第三節　船舶局及び海岸局の無線設備

（義務無線電信の主装置の設置場所）

第三十八條　義務無線電信の船舶局における主装置の設置場所は、なるべく、最高満載きつ水線より高い安全な位置であつて、且つ、受信に際して外部の機械その他の雑音による妨害を受けない位置でなければならない。

（代表周波数に対する割合）

第三十九條　左の表の上欄に掲げる各周波数帯において、同一空中線を使用し二以上の電波を発射する船舶局の送信装置の各周波数の空中線電流又は空中線電力は、各型式ごとにその代表周波数の空中線電流又は空中線電力に対し左の表の下欄に掲げるそれぞれの割合でなければならない。但し、この表は、各周波数帯の関係を示すものではない。

周波数帯（kc）	代表周波数	代表周波数の空中線電流又は空中線電力
一一〇―一六〇	一四三kc	八五パーセント以上（電流） 八五パーセント以上（電力）
三六五―五一五	五〇〇kc	八五パーセント以上（電流） 八五パーセント以上（電力）
一、五〇〇―二、〇一〇	最低周波数	八五パーセント以上（電流）
二、〇一〇―三、〇〇〇	最低周波数	八五パーセント以上（電流）
四、〇〇〇―三、〇〇〇	最低周波数	五〇パーセント以上（電力）

（電力低下の装置）

第四十一條　船舶局の送信装置は、その空中線電力（但し、七五ワット以下のものを除く。）をその五〇パーセントまで容易に逓減することができるものでなければならない。

（周波数切換装置等）

第四十二條　左の表の上欄に掲げる船舶局及び海岸局の送信装置は、それぞれ下欄に掲げる条件に適合する周波数切換装置を備えていなければならない。受信装置についても同様とする。

二、八五〇kc以下の周波数を使用するもの	同一周波数帯内における呼出応答周波数との切換は、なるべく無線通信士が着席したまま、一挙動で行うことができること。
四、〇〇〇kcから二三、〇〇〇kcまでの周波数を使用するもの	同一周波数帯内の周波数との切換は五秒以内、異なる周波数帯の周波数への切換は十五秒以内にできること。

（補助装置の操作）

第四十三條　義務無線電信の補助装置は、二分以内に完全に操作できるものでなければならない。

（非常燈）

第四十四條　法第三十三條の非常燈は、一〇しよく光以上のものであつて、且つ、主送受信装置、補助装置及び時計を十分照明する位置に取りつけられたものとする。

（受信設備の條件）

第四十五條　船舶局の主受信装置であつて一、五〇〇kc以上三〇、〇〇〇kc以下の周波数を使用するものは、できる限り、その通過帯域幅（最大感度を有する周波数から両側に六デシベルの感度の減衰を示す二つの周波数の間の幅をいう。以下同じ。）は、六kc以下であつて、且つ、通過帯域幅の外における減衰は、その通過帯域幅の制限値から三〇デシベル下つた周波数までは、毎キロサイクル三デシベル以上でなければならない。

第四節　無線方位測定機

（無線方位測定機）

第四十六條　無線方位測定機の空中線は、できる限り方位の測定誤差が少い場所に堅固に取りつけておかなければならない。

2　無線方位測定機の較正曲線は、その設置後すみやかに作成し、常に較正しておかなければならない。

3　無線方位測定機の操作は、その方位の測定値に変動を與えないように、空中線その他電波の伝わり方を乱す物体を通常の状態に置いて行わなければならない。

第四十七條　施行規則第十五條に規定する無線方位測定機は、前條に規定するもの外、左の各号の條件に適合するものでなければならない。

一　航海船橋以外の場所に装置した場合は、その場所と航海船橋との間に送話管者しくは電話又はこれらに代る連絡設備を有すること。

二　検定規則第十八條に定める條件に適合すること。

第四十八條　船舶に設置するレーダーの空中線は、できる限りその空中線からふく射される電波の進路を妨害する物体のない位置に、対空用として使用することができないように設置しなければならない。

2　船舶に設置し、平面図の全方向を指示する装置を有するレーダー装置の特性は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。

一　最小距離　最小限九〇メートルの距離における目標を表示することができること。

二　方位分解能　方位角三度以内の等距離にある二つの目標を別々に表示することができること。

三　距離分解能　最短距離目盛を使用する場合、相互に九〇メートル離れた同方位角にある二つの目標を別々に表示することができるこ

号外

昭25.11.30.

と。

（警急自動受信機）

第四十九條　警急信号によつて起動した警急自動受信機は、航海船橋、通信室及び通信長室に備えつけられた可聴警報装置を連続的に動作させ、且つ、通信室に備えつけられた開閉器によつてのみその動作を停止させることができるものでなければならない。

2　船舶に装置する警急自動受信機は、前項の規定の外、検定規則第十七條に規定する條件に適合するものでなければならない。

第五節　非常局の無線設備

（電源）

第五十條　非常局の無線設備の電源は、別に指定する場合を除く外、左の各号の條件に適合していなければならない。

一　手回発電機又はガソリン、燈油、軽油、重油等による原動発電機であつて、二十四時間以上常時使用することができること。

二　直ちに全能力で使用することができること。

第六節　国際通信用の無線設備

（周波数偏移電信）

第五十一條　国際通信（放送を除く。以下同じ。）の業務を行うことを目的とする周波数偏移方式を使用するものは、その装置の電鍵を操作した場合における二つの発射電波の振幅の変動率は、（十一）五パーセント以下のものでなければならない。

2　前項の偏移周波数は、できる限り安定したものでなければならない。

（漏話）

第五十二條　国際通信の業務を行うことを目的とする無線局の單側波帯送信装置の各側波帯間の漏話は、（一）三五デシベル以下でなければならない。

（低減搬送波の振幅の変動）

第五十三條　前條の送信装置の使用する低減搬送波の電流の振幅の変動は、なるべく一〇パーセント以下のものでなければならない。

第七節　気象援助業務及び簡易無線業務の無線設備

（周波数の許容偏差）

第五十四條　ラジオゾンデ及びレーウインゾンデにおいては、その飛揚前における周波数の許容偏差は、〇・四パーセントとする。

（周波数安定のための條件）

第五十五條　簡易無線業務の送信設備は、周波数をその許容偏差内に維持するため、第十五條に規定するものの外、できる限り人体及び物件によつて影響を受けないものでなければならない。

（型式検定合格の設備）

第五十六條　無線機器型式検定規則による型式検定に合格した型式の気象援助業務用の送信設備の機器及び簡易無線業務用の無線設備の機器は、この規則に規定する技術基準に適合するものとみなす。

第八節　三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線設備

（適用の範囲）

第五十七條　この節の規定は、三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する無線電話及び音声信号変調の無線設備に適用する。但し、多重無線電話、放送業務、放送中継業務及び簡易無線業務用の無線設備については、この限りでない。

（変調）

第五十八條　周波数の変調方式の場合においては、変調周波数は、三、〇〇〇サイクルをこえず、且つ、変調によつて生ずる周波数偏移は、無変調時の搬送波の周波数より（十二）一五kcをこえてはならない。

3　送信装置には、その周波数移位が前項の規定の値をこえることを防ぐ自動的装置をなるべく備えつけなければならない。但し、空中線電力三ワット以下の送信装置については、この限りでない。

第五章　高周波利用設備

第一節　通信設備

（周波数の許容偏差）

第五十九條　電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、一パーセントとする。

（漏えい電界強度の許容値）

第六十條　電力線に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から一キロメートル以上隔たり、且つ、電力線から$\lambda/2\pi$（λは、基本波の波長をメートルで表わしたもの。以下同じ。）の地点で毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

第六十一條　誘導式通信設備の線路に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から五〇〇メートル以上隔たり、且つ、線路から$\lambda/2\pi$の地点で毎メートル二〇〇マイクロボルト以下でなければならない。但し、炭坑における坑内等地形の制限により測定が不可能な場合は、この限りでない。

第六十二條　電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、基本波に対して三〇デシベル以上低くなければならない。

（混信の防止）

第六十三條　電力線搬送は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を與えないように左の各号に適合していなければならない。

一　高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ漏洩線輪を入れること。

二　高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線誘導設備が少いように定めること。

第六十四條　高周波電流を通ずる誘導式通信設備の線路は、他の通信設備に與える混信を防止するためできる限り他の電線路との結合がないものでなければならない。

（電界強度の許容値）

第二節　通信設備以外の設備

第六十五條　通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波、高調波、低調波又は寄生発射による電界強度の最大許容値は、左の各号の通りとする。但し、これらの電波の周波数が別に定められた周波数帯内にあるものについては、この限りでない。

一　医療用設備　三〇〇メートルの距離において毎メートル二五マイクロボルト以下

二　工業用加熱設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇マイクロボルト以下

三　各種設備

(1)　高周波出力五〇〇ワット以下のもの　第一号に同じ。

(2)　高周波出力五〇〇ワット以上のもの　第二号の値をこえない範囲において、第一号の値に

$$\sqrt{\frac{P}{500}}$$

（Pは、高周波出力をワットで表わした数とする。）を乗じた値以下。

（混信の防止）

第六十六條　前條の設備は、その電力線から漏れる高周波電流及び周囲の電力線に浮導して流れる高周波電流により他の通信設備に混信を與える虞があるときは、ろ波器及びしやへい体が装置されていなければならない。

第六十七條　無線機器型式検定規則による型式検定に合格した型式の医療用設備は、施行規則第四十六條及びこの規則の第六十九條及び第七十條に規定する技術的條件に適合するものとみなす。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　第七條第一項第二号の規定は、昭和二十五年六月一日以前に施設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備については、昭和二十五年十二月一日から二年間は、適用しない。

3　第十六條、第四十條及び第五十二條の規定は、昭和二十五年六月三十日以前に施設し又は申請した無線設備には、適用しない。

4　第二十三條の規定は、この規則施行前に施設し又は申請した無線設備には、適用しない。

5　第四十二條の表中第一号の規定は、昭和二十五年六月一日以前に施設した送信装置については、昭和二年間は、適用しない。

6　昭和二十五年十二月一日から二年間は、第六十五條第一号の医療用設備及び第二号の工業用加熱設備については規定する値は、それぞれ左の通りとする。

一　医療用設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇マイクロボルト以下

二　工業用加熱設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下

7　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

◎電波監理委員会規則第十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線機器型式検定規則の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線機器型式検定規則の全部を改正する規則

無線機器型式検定規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第八号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章　型式検定手続

第一節　周波数測定装置等（第一條―第十三條）

第二節　その他の機器（第十四條―第二十五條）

第二章　検定の基準

第一節　周波数測定装置等（第二十六條―第二十八條）

第二節　その他の機器（第十九條―第二十五條）

第一章　型式検定手続

第一節　周波数測定装置等

（目的）

第一條　この節においては、法第三十七條の規定による周波数測定装置、警急自動受信機及び無線方位測定機（機器という。以下同じ。）の型式検定（検定という。以下同じ。）の手続について定めることを目的とする。

（検定手続）

第二條　前條の機器の検定を申請しようとする者は、別表第一号の申請書に、別表第二号に掲げる書類及び図面並びに検定を受けようとする機器各一台及び予備真空管二組を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

2　電波監理委員会は、検定を行うために必要があると認めるときは、第一項に規定するもの以外の書類又は図面を提出させることがある。

（検定の方法）

第三條　電波監理委員会は、前條の申請を受理したときは、第二章第一節に定める條件に従い、試験によつて、提出された機器の検定を行う。

2　誤差の程度による周波数測定装置の種別（検定種別という。以下同じ。）は、別表第三号で定める。

3　申請者又はその代理人は、第一項の試験に立ち会うことができる。

（検定の期間）

第四條　検定は、特別の事由がない限り、申請を受理した日から三箇月以内に行うものとする。

（型式検定合格証書）

第五條　電波監理委員会は、申請の機器が検定に合格したときは、別表第四号の型式検定合格証書を申請者に交付してその合格を証明するとともに、左に掲げる事項を告示する。

一　検定合格の年月日及び検定番号

二　型式検定合格証書の交付を受けた者（検定合格者という。以下同じ。）の氏名又は名称

三　機器の名称及び型式

四　機器製造者の氏名又は名称

五　検定種別及び測定周波数範囲（周波数測定装置に限る。）

（取扱説明書の添附）

第六條　検定に合格した型式の機器（検定合格機器という。以下同じ。）には、その機器の性能を維持するために必要な條件を記載した取扱説明書を添附しなければならない。

（不合格の通知）

第七條　電波監理委員会は、提出された機器が第三條第一項の條件に適合していないと認めたときは、不合格とし、理由を附して、その旨を申請者に通知する。

（変更承認）

第八條　検定合格機器の型式を変更しようとする者は、電波監理委員会の承認を受けなければならない。この場合において、当該変更は型式の主要部分でなく、且つ、第二條第一節に定める條件に影響を及ぼさないものでなければならない。

2　前項但書の承認を受けようとする者は、別表第五号の申請書に変更箇所を明示する別表第二号の書類及び図面を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

3　電波監理委員会は、必要があると認めるときは、前項の申請に係る機器を提出させることがある。

第九條　前條の変更承認については、第二條第二項及び第三條から第六條までの規定を準用する。この場合において、型式検定合格証書に記載する検定番号は、原検定番号に変更承認番号を附したものとする。

（機器の引取）

第十條　申請者が型式検定合格証書の交付を受けたとき又は不合格の通知を受けたとき又は提出した機器をすみやかに引き取らなければならない。

（合格証明の取消）

第十一條　電波監理委員会は、検定合格機器について調査し、第二章第一節に定める條件に適合しないものが多く、且つ、型式検定合格証明の効果を維持することができないと認めるときは、その証明を取り消すことがある。

2　**前項の場合においてその証明を取り消したときは、その旨を検定合格者であつた者に通知するとともに告示する。**この通知には、理由を附するものとする。

3　前項の通知を受けた者は、すみやかに型式検定合格証明書を電波監理委員会に返さなければならない。

（標章のもよう）

第十二條　検定合格機器には、左に掲げる事項を明示した標章をちよう附しなければならない。

一　検定合格の年月日及び検定番号

二　機器の名称及び型式

三　製造者の氏名又は名称

四　製造番号及び製造年月日

五　検定種別（誤差を附記すること。）及び測定周波数範囲（周波数測定装置に限る。）

（名称変更の届出）

第十三條　検定合格機器の名称又は型式を変更したときは、検定合格者は、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

2　前項の変更があつたときは、その旨を告示する。

第二節　その他の機器

（その他の機器の型式検定）

第十四條　第一節の規定は、電波監理委員会設置法第四條第二十四号の規定により第二條の機器以外の無線設備の機器の検定を電波監理委員会に委託する場合に準用する。

2　設備規則第十一條の規格電力に関する真空管の検定を申請しようとする者（当該真空管製造者に限る。）は、第二條の書類に更に左に掲げる事項を記載しなければならない。この場合の申請には、特に指定する場合を除く外、申請に係る真空管の提出を要しない。

一　使用周波数又は周波数範囲

二　変調の方式

三　真空管の標準使用回路

四　真空管の標準動作状態における陽極電圧、陽極電流及び出力

五　真空管の最大連続規格の陽極電圧及び陽極電流

（検定番号）

第十五條　電波監理委員会は、前項の申請に係る真空管が検定に合格したときは、別表第六号に定める様式による型式検定合格証書を申請者に交付し、且つ、左に掲げる事項を告示する。

一　検定番号

二　検定合格年月日

三　真空管の名称及び型式

四　申請者の氏名又は名称

五　規格電力（真空管の使用周波数若しくは周波数範囲、その標準動作状態における陽極電圧及び陽極電流並びにその使用目的（増幅級、電波の型式、変調の方式等）に応ずるもの。）

六　真空管の標準使用回路

3　第一項の場合の検定手数料は、告示する。

第二章　検定の基準

第一節　周波数測定装置等

（目的）

第十六條　この節においては、第一條の機器の検定合格の條件を定めることを目的とする。

（周波数測定装置の條件）

第十七條　警急自動受信機（受信装置、選出装置及び可聴警報装置を組み合わせたものをいう。以下同じ。）は、左に掲げる各條件に適合するものでなければならない。

一　一〇〇マイクロボルト以上一ボルト未満の受信機入力電圧において、四九二kcから五〇八kcまでのA二又はB電波によつて動作すること。この場合のA二電波は、測定用変調周波数四五〇サイクル以上一、三五〇サイクル未満であつて変調率七〇パーセントのA二電波をいう。以下同じ。）とする。

二　四九二kcから五〇八kcまでの周波数帯において均等の感度をもち、この周波数帯以外においては、急速にその感度が減少すること。

三　送信装置には、その周波数移位が前項の規定の値をこえることを防ぐ自動的装置をなるべく備えつけなければならない。但し、空中線電力三ワット以下の送信装置については、この限りでない。

第五章　高周波利用設備

第一節　通信設備

（周波数の許容偏差）

第五十九條　電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される周波数の許容偏差は、一パーセントとする。

（漏えい電界強度の許容値）

第六十條　電力線に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から一キロメートル以上隔たり、且つ、電力線から$\lambda/2\pi$（λは、基本波の波長をメートルで表わしたもの。以下同じ。）の地点で毎メートル五〇〇マイクロボルト以下でなければならない。

第六十一條　誘導式通信設備の線路に通ずる高周波電流の基本波による電界強度は、その送信装置から五〇〇メートル以上隔たり、且つ、線路から$\lambda/2\pi$の地点で毎メートル二〇〇マイクロボルト以下でなければならない。但し、炭坑における坑内等地形の制限により測定が不可能な場合は、この限りでない。

第六十二條　電力線搬送及び誘導式通信設備から発射される高調波、低調波又は寄生発射の強度は、基本波に対して三〇デシベル以上低くなければならない。

（混信の防止）

第六十三條　電力線搬送は、電力線に通ずる高周波電流によつて他の通信設備に混信を與えないように左の各号に適合していなければならない。

一　高周波電流を通ずる電力線の分岐点には、伝送特性の必要に応じ漏洩線輪を入れること。

二　高周波電流を通ずる電力線の経路は、その附近に他の各種線路及び無線誘導設備が少いように定めること。

第六十四條　高周波電流を通ずる誘導式通信設備の線路は、他の通信設備に與える混信を防止するためできる限り他の電線路との結合がないものでなければならない。

第二節　通信設備以外の設備

（電界強度の許容値）

第六十五條　通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波、高調波、低調波又は寄生発射による電界強度の最大許容値は、左の各号の通りとする。但し、これらの電波の周波数が別に定められた周波数帯内にあるものについては、この限りでない。

一　医療用設備　三〇〇メートルの距離において毎メートル二五マイクロボルト以下

二　工業用加熱設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇マイクロボルト以下

三　各種設備

(1)　高周波出力五〇〇ワット以下のもの　第一号に同じ。

(2)　高周波出力五〇〇ワット以上のもの　第二号の値をこえない範囲において、第一号の値に

$$\sqrt{\frac{P}{500}}$$

（Pは、高周波出力をワットで表わした数とする。）を乗じた値以下。

（混信の防止）

第六十六條　前條の設備は、その電力線から漏れる高周波電流及び周囲の電力線に浮導して流れる高周波電流により他の通信設備に混信を與える虞があるときは、ろ波器及びしやへい体が装置されていなければならない。

第六十七條　無線機器型式検定規則による型式検定に合格した型式の医療用設備は、施行規則第四十六條及びこの規則の第六十九條及び第七十條に規定する技術的條件に適合するものとみなす。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　第七條第一項第二号の規定は、昭和二十五年六月一日以前に施設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する送信設備については、昭和二十五年十二月一日から二年間は、適用しない。

3　第十六條、第四十條及び第五十二條の規定は、昭和二十五年六月三十日以前に施設し又は申請した無線設備には、適用しない。

4　第二十三條の規定は、この規則施行前に施設し又は申請した無線設備には、適用しない。

5　第四十二條の表中第一号の規定は、昭和二十五年六月一日以前に施設した送信装置については、昭和二年間は、適用しない。

6　昭和二十五年十二月一日から二年間は、第六十五條第一号の医療用設備及び第二号の工業用加熱設備については規定する値は、それぞれ左の通りとする。

一　医療用設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇マイクロボルト以下

二　工業用加熱設備　一、六〇〇メートルの距離において毎メートル一〇〇マイクロボルト以下

7　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

◎電波監理委員会規則第十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線機器型式検定規則の全部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十五年十一月三十日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線機器型式検定規則の全部を改正する規則

無線機器型式検定規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第八号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章　型式検定手続

第一節　周波数測定装置等（第一條―第十三條）

第二節　その他の機器（第十四條―第二十五條）

第二章　検定の基準

第一節　周波数測定装置等（第二十六條―第二十八條）

昭25.11.30.

三　警急信号（十二線から成り、各線の長さが四秒間、各線の間隔が一秒間のものをいう。以下同じ。）のうち連続した四線の信号によって動作すること。

四　信号の線の長さが三・五秒から六秒までであつて各線の間隔が一・五秒からなるべく十ミリ秒までのときに動作し、線の長さが三秒以下若しくは七秒以上又は各線の間隔が二秒以上のときは、動作しないこと。

五　空電又は警急信号以外の信号によつては、動作しないこと。但し、事実上警急信号を構成する場合は、この限りでない。

六　受信装置及び選出装置が警急信号によつて起動したときは、その可聴警報装置は、停止操作を行うまで連続的に動作するものであること。

七　故障の際自動的に故障を報する装置をもつこと。

八　前二号の動作を停止する開閉器は、各一個に限ること。

九　震動若しくは衝撃又は温度若しくは湿度の変化によつてその性能に影響を受けないこと。

2　警急自動受信機は、前項各号に定めるものの外、警急自動受信機技術実施標準（附録二）に掲げる条件にもできる限り適合するものでなければならない。

（無線方位測定機の条件）

第十八條　無線方位測定機は、左に掲げる各条件に適合するものでなければならない。

一　A一及びA二電波の少くとも二八五kcから五三五kcまでの周波数によつて到来電波の方位を測定することができること。

二　各周波数の間隔が五kcの場合においても十分選択できること。

三　外来雑音のない状態において、電界強度が毎メートル五〇マイクロボルトの測定用変調波を受信し、最大感度の方向において、測定用変調波の受信信号と受信機雑音との比が一〇デシベル以上であること。

四　測定確度は、混信又は電波の乱れの少い場所において、地上波電界強度が毎メートル三ミリボルトの測定用変調波によつて測定し、（十一）一度以内であること。

五　方位測定幅は、電界強度が毎メートル一五〇マイクロボルトの測定用変調波によつて測定し、二度以内であること。

六　方位測定点が約一八〇度隔つた二箇所で求められる方式のものであるときは、向を判別するために必要な受信信号の感度比は、六デシベル以上であつて、且つ、向を判別するための操作は容易であること。

七　震動若しくは衝撃又は温度若しくは湿度の変化によつてその性能に影響を受けないこと。

八　防水装置が十分であり、且つ、各部の絹糸が良好であること。

2　無線方位測定機は、前項各号に定めるものの外、無線方位測定機技術実施標準（附録三）に掲げる条件にもできる限り適合するものでなければならない。

（目的）

第十九條　この節においては、第十四條の機器の検定合格の条件を定めることを目的とする。

（気象援助業務用の送信設備の機器の条件）

第二十條　気象援助業務用の送信設備の機器の条件は、左の通りとする。

一　周波数偏差は、左に掲げる場合において、（十一）〇・四パーセント以内であること。

(1)　相対湿度が三五パーセントから八〇パーセントまであつて、温度が摂氏一〇度から三五度までである状態において継続を十分間以上加熱した場合

(2)　電源電圧が定格値から（一）一五パーセント変化した場合

(3)　振動振幅を三ミリメートルとして毎分一、〇〇〇回の振動を二十分間與えた場合

二　電源電圧その他外囲の状態を一定にして温度を摂氏（十）三五度から（一）七〇度まで変化したときの周波数は、別に定める周波数帯内にあること。

三　送信空中線に使用する導線は、直線の状態を維持できるものであること。

四　空中線と送信装置との結合は、固着することができるものであること。

（簡易無線業務用の無線設備の機器の条件）

第二十一條　四六三Mc及び四六七Mcの周波数を使用する簡易無線業務用の送信設備の機器の条件は、左の通りとする。

一　周波数偏差は、左に掲げる各場合において（十一）〇・四パーセント以内であること。

(1)　相対湿度三五パーセントから八〇パーセントまでであつて温度が摂氏一〇度から三五度までである場合

(2)　電源電圧を定格値の（十一）一〇パーセントまで変化した場合

(3)　外箱に人体が触れている場合

(4)　振動振幅三ミリメートルであつて、毎分一、〇〇〇回の振動を一時間與えた場合

(5)　軽微な衝撃を與えた場合

二　外部から調整できないものであること。

三　封印が施してあるものであること。但し、電池の取替上必要な部分を除く。

2　簡易無線業務用の受信設備は、感度及び了解度が十分であること。

第二十二條　直線検波器を使用する変調度計の条件は、左の通りとする。

一　検波器、直流計器及び半尖頭値指示器を含むものであること。

二　検波器は、直線検波ができるものであること。

三　直流計器は、搬送波の振幅を指示し、且つ、変調に伴う搬送波の振幅変動率を測定できるものであること。

四　半尖頭値指示器は、左の各号に適合するものであること。

(1)　指示の遅れは、上昇時間については、四十ミリ秒から九十ミリ秒まで及び下降時間については、五百ミリ秒から八百ミリ秒までのものであること。但し、上昇時間は、指示が完全指示の九〇パーセントまで上昇するに要する時間とし、下降時間は、全指示の一〇パーセントまで下降するに要する時間とする。

(2)　切換によつて正及び負の変調度を指示できるものであること。

(3)　変調度の尺度の目盛は、零パーセントから一〇〇パーセントをこえるものであること。この目盛には、一〇〇パーセントを零デシベルとしたデシベル目盛が附されていること。

(4)　指示の確度は、一〇〇パーセントの変調については、（十一）二パーセント、その他の変調については、全指示の（十一）四パーセントとする。

(5)　周波数特性は、変調周波数の三〇サイクルから一〇、〇〇〇サイクルまでの間において、直線から（十一）一デシベル以上離れないこと。

（送信波形直視装置）

第二十三條　送信波形直視装置の条件は、左の通りとする。

一　陰極線オシログラフに波形を表わすための検波器出力の特性は、左の各号に適合するものであること。

(1)　検波の直線性は、零ボルトから五〇ボルトまでの間において直線から（十一）〇・五デシベル以内にあること。

(2)　検波利得の周波数特性は、一kcの場合の出力を零デシベルとした場合において、左の通りであること。

(一)　六kc以下
（十一）〇・五デシベル以内

(二)　二〇〇kc（搬送周波数四〇〇kcの場合は、三〇kc）
（十一）七デシベル以上

(三)　四〇〇kc以上
（十一）二六デシベル以下

二　陰極線オシログラフに波形を表わすための時間軸波は、一八〇度の位相転換及び九〇度に わたる位相調整ができること。

三　波形の上昇時間及び下降時間は、〇・五ミリ秒まで正確に測定できるものであること。

四　時間目盛を消すことができる装置をもつこと。

第二十四條　周波数帯幅測定器の条件は、左の通りとする。

一　設備規則第六条に規定する周波数帯幅について発射電波の全電力と周波数帯幅の内又は外の電力との比を測定できるものであること。この測定範囲は、九八パーセントから一〇〇パーセントまで又は二パーセントから零パーセントまでとする。

二　前号の比は、〇・一パーセント以内の精度で読み取ることができること。

三　全電力と周波数帯幅の内又は外

の電力とを比較するために高域ろ波器を使用する場合は、その遮断周波数は、第一号の周波数帯幅の二分の一に相当するものであること。

四　前号のろ波器の周波数特性は、遮断周波数の一・二倍の周波数を零デシベルとした場合において、左の通りであること。

(1)　遮断周波数の一・二倍から五倍までの周波数　（十一）〇・三デシベル以内

(2)　遮断周波数　（一）六デシベル以上

(3)　遮断周波数の〇・八倍の周波数　（一）二八デシベル以下（但し、A一の場合は、一二デシベル以下とする。）

(4)　遮断周波数の〇・三倍の周波数　（一）三四デシベル以下

五　電力計の周波数特性は、周波数帯幅の五倍の周波数範囲内において（十一）〇・五デシベル以内のものであること。

（医療用設備の機器の条件）

第二十五條　施行規則第四十五條の医療用設備の機器の条件は、高周波出力一キロワット以下のものについて、左の通りとする。

一　施行規則第四十八條の条件に適合すること。

二　発射される電波は、実際の運用中に生ずる負荷の変動状態において、設備規則第六十五條に規定する条件を満たすものであること。

三　電源装置から漏れる高周波電流により他の通信設備に妨害を與えないための電力線ろ波器をつけること。

四　医療電極の導線には、他の通信設備に妨害を與えないため十分な電磁しやへいをすること。

五　医療電極及びその導線以外の設備は、他の通信設備に妨害を與えないための十分な電磁しやへい体の内に収容すること。

附　則

1　この規則は、昭和二十五年十二月一日から施行する。

2　検定合格機器と同一型式の機器であつてその検定合格機器が合格するまでに備えつけられたものは、検定合格機器とみなす。

3　無線方位測定機及び警急自動受信機型式試験規則（昭和十年逓信省令第十五号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）現に同規則によつて認定を受けていた無線方位測定機は、この昭和二十五年十二月一日から二年間は、検定合格機器とみなす。

4　この規則による改正前の規定に基く処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、この規則によつてしたものとみなす。

別表第一号（第二條参照）

収入印紙

型式検定申請書

一　機器の名称又は型式名称

二　機器製造者の住所及び氏名又は名称

三　希望する検定種別及び測定周波数範囲（周波数測定装置に限る。）

右に対する型式検定について、無線機器型式検定規則第二條により、別紙の書類及び図面並びに（何）一台（個）に予備真空管二組を添えて、申請します。

年　月　日

申請者住所
（ふりがな）
氏　名　㊞

電波監理委員会委員長殿

註　申請書は、正本一通及び副本一通を電波監理総局に提出すること。

別表第二号（第二條及び第八條参照）

申請書に添えて提出しなければならない書類及び図面

一　機器の構成

二　機器の性能の概要

三　取扱説明書

四　試験成績表

五　主要部品の諸元表

六　添附図面

（イ）　配線図

（ロ）　総合系統図

（ハ）　機器の外観図（寸法入）

（ニ）　各部組立図（寸法入）

（ホ）　部品配置図

別表第三号（第三條参照）

周波数測定装置の種別分類表

第一種	誤差が〇・〇〇〇一五パーセント以内のもの
第二種 〃	〇・〇〇二五パーセント以内のもの
第三種 〃	〇・〇〇五パーセント以内のもの
第四種 〃	〇・〇一パーセント以内のもの
第五種 〃	〇・〇二五パーセント以内のもの
第六種 〃	〇・〇五パーセント以内のもの
第七種 〃	一〇サイクル以内のもの

別表第四号（第五條参照）

型式検定合格証書

一　機器の名称又は型式の名称

二　申請者（住所及び氏名又は名称）

三　機器製造者（氏名又は名称）

四　検定年月日

五　検定種別及び測定周波数範囲（周波数測定装置に限る。）

六　検定番号

右は、無線機器型式検定規則第三條第一項の型式検定に合格したものであることを証明する。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

別表第五号（第八條参照）

型式変更承認申請書

収入印紙

一　機器の名称又は型式

二　機器製造者の住所及び氏名又は名称

三　検定番号及び検定年月日

四　変更箇所

右の通り型式を変更したいから、無線機器検定規則第八條により、別紙の書類及び図面を添えて申請します。

年　月　日

申請者住所
（ふりがな）
氏　名　㊞

電波監理委員会委員長殿

注　申請書は、正本一通及び副本一通を電波監理総局に提出すること。

別表第六号（第十四條参照）

型式検定合格証書

使用周波数又は周波数範囲	標準動作状態における		使用目的	摘要
	陽極電流	陽極電圧	増幅数（電波の変調の方式）	送信電力

上記は、無線機器検定規則第十四條の規定により真空管の型式検定に合格したものであることを証明する。

年　月　日

電波監理委員会　㊞

附録一

周波数測定装置技術実施標準

この実施標準においては、種々の方式の周波数測定装置のうち代表的なヘテロダイン周波数計、周波数偏差計及び周波数偏差監視計に関し、できる限り適合することが望ましい条件、規定の条件に適合しているかどうかの判定の方法及び規定の条件に適合させるために参考となる事項を掲げる。

ヘテロダイン周波数計、周波数偏差計及び周波数偏差監視計以外の周波数測定装置に対しては、この実施標準を準用する。

第一　ヘテロダイン周波数計

1　定義

一　ヘテロダイン周波数計とは、その主要部分が周波数標準器及び仲介発振器をもつて構成され、ヘテロダイン方式によつて周波数を測定するものをいう。

二　周波数標準器とは、送信装置の周波数から独立して測定の標準となる周波数を発生するものであつて、周波数計の内部にあるものをいう。

三　仲介発振器とは、ヘテロダイン方式によつてその発振周波数と送信装置の周波数とのうなり周波数を発生するための発振器をいう。この発振器は、その発振周波数が連続的に変化できる自動発振方式は発振器である。

2　誤差

ヘテロダイン周波数計によつては、色々の原因によつて生ずる誤差の集積であるが、それぞれの誤差の生ずる確率が同程度である場合はほとんどないから、誤差を表わすためには、最大誤差を採る。

3　周波数標準器

一　因

(1)　標準電波等によつて比較較正するときに生ずるもの。

(2)　これを構成する回路の状態の変化によつて生ずるもの。

(3)　温度、湿度、気圧等外囲の状態の変化によつて生ずるもの。

昭25.11.30.

二　較正

(1)　周波数標準器の周波数は、標準電波の周波数で較正できるものであること。

(2)　標準電波の周波数によつて直接に較正できないものは、他の周波数標準によつて間接に較正できること。

(3)　較正するときに生ずる誤差を少くするためには、その較正がヘテロダイン方式によるものでは、單一うなり周波数によらないで二重うなり周波数を利用すること。

(4)　較正するときに生ずる誤差は、周波数計の誤差の十分の一以下であること。

三　初期漂動

(1)　周波数標準器は、周波数の初期漂動による誤差を生ずるから、十分安定した状態になつてから使用すること。

(2)　初期漂動は、その始動後三十分を経てからの十分間における周波数の最大変化で表わす。この値は、周波数計の誤差の十分の一以下であること。

四　電源電圧変化による周波数変化

(1)　水晶発振器を用いるものであるときは、電源電圧の変化により周波数が変化するから、その電源電圧を安定に保つために、なるべく電源電圧安定装置又は陽極電圧及び纖條電圧の（＋一）五パーセント以下を指示することができる精度の電圧計を附属させること。

(2)　試験

交流の場合は、一次側入力端子において、直流の場合は、陽極及び纖條端子のそれぞれにおいて、電圧を定格値よりその（＋一）五パーセントの範囲内で任意に変化させ、そのときの周波数の変化を測定すること。この場合の周波数の変化は、定格値の正及び負のそれぞれの変化において、周波数計の誤差の十分の以下であること。

五　温度変化の影響

(1)　水晶片は、温度の変化により固有周波数が変るものであるから、水晶発振器及び水晶共振器を用いるものであるときは、室内温度の変化にかかわらず水晶片の温度を一定に保つか又は温度変化による影響を補償する（温度補償という。以下同じ。）こと。

(2)　温度補償の装置をもつものは、その装置が確実に動作し、温度補償の表又は曲線をもつものは、これらの表又は曲線が正確なものであること。

(3)　試験

(一)　室内温度を摂氏一〇度から五度ずつ変化させ、その変化ごとに測定して温度変化による誤差を測定すること。

(二)　温度補償の装置をもつものは、この装置を動作させた状態で測定すること。

(三)　温度変化によつて生ずる誤差は、温度を除いた他の條件を一定にして測定し、周波数計の誤差の十分の二以下であること。

4

一　仲介発振器

仲介発振器は、周波数標準器の周波数によつて較正した後、測定周波数（測定しようとする電波の周波数をいう。以下同じ。）をヘテロダイン法によつて測定するものであるから、仲介発振器の誤差については、周波数標準器の誤差と切り離し独立したものとして考えること。

二　仲介発振器の主な誤差の原因

(1)　周波数標準器の周波数によつて較正するときに生ずるもの。

(2)　機構的欠陥によつて生ずるもの。

これを構成する回路の状態の変化によつて生ずるもの

(3)　温度、湿度気圧等外囲の状態の変化によつて生ずるもの。

(4)　これらの誤差の原因は、仲介発振器が二つ以上あるもの、誤差を少くするための方法が機械的又は電気的のもの、周波数直読型のもの、較正表又は較正曲線を用いるもの等についても同様であること。

三　読取精度の決定

(1)　周波数の読取精度は、なるべく周波数計の誤差の十分の一以下であること。但し、零うなり周波数を精密にとることが困難な場合には次の例によること。

(例)　誤差〇・〇〇〇〇五のヘテロダイン周波数計においては、読取精度は、その十分の一である〇・〇〇〇〇〇五となり、仲介発振器の周波数が一、〇〇kcのときは、五サイクルの変化を判別しなければならないこととなるが、このような場合には、一〇サイクル（誤差〇・〇〇〇〇五に対する読取精度は十分の四となる。）の変化を判別することができる程度でさしつかえないこと。

(2)　読取精度は、零うなり周波数の幅と可変蓄電器の目盛板がこの幅を適確に読み取ることができるかどうかとによつて決まるものであつて、目盛板装置の機械的「遊び」等は、直接読取精度に影響する。しかし、單に目盛板装置の機械的精度を必要以上に上げても零うなり周波数の幅が大であるときは、読取精度は上らない。従つて、仲介発振器は、読取精度に相当する目盛板の変化に対して零うなり周波数が完全に認められるものであること。

(3)　試験

周波数の測定又は仲介発振器の較正に際し、読み取ることができる最小目盛に相当する目盛板の変化に対して完全に零うなり周波数の変化を認めることができるかどうかを確かめた後、最小目盛当りの平均周波数変化とその目盛板指度周波数との比を求めること。この値は、仲介発振器の周波数の全範囲にわたつて周波数計の誤差の十分の四以下であること。

較正曲線の偏移及び補間方式による誤差

(1)　較正曲線の偏移

仲介発振器は、その可変蓄電器の目盛板指度と発振周波数の函数関係によつて周波数を測定するものであるが、測定周波数を直読する方式及び較正表又は曲線を使用する方式においては、目盛板指度と発振周波数との函数関係は常に一定したものとみなして、あらかじめ直読式にするか又は較正表若しくは曲線を作成すること。使用状態によるこの函数関係の変化を較正曲線の偏移といい、この偏移は、誤差の原因となる。

(2)　補間方式による誤差

仲介発振器の較正点は、適当な周波数間隔をもつから、その間隔の間に測定周波数があるときは、「補間方式」によつて測定周波数を決定すること。この場合においては、目盛板指度と発振周波数との函数関係は、直線とみなすものとする。この函数関係が直線でなければ誤差を生ずるから、できる限り直線にすること。この誤差を補間方式による誤差という。

較正曲線の偏移及び補間方式による誤差の原因

較正曲線の偏移は、外囲の状況の変化、回路の変動、送信装置との結合條件、線輪切換式のものの切換装置の接点の状態等によつて生ずるものである。又補間方式による誤差は、可変蓄電器及びその盛目板の不均一性によつても生ずる。

較正点の間隔の大きいものは、これらの誤差は、仲介発振器の誤差の主要部分を占める。

(4)　試験

較正曲線の偏移及び補間方式による誤差は、仲介発振器の使用周波数の範囲において、左に掲げる各場合において、周波数計の誤差の十分の五以下であること。

(一)　室内温度が摂氏一〇度から三五度までの間において変化する場合

(二)　電源電圧が定格値から（＋一）五パーセント以内において変化する場合（この場合において、測定中の電圧は、一定とする。）

(三)　周波数計の入力端子に五メートルの空中線を取りつけた場合及び空中線を取りつけない場合

五　初期漂動による誤差

(1)　仲介発振器の初期漂動は、周波数標準器の初期漂動に比べてかなり大きいものであるから、この初期漂動による誤差を少くするには測定時間を短縮すること。

(2)　試験

始動後四十分を経てからの三分間における最大変化を測定すること。この測定は、仲介発振器の使用周波数の範囲において、ほぼ等しい間隔の三点以上について行い、且つ、電源電圧、室内温度その他の外囲の状態を一定に保つて行うこと。この値は、周波数計の誤差の十分の一以下であること。

六　電源電圧変化による周波数の変化

(1)　仲介発振器の電源電圧変化による安定度は、周波数標準器に比べて極めて低いから、できる限り電圧を安定した状態におくこと。又電源電圧の変化による周波数の変化は、各周波数によつて異な、特に周波数の高い方においてこの変化が大きい。

(2)　試験

電源端子における電圧を定格値より（＋一）五パーセント変化させてその変化による周波数変化を測定すること。この測定は、仲介発振器の使用周波数の範囲において、ほぼ等しい間隔の三点以上について行うこと。この値は、周波数計の誤差の十分の二以下であること。

5

構造等

一　回転部分の「遊び」

(1)　各目盛板、つまみ等の機械的「遊び」をできる限り小くすること。このためには、回転部分の軸、軸受及び歯車装置は、長期間使用しても磨耗の少い材料で作ること。

目盛板等に手を触れて調査する場合と手を離した場合、外箱に身体を近づけた場合と遠ざけた場合等によつて生ずる誤差をできる限り少くするために、いやいやその他構造について考慮すること。

(2)　試験

仲介発振器の較正点を十回繰り返して測定したときの誤差は、周波数計の誤差の十分の二以下であること。この場合の較正点は、仲介発振器の使用周波数の範囲において、ほぼ等しい間隔の三点以上とし、又測定点を求めるときの目盛板の回転は、常に同一方向から止めること。

二　耐震の條件、絕緣抵抗及び温度に関する條件については、無線方位測定機の場合と同様とする。但し、陸上において固定して使用する誤差の非常に少いものについては、耐震の條件を除く。

周波数偏差計

1　定義

周波数偏差計とは、その主要部分が水晶共振器及び指示装置をもつて構成され、次の二つのいずれかの方式によるものをいう。

一　水晶共振器の共振周波数を基準として測定周波数の偏差を測定する方式

この方式は、水晶以外の回路定数（例えば水晶共振子に直列に接続された蓋電器の容量）の変化により共振周波数が僅かに変化することを利用するか、又は測定周波数を既知の可変周波数によつて変調し、側帶波を共振周波数に一致させることを利用したもの（同調方式という。以下同じ。）である。

二　水晶共振器の共振周波数を基準として測定周波数の偏差を測定する方式

この方式は、共振特性を利用して、周波数の偏差を電流の変化に変換するもの（離調方式という。以下同じ。）である。

2　誤差

周波数偏差計の誤差は、ヘテロダイン周波数計の場合と同様に確率誤差で表わす。

3　水晶共振器及び指示器の條件及び試験

一　條件

(1)　読取精度

読取精度は、同調方式においては、周波数偏差の指示装置の狂及び共振点を定める時の測定の精度によつて決り、離調方式においては、周波数偏差の指示装置及び周波数変化と電流変化との傾度によつて定まる測定精度によつて決まるものであるから、読取精度を高めるためには、これらの値をできる限り小さくすること。

又読取精度は、それぞれの方式において、周波数計の誤差の十分の四以下であること。

(2)　較正のための調整

周波数偏差計より誤差の少い周波数測定装置の周波数を基準として較正するために調整ができるものであること。

(3)　較正の基準となる周波数の選択

周波数偏差計より誤差の少い周波数測定装置の周波数を基準として較正を行う場合に、基準となる周波数に相当の誤差があるときは、較正の結果にも誤差を生ずるから、基準とする周波数の誤差は、周波数偏差計の誤差の十分の一以下であること。

(4)　温度補償装置

室内温度摂氏一〇度から三五度までの範囲において規定の確度を維持するためには、確実に温度補償をしなければならないが、温度補償の狂を防ぐために誤差一度以内の温度計を、水晶片の温度を正確に測定することができる位置に備えつけること。

(5)　測定範囲

同調方式においては、その測定範囲は、測定周波数の許容偏差より広いこと。

(6)　周波数変化と電流変化との傾度の変化

離調方式においては、測定しようとする電波の入力電圧及び室内温度の変化によつて周波数変化と電流変化との傾度が変化すると誤差を生ずる。この傾度の変化によつて生ずる誤差は、周波数偏差計の誤差の十分の二以下であること。

(7)　送信装置との結合

(一)　送信装置に結合することによつて測定周波数に影響を與えないように、周波数偏差計の消費電力をできる限り小さくし、且つ、測定の際に測定周波数に與える周波数変化は、測定周波数の許容偏差の十分の一以内であること。

(二)　入力端子に接続されるインピーダンスによつて生ずる誤差は、測定周波数の許容偏差の十分の一以内であること。

(8)　近接周波数等の妨害

水晶共振子の近接周波数、共振周波数の高調波及び測定周波数以外の周波数によつてその測定を妨げられないこと。

(9)　水晶共振子の安定度

水晶共振子の共振周波数は、経年変化、温度変化、震動、衝撃等によつて変化するものであるから、経年変化により変化するものの使用を避け、又は温度変化、震動及び衝撃等の影響を小さくするように措置すること。

二　試験

(1)　指示装置の目盛及び水晶共振器の共振特性によつて読取精度を決定すること。

(2)　周波数偏差計より誤差の少い周波数測定装置の周波数で較正するとき精密に調整できるかどうかを試験すること。

(3)　室内温度摂氏一〇度から三五度までの範囲において五度ずつ変化させて、温度補償による誤差を測定すること。

(4)　入力電圧を使用範囲内において変化させ、誤差が生ずるかどうかを試験すること。

(5)　送信装置から入力をとるための結合によつて測定周波数に影響を與えないかどうか、又その結合の方法によつて測定値に誤差を生じないかどうかを試験すること。

(6)　近接周波数又は測定しようとする送信装置以外の送信装置から発射される電界強度の大い電波によつて測定に影響を受けるかどうかを試験すること。

(7)　周波数安定度の試験は、三十日間に少くとも五回行うこと。

この場合においてこの値は、周波数偏差計の誤差の十分の五以内であること。

(8)　周波数偏差計を使用することができる測定周波数の範囲の両端及び中間の三周波数において、それぞれの試験を行うこと。

号外

昭25.11.30.

一　周波数の切換
(1)　周波数を切り換えて使用するものにおいては、切換装置は、確実に動作するものであつて切換によつて水晶共振器の動作を不安定にしないこと。
(2)　試験
切換装置を操作して同一の測定周波数を十回測定しその差を求めること。この値は周波数偏差計の誤差の十分の二以下であること。
二　耐震の條件、絶縁抵抗及び濕度に関する條件については、ヘテロダイン周波数計の場合と同様とする。
周波数偏差監視計
第三　定義
1　一　周波数偏差監視計とは、局部発振器の周波数及び送信装置の周波数によつてうなり周波数をつくり、これを指示器によつて監視するものをいう。
二　局部発振器とは、周波数標準器となるものであつて、測定周波数からうなり周波数に相当する周波数だけ隔つた周波数の水晶発振器をいう。
三　指示器とは、うなり周波数を指示するための装置をいう。
2　誤差
周波数偏差監視計の誤差は、ヘテロダイン周波数計の誤差の場合と同様に確率誤差で表わす。
この実施標準においては、誤差が(十一)一〇サイクル以内のものの條件を定める。
3　條件
一　読取精度
指示器によつて少くとも一サイクルの精度で読み取ることができるものであること。
二　指示範囲
指示器の指示範囲は、指定された周波数の上下において二〇サイクルをこえるものであること。
三　水晶発振子
水晶発振子の通常の運用状態における最大温度変化は、左に掲げる値をこえないものであること。
(1)　X板又はY板の水晶発振子であるときは、攝氏（十一）〇・〇五度
(2)　周波数温度係数が攝氏一度につき百万分の三以下の水晶発振子であるときは、攝氏（十一）〇・二五度
四　温度計
水晶発振子の温度を測定するための温度計は、その誤差が左に掲げる値をこえないものであること。
(1)　X板又はY板の水晶発振子の温度を測定するものであるときは、（十一）〇・〇二五度
(2)　周波数温度係数が攝氏一度につき百万分の三以下の水晶発振子の温度を測定するものであるときは、（十一）〇・二五度
五　長時間連続して安定に動作すること。
六　送信装置の搬送波によつてうなりを起さないものであること。
七　別の標準周波数によつて較正するために、温度調整又は他の方法によつて周波数の調整ができること。
4　試験
一　別の標準周波数を三十日間に、少くとも五回測定してその誤差を定める。
二　周波数の微少変化に対応する指器の指示の変化を測定する。
三　較正するために周波数の調整ができる範囲を定める。
四　電源電圧を(十一)一〇パーセント変化させて、局部発振器の周波数変化を測定する。
五　真空管を取り替えて、局部発振器の周波数の変化を測定する。
六　室内温度攝氏一〇度から三五度までの温度変化に対する水晶発振子の周波数変化を測定する。
5　絶縁抵抗及び濕度に関する條件については、ヘテロダイン周波数計の場合に同様とする。

附録二

警急自動受信機技術実施標準
この実施標準においては、警急自動受信機に関し、できる限り適合することが望ましい條件、規定の條件に適合しているかどうかの判定の方法及び規定の條件に適合させるために参考となる事項を掲げる。
第一　受信装置に関する條件
1　感度
一　感度
受信装置に必要な感度は、選出装置が警急信号によつて確実に動作するため必要な選出装置の入力電圧によつて異なるが、いかなる選出装置を用いる場合においても、受信装置の入力端子において一〇〇マイクロボルトから一ボルトまでの警急信号によつて選出装置を確実に動作させるものであること。従つて感度の試験には、選出装置を組み合せて行うこと。
二　感度試験
(1)　感度試験に必要な警急信号の入力電圧は、警急信号発生装置（標準信号発生器と警急信号電鍵装置とを組み合わせたものをいう。以下同じ。）を警急自動受信機に接続して発生させること。この場合において、警急信号電鍵装置の動作は、各線の長さを三秒から七秒以上まで、又各線の間隔を十ミリ秒から二秒以上まで変化させて調整することができるものであつて、その警急信号の波形は、各線の間隔を十ミリ秒にしても測定ができるものであること。
(2)　警急信号発生装置は、測定用変調波五〇〇kcの警急信号を発生するものであること。
(3)　一〇〇マイクロボルト及び一ボルト並びに約一ミリボルト及び一〇ミリボルトの警急信号を発生させ、警急自動受信機が確実に動作するかどうかを試験すること。この場合において、この電鍵装置による警急信号の波形は、できる限り実際の電波に近くするため、波型の立上り及び立下りに丸味をもたせること。
(4)　警急自動受信機の入力端子に五ボルト以上の警急信号に似て非なる信号を與えて、警急自動受信機が動作しないかどうかを試験すること。この場合において、警急信号に似て非なる信号は、線の長さが三秒以下及び七秒以上並びに線の間隔が二秒以上であること。
三　信号対雑音比の試験
受信装置が安定に動作するために、受信装置出力における信号対雑音比は、外来雑音のないときの一〇〇マイクロボルトの信号入力に対して、二〇デシベル以上であること。但し、この測定は、受信装置の増幅特性の不安定となることを防ぐために、この感度の変化は、六デシベル以下であること。
二　通過周波数帯域幅内において、感度が著しく変化することによつて警急信号に対する動作が不安定となることを防ぐために、この感度の変化は、六デシベル以下であること。
三　選択度の試験は、次図に示す通りに各装置を接続して行うこと。

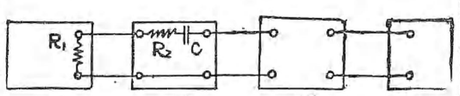

R1とR2との合成抵抗は、六オームCは、二五ビコファラッド（マイクロマイクロファラッド）

四　受信装置を、その通過周波数帯域幅の中央が五〇〇kcになるように調整し、変調しない信号を発生する標準信号発生器の周波数を五〇〇kcを中心にして変化させ、受信装置の検波管入力電圧の変化を測定すること。この場合において、この測定は、受信装置の増幅特性の直線的部分において、一〇〇マイクロボルトから一ボルトまでの範囲の標準信号発生器の出力電圧により行うこと。
第二　選出装置に関する條件
1　選出装置に関する條件
選出装置の試験は、この装置に受信装置及び可聴警報装置を組み合わせた状態において行うこと。
2　試験のための装置は、受信装置の感度試験の場合と同様にすること。
3　一〇〇マイクロボルト及び一ボルト並びに約一ミリボルト、一〇ミリボルト及び一〇〇ミリボルトの各電圧の警急信号によつて十回選出装置の試験を繰り返し、安定に動作するかどうかを試験すること。
4　一〇〇マイクロボルト、一ボルト及び五ボルト並びに約一ミリボルト、一〇ミリボルト及び一〇〇ミリボルトの各電圧の警急信号によつて十回選出装置の試験を繰り返し、安定に動作するかどうかを試験すること。
第三　安定度その他の條件
1　始動後の安定度
始動後の安定度
始動後十分以内に正規の動作状態となり、且つ、再調整を要しないで八時間以上連続して安定に動作すること。
(1)　粹型空中線の傾斜及び型のひずみ
(2)　回転部の軸の狂
(3)　方位指示盤の目盛の狂
(4)　方位指示盤の読取誤差
(5)　親差
二　粹型空中線は、垂直空中線効果によつて誘起される電圧が受信機において増幅され、最小音を不明瞭にし又は指向性を変形しないこと。
三　直交粹型空中線とゴニオメーターとを使用する方式においては、更に左に掲げる誤差の原因をできる限り少くすること。
(1)　粹型空中線の傾斜及び型のひずみ
回転部の軸の狂
方位指示盤の目盛の狂
方位指示盤の読取誤差
親差
二　粹型空中線は、垂直空中線効果によつて誘起される電圧が受信機において増幅され、最小音を不明瞭にし又は指向性を変形しないこと。
三　直交粹型空中線とゴニオメーターとを使用する方式においては、更に左に掲げる誤差の原因を少くすること。
(1)　直交粹型空中線による誤差の原因
(一)　二組の空中線の電気的結合
(二)　二組の空中線の実効高の相異
(三)　二組の空中線のインピーダンスの相異
(四)　二組の空中線の直交面の狂
(2)　ゴニオメーターによる誤差の原因
(一)　二組の空中線線輪間の電気的結合
(二)　二組の空中線線輪の構造の相異
(三)　捜索線輪の軸の狂
(四)　空中線線輪と捜索線輪とによる余弦誤差
(3)　電気ゴニオメーター又は陰極線ゴニオメーターによる誤差の原因
(一)　二組の空中線に結合された受信回路又は指示回路の特性の不一致
(二)　ブラウン管の指示特性の狂
3　第十八條第四号に規定する測定確度の試験は、到来電波の伝ぱんによる誤差がほとんどなく、且つ、到来電波の電界強度が十分であつて方位測定幅が（十一）〇・五度より小さいときは、綜合試験によること。この場合において、綜合試験を行うことが不適当であるときは、それぞれの原因による誤差についても試験すること。
4　測定確度を試験するときの條件
一　電波の乱れの少い場所（周囲五〇〇メートル以内に、測定電波の波長の八分の一以上の長さの接地導体のない場所をいう。）において行うこと。
二　方位測定機から二波長以上離れた地点に、垂直偏波の測定用変調波を発射する試験用発振器を置いて、方位測定機を置いた地点の電界強度が毎メートル約三ミリボルトとなるように試験用発振器を調整すること。
三　方位測定機を最良の動作状態に調整してこの測定用変調波の方位を測定すると同時に、光学的方法による試験用発振器の方位を測定し、それらの測定結果の差を求めること。
第三　感度
1　方位測定機の感度は、到来電波の方位を測定することができる最小の電界強度とその方位測定幅とによつて定まること。
2　方位測定幅の表示は、左の各号に掲げるところによること。
一　最小感度方式においては、最小感度帯の幅で表わす。
(1)　聴覚式の場合は、信号対雑音比（一）二三・二デシベル以下の消音帯の幅を最小感度帯の幅とする。
(2)　ブラウン管の図形による視覚式の場合は、その図形と受信機雑音によつて生ずる図形のちらつきとによつて最小感度帯の幅を定める。
二　等感度方式においては、等感度帯の幅で表わす。
指示計を用いる聴覚式においては、指示計によつて読むことができる最小の目盛と指示のちらつきとによつて等感度帯の幅を定める。
3　方位測定幅を決定するための試験方法
一　與えられた電界強度に対する方位測定幅の測定は、実際の到来電波によつて行われなければなら

号外
P. 60

昭25.11.30.

らないものであるが、試験に際して適当な電界強度の到来電波を得ることは困難であるから、次図に示す装置によって等価的に試験を行うこと。

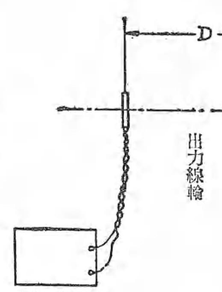

注　1　出力線輪は、直径七・六二センチメートルのベークライト円筒に、直径一・三ミリメートル二重絹巻線を十九回密着して巻いたもので、その接地側を枠型空中線に面するようにすること。

2　Dは、枠型空中線の直径の二倍以上とすること。

3　枠型空中線を標準信号発生器の出力端子につけた線輪と結合すること。

この線輪の軸と枠型空中線の軸とを正確に一致させ、且つ、これらの面をも一致させること。

二　標準信号発生器の高周波出力は、測定用変調波により、枠型空中線において、毎メートル一五〇マクイロボルトの電界強度とすること。この電界強度は、次式によって算出すること。

$$E=\frac{3NR^2V}{D^3FL}\times10^6$$

Eは、電界強度（毎メートルのマイクロボルト）
Nは、標準信号発生器の出力線輪の巻回数
Rは、標準信号発生器の出力線輪の半径（センチメートル）
Vは、標準信号発生器の出力電圧（マイクロボルト）
Dは、枠型空中線の中心と線輪の中心との距離（センチメートル）
Fは、周波数（kc）
Lは、インダクタンス（マイクロ（ソリー）

三　方位測定機を最良の動作状態に調整して方位を求めること。

最小感度方式においては、方位測定機の出力に接続した真空管電圧計による信号対雑音比が零デシベルとなる方位測定幅を求めて（一）二三・二デシベルの場合の測定幅に換算すること。

第四　受信機の選択度に関する條件

1　近接した周波数の隣接通信路による混信は、送信電波の占有周波数帯の幅、受信機の通信周波数帯の幅及び通過周波数帯域外の減衰率によるものであるから、方位測定機の受信機の選択度は、なるべくその通過周波数については、四五〇サイクル以上一、三五〇サイクル未満のA二電波を確実に受信することができ、且つ、その通過周波数帯域幅外の電波については、十分に減衰されて混信を生じないこと。

2　通過周波数帯域の幅は、最大の感度をもつ周波数から両側に六デシベルの感度の減衰を示す二つの周波数の間の幅であること。又減衰率は、この二つの通過周波数帯域幅の端の周波数における感度より二〇デシベル、四〇デシベル及び六〇デシベルの感度の減衰を示すそれぞれの側の周波数と通過周波数帯の端の周波数との差をとり、一kcについての減衰の平均で表わすこと。

3　受信機の通過周波数帯は、回路のろ波特性の時間による変化並びに受信電波及び受信機の周波数変換発振器の周波数安定度によって変化するから、通過周波数帯幅を狭くするためにろ波特性及び周波数変換発振器を安定にすること。

4　船舶用無線方位測定機を用いて方位を測定する場合の到来電波は、五kc以下の周波数間隔をもつて割り当てられているが、A二電波を測定することも考慮して、混信を避けるためには、なるべく通過周波数帯外の減衰率を一kcについて一二デシベル以上とすること。

5　選択度の試験

一　方位測定機の近接周波数に対する選択度を試験するために必要な信号電圧は、次図(1)又は(2)に示す装置により供給すること。

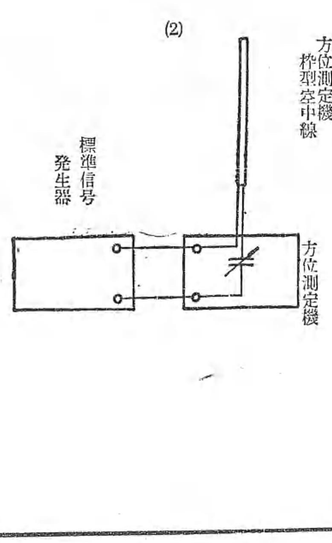

二　標準信号発生器の出力端子に線輪を接続すると共にその線輪と枠型空中線とを誘導的に結合するか又はその出力を直接枠型空中線に結合して、方位測定機の各受信周波数帯における任意の三つの周波数について方位測定機の出力電圧を測定して綜合特性とすること。但し、方位測定機の回路等によってこれらの方法を実施すること困難であるときは、実際に使用する枠型空中線と電気的に等価であるものを使用してもよい。

標準信号発生器の出力電圧は、方位測定機の増幅特性が直線的であつて、且つ、その検波管出力を測定することができる範囲とする。

6　影像周波数の試験

一　影像周波数の試験は、選択度の試験と同様の装置によること。

二　方位測定機を各周波数帯のほぼ中央の周波数及び四一〇kcの周波数に対する正規の同調状態に調整し、標準信号発生器の周波数をこの正規の同調周波数に合せたときとこの正規の同調周波数より中間周波数の二倍だけ高いか又は低い周波数（局部発振器の周波数が同調周波数より高いときは、高い周波数を、低い周波数を選定すること。）に合せたときにおける方位測定機の出力電圧の比が少くとも四〇デシベル以上であること。この場合において、標準信号発生器の出力電圧は、方位測定機の増幅特性が直線的であつて、且つ、その出力電圧を測定することができる範囲とする。

7　スプリアス・レスポンスの試験

一　スプリアス・レスポンスの試験は、選択度の試験と同様の装置によること。

二　方位測定機を各周波数帯のほぼ中央の周波数及び四一〇kcの周波数に対する正規の同調状態に調整し、標準信号発生器の周波数及びその他任意の周波数（影像周波数を除く。）に変化させて、方位測定機の出力電圧を測定し、正規の周波数における出力電圧と任意の周波数における出力電圧との比が少くとも四〇デシベル以上であること。この場合において、標準信号発生器の出力電圧は、方位測定機の受信機部分の入口において四一〇kcの周波数で四マイクロボルトの電圧を発生する場合の値とする。

三　スプリアス・レスポンスの試験は、同調周波数の（十一）一バーセント以内の値に較正すること。

6　雑音防止装置

方位測定機は、船舶に装置したときは、船内電源その他の電気機器から発生する電気的雑音によつて第十八條第五号の方位測定幅を保つことが困難となり雑音防止装置を必要とする場合もあるので、この装置を容易にとりつけることができること。

第六　構造等の條件

1　方位測定機は、船舶に装置された場合に受ける震動若しくは衝撃又は温度若しくは湿度の変化に耐えるものであること。

2　耐震の條件

五〇〇回毎分から一、八〇〇回毎分までの間において、五〇回毎分を増すごとの各振動数について振動振幅三ミリメートルの振動を與え、更にこの振動数の範囲内において選定した振動数の振動を四時間以上與えても動作に支障を及ぼさないこと。

3　絶縁抵抗等の條件

一　空中線といやへい金属管との間の絶縁抵抗は、常態において五〇メガオーム以上、空中線としやへい金属管との間に水を通した直後の状態において一メガオーム以上であること。

二　受信機部分の絶縁抵抗

常態において四時間動作した後、陽極電圧の配線と外箱との間の絶縁抵抗を測定し、その値は、二メガオーム以上であること。但し、この測定は、真空管、ブリーダー抵抗、電解濾電器等を取りはずし、直流五〇〇ボルトで行うこと。

三　温度及び湿度に関する條件

室内温度摂氏零度から四五度まで及び湿度三五パーセントから一〇〇パーセントまでの範囲内においては、支障なく動作すること。

裁判所公告

○除権判決

昭和二十四年（ヘ）第五〇一号

三重県津市西之口出屋敷塔世一一七〇番地　申立人　田中　林助

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十五年十月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十五年十月二十五日右証券の無効を宣言した。

昭和二十五年十月二十五日

大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

一　東亜紡織株式会社株式十株券五枚
記号番号　ハ自第二二四六号至第二二五〇号
額面　金五百円
拂込金額　全額
発行年月日　昭和十六年九月一日
発行者　東亜紡織株式会社專務取締役小西晋夫
最終株主　田中林助

昭和二十四年（ヘ）第五〇二号

大阪府中河内郡恵我村大字若林六〇四番地　申立人　山田幸次郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十五年十月二十五日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十五年十月二十五日右証券の無効を宣言した。

昭和二十五年十月二十五日

大阪簡易裁判所

（別紙）　目　録

一、記号番号　ホ三八九　為替手形
一、金額　二十三万七千円也
一、振出日　昭和二十四年十二月十二日
一、支拂期日　昭和二十五年二月一日
一、振出人　大阪市東区高麗橋五丁目十名宛人　大洋物産株式会社
一　大洋物産株式会社
受取人　山田幸次郎
一　振出地　大阪市
一　支拂場所　株式会社北国銀行大阪支店
一　最終所持人　山田幸次郎

昭和二十五年（ヘ）第二号

富山県中新川郡滑川町吾妻町　申立人　杉本　菊一

別紙目録表示の証券に付申立人の申立によつて公示催告をなした処昭和二十五年十一月七日午前十時の期日迄に権利を届出で且右証券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十五年十一月七日

富山簡易裁判所　裁判官　藤田善嗣

（別紙）　目　録

一　富山地方鉄道株式会社株券一枚
額面五千円（一百株券　全額拂込済
第二普通株　丙E六七三九号　一枚
此最終株主　杉本菊一

昭和二十五年（ヘ）第三号

福岡市天神町五五番地　申立人　西日本証券株式会社
代表者取締役社長　久保田七蔵

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告をなした処昭和二十五年十月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十五年十一月八日

小倉簡易裁判所

（別紙）　目　録

一、種類　黒崎窯業株式会社株式
一、数量　一百株券一枚
一、一枚の株券額面　金五千円
一、一株の拂込金額　金五十円
一、記号番号　い新第三一五一号
一、発行者　黒崎窯業株式会社取締役社長松本乗二郎
一、発行日　昭和二十三年十一月三日
一、最終株主　有吉俊郎

昭和二十五年（ヘ）第一号

山梨県南都留郡谷村町上谷二百七十九番地　申立人　堀内滝々代

福島県石城郡泉村大字玉露字道下三十四番地　右代理人　山内清喜

前記申立人の申立により別紙目録記載の株券について公示催告をなした処昭和二十五年十一月四日午前九時までに権利を届出且株券を提出する者がないので申立人の申立に基いて別紙目録記載の無効を宣言する。

昭和二十五年十一月四日

平簡易裁判所　裁判官　志郷守義

号外

（別紙）　目　録
一、日本水素工業株式会社
種類　五十株券
記号番号　ろ第二五〇号、第七一一号、第一七八八号
枚数　三枚
一株金額　金五十円
額面金額　金二千五百円
拂込金額　金一千二百五十円
種類　十株券
記号番号　自い第二三一号至第二三五号
枚数　五枚
一株金額　金五十円
額面金額　金五百円
拂込金額　金二百五十円
発行年月日　昭和十二年十一月二十日
発行者　日本水素工業株式会社代表取締役中野友礼
最終株主　堀内壽々代

昭和二十四年（ヘ）第二号

東京都中央区日本橋江戸橋一丁目十三番地
申立人　第一漁網販売株式会社
右代理人　岩谷　紙
前記申立人の申立により別紙目録記載の貨物引換証について公示催告を為した処昭和二十五年六月三十日午前九時迄に権利を届出且貨物引換証を提出する者がないので申立人の申立に基いて別紙目録記載の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月二日
平簡易裁判所
裁判官　志部守義

（別紙）　目　録
一、貨物引換証
荷送人住所氏名又は商号　滋賀県坂田郡米原町磯　㈱近江絹網合名会社
荷受人住所氏名又は商号　福島県石城郡小名浜町　揚繰漁業組合
品名荷造個数記号　漁網二個　重量　二四〇〇〇匁　荷造の儘
重量又は容積　九十瓩
運送方法　鉄道便小口扱
運送品価額　三万円也
本証券作成年月日　昭和二十三年十月二十七日
本証券作成地　彦根市
発送取扱駅所名　彦根駅
到着地及荷扱店名　小名浜監港小名浜加盟店　日本通運株式会社小名浜駅
記事　通第三〇〇号　運送保険附
証保彦根〇三〇一
貨物引換証発行人　彦根市上新屋敷町三十二番地日本通運株式会社彦根支店長田非中信一
一、貨物引換証
荷送人住所氏名又は商号　滋賀県坂田郡米原町磯　㈱近江絹網合名会社
荷受人住所氏名又は商号　福島県石城郡小名浜町　揚繰漁業組合
品名荷造個数記号　漁網莚三個　四十貫　荷造の儘
重量又は容積　百五十瓩
運送方法　鉄道便小口扱
運送品価格　五十万円也
本証券作成年月日　昭和二十三年十月十九日
本証券作成地　彦根市
発送取扱駅所名　彦根駅
到着地及荷扱店名　小名浜線小名浜加盟店　日本通運株式会社小名浜駅
記事　通第三五一号　運送保険附
証保彦根〇二七二
貨物引換証発行人　彦根市上新屋敷町三十二番地日本通運株式会社彦根支店長田井中信一

昭和二十四年（ヘ）第六九八号

奈良県生駒郡郡山町大字新牛
申立人　奥村　輝夫
大阪府泉北郡高石町羽衣五二〇
同　松村秀太郎
右両名代理人弁護士　平本　隆吉
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年十一月一日午前十時の期日迄に権利を届出且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綵

（別紙）　目　録
一、日本石油株式会社十株券一枚
一記号番号　㈱丙第一八九五九
一発行年月日　大正十年十一月二十日
一株券額面　五百円也
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券二枚
一記号番号　波丙第四一八六〇、〃第四九五五〇
一発行年月日　大正十年十一月二十日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券二枚
一記号番号　仁号丙第三一〇〇〇、〃第三一〇〇一
一発行年月日　昭和十六年八月一日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円、十二円五十銭拂込
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社一株券五枚
一記号番号　仁号甲自第六一三一一〃至第六一三一五
一発行年月日　昭和十六年八月一日
一株券額面　五十円也
一一株金額及拂込　五十円、十二円五十銭拂込
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル

昭和二十五年（ヘ）第一四二号

大田区本蒲田三丁目十七番地
申立人　戸井田フミ
右申立代理人　伊藤　義雄
右代理人　中島　敏雄
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年十一月二日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綵

（別紙）　目　録
一、日本石油株式会社十株券一枚
一記号番号　㈱丙第一八九五九
一発行年月日　大正十年十一月二十日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券三枚
一記号番号　㈱丙第五九六三一至第五九六三三
一発行年月日　昭和十七年一月十四日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券二枚
一記号番号　㈱丙第五七九一五、〃第五七九一六
一発行年月日　昭和九年九月三日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券二枚
一記号番号　波丙第四一八六〇、〃第四九五五〇
一発行年月日　大正十年十一月二十日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券二枚
一記号番号　㈱丙第五七九一五、〃第五七九一六
一発行年月日　昭和九年九月三日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券三枚
一記号番号　㈱丙第五九六三一至第五九六三三
一発行年月日　昭和十七年一月十四日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル
一、日本石油株式会社十株券一枚
一記号番号　㈱丙第一八九五九
一発行年月日　大正十年十一月二十日
一株券額面　五百円也
一一株金額及拂込　五十円全額拂込済
一発行者　日本石油株式会社
一最終名義人　角ハル
一最終所持人　角ハル

（別紙）　目　録
日本発送電株式会社株式二百株
一記号番号　ろ丁第四九一八号、第九一九号
一一株の額面　金五十円也、（十二円五十銭拂込）
一発行年月日　昭和十四年七月一日
一最終株主　戸井田信夫

昭和二十五年（ヘ）第二三一号

東京都墨田区向島一丁目十三番地
申立人　片岡　貞彦
右代理人　片岡　のぶ
別紙目録表示の小切手に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年十一月四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記小切手の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綵

（別紙）　目　録
小切手（横線）一通　OP九二六一一六
額面金　三万一千二百七十三円二十銭
振出地　東京都中央区
振出年月日　昭和二十五年一月十日
宛名人　片岡商店
支拂人　株式会社帝国銀行本店
振出人　株式会社三越仕入部長金子忠夫
最終所持人　片岡貞彦

昭和二十五年（ヘ）第二三五号

福島県伊達郡桑折町字北町六二
申立人　角田林兵衛
右代理人　須川　洸
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十五年十一月四日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十五年十一月四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綵

（別紙）　目　録
三菱電機株式会社株式一百株券二枚
一記号番号　E第三四四五七号、E第三四四五八号
一額面一株金額　五千円　五十円
一発行年月日　昭和二十四年二月一日
一株券発行者　三菱電機株式会社取締役社長高杉晋一
一最終名義人　角田林兵衛

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

昭25.11.30.

官報

号外（物価第五十六号）

目次

告示　一
○鉱山坑内用品検定手数料等に関する件の一部改正　一
○昭和二十二年六月物価庁告示第二百八十三号の一部改正　二
○鉄の屑又は故の販売価格の統制額の一部改正　一
○硫化鉱の硫黄分の販売価格の統制額指定　一
○綿織物の販売価格の統制額指定　一
○輸出向綿織物（チョップ品）の国内転用販売価格の統制額指定　二
○綿撚糸の撚加工賃の統制額指定　三
頁　四

告示

◎通商産業省物価庁告示第三号

昭和二十四年八月通商産業省物価庁告示第一号（鉱山坑内用品検定手数料等に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月三十日

通商産業大臣　横尾　龍
物価庁長官　周東　英雄

一の5中「ロ　中型　小型　一件につき　六、二〇〇」を「ロ　中型　小型（三十センチメートル立方以上）　一件につき　六、二〇〇　三、〇〇〇」に改める。

一の6中「および電らん」を削る。

一の8中「一酸化炭素ガス検定器」を「一酸化炭素検定器」に、「検知管式一酸化炭素ガス検定器」を「検知管式一酸化炭素検定器」に、「通気自動警報器」を「通風自動警報器」に改める。

一の10および二の4中「通風自動警報器」を「通気自動警報器」に改める。

三および四をそれぞれ五および六とし、二の次に次の二号を加える。

三　抜取検定手数料

一酸化炭素検定器の検知管	百本以内からの抜取一本ごとに　四〇

四　特別型式検定手数料

1　発破用電気点火器	一件につき　七五〇
2　電気機械器具	
イ　大型（五十センチメートル立方以上）	一件につき　一、七五〇
ロ　中型（三十センチメートル立方以上）	一件につき　九〇〇
ハ　小型	一件につき　四〇〇
3　電線	一件につき　四〇〇
4　照明用器具	
イ　携帯用安全電燈	一件につき　八五〇
ロ　定着安全電燈	一件につき　九〇〇

六の1中「型式検定」の下に「または特別型式検定」を、「箇別検定」の下に「または抜取検定」を加える。

◎物価庁告示第五百六十三号

昭和二十二年六月十日物価庁告示第二百八十三号の一部を次のように改正し、昭和二十五年十二月一日より施行する。

昭和二十五年十一月三十日

物価庁長官　周東　英雄

第一の四号「硫化鉄鉱、含銅硫化鉄鉱及び硫黄鉱中の硫黄分（硫黄分品位三〇パーセント未満のものを除く。）」を削除する。

◎物価庁告示五百六十四号

昭和二十五年八月物価庁告示第四百九十一号（鉄の屑又は故の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十一月三十日

物価庁長官　周東　英雄

附記五の次に左の一項を加える。

六　四の蒐集業者とは鉄の屑又は故の販売業者が一年を通じ一箇月平均三十トンに充たないものをいう。

◎物価庁告示第五百六十五号

物価統制令第四條の規定によつて、硫化鉱の硫黄分の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十五年十二月一日より施行し、昭和二十五年五月十二日物価庁告示第二百三十七号（硫化鉱の硫黄分の販売価格の統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十一月三十日

物価庁長官　周東　英雄

第一　硫化鉄鉱、含銅硫化鉄鉱及び硫黄鉱中の硫黄分の販売価格の統制額表

（単位鉱石トン当り）

含有硫黄分	統制額
五〇%のもの	二、五八五円
四九%のもの	二、五一九
四八%のもの	二、四五二
四七%のもの	二、三八六
四六%のもの	二、三一九
四五%のもの	二、二五三
四四%のもの	二、一八六
四三%のもの	二、一一九
四二%のもの	二、〇五二
四一%のもの	一、九八五
四〇%のもの	一、九一八
三九%のもの	一、八五一
三八%のもの	一、七八三
三七%のもの	一、七一六
三六%のもの	一、六四七
三五%のもの	一、五七八
三四%のもの	一、五〇九
三三%のもの	一、四四〇
三二%のもの	一、三七二
三一%のもの	一、三〇三
三〇%のもの	一、二三三

鉱石一トン中の含有硫黄分品位が五一%以上のもの及び三〇%未満のものの鉱石一トン当りの販売価格の統制額は、品位一%につき、次の金額を乗じて算出した額とする。但し、算出の結果出た円未満は切捨てる。

五一%以上のもの	五一・七〇円
三〇%未満のもの	四一・一〇

第二　販売條件その他

1　含有硫黄分品位に一%未満の端数がある場合は、含有硫黄分品位の示数第一位において四捨五入する。

2　含銅硫化鉄鉱の統制額は、銅品位の小数第一位において四捨五入し、左記算式によつて算出した額とする。

$$\text{一トン当りの統制額} = \left\{\text{含有硫黄品位} - \left(\frac{\text{含有銅品位}-1\%}{4}\right)\right\} = \text{求める鉱石一トン当りの統制額}$$

3　買主のもとめにより塊鉱又は切込鉱を八分目の篩以下に粉砕して販売する場合は、粉砕費として鉱石一トンにつき一七五円を加算することができる。

4　この統制額は、山元最寄駅貨車乗最寄港本船乗又は最寄河岸艀乗渡しの額とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

物価号外

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

昭和25年11月30日　木曜日　官報　（外号）　物価第56号

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| 品種 | | |

昭25.11.30.

| | | |

物価号外

◉物価庁告示第五百六十七号

物価統制令第四條の規定によつて、輸出向綿織物（チョッキ品）の国内転用販売価格の統制額を次のように指定する。

昭和二十五年十一月三十日

物価庁長官　周東　英雄

品番	種類	品名			単位	小売業者販売価格の統制額	登録卸売業者販売価格の統制額	生産業者販売価格の統制額
一、織上品								
二一	ダイヤ	六〇〇	経糸	手	幅インチ	三・〇		
二二	ダイヤ	六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三	ダイヤ	指環六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四	ダイヤ	指環六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
三四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
三五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
三六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
三七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
四二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
四三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
四四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
四五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
四九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
五〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
五一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
五二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
五三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
五四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
五五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
五六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
五七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
五八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
五九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
六〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
六一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
六二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
六三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
六四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
六五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
六六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
六七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
六八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
六九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
七四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
七五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
七六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
七七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
七九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
八二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
八三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
八四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
八五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
八九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
九〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
九一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
九二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
九三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
九四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
九五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
九六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
九七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
九八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
九九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一〇〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一〇一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一〇二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一〇三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一〇四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一〇五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一〇六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一〇七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一〇八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一〇九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一一四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一一五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一一六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一一七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一一九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一二二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一二三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一二四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一二五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一二九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一三〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一三一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一三二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一三三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一三四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一三五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一三六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一三七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一三八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一三九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一四〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一四一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一四二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一四三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一四四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一四五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一四六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一四七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一四八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一四九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一五四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一五五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一五六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一五七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一五九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一六二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一六三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一六四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一六五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一六九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一七〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一七一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一七二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一七三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一七四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一七五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一七六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一七七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一七八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一七九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一八〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一八一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一八二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一八三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一八四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一八五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一八六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一八七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一八八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一八九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
一九四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
一九五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
一九六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
一九七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
一九九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二〇二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二〇三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二〇四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二〇五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二〇九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二一〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二一一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二一二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二一三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二一四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二一五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二一六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二一七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二一八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二一九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二二〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二二一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二二二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二二三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二二四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二二五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二二六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二二七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二二八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二二九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二三四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二三五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二三六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二三七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二三九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二四二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二四三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二四四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二四五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二四九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二五〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二五一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二五二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二五三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二五四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二五五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二五六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二五七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二五八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二五九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二六〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二六一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二六二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二六三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二六四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二六五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二六六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二六七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二六八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二六九	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七〇	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七一	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七二	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七三	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二七四	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二七五	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二七六	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二七七	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七八	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二七九	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八〇	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八一	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二八二	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二八三	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二八四	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二八五	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八六	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八七	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八八	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二八九	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二九〇	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二九一	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
二九二	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
二九三	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二九四	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二九五	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二九六	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
二九七	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
二九八	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
二九九	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
三〇〇	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	二四		
三〇一	ダイヤ	六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三〇二	ダイヤ	六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三〇三	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	経糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三〇四	ダイヤ	指環六〇〇（日英）	緯糸	手	常度（インチ間）	六〇		
三〇五	ダイヤ	DNBK三六〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	三六		
三〇六	ダイヤ	DNBK三六〇〇	緯糸	手	常度（インチ間）	三六		
三〇七	ダイヤ	ンドS二四〇〇	経糸	手	常度（インチ間）	二四		
三〇八	ダイヤ	ンドS二四〇〇	緯糸	手

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

物価号外

昭25・11・30.

昭25.11.30.

| | | |

昭25.11.30.

| | | |

七　七　七　七　六　六　六　六　六　六　六　五　五　五　五　五　五　五　四　四　四　四　四　四
三　二　一　〇　九　八　七　六　五　四　三　二　一　〇　九　八　七　六　五　四　三　二　一　〇
〃　〃

七三一〃
四〇〃

二〇〃

二三〃
一九〃

一八〃
一七〃
一六〃
一五〃
一四〃
一三〃
一二〃
一一〃
一〇〃
九〃
八〃
七〃
六〃
五〃
四〃
三〃
二〃
一〃

W一〇
二六〇〇(富士)、二〇六〇(富士)、幅狭Y W一〇、Y
三五七三(天日本)
三三九六(天日本)、三二二四(天日本)、三五三五(天日本)
ダイヤモンド二九五二、ダイヤモンド二九五一、ダイヤモンド二九五〇、
一七四〇
七五〇〇(日東)、七五〇一(日東)、三一五三(天日本)
六七〇〇(日東)、一〇〇一(三七インチ)
N K 一四三六(鏡測)、N C 九〇一(乍三・三五インチ)、N C
S 簡(三三インチ)、三六インチ、四〇〇二(天日本)
三六三四(五一・一三五インチ)、三一四四(天日本)、S二四〇一、
N C 三六四〇(天日本)、K 一〇八四(鏡測)
W 二〇〇(富士)、二〇〇(富士)、二〇六〇(富士)、幅狭Y W一〇、Y
三五七三(天日本)
三三九六(天日本)、三二二四(天日本)、三五三五(天日本)
ダイヤモンド二九五二、ダイヤモンド二九五一、ダイヤモンド二九五〇、
一七四〇
七五〇〇(日東)、七五〇一(日東)、三一五三(天日本)
六七〇〇(日東)、一〇〇一(三七インチ)
N K 一四三六(鏡測)、N C 九〇一(乍三・三五インチ)、N C
S 簡(三三インチ)、三六インチ、四〇〇二(天日本)
三六三四(五一・一三五インチ)、三一四四(天日本)、S二四〇一、
N C 三六四〇(天日本)、K 一〇八四(鏡測)
W

昭25.11.30.

三一一四（大日本）、TCB一八六
ダイヤモンド一七三〇
K一三一〇（鐘測）
三九九（大日本）
ダイヤモンド一七五〇
NC三六〇一（六八・二五インチ、五七インチ）
NC三六〇一（九六・九インチ）
ダイヤモンド三〇〇〇、五〇〇〇（日東）
顔、三四四二（大日本）
ダイヤモンド三一〇〇、七〇四〇（興和）
三星（三二インチ、三六インチ）、一六一五（敷島）
三星（三二インチ、三〇インチ）、五一〇〇（日東）
ダイヤモンド三一六〇、KRH四〇四〇、H四六〇〇
ダイヤモンド三二五〇、ダイヤモンド三二四〇
K一二一〇（敷島）、長尾一一三一、TCB九〇一、Y一七二四
九二〇〇（大日本）、TCB八一〇、TCR九〇五、ダイヤモンド四一八
五
葛城九三〇〇（大日本）
二〇〇〇（日東）
K一四一二（敷島）
Y一七一八
三三〇〇（大日本）
鷲島（二九・五インチ）、ダイヤモンド四三一〇
九〇五三（大日本）、ダイヤモンド四〇一五、TCB八〇三
鹿頭四〇〇〇（三八インチ）、ダイヤモンド四一五〇、Y一七一一、四
一〇二一八インチ、三一・二五インチ倉敷）、二〇〇一（日東）、K一一
（敷島）、TC七〇二一、一一八〇（大日本）、九一八〇（大日本）、K六〇四
（敷島）、三一八〇（大日本）、Y一七三〇（鐘測）
NC一六一六
TCB八〇五、九一九九（大日本）、一一九九（大日本）、TCB八〇四
F六三四〇
長尾一一〇七、Y一七二〇（鐘測）
獅子（大日本）
ダイヤモンド四二一〇
ダイヤモンド五七五七
葛城九一九七（大日本）
ダイヤモンド四一七〇、ダイヤモンド四二六〇、K七二〇（鐘測）、T
B一〇〇八、F二二五、NC二〇六二
KRH三一一七

三七八〃
三九一〃
三九五〃
三九六〃
三九七〃
三九八〃
三九九〃
四〇〇〃
四〇一〃
四〇五〃
四一七〃
四二九〃
四三一〃
四三二〃
四三三〃
四三四〃
四三七〃
四三八〃
四三九〃
四四〇〃
四四一〃
四四六〃
四四七〃
四四八〃
四五一〃
四五二〃
四五三〃
四五五〃
四五六〃
四五七〃
四六一〃

F六九六、F六四三
F一九七、三犬二〇二〇、F三八三
NC二三、ダイヤモンド四〇〇（三二インチ、四〇インチ）、KRH三一
一六、ダイヤモンド四〇三八、ダイヤモンド四〇四二
TCB九一一
一五六〇（大日本）、九五六〇（大日本）、G一二一四（敷島）、九〇〇（日
東）、九〇一（日東）、単糸五枚朱子（又一）、五枚朱子九五六五（大日本）、
ダイヤモンド四〇二〇
一五六三（大日本）、G六〇〇（敷島）、Y一七〇一
TCB九〇〇〇、ラグビー、G五〇〇（敷島）、五枚朱子九〇〇〇（大日
本）、五枚朱子九一〇〇（大日本）、単糸五枚朱子（鐘測）
三五〇〇（大日本）
G一二二二（敷島）
NC一〇一一〇
K九八（東洋）、K九六（東洋）
ダイヤモンド四〇七〇、H一三九、S一〇一
S九五（二八インチ）、ダイヤモンド四〇六〇（二八インチ）、一七二三（敷
島）、KRH三一〇三
S九六、S九七
S九九、三九インチ）、S一〇〇、ダイヤモンド四〇五三、K二四六（鐘
測）、K二三六（鐘測）、K二三九（鐘測）、三二八（大日本）
ダイヤモンド四〇五〇
K二四一（鐘測）、五〇インチ金巾（又一）
ダイヤモンド四〇六〇（三七・五インチ）
Y二〇三〇
猫バイオリン五〇〇
H一五九、K二四五（鐘測）
二一二六（敷島）
K七二（東洋）
K八一（東洋）
K三二六（東洋）、K五〇六（東洋）、K五一八（東洋）
K三五二（東洋）
K六四（東洋）
K六三〇五（鐘測）、Y六三〇三
NC二八、一〇六三（大日本）、F五五九、F四二五、七本ビッケル七〇
六〇（大日本）
NC二六、NC五〇〇一、九本ビッケ七〇六二（大日本）、NC五〇〇一
S三〇六（五〇インチ、四五インチ、三八インチ）、S三〇五（三八イン
チ）

四六五〃
四六七〃
四七三〃
四八三〃
五〇二〃
五一〇〃
五一六〃
五二四〃
五二九〃
五三〇〃
五三二〃
五三五〃
五三八〃
五四四〃
五四五〃
五五三〃
五五五〃
五六一〃
五六三〃
五六四〃
五六六〃
五八四〃
六〇〇〃
六一四〃
六二七〃
六三〇〃
六四一〃
六五五〃
六六八〃
六六九〃
六八一〃
六八三〃
七〇六〃
七四四〃
七五五〃
七七〇〃

ゼファーギンガム（鐘測）
TCB一四一五、TCB一四〇三
F二
二三三一（敷島）
F三二五
TCB一四一三
ダイヤモンド二〇六〇
星馬四四一
KRH三一一五（三一インチ、三九インチ、四五インチ）
TCB一四二〇
K七七三（鐘測）、TCB一三一二
TCB一三〇二（四五インチ）
TCB一三二一、TCB一三一八
ダイヤモンド四一三〇
NIC三八
尚美格子（敷島）
蜂巣織、F七四三
F二一五
ウロコ織、F二〇六、錦貴織、F二〇七、ウロコ織、F二三〇
蜂巣織、F四三一
蜂巣織、F四七二
NC四五
NC三六三一
ベニス、TCB一三〇〇
K一〇〇〇（鐘測三九インチ）
三四五〇（大日本）、三三二〇（大日本）
綿ボプリン（東棉）
三三〇三（大日本）、三三二三（大日本）
星象（三四インチ）
YD一〇二
仁斯九五二六（大日本）
獅子八〇〇（一ノ八）
重目九竜（三六インチ）
TCB一三二
F六三五五（富士）、F六三五二
四〇六一（大日本）
四〇四〇（二四・五インチ）（大日本）
F八八

八〇七〃
八五三〃
八六〇〃
八七四〃

BM九六二四
Y七三一（鐘測）
ダイヤモンド四二八〇、ダイヤモンド四三八五（錘糸八本ト一〇九本）
TCB九〇二、TCB八〇〇、KRH三一三、一六〇二（大日本）、K
一四一四（敷島）

二、加工品

（イ）生産業者販売価格の統制額

一の生産業者販売価格の統制額に別に定める加工料金の統制額を加えた額とする。

（ロ）登録卸売業者販売価格の統制額

（イ）の統制額に一・〇九五を乗じて得た額とする。

（ハ）小売業者販売価格の統制額

（ロ）の統制額に一・一七を乗じて得た額とする。

販売條件その他

一、別表に掲げる品種の販売価格の統制額は、この表のそれぞれの品番に該当する販売価格の統制額を適用する。

二、この表の統制額は、昭和二十五年四月二十四日附二五大通二第二、四二九号及びそれ以降通商産業大臣が国内転用を許可した輸出向綿織物（チョップ品）に適用する。

三、この表の統制額は、織上品については紡績検査協会又は綿ス・フ織物検査協会が定め通商産業大臣が承認した合格基準に該当するもの（A反）の統制額であつて、右の合格基準に該当しないもの（C反）の統制額は、この表の統制額に百分の九十を乗じて得た額とする。但し、B反については、この表の統制額に百分の九十七を乗じて得た額とする。

四、この表に掲げる品種のものでこの表の幅及び長さ以外のものの販売価格の統制額は各段階共前項三、によつて算出された統制額の幅及び長さ割合により算出した額とする。

五、この表に掲げた織上品及び加工品以外の織物の販売価格の統制額は、使用原糸の種類、番手、密度、織物幅、長さ及び加工料金等により最も近似する安いものの統制額を適用する。

六（イ）生産業者販売価格の統制額は、包装費、荷造費及び運賃を含み製造工場渡しの統制額とする。

（ロ）登録卸売業者販売価格の統制額は包装費、荷造費及び運賃を含み、買主の荷受場所渡しの統制額とする。

（ハ）小売業者において碼売するものについては長碼個合の価格とする。

七　この表の統制額は円未満を四捨五入するものとする。

◉物価庁告示第五百六十八号

物価統制令第四條の規定により、綿撚糸の撚加工賃の統制額を次のように指定し、昭和二十三年八月十日物価庁告示第六百四十三号（綿撚糸の撚加工賃統制額指定の件）は、廃止する。

昭和二十五年十一月三十日

物価庁長官　周東　英雄

（一）撚加工賃

物価号外
P.40

昭25.11.30.

番号	使用原糸番号	撚別	撚回数（一〇インチ間）	統制額（単位一玉）
一	六・五	片撚	二四回	五一・〇〇円
二	〃	六合撚	二二〃	五一・〇〇〃
三	七	〃	二三〃	五一・〇〇〃
四	八	〃	七八〃	八四・〇〇〃
五	〃	〃	六〇〃	七六・〇〇〃
六	〃	〃	四〇〃	七二・〇〇〃
七	一〇	〃	二二〃	九七・〇〇〃
八	〃	〃	九四〃	九七・〇〇〃
九	〃	三合以上撚	七〇〃	九〇・〇〇〃
一〇	一一	三合撚	七五〃	九七・〇〇〃
一一	一四	〃	一二五〃	一〇一・〇〇〃
一二	一六	〃	一三〇〃	一〇一・〇〇〃
一三	〃	〃	一一五〃	一〇一・〇〇〃
一四	〃	〃	九五〃	一〇一・〇〇〃
一五	〃	〃	四〇〃	九七・〇〇〃
一六	二〇	〃	一二五〃	一一四・〇〇〃
一七	〃	〃	一一五〃	一〇九・〇〇〃
一八	〃	〃	一四〇〃	一〇五・〇〇〃
一九	〃	〃	八五〃	一〇五・〇〇〃
二〇	〃	〃	七〇〃	一〇五・〇〇〃
二一	〃	〃	六〇〃	一〇五・〇〇〃
二二	〃	八合以上撚	四五〃	一〇一・〇〇〃
二三	〃	二合撚	一八〇〃	一〇一・〇〇〃
二四	二三〇	〃	一九〇〃	一〇一・〇〇〃
二五	〃	〃	一六五〃	一〇一・〇〇〃
二六	〃	〃	一四五〃	一〇一・〇〇〃
二七	二八	〃	一二五〃	一〇一・〇〇〃
二八	三二	〃	一〇〇〃	一〇一・〇〇〃
二九	〃	〃	七〇〃	一〇一・〇〇〃
三〇	〃	〃	一一〇〃	一〇一・〇〇〃
三一	四〇	〃	一〇八〃	一〇一・〇〇〃
三二	四二	〃	一〇三〃	一〇一・〇〇〃
三三	〃	〃	九八〃	一〇一・〇〇〃
三四	五〇	〃	九五〃	一〇一・〇〇〃
三五	〃	〃	八五〃	一〇一・〇〇〃
三六	〃	〃	七五〃	一〇一・〇〇〃
三七	六〇	〃	七一〃	一〇一・〇〇〃
三八	〃	〃	六七〃	一〇一・〇〇〃
三九	一〇	〃	六四〃	一〇一・〇〇〃
四〇	〃	〃	六〇〃	一〇一・〇〇〃
四一	一四	〃	五七〃	一〇一・〇〇〃
四二	一六	〃	五四〃	一〇一・〇〇〃
四三	二〇	〃	五一〃	一〇一・〇〇〃
四四	〃	〃	四八〃	一〇一・〇〇〃
四五	〃	〃	四五〃	一〇一・〇〇〃
四六	〃	〃	四二〃	一〇一・〇〇〃
四七	〃	〃	三九〃	一〇一・〇〇〃
四八	〃	〃	三六〃	一〇一・〇〇〃
四九	〃	〃	三三〃	一〇一・〇〇〃
五〇	〃	〃	三〇〃	一〇一・〇〇〃
五一	〃	〃	二七〃	一〇一・〇〇〃
五二	〃	〃	二四〃	一〇一・〇〇〃
五三	〃	〃	二一〃	一〇一・〇〇〃
五四	〃	〃	一八〃	一〇一・〇〇〃
五五	〃	〃	一五〃	一〇一・〇〇〃
五六	〃	〃	一二〃	一〇一・〇〇〃
五七	〃	〃	一〇〃	一〇一・〇〇〃
五八	〃	〃	八〃	一〇一・〇〇〃
五九	〃	〃	六〃	一〇一・〇〇〃
六〇	〃	〃	四〃	一〇一・〇〇〃
六一	〃	〃	二〃	一〇一・〇〇〃
六二	〃	〃	一〃	一〇一・〇〇〃
六三	〃	再撚	一〇回	一〇一・〇〇〃
六四	四〇	〃	八回	一〇一・〇〇〃
六五	〃	〃	六回	一〇一・〇〇〃

番号	使用原糸番号	撚別	撚回数（一〇インチ間）	統制額（単位一玉）
六六	〃	八合撚三合撚右	上 一二〇回	二三二・〇〇円
六七	五〇	二合撚二合撚左	下 一四二〇回	三九九・〇〇〃
六八	〃	二合撚三合撚左	下 一三五〇回	三七五・〇〇〃
六九	六〇	二合撚二合撚左	下 一二五〇回	四八七・〇〇〃
七〇	〃	二合撚三合撚左	下 一三五〇回	四五四・〇〇〃
七一	八〇	二合撚二合撚左	下 一四二〇回	六〇四・〇〇〃
七二	〃	二合撚三合撚左	上 一四五〇回	五六二・〇〇〃

（二）條件

イ　この表の統制額は、漁網用の綿撚糸にはこれを適用しない。

ロ　この表の撚加工賃統制額は、使用原糸チーズ巻のものの撚加工賃統制額とする。

ハ　この表に掲げる規格以外の規格のものの撚加工賃は、その種類並びに使用原糸の番手及び合糸数により、この告示の撚加工賃統制額の中で最も近似したものと同額とする。

ニ　この表の撚加工賃統制額は、加工したものの引渡しに要する包装荷造費を含む加工工場受渡しとする。

番号	使用原糸番号	撚別	撚回数（一〇インチ間）	統制額（単位一玉）
三七	六〇	〃	二〇回	二七一・〇〇円
三八	〃	〃	一六〃	二六四・〇〇〃
三九	一〇	再撚	一三〃	一一三・〇〇〃
四〇	〃	〃	一〇〃	一三一・〇〇〃
四一	一四	〃	八〃	一四八・〇〇〃
四二	一六	〃	六〃	一六九・〇〇〃
四三	二〇	〃	四〃	一九九・〇〇〃
四四	〃	〃	二〃	一九九・〇〇〃
四五	〃	〃	一〃	一九五・〇〇〃
四六	〃	〃	〇・五〃	一九〇・〇〇〃
四七	〃	〃	〇・二五〃	一七七・〇〇〃
四八	〃	〃	〇・一二五〃	一七七・〇〇〃
四九	〃	〃	〇・〇六二五〃	一七二・〇〇〃
五〇	〃	〃	〇・〇三一二五〃	一五二・〇〇〃
五一	〃	〃	〇・〇一五六二五〃	一四九・〇〇〃
五二	〃	〃	〇・〇〇七八一二五〃	一二九・〇〇〃
五三	〃	〃	〇・〇〇三九〇六二五〃	一一二・〇〇〃
五四	〃	〃	〇・〇〇一九五三一二五〃	一〇三・〇〇〃
五五	〃	〃	〇・〇〇〇九七六五六二五〃	一〇一・〇〇〃
五六	〃	〃	〇・〇〇〇四八八二八一二五〃	一〇一・〇〇〃
五七	〃	〃	〇・〇〇〇二四四一四〇六二五〃	一〇一・〇〇〃
五八	一二	〃	〇・〇〇〇一二二〇七〇三一二五〃	一〇一・〇〇〃
五九	三〇	〃	〇・〇〇〇〇六一〇三五一五六二五〃	一〇一・〇〇〃
六〇	〃	〃	〇・〇〇〇〇三〇五一七八一二五〃	一〇一・〇〇〃
六一	〃	〃	〇・〇〇〇〇一五二五八九〇六二五〃	一〇一・〇〇〃
六二	〃	〃	〇・〇〇〇〇〇七六二九四五三一二五〃	一〇一・〇〇〃
六三	〃	〃	〇・〇〇〇〇〇三八一四七六五六二五〃	一〇一・〇〇〃
六四	四〇	〃	〇・〇〇〇〇〇一九〇七三八二八一二五〃	一〇一・〇〇〃
六五	〃	〃	〇・〇〇〇〇〇〇九五三六九四〇六二五〃	一〇一・〇〇〃

番号	使用原糸番号	撚別	撚回数（一〇インチ間）	統制額（単位一玉）
一	〃	一一合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇円
二	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
三	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
四	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
五	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
六	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
七	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
八	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
九	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一〇	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一一	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一二	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一三	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一四	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一五	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一六	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一七	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一八	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
一九	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二〇	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二一	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二二	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二三	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二四	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃
二五	〃	一二合撚三合撚左	上 一二五〇回	二七一・〇〇〃

物価号外

昭25.11.30.

法務府公告

○拝收物還付公告

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第二六号（斎藤健三窃盗被告事件）

一、檜板　二十二枚（幅八寸長さ六尺）
二、同　二十四枚（幅六寸長さ六尺）

高田区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年押第一四八九号（市之瀬ミヤ窃盗事件）

一、銘仙反物　一反
二、右同　一反
三、右同　一反
四、子供皮靴　一足

大村区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第二三〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、換価金　三百四十四円

飯田区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第六一四号（米津喜市食糧管理法違反被疑事件）

一、米換価金　八百八十九円

○同第六四三号（氏名不詳同）

一、米大豆同金　千十円

○同第六四四号（同）

一、同金　千九百四十六円

○同第六四五号（同）

一、大豆同金　二百三十七円

○同第六六七号（同）

一、米同金　四千百八十七円

○同第六六八号（同）

一、大豆丸麦同金　二千二十五円

○同第六六九号（同）

一、米大豆乾麺同金　六百六十七円

臼杵区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第一二二号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、米等換価金　五百三十四円
二、木綿袋　三枚
○同押第一二三号（同）
一、米換価金　二百六十三円
二、木綿袋　二枚
○同押第一二四号（同）
一、米換価金　四百十八円
二、メリケン袋　二枚
○同押第一二五号（同）
一、米換価金　五百八十円
二、メリケン袋　一枚
○同押第一二六号（同）
一、米換価金　四百十八円
三、木綿袋　一枚
○同押第一二七号（同）
一、米換価金　三百二円
二、木綿袋　二枚
○同押第一二八号（同）
一、米換価金　三百十七円
二、木綿袋　一枚
○同押第一三〇号（同）
一、米換価金　二百二十三円
二、木綿袋　一枚
○同押第一三一号（同）
一、米換価金　三百九十一円
二、木綿袋　二枚
○同押第一〇三号（矢内マツエ物価統制令違反事件）
一、焼酒換価金　七百三十九円二十六銭

厳原区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年保管第一七号（氏名不詳関税法違反事件）

一、革バンド　五十五本
二、朝鮮活字　二瓩
三、米国製サルファアダイヤジン　一封度

○同押第一八号（鄭日守同）

一、靴底革　九七斤
二、粗糖　四〇四枚
○同押第一八号（長郷清助煽乱專売法違反事件）
一、手巻煙草　千八百十本
○同押第一九号（氏名不詳関税法違反事件）
一、ストレプトマイシン　九二箇
二、同　一箇
三、布製白軍靴給下　一枚
四、石油　二罐
五、米　二斗
○同領第三〇七号（同）
一、ストレプトマイシン　十五箇
○同領第三五二号（同）
一、ストレプトマイシン　九五瓦
二、サルファーダイヤジン　一四ポンド
三、櫛草　一本
四、マッチ　一箱
五、アミノペンゾフェノン　六〇〇瓦
六、朝鮮十円紙幣　一枚
○同領第四八号（横山金助外一名賭博事件）
一、花札　四十八枚
二、現金　二千百円
三、毛布　一枚

京都区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年押第三五〇九号（佐々原トメ外一二三名食糧管理法違反事件）

一、換価金　四万一千五百二十九円
○同押第一七一四号（千田舜命同）
一、同　四百九十三円十銭
○同押第二五八七号（金富栄同）
一、同　千百四十八円
○同押第三二一五号（山口美憲子同）
二、同　七百三十円五十二銭
○同押第三五四七号（松田あい外二名同）
一、同　四百五十円
○同押第二三四八号（立岡茂男同）
一、同　六百二十二円
○同押第一四〇一号（朴正培同）
一、同　五百七十五円三十銭
○同押第三五〇七号（不詳物価統制令違反同）
一、同　千三百六十四円四十銭
○同押第三五〇八号（同）
一、同　千八百七十二円
○同押第三五五〇号（中竹早百合窃盗同）
一、卵型赤色弁当箱　一箇
二、赤色セルロイド製湯呑　一箇
○同押第一六八七号（太田正清同）
一、男物黒ズボン　一枚
二、茶色上衣　一枚
三、国防色給下　一枚
四、白ランニング　一枚
五、黒シャツ　一枚
六、国防色ズボン　一枚
七、布製白軍陸給下　一枚
八、メリヤスシャツ　一枚
九、毛糸シャツ　一枚
十、同　一枚
十一、国防色男物ズボン　一枚
十二、カッターシャツ　一枚
十三、メリヤスパッチ　一枚
十四、チョッキ　一枚
十五、パンツ　一枚
十六、男物メリヤスパッチ　一枚
十七、同パンツ　一枚
十八、ネズミ色ジャンパー　一枚
十九、下駄　一足
○同押第二四四三六号（岡野寛一同）
一、男物洋傘絹張黒　一本
二、絹茶色風呂敷　一枚
三、茶色カッターシャツ　一枚
四、タオル　一枚
五、石鹸箱　一箇
六、現金　三百円
七、ドライバー　一本
○同二十五年押第九九〇号（長浜信次同）
一、旧軍隊上衣　二点
二、シャツ　十六点
三、ズボン　十八点
四、パンツ　六点
五、洋傘　一本
六、バンド　五本
七、上衣　八点
八、パッチ　六点
九、足袋　三点
十、衣類　十点
十一、靴下　三点
十二、国防色国民服　一点
十三、ジャンパー　三点
十四、マフラー　三点
十五、鞄　四点
十六、ネクタイ　一点
十七、現金　二十円
十八、万年筆　一本
十九、衣料切符　一枚

木曾福島区検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十四年押第一四四号（加藤すゞ食糧管理法違反事件）

一、精米換価金　七百九十二円四十七銭
○同押第一〇号（金こうつう同）
一、大豆換価金　一千二円二十銭
○同押第一八二号（稲垣勇同）
一、米換価金　百五十六円五十銭
○同押第一八三号（家田正弘同）
一、同　一千六百七十六円二十銭
○同押第一〇九号（柴田留吉外一名窃盗事件）
二三、男物背広　一枚
二四、女物着物　一枚
二五、国防色男物ズボン　一枚
○同押第二四二号（唐井浩食糧管理法違反事件）
一、大豆換価金　七百九十七円九十銭
○同押第二五一号（山本とよみこと井戸木すの同）
一、同　五百十四円十五銭
二、同　一千百九円八十四銭
三、同　七百九円十七銭
四、精米換価金　二百二十二円六十五銭
○同押第六〇号（井出儀次窃盗事件）
一、リュックサック（黄色）　一箇
二、地下足袋（半靴型）　一足
三、懐中電燈　一箇
四、国防色寒胸衿　一組
五、洗面具　一組
六、米袋精米五合入もの　一枚
七、古の軍足　一足
八、風呂敷　二枚
○昭和二十三年押第二五一号（飽田忠食糧管理法違反事件）
一、精米換価金　三百二十一円三十銭
二、昭和二十五年押第一五八号（田中四郎同）
一、サ、ゲ豆換価金　八百三円

秋田地方検察庁

左記押收物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十五年公告押第三三号（河村実外一名窃盗被疑事件）

一、鼡布地の白風呂敷　一枚
二、中古ゴム半長靴　一足
○同押第三四号（森倉三重郎窃盗遺失物横領被疑事件）
一、自転車車体　一箇
二、同　一箇
○同押第三五号（荻原輝久盗喝被疑事件）
一、シャツ　一枚
二、パンド　一本
三、下駄　一枚
○同押第三六号（大岡警察窃盗被疑事件）
一、女用皮短靴　一足
二、ゴム短靴　一足

○同押第三七号（常生益雄暴行脅迫等被疑事件）

一、懐中電燈　一箇
○同押第三八号（南羽末人外一名窃盗被告事件）
一、中古トランク　一箇
二、衣類入箱蓋　一箇
三、雑記帳　二冊
四、鉄道案内図　一冊
五、眼鏡サック　一箇
六、日農場書類　一部
七、三菱銀行預金証書　一通
八、戦時補償特別税申告書　一通
九、手紙　一二本
一〇、自転車旅客運搬免許証　一枚
一一、同右関係書　一部
一二、汽車時間表　一冊
一三、名刺　一三五枚
一四、鎖サック　一箇
一五、薬　一箇
一六、木製杉山刻印鑑　一箇
一七、紙片　五枚
一八、古切手　四枚
一九、リンタクビラ　一枚
二〇、白シャツ　一枚
二一、毛糸ズボン下　一枚
二二、人絹白半袖シャツ　一枚
二三、純綿黒布（長さ二尺位、幅一尺一寸位）　二枚
二四、黒革製カバン　一箇
○同押第三九号（三浦勇太郎窃盗等被告事件）
一、南京袋　一枚
○同押第四〇号（柏谷周一業務上横領被告事件）
一、腰紐　一本
二、ナイフ　一箇
三、保険領収証整理表　一冊
○同押第四一号（三浦勘次郎窃盗被疑事件）
一、白リュックサック　一箇
二、外套　一枚
三、夏腰下　一枚
四、コットンシャツ　一枚
五、皮帯　一本
六、絹風呂敷　一枚
七、中古靴下　一足
八、ナイトキャップ　一枚
九、青色褌　一箇
一〇、ネリ油　一箇
一一、鏡　一箇
○同押第四二号（白井明窃盗被告事件）
一、標張女下駄　一足
○同押第四三号（古田ソノ物価統制令違反事件）
一、立会封金　八十五円
○同押第二九〇号（平塚ヨシエ臨時物資需給調整法違反事件）
一、同　四百七十五円七十五銭
○同押第二九一号（山岡よし子物価統制令違反事件）
一、立会封金　百二十八円六十銭
○同押第二九四号（豊田正夫同）
一、同　一箇
二、雑　一箇
三、立会封金　百二十八円六十銭
○同押第三〇〇号（金丸ステノ同）
一、同　四百六十二円九十八銭
○同押第五四七号（山崎春夫同）
一、同　百二十八円六十銭
二、水枕　四箇
○同押第六〇〇号（甲斐つや子同）
一、立会封金　百二円二十四銭
○同押第六〇一号（川越フサ子同）
一、同　四百四十一円
○同押第二五二号（古田明次郎外一名窃盗事件）
一、風呂敷　一枚
二、ナイフ　一本
三、ハンカチ　一枚
四、ネクタイ　一本
五、ズボン下　一枚
六、ワイシャツ　一枚
七、ズボン　一枚
八、ワイシャツ　一枚
九、ズボン下　一枚
一〇、ワイシャツ　一枚
一一、ズボン　一枚
一二、ズボン下　一枚
一三、ワイシャツ　一枚
一四、ズボン　一枚
一五、ズボン下　一枚
一六、ワイシャツ　一枚
一七、ズボン　一枚
一八、ズボン下　一枚
一九、ワイシャツ　一枚
二〇、ズボン　一枚
二一、ズボン下　一枚
二二、ワイシャツ　一枚
二三、ズボン　一枚
二四、ズボン下　一枚
二五、ワイシャツ　一枚
二六、ズボン　一枚
二七、ズボン下　一枚
二八、ワイシャツ　一枚
二九、ズボン　一枚
三〇、ズボン下　一枚
三一、ワイシャツ　一枚
三二、ズボン　一枚
三三、ズボン下　一枚
三四、ワイシャツ　一枚
三五、ズボン　一枚
三六、ズボン下　一枚
三七、ワイシャツ　一枚
三八、ズボン　一枚
三九、ズボン下　一枚
四〇、ワイシャツ　一枚
四一、ズボン　一枚
四二、ズボン下　一枚
四三、ワイシャツ　一枚
四四、ズボン　一枚
四五、ズボン下　一枚
四六、ワイシャツ　一枚
四七、ズボン　一枚
四八、ズボン下　一枚
四九、ワイシャツ　一枚
五〇、ズボン　一枚
五一、ズボン下　一枚
五二、ワイシャツ　一枚
五三、ズボン　一枚
五四、ズボン下　一枚
五五、ワイシャツ　一枚
五六、ズボン　一枚
五七、ズボン下　一枚
五八、ワイシャツ　一枚
五九、ズボン　一枚
六〇、ズボン下　一枚
六一、ワイシャツ　一枚
六二、ズボン　一枚
六三、ズボン下　一枚
六四、ワイシャツ　一枚
六五、ズボン　一枚
六六、ズボン下　一枚
六七、ワイシャツ　一枚
六八、ズボン　一枚
六九、ズボン下　一枚
七〇、ワイシャツ　一枚
七一、ズボン　一枚
七二、ズボン下　一枚
七三、ワイシャツ　一枚
七四、ズボン　一枚
七五、ズボン下　一枚
七六、ワイシャツ　一枚
七七、ズボン　一枚
七八、ズボン下　一枚
七九、ワイシャツ　一枚
八〇、ズボン　一枚
八一、ズボン下　一枚
八二、ワイシャツ　一枚
八三、ズボン　一枚
八四、ズボン下　一枚
八五、ワイシャツ　一枚
八六、ズボン　一枚
八七、ズボン下　一枚
八八、ワイシャツ　一枚
八九、ズボン　一枚
九〇、ズボン下　一枚
九一、ワイシャツ　一枚
九二、ズボン　一枚
九三、ズボン下　一枚
九四、ワイシャツ　一枚
九五、ズボン　一枚
九六、ズボン下　一枚
九七、ワイシャツ　一枚
九八、ズボン　一枚
九九、ズボン下　一枚
一〇〇、ワイシャツ　一枚
一〇一、ズボン　一枚
一〇二、ズボン下　一枚
一〇三、ワイシャツ　一枚
一〇四、ズボン　一枚
一〇五、ズボン下　一枚
一〇六、ワイシャツ　一枚
一〇七、ズボン　一枚
一〇八、ズボン下　一枚
一〇九、ワイシャツ　一枚
一一〇、ズボン　一枚
一一一、ズボン下　一枚
一一二、ワイシャツ　一枚
一一三、ズボン　一枚
一一四、ズボン下　一枚
一一五、ワイシャツ　一枚
一一六、ズボン　一枚
一一七、ズボン下　一枚
一一八、ワイシャツ　一枚
一一九、ズボン　一枚
一二〇、ズボン下　一枚
一二一、ワイシャツ　一枚
一二二、ズボン　一枚
一二三、ズボン下　一枚
一二四、ワイシャツ　一枚
一二五、ズボン　一枚
一二六、ズボン下　一枚
一二七、ワイシャツ　一枚
一二八、ズボン　一枚
一二九、ズボン下　一枚
一三〇、ワイシャツ　一枚
一三一、ズボン　一枚
一三二、ズボン下　一枚
一三三、ワイシャツ　一枚
一三四、ズボン　一枚
一三五、ズボン下　一枚
一三六、ワイシャツ　一枚
一三七、ズボン　一枚
一三八、ズボン下　一枚
一三九、ワイシャツ　一枚
一四〇、ズボン　一枚
一四一、ズボン下　一枚
一四二、ワイシャツ　一枚
一四三、ズボン　一枚
一四四、ズボン下　一枚
一四五、ワイシャツ　一枚
一四六、ズボン　一枚
一四七、ズボン下　一枚
一四八、ワイシャツ　一枚
一四九、ズボン　一枚
一五〇、ズボン下　一枚
一五一、ワイシャツ　一枚
一五二、ズボン　一枚
一五三、ズボン下　一枚
一五四、ワイシャツ　一枚
一五五、ズボン　一枚
一五六、ズボン下　一枚
一五七、ワイシャツ　一枚
一五八、ズボン　一枚
一五九、ズボン下　一枚
一六〇、ワイシャツ　一枚
一六一、ズボン　一枚
一六二、ズボン下　一枚
一六三、ワイシャツ　一枚
一六四、ズボン　一枚
一六五、ズボン下　一枚
一六六、ワイシャツ　一枚
一六七、ズボン　一枚
一六八、ズボン下　一枚
一六九、ワイシャツ　一枚
一七〇、ズボン　一枚
一七一、ズボン下　一枚
一七二、ワイシャツ　一枚
一七三、ズボン　一枚
一七四、ズボン下　一枚
一七五、ワイシャツ　一枚
一七六、ズボン　一枚
一七七、ズボン下　一枚
一七八、ワイシャツ　一枚
一七九、ズボン　一枚
一八〇、ズボン下　一枚
一八一、ワイシャツ　一枚
一八二、ズボン　一枚
一八三、ズボン下　一枚
一八四、ワイシャツ　一枚
一八五、ズボン　一枚
一八六、ズボン下　一枚
一八七、ワイシャツ　一枚
一八八、ズボン　一枚
一八九、ズボン下　一枚
一九〇、ワイシャツ　一枚
一九一、ズボン　一枚
一九二、ズボン下　一枚
一九三、ワイシャツ　一枚
一九四、ズボン　一枚
一九五、ズボン下　一枚
一九六、ワイシャツ　一枚
一九七、ズボン　一枚
一九八、ズボン下　一枚
一九九、ワイシャツ　一枚
二〇〇、ズボン　一枚
二〇一、ズボン下　一枚
二〇二、ワイシャツ　一枚
二〇三、ズボン　一枚
二〇四、ズボン下　一枚
二〇五、ワイシャツ　一枚
二〇六、ズボン　一枚
二〇七、ズボン下　一枚
二〇八、ワイシャツ　一枚
二〇九、ズボン　一枚
二一〇、ズボン下　一枚
二一一、ワイシャツ　一枚
二一二、ズボン　一枚
二一三、ズボン下　一枚
二一四、ワイシャツ　一枚
二一五、ズボン　一枚
二一六、ズボン下　一枚
二一七、ワイシャツ　一枚
二一八、ズボン　一枚
二一九、ズボン下　一枚
二二〇、ワイシャツ　一枚
二二一、ズボン　一枚
二二二、ズボン下　一枚
二二三、ワイシャツ　一枚
二二四、ズボン　一枚
二二五、ズボン下　一枚
二二六、ワイシャツ　一枚
二二七、ズボン　一枚
二二八、ズボン下　一枚
二二九、ワイシャツ　一枚
二三〇、ズボン　一枚
二三一、ズボン下　一枚
二三二、ワイシャツ　一枚
二三三、ズボン　一枚
二三四、ズボン下　一枚
二三五、ワイシャツ　一枚
二三六、ズボン　一枚
二三七、ズボン下　一枚
二三八、ワイシャツ　一枚
二三九、ズボン　一枚
二四〇、ズボン下　一枚
二四一、ワイシャツ　一枚
二四二、ズボン　一枚
二四三、ズボン下　一枚
二四四、ワイシャツ　一枚
二四五、ズボン　一枚
二四六、ズボン下　一枚
二四七、ワイシャツ　一枚
二四八、ズボン　一枚
二四九、ズボン下　一枚
二五〇、ワイシャツ　一枚
二五一、ズボン　一枚
二五二、ズボン下　一枚
二五三、ワイシャツ　一枚
二五四、ズボン　一枚
二五五、ズボン下　一枚
二五六、ワイシャツ　一枚
二五七、ズボン　一枚
二五八、ズボン下　一枚
二五九、ワイシャツ　一枚
二六〇、ズボン　一枚
二六一、ズボン下　一枚
二六二、ワイシャツ　一枚
二六三、ズボン　一枚
二六四、ズボン下　一枚
二六五、ワイシャツ　一枚
二六六、ズボン　一枚
二六七、ズボン下　一枚
二六八、ワイシャツ　一枚
二六九、ズボン　一枚
二七〇、ズボン下　一枚
二七一、ワイシャツ　一枚
二七二、ズボン　一枚
二七三、ズボン下　一枚
二七四、ワイシャツ　一枚
二七五、ズボン　一枚
二七六、ズボン下　一枚
二七七、ワイシャツ　一枚
二七八、ズボン　一枚
二七九、ズボン下　一枚
二八〇、ワイシャツ　一枚
二八一、ズボン　一枚
二八二、ズボン下　一枚
二八三、ワイシャツ　一枚
二八四、ズボン　一枚
二八五、ズボン下　一枚
二八六、ワイシャツ　一枚
二八七、ズボン　一枚
二八八、ズボン下　一枚
二八九、ワイシャツ　一枚
二九〇、ズボン　一枚
二九一、ズボン下　一枚
二九二、ワイシャツ　一枚
二九三、ズボン　一枚
二九四、ズボン下　一枚
二九五、ワイシャツ　一枚
二九六、ズボン　一枚
二九七、ズボン下　一枚
二九八、ワイシャツ　一枚
二九九、ズボン　一枚
三〇〇、ズボン下　一枚
三〇一、ワイシャツ　一枚
三〇二、ズボン　一枚
三〇三、ズボン下　一枚
三〇四、ワイシャツ　一枚
三〇五、ズボン　一枚
三〇六、ズボン下　一枚
三〇七、ワイシャツ　一枚
三〇八、ズボン　一枚
三〇九、ズボン下　一枚
三一〇、ワイシャツ　一枚
三一一、ズボン　一枚
三一二、ズボン下　一枚
三一三、ワイシャツ　一枚
三一四、ズボン　一枚
三一五、ズボン下　一枚
三一六、ワイシャツ　一枚
三一七、ズボン　一枚
三一八、ズボン下　一枚
三一九、ワイシャツ　一枚
三二〇、ズボン　一枚
三二一、ズボン下　一枚
三二二、ワイシャツ　一枚
三二三、ズボン　一枚
三二四、ズボン下　一枚
三二五、ワイシャツ　一枚
三二六、ズボン　一枚
三二七、ズボン下　一枚
三二八、ワイシャツ　一枚
三二九、ズボン　一枚
三三〇、ズボン下　一枚
三三一、ワイシャツ　一枚
三三二、ズボン　一枚
三三三、ズボン下　一枚
三三四、ワイシャツ　一枚
三三五、ズボン　一枚
三三六、ズボン下　一枚
三三七、ワイシャツ　一枚
三三八、ズボン　一枚
三三九、ズボン下　一枚
三四〇、ワイシャツ　一枚
三四一、ズボン　一枚
三四二、ズボン下　一枚
三四三、ワイシャツ　一枚
三四四、ズボン　一枚
三四五、ズボン下　一枚
三四六、ワイシャツ　一枚
三四七、ズボン　一枚
三四八、ズボン下　一枚
三四九、ワイシャツ　一枚
三五〇、ズボン　一枚
三五一、ズボン下　一枚
三五二、ワイシャツ　一枚
三五三、ズボン　一枚
三五四、ズボン下　一枚
三五五、ワイシャツ　一枚
三五六、ズボン　一枚
三五七、ズボン下　一枚
三五八、ワイシャツ　一枚
三五九、ズボン　一枚
三六〇、ズボン下　一枚
三六一、ワイシャツ　一枚
三六二、ズボン　一枚
三六三、ズボン下　一枚
三六四、ワイシャツ　一枚
三六五、ズボン　一枚
三六六、ズボン下　一枚
三六七、ワイシャツ　一枚
三六八、ズボン　一枚
三六九、ズボン下　一枚
三七〇、ワイシャツ　一枚
三七一、ズボン　一枚
三七二、ズボン下　一枚
三七三、ワイシャツ　一枚
三七四、ズボン　一枚
三七五、ズボン下　一枚
三七六、ワイシャツ　一枚
三七七、ズボン　一枚
三七八、ズボン下　一枚
三七九、ワイシャツ　一枚
三八〇、ズボン　一枚
三八一、ズボン下　一枚
三八二、ワイシャツ　一枚
三八三、ズボン　一枚
三八四、ズボン下　一枚
三八五、ワイシャツ　一枚
三八六、ズボン　一枚
三八七、ズボン下　一枚
三八八、ワイシャツ　一枚
三八九、ズボン　一枚
三九〇、ズボン下　一枚
三九一、ワイシャツ　一枚
三九二、ズボン　一枚
三九三、ズボン下　一枚
三九四、ワイシャツ　一枚
三九五、ズボン　一枚
三九六、ズボン下　一枚
三九七、ワイシャツ　一枚
三九八、ズボン　一枚
三九九、ズボン下　一枚
四〇〇、ワイシャツ　一枚
四〇一、ズボン　一枚
四〇二、ズボン下　一枚
四〇三、ワイシャツ　一枚
四〇四、ズボン　一枚
四〇五、ズボン下　一枚
四〇六、ワイシャツ　一枚
四〇七、ズボン　一枚
四〇八、ズボン下　一枚
四〇九、ワイシャツ　一枚
四一〇、ズボン　一枚
四一一、ズボン下　一枚
四一二、ワイシャツ　一枚
四一三、ズボン　一枚
四一四、ズボン下　一枚
四一五、ワイシャツ　一枚
四一六、ズボン　一枚
四一七、ズボン下　一枚
四一八、ワイシャツ　一枚
四一九、ズボン　一枚
四二〇、ズボン下　一枚
四二一、ワイシャツ　一枚
四二二、ズボン　一枚
四二三、ズボン下　一枚
四二四、ワイシャツ　一枚
四二五、ズボン　一枚
四二六、ズボン下　一枚
四二七、ワイシャツ　一枚
四二八、ズボン　一枚
四二九、ズボン下　一枚
四三〇、ワイシャツ　一枚
四三一、ズボン　一枚
四三二、ズボン下　一枚
四三三、ワイシャツ　一枚
四三四、ズボン　一枚
四三五、ズボン下　一枚
四三六、ワイシャツ　一枚
四三七、ズボン　一枚
四三八、ズボン下　一枚
四三九、ワイシャツ　一枚
四四〇、ズボン　一枚
四四一、ズボン下　一枚
四四二、ワイシャツ　一枚
四四三、ズボン　一枚
四四四、ズボン下　一枚
四四五、ワイシャツ　一枚
四四六、ズボン　一枚
四四七、ズボン下　一枚
四四八、ワイシャツ　一枚
四四九、ズボン　一枚
四五〇、ズボン下　一枚
四五一、ワイシャツ　一枚
四五二、ズボン　一枚
四五三、ズボン下　一枚
四五四、ワイシャツ　一枚
四五五、ズボン　一枚
四五六、ズボン下　一枚
四五七、ワイシャツ　一枚
四五八、ズボン　一枚
四五九、ズボン下　一枚
四六〇、ワイシャツ　一枚
四六一、ズボン　一枚
四六二、ズボン下　一枚
四六三、ワイシャツ　一枚
四六四、ズボン　一枚
四六五、ズボン下　一枚
四六六、ワイシャツ　一枚
四六七、ズボン　一枚
四六八、ズボン下　一枚
四六九、ワイシャツ　一枚
四七〇、ズボン　一枚
四七一、ズボン下　一枚
四七二、ワイシャツ　一枚
四七三、ズボン　一枚
四七四、ズボン下　一枚
四七五、ワイシャツ　一枚
四七六、ズボン　一枚
四七七、ズボン下　一枚
四七八、ワイシャツ　一枚
四七九、ズボン　一枚
四八〇、ズボン下　一枚
四八一、ワイシャツ　一枚
四八二、ズボン　一枚
四八三、ズボン下　一枚
四八四、ワイシャツ　一枚
四八五、ズボン　一枚
四八六、ズボン下　一枚
四八七、ワイシャツ　一枚
四八八、ズボン　一枚
四八九、ズボン下　一枚
四九〇、ワイシャツ　一枚
四九一、ズボン　一枚
四九二、ズボン下　一枚
四九三、ワイシャツ　一枚
四九四、ズボン　一枚
四九五、ズボン下　一枚
四九六、ワイシャツ　一枚
四九七、ズボン　一枚
四九八、ズボン下　一枚
四九九、ワイシャツ　一枚
五〇〇、ズボン　一枚
五〇一、ズボン下　一枚
五〇二、ワイシャツ　一枚
五〇三、ズボン　一枚
五〇四、ズボン下　一枚
五〇五、ワイシャツ　一枚
五〇六、ズボン　一枚
五〇七、ズボン下　一枚
五〇八、ワイシャツ　一枚
五〇九、ズボン　一枚
五一〇、ズボン下　一枚
五一一、ワイシャツ　一枚
五一二、ズボン　一枚
五一三、ズボン下　一枚
五一四、ワイシャツ　一枚
五一五、ズボン　一枚
五一六、ズボン下　一枚
五一七、ワイシャツ　一枚
五一八、ズボン　一枚
五一九、ズボン下　一枚
五二〇、ワイシャツ　一枚
五二一、ズボン　一枚
五二二、ズボン下　一枚
五二三、ワイシャツ　一枚
五二四、ズボン　一枚
五二五、ズボン下　一枚
五二六、ワイシャツ　一枚
五二七、ズボン　一枚
五二八、ズボン下　一枚
五二九、ワイシャツ　一枚
五三〇、ズボン　一枚
五三一、ズボン下　一枚
五三二、ワイシャツ　一枚
五三三、ズボン　一枚
五三四、ズボン下　一枚
五三五、ワイシャツ　一枚
五三六、ズボン　一枚
五三七、ズボン下　一枚
五三八、ワイシャツ　一枚
五三九、ズボン　一枚
五四〇、ズボン下　一枚
五四一、ワイシャツ　一枚
五四二、ズボン　一枚
五四三、ズボン下　一枚
五四四、ワイシャツ　一枚
五四五、ズボン　一枚
五四六、ズボン下　一枚
五四七、ワイシャツ　一枚
五四八、ズボン　一枚
五四九、ズボン下　一枚
五五〇、ワイシャツ　一枚
五五一、ズボン　一枚
五五二、ズボン下　一枚
五五三、ワイシャツ　一枚
五五四、ズボン　一枚
五五五、ズボン下　一枚
五五六、ワイシャツ　一枚
五五七、ズボン　一枚
五五八、ズボン下　一枚
五五九、ワイシャツ　一枚
五六〇、ズボン　一枚
五六一、ズボン下　一枚
五六二、ワイシャツ　一枚
五六三、ズボン　一枚
五六四、ズボン下　一枚
五六五、ワイシャツ　一枚
五六六、ズボン　一枚
五六七、ズボン下　一枚
五六八、ワイシャツ　一枚
五六九、ズボン　一枚
五七〇、ズボン下　一枚
五七一、ワイシャツ　一枚
五七二、ズボン　一枚
五七三、ズボン下　一枚
五七四、ワイシャツ　一枚
五七五、ズボン　一枚
五七六、ズボン下　一枚
五七七、ワイシャツ　一枚
五七八、ズボン　一枚
五七九、ズボン下　一枚
五八〇、ワイシャツ　一枚
五八一、ズボン　一枚
五八二、ズボン下　一枚
五八三、ワイシャツ　一枚
五八四、ズボン　一枚
五八五、ズボン下　一枚
五八六、ワイシャツ　一枚
五八七、ズボン　一枚
五八八、ズボン下　一枚
五八九、ワイシャツ　一枚
五九〇、ズボン　一枚
五九一、ズボン下　一枚
五九二、ワイシャツ　一枚
五九三、ズボン　一枚
五九四、ズボン下　一枚
五九五、ワイシャツ　一枚
五九六、ズボン　一枚
五九七、ズボン下　一枚
五九八、ワイシャツ　一枚
五九九、ズボン　一枚
六〇〇、ズボン下　一枚
六〇一、ワイシャツ　一枚
六〇二、ズボン　一枚
六〇三、ズボン下　一枚
六〇四、ワイシャツ　一枚
六〇五、ズボン　一枚
六〇六、ズボン下　一枚
六〇七、ワイシャツ　一枚
六〇八、ズボン　一枚
六〇九、ズボン下　一枚
六一〇、ワイシャツ　一枚
六一一、ズボン　一枚
六一二、ズボン下　一枚
六一三、ワイシャツ　一枚
六一四、ズボン　一枚
六一五、ズボン下　一枚
六一六、ワイシャツ　一枚
六一七、ズボン　一枚
六一八、ズボン下　一枚
六一九、ワイシャツ　一枚
六二〇、ズボン　一枚
六二一、ズボン下　一枚
六二二、ワイシャツ　一枚
六二三、ズボン　一枚
六二四、ズボン下　一枚
六二五、ワイシャツ　一枚
六二六、ズボン　一枚
六二七、ズボン下　一枚
六二八、ワイシャツ　一枚
六二九、ズボン　一枚
六三〇、ズボン下　一枚
六三一、ワイシャツ　一枚
六三二、ズボン　一枚
六三三、ズボン下　一枚
六三四、ワイシャツ　一枚
六三五、ズボン　一枚
六三六、ズボン下　一枚
六三七、ワイシャツ　一枚
六三八、ズボン　一枚
六三九、ズボン下　一枚
六四〇、ワイシャツ　一枚
六四一、ズボン　一枚
六四二、ズボン下　一枚
六四三、ワイシャツ　一枚
六四四、ズボン　一枚
六四五、ズボン下　一枚
六四六、ワイシャツ　一枚
六四七、ズボン　一枚
六四八、ズボン下　一枚
六四九、ワイシャツ　一枚
六五〇、ズボン　一枚
六五一、ズボン下　一枚
六五二、ワイシャツ　一枚
六五三、ズボン　一枚
六五四、ズボン下　一枚
六五五、ワイシャツ　一枚
六五六、ズボン　一枚
六五七、ズボン下　一枚
六五八、ワイシャツ　一枚
六五九、ズボン　一枚
六六〇、ズボン下　一枚
六六一、ワイシャツ　一枚
六六二、ズボン　一枚
六六三、ズボン下　一枚
六六四、ワイシャツ　一枚
六六五、ズボン　一枚
六六六、ズボン下　一枚
六六七、ワイシャツ　一枚
六六八、ズボン　一枚
六六九、ズボン下　一枚
六七〇、ワイシャツ　一枚
六七一、ズボン　一枚
六七二、ズボン下　一枚
六七三、ワイシャツ　一枚
六七四、ズボン　一枚
六七五、ズボン下　一枚
六七六、ワイシャツ　一枚
六七七、ズボン　一枚
六七八、ズボン下　一枚
六七九、ワイシャツ　一枚
六八〇、ズボン　一枚
六八一、ズボン下　一枚
六八二、ワイシャツ　一枚
六八三、ズボン　一枚
六八四、ズボン下　一枚
六八五、ワイシャツ　一枚
六八六、ズボン　一枚
六八七、ズボン下　一枚
六八八、ワイシャツ　一枚
六八九、ズボン　一枚
六九〇、ズボン下　一枚
六九一、ワイシャツ　一枚
六九二、ズボン　一枚
六九三、ズボン下　一枚
六九四、ワイシャツ　一枚
六九五、ズボン　一枚
六九六、ズボン下　一枚
六九七、ワイシャツ　一枚
六九八、ズボン　一枚
六九九、ズボン下　一枚
七〇〇、ワイシャツ　一枚
七〇一、ズボン　一枚
七〇二、ズボン下　一枚
七〇三、ワイシャツ　一枚
七〇四、ズボン　一枚
七〇五、ズボン下　一枚
七〇六、ワイシャツ　一枚
七〇七、ズボン　一枚
七〇八、ズボン下　一枚
七〇九、ワイシャツ　一枚
七一〇、ズボン　一枚
七一一、ズボン下　一枚
七一二、ワイシャツ　一枚
七一三、ズボン　一枚
七一四、ズボン下　一枚
七一五、ワイシャツ　一枚
七一六、ズボン　一枚
七一七、ズボン下　一枚
七一八、ワイシャツ　一枚
七一九、ズボン　一枚
七二〇、ズボン下　一枚
七二一、ワイシャツ　一枚
七二二、ズボン　一枚
七二三、ズボン下　一枚
七二四、ワイシャツ　一枚
七二五、ズボン　一枚
七二六、ズボン下　一枚
七二七、ワイシャツ　一枚
七二八、ズボン　一枚
七二九、ズボン下　一枚
七三〇、ワイシャツ　一枚
七三一、ズボン　一枚
七三二、ズボン下　一枚
七三三、ワイシャツ　一枚
七三四、ズボン　一枚
七三五、ズボン下　一枚
七三六、ワイシャツ　一枚
七三七、ズボン　一枚
七三八、ズボン下　一枚
七三九、ワイシャツ　一枚
七四〇、ズボン　一枚
七四一、ズボン下　一枚
七四二、ワイシャツ　一枚
七四三、ズボン　一枚
七四四、ズボン下　一枚
七四五、ワイシャツ　一枚
七四六、ズボン　一枚
七四七、ズボン下　一枚
七四八、ワイシャツ　一枚
七四九、ズボン　一枚
七五〇、ズボン下　一枚
七五一、ワイシャツ　一枚
七五二、ズボン　一枚
七五三、ズボン下　一枚
七五四、ワイシャツ　一枚
七五五、ズボン　一枚
七五六、ズボン下　一枚
七五七、ワイシャツ　一枚
七五八、ズボン　一枚
七五九、ズボン下　一枚
七六〇、ワイシャツ　一枚
七六一、ズボン　一枚
七六二、ズボン下　一枚
七六三、ワイシャツ　一枚
七六四、ズボン　一枚
七六五、ズボン下　一枚
七六六、ワイシャツ　一枚
七六七、ズボン　一枚
七六八、ズボン下　一枚
七六九、ワイシャツ　一枚
七七〇、ズボン　一枚
七七一、ズボン下　一枚
七七二、ワイシャツ　一枚
七七三、ズボン　一枚
七七四、ズボン下　一枚
七七五、ワイシャツ　一枚
七七六、ズボン　一枚
七七七、ズボン下　一枚
七七八、ワイシャツ　一枚
七七九、ズボン　一枚
七八〇、ズボン下　一枚
七八一、ワイシャツ　一枚
七八二、ズボン　一枚
七八三、ズボン下　一枚
七八四、ワイシャツ　一枚
七八五、ズボン　一枚
七八六、ズボン下　一枚
七八七、ワイシャツ　一枚
七八八、ズボン　一枚
七八九、ズボン下　一枚
七九〇、ワイシャツ　一枚
七九一、ズボン　一

昭25.11.30.

○同領第四六〇号（杉本ツル子同）
一、換価金　七百九円入銭
二、白木綿袋　一枚
○同領第六一三号（太田富子食糧管理法違反事件）
一、換価金　百二十八円十八銭
○同領第六一二号（中園ミツ子同）
一、同　二百三十二円五銭
○同領第六七一号（田村俊男同）
一、同　八百十四円五十二銭
○同領第六八三号（田中ハルエ同）
一、同　三百十五円八十二銭
○同領第六八〇号（隅田滑同）
令違反事件）
○同領第六九一号（古賀次男物価統制
一、同　二百八十三円二十五銭
○同領第七二八号（中村ナツエ食糧管理法違反事件）
一、換価金　四百九十円五十八銭
○同領第三六七号（河野光子同）
一、同　七百二十八円六十八銭
○同領第七二七号（中広幸子物価統制令違反事件）
一、同　四百二十二円三十七銭
○同領第八六三号（立行正三食糧管理法違反事件）
一、同　四百八円三十五銭
○同領第三六一号（田中ヨシ子同）
一、同　三百四十四円八十二銭
○同領第七四二号（被疑者不詳同）
一、人絹風呂敷　一枚
二、黒木綿袋　一枚
三、人絹風呂敷　一枚
四、手提籠　一個
○同領第七四三号（同）
一、帆布製手提カバン　一個
二、黒木綿袋　一枚
三、換価金　百五十九円五十六銭
○同領第七四五号（同）
一、木綿メリケン袋　一枚
二、木綿メリケン袋　一枚
三、木綿袋　一枚
四、人絹風呂敷　一枚
六、木綿袋　一枚
七、人絹風呂敷　一枚
八、換価金　八百五十八円三十銭
○同領第七四九号（同）
一、白布製手提袋　一個
二、黒木綿袋縞小綿入　一枚
三、換価金　百七十円十四銭
四、紺木綿風呂敷　一枚

○同領第七四六号（同）
一、防水布製ボストンバック　一個
二、換価金　四百六十七円七十一銭
○同領第七三三号（同）
一、白帆布製手提袋　一個
二、茶色手提袋　一個
三、換価金　三百三十六円八十四銭
四、同　五円
五、木綿黒五綿袋　一個
六、人絹風呂敷　一枚
七、白木綿風呂敷　一枚
八、弁当箱　一個
○同領第八一九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同領第七三二号（同）
一、木綿袋　二枚
二、風呂敷　一枚
三、陸軍用雑嚢　一個
四、フエルト製手提　一個
五、換価金　五百三十一円八十七銭
○同領第七三四号（同）
一、木口基線模様入布製手提袋　一個
二、赤格子縞模様入手提袋　一個
三、換価金　四百二十五円四十九銭
四、同　五円
五、白木綿袋　二個
六、赤縞風呂敷　一枚
七、弁当箱　一個
○同領第七三一号（同）
一、換価金　六百十六円五十銭
二、綿製風呂敷　三枚
三、フエルト製手提　一個
四、木綿袋　二枚
○同領第七五一号（同）
一、麻製袋　三個
二、木綿製袋　二個
三、人絹製袋　一個
四、換価金　九百七円四十六銭
○同領第七三五号（同）
一、手提袋　一個
二、換価金　八百七十二円二十四銭
三、同　十五円
四、白木綿袋　二個
五、白木綿袋　一個
六、白木綿黒縞袋　一個
七、人絹風呂敷　一枚
八、木綿風呂縞袋　一個
九、人絹風呂敷　一枚
十、弁当箱　一個

○同領第七四五号（川田長一物価統制令違反事件）
一、ゴム水枕　二個
○同領第四九七号（西中きよ子同）
一、換価金　五百三十九円六十銭
○同領第五八四号（宮下三郎同）
一、同　千五百四十五円六十五銭
○同領第五八一号（秋吉チヨ同）
一、同　四百六十六円五十四銭
○同領第三一八号（柿本忠食糧管理法違反事件）
一、大豆等換価金　五百三十円五十七銭
○同領第三九五号（佐藤美代子同）
一、米等同　四百十四円二十八銭
○同領第三八四号（松田スズ同）
一、落花生同　二百一円八十七銭
○同領第三七五号（山口清同）
一、米等同　二百三十一円五銭
○同領第三八一号（河野つや子同）
一、落花生同　百七十一円六十五銭
○同領第三七四号（岡田トシ子同）
一、米等同　四百十六円九十銭
○同領第四〇〇号（橋本ハル子同）
一、麦等同　二百九十四円二十四銭
○同領第三二五号（中道方重同）
一、米等同　二百八十一円七十八銭
○同領第三一一号（安部アサノ同）
一、同　百七十一円二十八銭
○同領第三三三号（花田千代子同）
一、同　四百六十四円十銭
○同領第三三〇号（秋吉春枝物価統制令違反事件）
一、雛卵等同　八百八十二円
○同領第二五五号（加藤一枝同）
一、鯖等同　四百四円七十銭
○同領第二五七号（金田トヨ子同）
一、サバ等同　三百七十九円七十七銭
○同領第二五二号（谷口キミ子同）
一、いか等同　三百五十七円三十九銭
○同領第二五八号（中村正一同）
一、小麦粉等同　百六十六円九十八銭
○同領第三四六号（山本ヒデ子同）
一、サバ等同　百七十五円三十七銭
○同領第三三一号（松浪達夫同）
一、煮干鰯等同　千七百四十六円二十三銭
○同領第二五九号（浦浜キヨ同）
一、サバ等同　二百六十九円八十銭
○同領第三二二号（川崎ヲサヱ食糧管理法違反事件）
一、米等同　五百七十五円三十六銭

○同領第三九七号（後藤多生子同）
一、乾うどん等換価金　二百四十九円六十九銭
○同領第三七六号（岡マサ子同）
一、米等同　百八十二円三十三銭
○同領第三七九号（木村ウラ同）
一、小麦粉等同　百九十八円十四銭
○同領第四六一号（猶谷チヨ子同）
一、生甘藷等同　金五十二円
○同領第四六二号（森田勇太郎同）
一、米等同　四百九十九円四十銭
○同領第四六三号（伊藤惣右衛門同）
一、同　六百六円四十銭
○同領第四六四号（川原カツ子同）
一、米等同　四百十四円三十八銭
○同領第四六五号（岡田スミ子同）
一、同　二百六十四円十五銭
○同領第三一五号（吉田マキ子臨時物資需給調整法違反事件）
一、真いか同　千百九十六円七十銭

大月区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年押第二四七号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　五百八十三円
二、風呂敷　二枚
○同押第二六二号（同）
一、換価金　九千四百八十一円
二、風呂敷　十六枚
三、布袋　三枚
四、手提籠　一個
五、リュックサック　一個
○同押第二六三号（同）
一、換価金　九千六百八十四銭
二、風呂敷　十枚
三、布袋　四枚
四、手提籠　一個
○同押第二六四号（同）
一、換価金　二千六百六十四円
二、風呂敷　四枚
三、布袋　二枚
四、手提籠　一個
○同押第二六五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二六六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二六七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二六八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二六九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二七九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二八九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第二九九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三〇九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三一九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三二九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三三九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三四九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三五九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三六九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七四号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七五号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七六号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七七号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七八号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三七九号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三八〇号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三八一号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三八二号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三八三号（同）
一、換価金　七百円七十四銭
二、布製鞄　二個
三、木綿袋　四枚
四、風呂敷　四枚
○同押第三八四号（同）
一、換価金　二千四百四十六円
二、風呂敷　四枚
三、布袋　二枚
四、手提籠　一個
○同押第二六五号（同）
一、換価金　二千八百四十一円
二、風呂敷　八枚
三、布袋　五枚
四、手提籠　一個
○同押第二六六号（同）
一、換価金　三千九百四十円
二、風呂敷　七枚
三、布袋　十二枚
四、手提袋　一個
五、手提籠　一個
○同押第二六七号（同）
一、換価金　千八百九十五円
二、風呂敷　二枚
三、布袋　三枚
四、リュックサック　一個
○同押第二六八号（同）
一、換価金　六千七百七十一円
二、風呂敷　十四枚
三、布袋　十四枚
四、手提袋　三枚
五、リュックサック　三個

新津区検察庁
左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十五年領第二五号（樋口彦七窃盗事件）
一、黒色ラシヤマント　一枚
二、黒色古ラシヤマント　一枚
三、茶色男物オーバー　一枚
四、ポンプ用ホース（七米位）　一本
○同領第四七号（田村太郎ことチョンテイムイ同）
一、赤色子供用防水雨具　一枚
二、黒ラシヤオーバー　一枚
三、紺ラシヤオーバー　一枚
四、竹行李　三個
五、黒木綿足袋　一足
六、女物婦袢　一枚
七、女物綿入　一枚
八、男物カッギ　一枚
九、男物綿入　一枚
十、男物山着　一枚
十一、女物羽二重襦袢　一枚
十二、白ハカマ　一枚
十三、女物紋付　一枚
十四、蔵錠　一個
十五、黒色ラシヤ乗馬ズボン　一枚
十六、バリ　二丁

裁判所公告（日本新聞含）

○公示催告

㊀昭和二十五年（ヘ）第八一一号

広島県佐伯郡五日市町楽々園
申立人　中村　成一

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）
一、日本石油株式会社株券
記号番号　あ已第一二三三五六号
株券額面　金五千円也
発行者　東京都中央区日本橋通一丁目七番地日本石油株式会社
最終名義人　永野彌一
最終所持人　中村成一
記号番号　あ戊第三五三五七号
株券額面　金二千五百円也
発行者　東京都中央区日本橋通一丁目七番地日本石油株式会社
最終名義人　永野彌一
最終所持人　中村成一

㊀昭和二十五年（ヘ）第九四九号

東京都千代田区大手町二の八
申立人　大和証券株式会社
右取締役　加藤　和根
右代理人弁護士　昌子　篤俊

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）
目　録
東邦海運株式会社株式百株券一枚
額面　金五千円
記号番号　は丙第一二二七号
一株の金額　五十円拂込済

昭和二十五年（ヘ）第九八九号
埼玉県北足立郡興野町大字上落合
六百七十二番地
申立人　友愛自動車株式会社
右代表取締役　小西　貞亮

別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十三日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

（別紙）
目　録
一日本郵船株式会社親株式百株券三枚、十株券十枚、
百株券三枚
記号番号　C第二六四八五。ハ第八三一〇。ハ第八三一一
額面　金五千円
十株券　十枚
ゑ第二八四二七、同第二八四七一、同第二八四七二、同第一七四八一、同第一七四八二、同第一七四八三、同第一七四八四、同第一七四八五、同第一七四八六、同第一七四八七、同第一四六四八、同第一四六四九、同第一四六五〇、同第一四六五一、同第一四六五二、同第一四六五三、同第一四六五四、同第一四六五五、同第一四六五六、同第一四六五七、同第一四六五八、同第一四六五九、同第一四六六〇、同第一四六六一、同第一四六六二、同第一四六六三、同第一四六六四、同第一四六六五、同第一四六六六、同第一四六六七、同第一四六六八、同第一四六六九、同第一四六七〇、同第一四六七一、同第一四六七二、同第一四六七三、同第一四六七四、同第一四六七五、同第一四六七六、同第一四六七七、同第一四六七八、同第一四六七九、同第一四六八〇、同第一四六八一、同第一四六八二、同第一四六八三、同第一四六八四、同第一四六八五、同第一四六八六、同第一四六八七、同第一四六八八、同第一四六八九、同第一四六九〇、同第一四六九一、同第一四六九二、同第一四六九三、同第一四六九四、同第一四六九五、同第一四六九六、同第一四六九七、同第一四六九八、同第一四六九九、同第一四七〇〇、同第一四七〇一、同第一四七〇二、同第一四七〇三、同第一四七〇四、同第一四七〇五、同第一四七〇六、同第一四七〇七、同第一四七〇八、同第一四七〇九、同第一四七一〇、同第一四七一一、同第一四七一二、同第一四七一三、同第一四七一四、同第一四七一五、同第一四七一六、同第一四七一七、同第一四七一八、同第一四七一九、同第一四七二〇、同第一四七二一、同第一四七二二、同第一四七二三、同第一四七二四、同第一四七二五、同第一四七二六、同第一四七二七、同第一四七二八、同第一四七二九、同第一四七三〇、同第一四七三一、同第一四七三二、同第一四七三三、同第一四七三四、同第一四七三五、同第一四七三六、同第一四七三七、同第一四七三八、同第一四七三九、同第一四七四〇、同第一四七四一、同第一四七四二、同第一四七四三、同第一四七四四、同第一四七四五、同第一四七四六、同第一四七四七、同第一四七四八、同第一四七四九、同第一四七五〇、同第一四七五一、同第一四七五二、同第一四七五三、同第一四七五四、同第一四七五五、同第一四七五六、同第一四七五七、同第一四七五八、同第一四七五九、同第一四七六〇、同第一四七六一、同第一四七六二、同第一四七六三、同第一四七六四、同第一四七六五、同第一四七六六、同第一四七六七、同第一四七六八、同第一四七六九、同第一四七七〇、同第一四七七一、同第一四七七二、同第一四七七三、同第一四七七四、同第一四七七五、同第一四七七六、同第一四七七七、同第一四七七八、同第一四七七九、同第一四七八〇、同第一四七八一、同第一四七八二、同第一四七八三、同第一四七八四、同第一四七八五、同第一四七八六、同第一四七八七、同第一四七八八、同第一四七八九、同第一四七九〇、同第一四七九一、同第一四七九二、同第一四七九三、同第一四七九四、同第一四七九五、同第一四七九六、同第一四七九七、同第一四七九八、同第一四七九九、同第一四八〇〇、同第一四八〇一、同第一四八〇二、同第一四八〇三、同第一四八〇四、同第一四八〇五、同第一四八〇六、同第一四八〇七、同第一四八〇八、同第一四八〇九、同第一四八一〇、同第一四八一一、同第一四八一二、同第一四八一三、同第一四八一四、同第一四八一五、同第一四八一六、同第一四八一七、同第一四八一八、同第一四八一九、同第一四八二〇、同第一四八二一、同第一四八二二、同第一四八二三、同第一四八二四、同第一四八二五、同第一四八二六、同第一四八二七、同第一四八二八、同第一四八二九、同第一四八三〇、同第一四八三一、同第一四八三二、同第一四八三三、同第一四八三四、同第一四八三五、同第一四八三六、同第一四八三七、同第一四八三八、同第一四八三九、同第一四八四〇、同第一四八四一、同第一四八四二、同第一四八四三、同第一四八四四、同第一四八四五、同第一四八四六、同第一四八四七、同第一四八四八、同第一四八四九、同第一四八五〇、同第一四八五一、同第一四八五二、同第一四八五三、同第一四八五四、同第一四八五五、同第一四八五六、同第一四八五七、同第一四八五八、同第一四八五九、同第一四八六〇、同第一四八六一、同第一四八六二、同第一四八六三、同第一四八六四、同第一四八六五、同第一四八六六、同第一四八六七、同第一四八六八、同第一四八六九、同第一四八七〇、同第一四八七一、同第一四八七二、同第一四八七三、同第一四八七四、同第一四八七五、同第一四八七六、同第一四八七七、同第一四八七八、同第一四八七九、同第一四八八〇、同第一四八八一、同第一四八八二、同第一四八八三、同第一四八八四、同第一四八八五、同第一四八八六、同第一四八八七、同第一四八八八、同第一四八八九、同第一四八九〇、同第一四八九一、同第一四八九二、同第一四八九三、同第一四八九四、同第一四八九五、同第一四八九六、同第一四八九七、同第一四八九八、同第一四八九九、同第一四九〇〇、同第一四九〇一、同第一四九〇二、同第一四九〇三、同第一四九〇四、同第一四九〇五、同第一四九〇六、同第一四九〇七、同第一四九〇八、同第一四九〇九、同第一四九一〇、同第一四九一一、同第一四九一二、同第一四九一三、同第一四九一四、同第一四九一五、同第一四九一六、同第一四九一七、同第一四九一八、同第一四九一九、同第一四九二〇、同第一四九二一、同第一四九二二、同第一四九二三、同第一四九二四、同第一四九二五、同第一四九二六、同第一四九二七、同第一四九二八、同第一四九二九、同第一四九三〇、同第一四九三一、同第一四九三二、同第一四九三三、同第一四九三四、同第一四九三五、同第一四九三六、同第一四九三七、同第一四九三八、同第一四九三九、同第一四九四〇、同第一四九四一、同第一四九四二、同第一四九四三、同第一四九四四、同第一四九四五、同第一四九四六、同第一四九四七、同第一四九四八、同第一四九四九、同第一四九五〇、同第一四九五一、同第一四九五二、同第一四九五三、同第一四九五四、同第一四九五五、同第一四九五六、同第一四九五七、同第一四九五八、同第一四九五九、同第一四九六〇、同第一四九六一、同第一四九六二、同第一四九六三、同第一四九六四、同第一四九六五、同第一四九六六、同第一四九六七、同第一四九六八、同第一四九六九、同第一四九七〇、同第一四九七一、同第一四九七二、同第一四九七三、同第一四九七四、同第一四九七五、同第一四九七六、同第一四九七七、同第一四九七八、同第一四九七九、同第一四九八〇、同第一四九八一、同第一四九八二、同第一四九八三、同第一四九八四、同第一四九八五、同第一四九八六、同第一四九八七、同第一四九八八、同第一四九八九、同第一四九九〇、同第一四九九一、同第一四九九二、同第一四九九三、同第一四九九四、同第一四九九五、同第一四九九六、同第一四九九七、同第一四九九八、同第一四九九九、同第一五〇〇〇、同第一五〇〇一、同第一五〇〇二、同第一五〇〇三、同第一五〇〇四、同第一五〇〇五、同第一五〇〇六、同第一五〇〇七、同第一五〇〇八、同第一五〇〇九、同第一五〇一〇、同第一五〇一一、同第一五〇一二、同第一五〇一三、同第一五〇一四、同第一五〇一五、同第一五〇一六、同第一五〇一七、同第一五〇一八、同第一五〇一九、同第一五〇二〇、同第一五〇二一、同第一五〇二二、同第一五〇二三、同第一五〇二四、同第一五〇二五、同第一五〇二六、同第一五〇二七、同第一五〇二八、同第一五〇二九、同第一五〇三〇、同第一五〇三一、同第一五〇三二、同第一五〇三三、同第一五〇三四、同第一五〇三五、同第一五〇三六、同第一五〇三七、同第一五〇三八、同第一五〇三九、同第一五〇四〇、同第一五〇四一、同第一五〇四二、同第一五〇四三、同第一五〇四四、同第一五〇四五、同第一五〇四六、同第一五〇四七、同第一五〇四八、同第一五〇四九、同第一五〇五〇、同第一五〇五一、同第一五〇五二、同第一五〇五三、同第一五〇五四、同第一五〇五五、同第一五〇五六、同第一五〇五七、同第一五〇五八、同第一五〇五九、同第一五〇六〇、同第一五〇六一、同第一五〇六二、同第一五〇六三、同第一五〇六四、同第一五〇六五、同第一五〇六六、同第一五〇六七、同第一五〇六八、同第一五〇六九、同第一五〇七〇、同第一五〇七一、同第一五〇七二、同第一五〇七三、同第一五〇七四、同第一五〇七五、同第一五〇七六、同第一五〇七七、同第一五〇七八、同第一五〇七九、同第一五〇八〇、同第一五〇八一、同第一五〇八二、同第一五〇八三、同第一五〇八四、同第一五〇八五、同第一五〇八六、同第一五〇八七、同第一五〇八八、同第一五〇八九、同第一五〇九〇、同第一五

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

発行者　別子鉱業株式会社取締役社長田中外次
発行年月日　昭和二十五年三月一日
現在株主　秋山謙吉　同上
最終所持人

●昭和二十五年（ヘ）第九七六号

三重県度会郡有田村大字井倉百七十一番地　申立人　西岡まさへ

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠

（別紙）　目　録

一日本石油株式会社株式一百株券三枚記号　あ已第自一五七九二号あ已第至一五七九四号
額面金額　金五千円
発行者　日本石油株式会社
最終名義人　西岡まさへ
一日本石油株式会社株式一百株券一枚記号　ほ已第七〇一一三号
最終名義人　丹下彌太郎
一日本石油株式会社株式一百株券一枚記号　あ已第六〇五〇五号
最終名義人　枡谷広治
一太平鉱業株式会社株式一百株券三枚記号　自ラ第二一二九七号至ラ第二一二九九号
額面金額　五千円
発行者　太平鉱業株式会社
最終名義人　西岡まさへ

●昭和二十五年（ヘ）第九九四号

東京都港区芝公園四号地　申立人　長谷川清彦
右代理人　菊島　金六

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠

（別紙）　目　録

一額面金額　金五十円（一株につき）
一拂込金額　金五十円（一株につき）但し、浅野セメント株式会社株券は金二十二円五十銭
一最終名義人　長谷川清彦
一日本発送電株式会社株式記番号　い丙四二八七七
発行日　昭和十四年七月一日
一株式会社松屋株式記番号　ち第四三七二号、ち第四三七三号
発行日　大正十四年三月一日
一浅野セメント株式会社株式記番号　自り甲二七四一至同二七四六、自り甲七五五二至同七五五五
発行日　昭和二年六月六日
一大日本麦酒株式会社株式記番号　乙自三五九一八至同三五九二一、乙六一五八
発行日　大正九年八月一日

●昭和二十五年（ヘ）第一〇〇〇号

東京都目黒区下目黒二丁目四〇九番地　申立人　内田　俊一
右代理人　峯　常朝

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠

（別紙）　目　録

味の素株式会社株式二百株分
一種類枚数　(イ)(ロ)共)百株券二枚
一記号番号　(イ)A甲第一三七七号(ロ)B甲第四一六二号
一額面金額　(イ)(ロ)共)金五千円也
一拂込金額　(イ)(ロ)共)金五千円也（全額拂込済）
一発行年月日　(イ)昭和二十四年六月一日(ロ)昭和二十四年十二月一日
一最終名義人　内田俊一
一株券発行者　(イ)(ロ)共)味の素株式会社取締役社長道面豊信

●昭和二十五年（ヘ）第一〇〇四号

大阪市浪速区桜川四丁目一四三五番地　申立人　内堀　米三

別紙表示の送金小切手に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年六月二十日迄に当裁判所に権利を届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十四日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　綠

（別紙）　目　録

一送金小切手一通
番号　第八〇号
金額　金四十万円也
発行地　大阪市
発行日　昭和二十五年十月九日
受取人　持参人拂
支拂地　東京都
支拂銀行　株式会社大和銀行東京支店
振出人　株式会社大和銀行大正橋支店
最終所持人　内堀米三

●昭和二十五年（ヘ）第一一号

市川市大字市川千六十七番地　申立人　小沢　昭

別紙目録表示の小切手について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年六月三十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出で且その小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月九日
市川簡易裁判所
裁判官　糟谷清吠

（別紙）　目　録

一小切手一枚
証書　ALOOOO五五四号
額面　金三万一千百九十九円也
振出年月日　昭和二十五年十月十八日
振出地　市川市
振出人　市川市国立国府台病院長心得支出官厚生技官小櫃信
支拂人　市川市日本銀行市川代理店
最終所持人　市川市大字市川千六十九番地小沢昭

●昭和二十五年（ヘ）第一二号

京都市上京区室町新町の間一條上ル一松町五〇六番地　申立人　桑畑　洋太郎
亡桑畑直吉相続人
同所同番地　亡桑畑直吉相続人　桑畑　明世
同所同番地　亡桑畑直吉相続人
右未成年者三名の親権者母　桑畑　ゆき
同　右申立人五名　代理人弁護士　杉原弁太郎

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十六年七月三日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月四日
枚方簡易裁判所

（別紙）　目　録

一株式番号　自丙第二五七四七号至丙第二五七五三号
一額面金　五千円也　七枚
一拂込金額　一株に付金五十円也
一発行者　京阪電鉄株式会社
一最終株式名義人　桑畑直吉
一最終所持人　桑畑直吉

●昭和二十五年（ヘ）第三一号

神戸市生田区浪花町五十九番地の一　申立人　姫田証券株式会社
右代表取締役　姫田　市松

右申立人から別紙表示の株券に付公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十六年六月二十八日午前十時迄に当裁判所に権利の届出と其の株券を提出されたい。若し期日迄に右の届出と提出をしないと其の株券の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月六日
神戸簡易裁判所
裁判官　中村友一

（別紙）　目　録

一日本毛織株式会社新株式四十株券記号番号　ハ新丙自第一〇二七二号至一〇二七五号
一株の金額　金五十円也
各株に付拂込みたる株金額　金五十円也
各株券発行者　日本毛織株式会社
各株券最後の名義人　藤原藤三郎
各株券最後の所持人　姫田証券株式会社

●昭和二十五年（ヘ）第七号

和歌山県西牟婁郡新庄村四三七番地　申立人　新庄村自給製塩組合

右申立代表者理事　倉谷　富蔵

別紙目録表示の証書に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十六年七月十日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合にはその無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月十三日
安城簡易裁判所
裁判官　西川銕吉

（別紙）　目　録

一証書　貨物引換証
発行日　昭和二十二年八月四日
番号　第〇〇九九号
発行者　日本通運株式会社紀伊新庄営業所
品名　食塩四三五箇
価格　金三十三万九千三百円
荷送人　新庄村自給製塩組合
荷受人　館野栄太郎
取扱店　日本通運株式会社安城支店上横須賀営業所

別紙目録表示の小切手について前記申立人から公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十六年六月三十日午前十時迄に当裁判所に其の権利を届出で且その小切手を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十一月九日
市川簡易裁判所
裁判官　糟谷清吠

（別紙）　目　録

小切手一通
内訳
一小切手番号　IYOOO一七七四四号
一額面　金六万五千四百円也
一支拂地　広島市
一支拂場所　日本銀行広島支店
一振出地　広島市
一振出年月日　昭和二十五年七月三日
一振出人住所氏名　広島市基町一番地中国四国地方建設局広島工事事務所資金前渡官吏建設事務官藤原太介
一受取人　中国砂利株式会社吉岡一美

●昭和二十五年（ヘ）第八号

広島市猿楽町四十四番地　申立人　中国砂利株式会社右代表取締役　吉岡　一美

別紙表示の証券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十六年五月十四日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に前記証券を提出されたい。若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十五年十月二十八日
広島簡易裁判所
裁判官　瞿曇竣劇

（別紙）　目　録

小切手一通
内訳
一小切手番号　IYOOO一七七四四号
一額面　金六万五千四百円也
一支拂地　広島市
一支拂場所　日本銀行広島支店
一振出地　広島市
一振出年月日　昭和二十五年七月三日
一振出人住所氏名　広島市基町一番地中国四国地方建設局広島工事事務所資金前渡官吏建設事務官藤原太介
一受取人　中国砂利株式会社吉岡一美

定価　一部　二円　所　東京都新宿区市谷本村町
（官報本紙読者には無料添附）　行　印　刷　庁
送料　実費　発　電話九段五三一一　官報課
振替東京二〇〇〇